

横浜 I Rの誘致に係る取組
の振り返り

令和4年9月
横浜市

目次 (1/2)

第 1	はじめに	1
第 2	これまでの主な経過	2
第 3	主な取組・動き	16
1	I R 検討から誘致の意思決定等の経過	16
(1)	I R 検討から誘致の意思決定までの経過 (まとめ)	16
(2)	国等の主な動き	25
(3)	市等における I R 検討の取組等	40
(4)	公募に向けた取組	88
(5)	市会での議論等	100
(6)	予算の執行状況	146
(7)	事業者への対応	148
2	広報・広聴の取組	150
(1)	広報・広聴の取組 (まとめ)	150
(2)	様々な広報の取組	155
(3)	市民説明会の実施	162
(4)	広聴等の状況	175
3	ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組	192
(1)	ギャンブル等依存症対策基本法の成立	192
(2)	ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定	194
(3)	横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査の実施	194
(4)	横浜 I R を考えるシンポジウムの実施	196
(5)	I R 懸念事項対策検討調査の実施	197
(6)	I R 設置に伴う懸念事項対策の検討・実施に係るヒアリングの実施	197
(7)	横浜 I R を考える有識者対談の実施	197
(8)	I R に伴う懸念事項対策に係る費用	198
(9)	負の影響・社会的コストについて	198
4	経済的社会的効果	212
(1)	I R 等新たな戦略的都市づくり検討調査【平成 26 年度】	212
(2)	I R に関する事業者への情報提供依頼 (R F I)	213
(3)	R F C	218
(4)	新型コロナウイルス感染症の影響	219
(5)	オンラインカジノ等の状況 (米国)	222

目次 (2/2)

第4	外部有識者による考察.....	226
I	井上 光昭 氏（公認会計士）.....	228
II	幸田 雅治 氏（神奈川大学法学部教授）.....	244
III	田中 紀子 氏（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表）.....	256
IV	福田 敦 氏（関東学院大学経営学部教授）.....	268
V	藤原 静雄 氏（中央大学法科大学院教授）.....	278
VI	有限責任 あずさ監査法人（監査法人）.....	292
第5	今後の施策への活用等.....	315
1	検討の経過と今後の活用.....	315
2	観光・経済の活性化に関する事項.....	316
3	懸念事項への対策(犯罪の発生の予防等、ギャンブル等依存症対策)に関する事項	320
4	山下ふ頭周辺のインフラ整備に関する事項.....	323
5	広報・広聴の取組に関する事項.....	326
第6	市におけるIR誘致の取組の振り返り.....	328
	<参考>本報告書で使用している略語.....	334

第1 はじめに

I Rは、民間ならではの自由な発想を生かし、日本の新たな観光の原動力となり、「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」などの経済的社会的効果が期待される一方、I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設に起因する懸念事項への不安の声がある施策です。

市は、平成25年の自民党・日本維新の会・生活の党によるI R推進法案の提出等を踏まえ、今後見込まれる生産年齢人口の減少等による、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中で、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の安全・安心な生活を確保していくための方策の一つとして、I Rに関する基礎的な調査に着手しました。

平成27年4月、自民党・維新の党・次世代の党による法案が衆議院へ再提出され、平成28年12月にI R推進法がギャンブル等依存症への対応等を求める16の附帯決議とともに可決・成立しました。しかしながら、I R推進法では、日本型I Rの制度詳細は定められていないこと、また、ギャンブル等依存症などの懸念事項の検討が必要であることから、市としてI Rの導入をする・しないの判断ができませんでした。

平成30年7月、ギャンブル等依存症対策基本法及びI R整備法が成立し、日本型I Rの定義や根本原則等が明らかになるとともに法制が徐々に整ってきました。

そのような中で、令和元年8月22日、国の制度設計が明らかになりつつあること、事業者の投資意欲、経済的社会的効果、懸念事項対策などの市における調査の結果等を踏まえ、市の課題解決のためにI Rを実現する必要があると判断し、I R誘致の意思を表明しました。

誘致の意思表示後、令和元年9月補正予算においてI Rの検討・準備に係る予算を計上するとともに、11月にはI R推進室を設置し、I R整備法に基づく実施方針の策定に向け、(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(I R)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)を実施するなど、本格的な検討・準備を開始しました。

その後、令和3年1月に実施方針を策定・公表の上、設置運営事業予定者の公募を開始しました。市は2グループから提案を受け、提案内容の審査を進めていましたが、令和3年8月22日に執行された横浜市長選において新市長が誕生。令和3年9月10日、令和3年第3回市会定例会の所信表明において、市長がI R誘致の撤回を表明したことから、横浜市は公募手続きなどI R推進に係る業務を中止しました。

横浜におけるI Rの中止に伴い、これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしないよう、I Rの誘致決定に至る市の意思決定の経過や検討内容等を改めて振り返るとともに、それらを庁内及び市民にフィードバックするため、本報告書を作成することとしました。

第2 これまでの主な経過

年	月	日	国等の動き
H11(1999)	4	11	【東京都】石原慎太郎氏が東京都知事に当選(お台場カジノ構想を提唱)
H11(1999)	8		【国】民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立
H14(2002)	12		【国】自民党に「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足
H15(2003)	6		【東京都】国に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望
H22(2010)	4	14	【国】自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足
H23(2011)	8		【国】国際観光産業振興議員連盟が議員立法による「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」案を公表
H24(2012)	1	31	【国】国際観光産業振興議員連盟が検討していたIR推進法案を民主党内閣部門会議で議論
H25(2013)	12	5	【国】自民党・日本維新の会・生活の党がIR推進法案を衆議院に提出
H26(2014)	6	24	【国】「日本再興戦略」改定 2014 にIRを明記
	7		【国】内閣官房に検討チームが発足
H27(2015)	3		【国】特定複合観光施設区域に関する海外事例調査の報告
	4	28	【国】自民党・維新の党・次世代の党がIR推進法案を衆議院に再提出
	10		【国】特定複合観光施設区域に関する海外事例調査(依存症対策、区域設定等)の報告

年	月	日	市等の動き
H23(2011)	2	4	都心部活性化特別委員会が報告書において「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等について市に調査検討の実施を求める提言
H24(2012)	5	10	横浜経済活性化特別委員会が報告書においてカジノの導入に向けた調査研究の実施を市に求める
H26(2014)	1	30	IRの検討を初めて計画に記載した「新たな中期計画の基本的方向」を公表
	4	18	IR検討プロジェクトを設置
H27(2015)	12	26	「横浜市中期4か年計画 2014～2017」の確定
	2	23	「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」を策定
	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」報告書
	9	14	「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定
H28(2016)	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その2)」報告書
	12	5	特定複合観光施設区域の導入に向けた検討について横浜市経営会議に付議

年	月	日	国等の動き
H28(2016)	12	15	【国】IR推進法成立 ※附帯決議 16 項目
H29(2017)	3	24	【国】IR推進本部を設置
	4	3	【大阪】大阪府・大阪市共同でIR推進局を設置
	4	6	【国】有識者によるIR推進会議で検討を開始
	7	31	【国】「IR推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」を公表
	8		【国】全国9ブロックで説明・公聴会を開催
	9	29	【国】国内のギャンブル等依存に関する疫学調査の中間とりまとめを公表
	10	1	【長崎】IR推進室を設置
	11	22	【長崎】IR導入にかかるアイデア募集(RFI)の実施を公表
	12	15	【国】「IR推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関するパブリックコメントの結果を公表
H30(2018)	5	29	【和歌山】和歌山県IRに関する投資意向調査(RFI)の実施を公表
	7	6	【国】ギャンブル等依存症対策基本法成立
	7	20	【国】IR整備法成立 ※附帯決議 31 項目
	8		【国】区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会を開催
	9	4	【和歌山】IR推進室を設置
	9	28	【国】区域整備計画の認定に係る意向確認等調査を実施
	12		【国】IR整備法に係る実務者向け説明会を開催

年	月	日	市等の動き
H29(2017)	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その3)」報告書
	7	30	横浜市長選挙で林文子氏が当選
H30(2018)	7	23	IR(統合型リゾート)に関する事業者への情報提供依頼(RFI)の実施を公表
	8	7	区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会へ出席
	8	20	情報提供依頼(RFI) 事前説明会開催
	9	21	情報提供依頼(RFI) 調査票提出期限
	10	4	「横浜市中期4か年計画 2018～2021」の確定

年	月	日	国等の動き
H31(2019)	2	1	【国】IR整備法施行令(案)を公表 パブリックコメント実施(2/1～3/4)
	3	7	【国】「ギャンブル等依存症対策推進基本計画(案)」を公表 パブリックコメント実施(3/7～3/26)
	4	1	【国】IR整備法施行令 施行
	4	19	【国】「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」閣議決定
	4	24	【大阪】「(仮称)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」のコンセプト募集を実施
R1(2019)	7	10	【大阪】「大阪IR基本構想(案)」を公表 パブリックコメント実施(7/10～8/9)
	8	29	【事業者】シーザーズ・エンターテインメントが日本市場からの撤退を発表
	9	4	【国】基本方針(案)を公表 パブリックコメント実施(9/4～10/3)

年	月	日	市等の動き
H31(2019)	2		有識者ヒアリングを実施
	3	31	「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」報告書
R1(2019)	6		IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会を開催 (4方面:中区 6/25、保土ヶ谷区 6/25、都筑区 6/26、戸塚区 6/26)
	8	21	「横浜市におけるIR(統合型リゾート)の方針について」方針決裁
	8	22	IR誘致の意思を表明し、「IRの実現に向けて」を発表
	9		令和元年第3回市会定例会政策・総務・財政委員会で3日間審議(9/11、9/13、9/17)

年	月	日	国等の動き
R1(2019)	9	19	【大阪】「(仮称)大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業」のコンセプト募集の提案者を公表
	10	18	【国】カジノ管理委員会を設置する政令を閣議決定
	11	19	【国】基本方針(案)(申請期間に関する部分)、申請期間の政令(案)、及び国土交通省令(案)(区域整備計画に記載する事項など)についてを公表 パブリックコメント実施(11/19～12/18)
	12	24	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者の公募を開始
R2(2020)	1	7	【国】カジノ管理委員会が発足

年	月	日	市等の動き	
R1(2019)	9	20	令和元年9月補正予算議決	
	10	16	(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)の実施を公表	
	11	1	都市整備局IR推進室設置	
	11	6	地元経済団体等が「統合型リゾート(IR)横浜推進協議会」を設立	
	11	20	IR推進プロジェクトを設置	
	12		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(中区 12/4、神奈川区 12/9、西区 12/14、金沢区 12/19、鶴見区 12/21、磯子区 12/26)	
	12		広報よこはま特別号(第1回)発行	
	R2(2020)	1		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(南区 1/17、旭区 1/20、保土ヶ谷区 1/23、港南区 1/28)
		1		第1回[横浜]統合型リゾート産業展(パシフィコ横浜)(1/29、1/30)
		2		IR(統合型リゾート)市民説明会を開催(緑区 2/11、港北区 2/14)
2		20	新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に伴う「IR(統合型リゾート)市民説明会」の開催延期について公表	
3		6	「横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)」を公表 パブリックコメント実施(3/6～4/6)	

年	月	日	国等の動き
R2(2020)	3	30	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募を開始
	5	12	【事業者】ラスベガス・サンズが日本でのカジノプロジェクトの断念を表明
	6	1	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係るスケジュールを変更(緊急事態宣言が発令されていた期間(令和2年4月7日～5月25日(49日間))に相当する期間について延長)
	6	23	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業者の公募に係る提案審査書類の提出期限を延長(当初:令和2年7月⇒当面の間)
	8		【事業者】ウィン・リゾーツが国際事業戦略の見直しとして横浜オフィスを閉鎖
	10	9	【国】基本方針(修正案)を公表 パブリックコメント実施(10/9～11/7)
	10	9	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係るスケジュールの変更を発表
	10		【国】娯楽と健康に関する調査を実施(10月～12月)

年	月	日	市等の動き
R2(2020)	3	24	令和2年度予算議決
	4	1	広報動画「横浜の輝く未来のために～横浜イノベーションIR～」を公表
	4	10	横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査実施結果を公表
	7	14	市長説明動画「IR(統合型リゾート)の実現に向けて」を公表
	8	24	横浜イノベーションIR公式ウェブサイトの開設
	8	28	「横浜IR(統合型リゾート)の方向性」を公表
	10	13	(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)提案概要を公表するとともに追加募集を開始
	11	17	第1回横浜イノベーションIR協議会を開催

年	月	日	国等の動き
R2(2020)	12	18	【国】基本方針、IR推進本部におけるIR事業者との接触ルールを決定 申請期間を定める政令を閣議決定
R3(2021)	1	7	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募を開始
	3	19	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る第一次審査通 過者名を公表
	3	25	【神奈川県】神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画を公表
	4	2	【国】カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則(案)を公表 パブリックコメント実施(4/2～5/9)

年	月	日	市等の動き
R2(2020)	11		広報よこはま特別号(第2回) 発行
	11	30	第1回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
	12	14	第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
	12	17	横浜イノベーションIR公式 Facebook の開設
	12	20	「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催
	12	21	第2回横浜イノベーションIR協議会を開催
R3(2021)	1	6	令和3年第1回市会臨時会の開会(住民投票条例の制定)(1/8 否決)
	1	14	実施方針の策定及び公募の開始について横浜市経営会議に付議
	1	21	実施方針の策定及び公募の開始について方針決裁 追加RFC提案概要を公表 横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募を開始
	2		IR(統合型リゾート)事業説明会を開催(2/6、2/12、2/20、2/26)
	3		横浜イノベーションIRイメージビジュアルによる広報展開を開始
	3		IR(統合型リゾート)事業説明会を開催(3/7、3/14)
	3		広報よこはま特別号(第3回) 発行
	3	23	令和3年度予算議決
	3	27	「横浜イノベーションIRオンラインシンポジウム～横浜IRで目指すもの～」を開催
	4		横浜イノベーションIR広報冊子 発行

年	月	日	国等の動き
R3(2021)	5	17	【事業者】ギャラクシー・エンターテインメントが、横浜市の設置運営事業予定者の公募への応募見送りを表明
	7	16	【国】カジノ管理委員会関係特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る優先交渉権者の選定について公表
	7	20	【和歌山】和歌山県特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る優先交渉権者の選定について公表
	8	10	【長崎】九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業の公募に係る設置運営事業予定者の選定について公表
	9	28	【大阪】大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業設置運営事業予定者選定結果の公表

年	月	日	市等の動き
R3(2021)	5	31	横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募における資格審査通過者数を公表
	6	11	横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募における提案審査参加者数を公表
	7	12	第3回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
	7	16	第4回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
	7	19	「横浜IRを考える有識者対談」を公表
	7		横浜イノベーションIR企画展示を開催(7/27～8/7)
	7		横浜イノベーションIR PR動画「横浜IRで体験できること」を公表
	8	22	横浜市長選挙で山中竹春氏が当選
	9	10	IR誘致撤回(令和3年第3回市会定例会において所信表明)

R3(2021)	10	1	都市整備局IR推進室廃止
	12	21	令和3年度補正予算(IR推進費:1億5,600万円の減額補正)の議決 議案「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の廃止」の議決

第3 主な取組・動き

1 IR検討から誘致の意思決定等の経過

(1) IR検討から誘致の意思決定までの経過（まとめ）

ア IR検討調査の開始

平成11年4月に東京都知事に当選した石原慎太郎氏が、お台場カジノ構想を提唱。その後、都は、平成13年11月に策定した「東京都観光産業振興プラン」において、カジノ等新たな観光資源の開発を位置づけるとともに、平成14年度予算に調査費を計上し、平成14年10月に都庁展望室でカジノイベント（2日間）を開催、平成15年には、国に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望しました。

東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成12年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

国においては、平成11年8月、民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立し、平成14年12月に、政権党自民党で「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足するなど、カジノ導入に向けた国政での検討の動きがみられました。

自民党は平成16年6月には「ゲーミング法・基本構想（案）」を公表するとともに、平成18年6月には、政務調査会観光特別委員会の下に設立された「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」により法案作成の基本的な考え方となる「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定しました。

横浜商工会議所では、平成20年10月、観光・情報・サービス部委員会横浜複合エンターテインメント施設研究会が、カジノに関する調査検討内容をまとめた「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」を公表しました。

市会では、平成12年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論が始まりました。平成21年から23年までにかけては、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書（平成23年2月）では、「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、民間主導で取り組みを進めている「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきであるとし、カジノの導入に向けた調査研究の実施

が市に求められました。

あわせて、横浜経済活性化特別委員会報告書（平成 24 年 5 月）では、平成 24 年 1 月の沖縄県への市会議員による視察の報告として、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

このような他都市、国等の動きや市会での議論等の機運の高まりを受け、市は、平成 22 年度から 25 年度までにかけて、魅力ある都心部の形成に向けた検討の一環として実施した、都心部活性化検討調査の中でカジノに関する調査を行いました。この中では、平成 21 年 10 月に神奈川県が実施した「カジノ・エンターテイメント」に関する県民意識調査の結果やカジノを含めた統合型リゾート（IR）に関する国、他自治体、海外の動向、統合型リゾート施設の整備効果、大学生との協働等について報告されました。

なお、この間、前市長は、平成 24 年第 2 回市会定例会（6 月 13 日）において、「カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE 都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国を初め関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。」と答弁し、経済的社会的効果へ期待する一方で、懸念事項対策や今後の制度設計の議論の状況を注視しながら、市内部で検討を続ける旨の市の姿勢を示しました。

イ IR 推進法案の提出と市における IR の基礎的な調査の実施

平成 22 年 4 月、国においては、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究會を統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法律案が起草されました。

これに対して、政権党である民主党では、平成 24 年 1 月 31 日に開催された内閣部門会議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方経済及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの経済成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について（全国に設置されることへの懸念）、④利権や天下りへの対応の 4 点について対策が必要であることをまとめました。

こうした流れを受け、平成 25 年 12 月 5 日、自民党・日本維新の会・生活の党により、IR 推進法案が衆議院に提出されました。

横浜商工会議所からは、平成 25 年 9 月に、ドーム球場の建設を含めた新たな

集客施設の積極的な整備と I R の推進等を新規要望事項とする「平成 26 年度横浜市政に関する要望書」が提出されました。

これらの動きを踏まえ、平成 26 年 1 月に市は、「新たな中期計画の基本的方向」に都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、I R の検討を記載しました。あわせて、予算を計上し、平成 26 年度から I R に関する基礎的な調査「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。

また、平成 26 年 4 月に、I R について総括的に検討することを目的に、庁内に政策局担当副市長をプロジェクトリーダーとする検討チームを設置し、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」の結果や国・他都市の動き等について情報共有等を開始しました。

前市長は、平成 26 年第 1 回市会定例会（2 月 21 日）において、「国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得る I R、統合型リゾートという手法を検討する調査費を計上いたしました。」と調査費計上の理由について、答弁しています。

その後、国においては、平成 26 年 11 月 21 日、衆議院に提出された I R 推進法案が衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、平成 27 年 4 月に I R 推進法案が再度、衆議院に提出され、閉会中審査（継続審議）を経て、平成 28 年 12 月 15 日、ギャンブル等依存症への対応等を求める 16 の附帯決議とともに可決・成立しました。

国は、I R 推進法の成立及びその附帯決議を受け、平成 28 年 12 月 26 日からギャンブル等依存症全般についての包括的な対策を推進することを目的にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論を始めました。また、平成 29 年 4 月、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議するため、I R 推進会議が設置されました。同会議では、平成 30 年 12 月までに延べ 14 回開催され、日本型 I R の大枠及び主な政令事項に係る基本的な考え方について、議論されました。

横浜青年会議所からは、平成 26 年 7 月 12 日に、新市庁舎整備基本計画策定、2020 オリンピック・パラリンピックの開催、都心臨海部再生マスタープランの策定という大きな時代の節目を踏まえ、横浜に住み暮らすまちづくりの担い手として、明るい豊かなまちの未来を創造し、横浜の未来を切り開いていく必要があるとして、政策提言がなされました。

「提言② 特色ある M I C E 機能強化のための全天候型ドームの実現と I R 誘致」では、今後、シンガポールをはじめとする、アジアの諸外国との誘致競争に打ち勝つためにも、他都市に負けない特色ある M I C E 機能が必要であり、そのための方策として、「全天候型ドームの実現」「I R 誘致」「全天候型ドームの実

現と I R 誘致を目的とした協議会の発足」を求めました。

市ではこの間、平成 26 年度に着手した「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を 27 年度、28 年度と継続して実施し、他国における I R 導入の背景や目的、設置プロセス、I R の導入効果、懸念事項対策など I R の基礎的な調査を実施しました。

また、国や地元経済界の動き、調査結果等を踏まえ、市は、平成 28 年 12 月 5 日、横浜市経営会議に I R の導入に向けた検討について付議し、国の法案等の動向を踏まえながら引き続き検討を進めることを確認しました。

この間、前市長は、「I R は、国内外から多くの人を引きつける世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、M I C E、ホテルなどの施設を民間の活力を最大限に生かして一体的に整備、運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光 M I C E や文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図っていかなければなりません。将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、I R の導入は必要と考えております。」（平成 28 年第 4 回市会定例会（12 月 9 日））と答弁しました。

また、I R 推進法案可決時の 16 の附帯決議等を踏まえ、「昨年 12 月に成立、公布された I R 推進法では、I R の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものなどと定められております」「私としては、その前提として、依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきと考えております。地域経済の振興に関する具体的な内容は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると思います。私どもとしては、この依存症など懸念事項への対策をしっかりと研究してまいりたいと思います。国もそれを最優先に進めていると思います。」（平成 29 年第 1 回市会定例会（2 月 22 日））と答弁するなど、国における懸念事項対策や今後の制度設計の議論の状況を注視しながら、市内部で検討を続ける旨の市の姿勢を示していました。

その後、平成 29 年 6 月 21 日の市長定例記者会見において、前市長は、「統合型リゾートを継続的に運営していく上で、カジノというのが有効ではないかということが言われています。インバウンドの要素になるのではないかとわれながら統合型リゾートが考えられ、日本型の統合型リゾートを導入しようではないかというお声がありました。そこは私自身も良く理解をしていますし、確かに当初、有効な一つの手段ですということは申し上げました。しかし、依存症の問題がとても大きくクローズアップされてきて、国民や市民の皆様が大変ご懸念されているということは国も横浜市としても大変理解しています。そのような考え方の中で十分慎重に考えていかななくてはいけないと思っています。今この時期に、果た

して統合型リゾートがどの時期にどのような形で導入していかなければならないのかという考え方の中で、私の中では、今は白紙という判断できないということを示している」と発言しました。この会見については、翌日に、「IRは白紙」「IRありきではない」「カジノ判断できない」という見出しで報道がされました。

平成29年7月の市長選において、前市長は、「林文子10のお約束」と題する公約を掲げています。この中で、「横浜市を取りまく厳しい環境」として、「2020年頃から横浜市は人口減少社会への突入が予想されます」「横浜市から東京への転出者も増えています」「法人市民税や上場企業数は大阪市、名古屋市を下回ります」、「2025年問題といわれるように、超高齢社会の社会保障需要が拡大し、横浜市の扶助費の増加が予想されます」「市民利用施設・道路・公園の老朽化による保全・更新・耐震化も必要です」と課題を挙げ、課題の克服に向けて、「経済・産業基盤を一層強固にするために、市内企業の活力を高め、企業を誘致し、賑わいを生み出し、横浜経済圏としての自立性を高める手立てを積極的に打っていきます」「市民の誰もが安心して働ける雇用の場も増やします」「市の財政の効率化や集中と選択の徹底はもちろん、新たな財源確保にも取り組み、市の財政基盤の更なる強化をはかります」としていました。また、同公約の【お約束9】観光・MICEでは、「IR（統合型リゾート）の導入検討」として、「依存症対策やIR実施法案など、国の状況を見ながら、市として調査・研究を進め、市民の皆様、市議会の皆様の意見を踏まえたうえで方向性を決定」としていました。

なお、平成26年度から予算計上し、調査を行っていた「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」について、29年度も予算計上をしていましたが、同年度にIR整備法の制定が無かったため、29年度は、同調査は実施しませんでした。

ウ IR整備法、ギャンブル等依存症対策基本法の成立

国においては、横浜市長選挙後の平成29年7月31日にIR推進会議の取りまとめが公表され、公共政策としての日本型IRについての定義や根本原則等が規定されました。この中で、IR区域・IR施設・IR事業者、IR区域整備・IR事業者の監督、カジノ規制、弊害防止対策、カジノ管理委員会及び公租公課等についての基本的な考えが示されました。

その後、IRの重要論点の与党協議、IR推進本部の了承を経て閣議決定された後、平成30年4月27日、IR整備法案が国会に提出されました。

提出されたIR整備法案は、平成30年5月22日に審議入りし、国会会期を32日間延長（会期終了日7月22日）した後、7月20日にIR整備法が成立しました。

I R推進法と同様に、I R整備法とあわせて附帯決議がなされました。附帯決議の内容は、国際競争力の高い魅力的な滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興の検討や、カジノ事業に係る廉潔性の確保、都道府県等における万全な治安対策・ギャンブル等依存症対策の実施など、31項目に及びました。

国は、成立したI R整備法の概要について、平成30年12月19日から平成31年1月18日まで、全国9ブロックで実務者向けに説明会を開催しました。説明会では、I R（統合型リゾート）とは何か、I R整備法の概要、開業までのプロセス、弊害防止対策、刑法の賭博に関する法制との整合性、主な政令事項の基本的な考え方の6項目が説明され、資料とともに、各会場での質疑応答の概要が公表されました。

また、I R推進法の附帯決議として求められていたギャンブル等依存症対策については、平成29年2月から6月にかけて、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自のギャンブル等依存症対策基本法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、国会に再提出され、平成30年7月6日に可決・成立しました。この法律では、ギャンブル等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されました。

市は、I R整備法の成立を受け、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」として、I R整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼や有識者ヒアリングなど本格的なI Rの調査検討を開始しました。

当該調査はそれまで判断を保留していた中で市がI Rを導入する・しないを判断するための材料のひとつとすることを目的とし、I R整備法によって示された日本型I Rの諸条件を踏まえた上で、市の現況や課題の整理や日本型I R等について調査・分析を行ったほか、横浜におけるI Rの事業性や経済的社会的効果、依存症などの懸念事項とその対応策について、事業者への情報提供依頼（RFI）や有識者へのヒアリング等により実施しました。

当該調査では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うI Rの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やI R整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

エ IR誘致の意思決定

「横浜市中期4か年計画2014～2017」及び「横浜市中期4か年計画2018～2021」で示しているとおり、横浜は、今後の人口減少や超高齢社会の進展により、長期的には消費や税収の減少が生じ、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。そうした状況であっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保する必要があります。

そのような背景の中で、市にとって、IRは、都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図り、将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとするための手法の一つとして、有効な選択肢と考えられました。一方で、市民の安全安心を確保する観点から、その導入にあたっては依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきであり、これらを含めIRの実施に必要なとなる法制上の措置などについての検討状況を見きわめる必要がありました。

そのため、市は、IRを導入する・しないについての判断はせず、さまざまな意見を踏まえ、横浜の将来にとってよりよい方法を検討してきました。

このような状況の中で、国においては、平成30年7月のギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法の可決・成立に続き、平成31年4月には、中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、IR区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて6つの項目から構成されたIR整備法施行令が施行されました。

あわせて、同月、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念、PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進などのギャンブル等依存症対策の基本的考え方等を規定した第1章と、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のATM等の撤去などの取り組むべき具体的な施策を規定した第2章の二章構成からなるギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

また、市が、IR整備法により示された日本型IRの諸条件を踏まえて前年度に実施した、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまででない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

この調査結果について、市は、令和元年5月27日、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会において、報告を行うとともに、その結果を公表しま

した。

また、市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ケ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の報告書の内容を踏まえ、日本型IRの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40～50分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、IRに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

さらに、横浜商工会議所からは、令和元年7月18日に、IR整備法に基づく国における手続きが進んできていること、認定申請を予定している自治体等で独自の調査・研究が進んできていること、市における4か年の専門的な調査や事業者への情報提供依頼（RFI）等によりIRの認定申請に関して十分な判断材料を蓄積してきていること、今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大や税収の減少が予想され、地域経済の活力が失われることが危惧されている現状を踏まえ、IR整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書が市に提出されました。

このような状況を踏まえ、市は、国の制度設計が明らかになりつつあること、市の調査により、横浜におけるIRの事業性やこれまでにない経済的社会的効果が見込まれること及び事業者の海外での知見やIR整備法を踏まえた懸念事項対策が示されたこと、地元経済界からの強い期待の声があることなどを総合的に勘案し、今後の社会情勢の変化による経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中でも、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保するためにIRの導入が必要であるとして、IRの誘致を決定し、令和元年8月22日に、表明しました。

なお、表明直後には、IR誘致へ反対する市民等が市庁舎へ集まり、抗議する動きもありました。

【図表 1】「IRの実現に向けて」要旨

人口減少や超高齢社会が進展する中で、長期的には消費や税収が減少し、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。そうした状況であっても横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心を確保することが必要です。

決断に至った具体的な理由としては、

- IRによる「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、市が抱える諸課題の有効な対応策になり得ると考えられること
- また、世界最高水準のカジノ規制といわれるIR整備法やギャンブル等依存症対策基本法など、依存症に関する諸制度も整いつつあり、国・自治体・事業者・関係団体がしっかりと協力することで、依存症の方を増やさないように取り組む環境が整ってきたことがあります。
- 今後とも、IRへのご理解を頂けるよう、市民の皆様に丁寧に説明を続けていきます。

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IRを実現する必要があるという結論に至りました。

<市内部の意思決定の経過>

- 令和元年7月25日 IR検討プロジェクト（関係副市長・局長への情報提供）
- 7月29日 4副市長説明（IRの実現に向けて）
- 7月31日 市長説明（IRの実現に向けて）
- 8月21日 方針決裁
- 8月22日 IRの実現に向けて 市長定例記者会見にて誘致表明

<「IR推進事業」の補正予算の議決と体制>

令和元年9月、第3回市会定例会にて「IR推進事業」の補正予算が議決されました。
また、11月に都市整備局にIR推進室を設置し、誘致に向けた本格的な検討・準備を開始しました。

<令和元年第3回市会定例会の経過>

- 9月11日・13日・17日 常任委員会
- 9月20日 第3回市会定例会において「IR推進事業」補正予算議決
（IR推進事業：260百万円、債務負担行為：140百万円）

(2) 国等の主な動き

ア IR推進法成立までの動き

平成 11 年 4 月に東京都知事に当選した石原慎太郎氏が、お台場カジノ構想を提唱。その後、都は、平成 13 年 11 月に策定した「東京都観光産業振興プラン」において、カジノ等新たな観光資源の開発を位置づけるとともに、平成 14 年度予算に調査費を計上し、平成 14 年 10 月に都庁展望室でカジノイベント（2 日間）を開催、15 年には、国に「観光資源としてのカジノ実現のための法整備」を要望しました。

東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

国においては、平成 11 年 8 月、民主党内に「民主党娯楽産業健全育成研究会」が設立し、平成 14 年 12 月に、政権党自民党で「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」が発足するなど、カジノ導入に向けた国政での検討の動きがみられました。

自民党は、平成 16 年 6 月には「ゲーミング法・基本構想（案）」を公表するとともに、平成 18 年 6 月には、政務調査会観光特別委員会の下に設立された「カジノ・エンターテインメント検討小委員会」により法案作成の基本的な考え方となる「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定しました。

平成 22 年 4 月、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究会を統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法律案が起草されました。

これに対して、政権党である民主党では、平成 24 年 1 月 31 日に開催された内閣部門会議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方経済及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの経済成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について（全国に設置されることへの懸念）、④利権や天下りへの対応の 4 点について対策が必要であることをまとめました。

イ IR推進法の成立【平成 28 年 12 月】

平成 25 年 12 月 5 日、自民党・日本維新の会・生活の党により、IR推進法案が衆議院に提出されましたが、閉会中審査（継続審議）を経て、平成 26 年 11 月

21日、衆議院が解散したことに伴い、IR推進法案は廃案となりました。

平成27年4月、自民党・維新の党・次世代の党により、IR推進法案が衆議院に再提出され、閉会中審査（継続審議）を経て、平成28年12月15日に可決・成立しました。

IR推進法では、IRの基本理念をはじめ、法制上の措置、基本方針の策定、IR推進本部及び推進会議の設置などが規定されました。

また、IR推進法とあわせて附帯決議が可決されました。附帯決議は16項目に及び、刑法の賭博に関する法制との整合性の検討のほか、区域認定数の上限の法定、カジノへの厳格な入場規制の導入、ギャンブル等依存症患者対策の抜本的な強化などを求めています。

【図表2】IR推進法の概要

<p>第一 目的 特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行う。</p> <p>第二 定義 「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの ※ 許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営がされるものに限る。 「特定複合観光施設区域」…特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域</p> <p>第三 基本理念 地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。</p> <p>第四 国の責務 基本理念の通り、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。</p> <p>第五 法制上の措置等 政府は、第六から第八までにに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。</p> <p>第十 見直し この法律の規定及び第五に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。</p>	<p>第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針 1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等 2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興 3. 地方公共団体の構想の尊重 4. カジノ施設関係者に対する規制 5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制 ・カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点からの措置（ギャンブル依存症等の悪影響防止措置等） ・外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点からのカジノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置</p> <p>第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務 カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。</p> <p>第八 納付金等 1. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。 2. 国及び地方公共団体は、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。</p> <p>第九 特定複合観光施設区域整備推進本部 1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は、必要な法律案及び政令案の立案等を行う。 2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。 3. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。 4. 本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。</p>
--	---

出典：IR推進会議取りまとめ（概要）

ウ IR推進会議の設置【平成29年4月】

IR推進法第二十一条の規定に基づき、IR推進本部のもと、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議するため、IR推進会議が設置されました。

IR推進会議は、平成29年4月から平成30年12月までに延べ14回開催され、日本型IRの大枠及び主な政令事項に係る基本的な考え方について、議論さ

れました。

エ IR推進会議取りまとめの公表【平成29年7月】

平成29年7月にIR推進会議では、日本型IRの全体像やIRの枠組み、規制のあり方等についての考え方を取りまとめ（「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」）、IR推進本部へ報告しました。

取りまとめでは、公共政策としての日本型IRについての定義や根本原則等が規定され、日本型IRの具体的内容として、IR区域・IR施設・IR事業者、IR区域整備・IR事業者の監督、カジノ規制、弊害防止対策、カジノ管理委員会及び公租公課等についての基本的な考えが明記されています。

その後、国は、平成29年8月から1か月間、取りまとめに対するパブリックコメントを実施するとともに、全国9か所で説明・公聴会を開催しました。

オ ギャンブル等依存症対策基本法の成立【平成30年7月】

IR推進法の成立及びその附帯決議を受け、ギャンブル等依存症全般について包括的な対策を推進することを目的に、平成28年12月26日から平成29年8月29日までの間、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論が重ねられました。

第2回会議では、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が行われ、第3回会議にて「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられました。

法制化に向けた動きでは、平成29年2月から6月にかけて、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自の法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、ギャンブル等依存症対策基本法案が国会に再提出され、IR整備法に先んじて平成30年7月6日に可決・成立しました。

ギャンブル等依存症対策基本法は、主に11の項目から構成されており、ギャンブル等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されています。

【図表3】ギャンブル等依存症対策基本法概要

参考資料2	ギャンブル等依存症対策基本法概要
1 目的	ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、 ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、 → もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与
2 定義	ギャンブル等依存症 :ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態
3 基本理念	① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援 ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮
4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮	アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮
5 責務	国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定
6 ギャンブル等依存症問題啓発週間	国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定 * ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題
7 法制上の措置等	政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務
8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等	① ギャンブル等依存症対策推進基本計画 :政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討) ② 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画 :都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討) * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要
9 基本的施策	① 教育の振興等 ② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施 ③ 医療提供体制の整備 ④ 相談支援等 ⑤ 社会復帰の支援 ⑥ 民間団体の活動に対する支援 ⑦ 連携協力体制の整備 ⑧ 人材の確保等 ⑨ 調査研究の推進等 ⑩ 実態調査(3年ごと)
10 ギャンブル等依存症対策推進本部	内閣に、内閣官房長官を本部長とする ギャンブル等依存症対策推進本部 を設置 所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等
11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議	本部に、 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 を設置 委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内) 所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる
※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行) ※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討 ② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討	

出典:ギャンブル等依存症対策推進本部会合資料

カ I R整備法の成立【平成 30 年 7 月】

I R推進会議の取りまとめの後、パブリックコメントや公聴会、I Rの重要論点の与党協議、I R推進本部の了承を経て閣議決定され、平成 30 年 4 月 27 日に I R整備法案が国会に提出されました。

提出された I R整備法案は、平成 30 年 5 月 22 日に審議入りし、国会会期を 32 日間延長（会期終了日 7 月 22 日）した後、7 月 20 日に I R整備法が成立しました。

I R推進法と同様に、I R整備法とあわせて附帯決議がなされました。附帯決議の内容は、国際競争力の高い魅力的な滞在型観光の実現を通じた観光及び地域経済の振興の検討や、カジノ事業に係る廉潔性の確保、都道府県等における万全な治安対策・ギャンブル等依存症対策の実施など、31 項目に及びました。

I R整備法の成立を受け、国は区域認定制度に係る地方公共団体向け説明会を 8 月に開催しました

また、成立した I R整備法の概要について、平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 18 日まで、全国 9 ブロックで実務者向けに説明会が開催されました。説明会では、I R（統合型リゾート）とは何か、I R整備法の概要、開業までのプロセス、弊害防止対策、刑法の賭博に関する法制との整合性、主な政令事項の基本的な考え方の 6 項目が説明され、資料とともに、各会場での質疑応答の概要が公表されました。

【図表 4】 I R 整備法の概要

<p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする
<p>2. 特定複合観光施設（I R）区域制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示等施設、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、民間事業者により一体として設置・運営されるものとする ○ 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県又は政令市（都道府県等）は公募により民間事業者を選定した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定 ○ 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化 ○ 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能 ○ 認定区域整備計画の数の上限は3とする ○ IR事業者に対し、カジノ収益の活用にあたって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け
<p>3. カジノ規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等図利）は適用しない ○ その他のカジノ事業関係者（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制とする ○ カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定 ○ カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要） ○ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数を確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け ○ 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け ○ このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う
<p>4. 入場料・納付金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課 ○ カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付け ○ 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

出典：I R整備法に係る説明会資料

キ I R整備法施行令の施行【平成31年4月】

I R推進本部は、平成30年12月にI R推進会議において取りまとめた「主な政令事項に係る基本的な考え方」を骨子として、I R整備法施行令案を、平成31年2月1日に公表し、パブリックコメントを経て、4月1日に施行しました。

I R整備法施行令は、「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、I R区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて6つの項目から構成されています。

「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件では、国際会議場施設と展示等施設の規模に応じた組み合わせが3通り示されたほか、宿泊施設の基準として、全ての客室の床面積の合計がおおむね10万㎡以上であることなどが規定されました。

また、ゲーミング区域の床面積の上限について、I R施設の床面積の合計の3%とすることや、I R区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設について、国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定するなどの基準が設けられました。

【図表5】IR整備法施行令の概要

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件

1. 国際会議場施設及び展示等施設（MICE施設）の基準：

- (1) 国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。
- (2) 展示等施設については、以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること。
- ① 「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満）である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設（床面積の合計がおおむね12万㎡以上）であること
 - ② 「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね6万㎡以上）であること
 - ③ 「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね2万㎡以上）であること

【1条・2条】

2. 魅力増進施設の要件：我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。

※ 都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねる。

【3条】

3. 送客施設の基準：以下の①～④を全て満たすこと。

- ①ショーケース機能：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
- ②コンシェルジュ機能：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
- ③多言語対応機能：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供
- ④十分な施設規模：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

【4条】

4. 宿泊施設の基準：

- (1) 全ての客室の床面積の合計が、おおむね10万㎡以上であること。

(2) 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること。

- ① 客室のうち最小のもの床面積
- ② スイートルームのうち最小のもの床面積
- ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

【5条】

II. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限

ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%。

【6条】

III. IR区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定。

【15条】

IV. 現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲

現金取引報告の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、現金の受払いが行われる取引であって、100万円を超えるもの。

【16条】

V. その他

・カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象

【7条・8条・14条・17条・19条・22条・26条・27条・29条・31条・32条・34条・36条】

・カジノ施設の入場規制（日本人等の入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外

【9条・10条・38条・39条】

・特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額

【11条】

・IR区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないもの

【25条】

・申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等

【40条～46条】

・読替規定

【12条・13条・18条・20条・21条・23条・24条・28条・30条・33条・35条・37条】

VI. 施行期日等

・I. は平成31年4月1日から、その他は法の施行の日（法の公布の日（平成30年7月27日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行。【附則1条】

・カジノ事業者が取引時確認等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲を定めるなど、犯罪収益移転防止法施行令等の関係政令について所要の改正を実施。【附則2条～5条】

出典：首相官邸 IR推進本部ホームページ

ク ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定【平成31年4月】

ギャンブル等依存症対策基本法第二十四条の規定に基づき設置されたギャンブル等依存症対策推進本部において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案の作成が進められました。その後、推進本部内に設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者会議における議論やパブリックコメントを経て、平成31年4月19日にギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

基本計画は二章構成となっており、第一章の「ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等」では、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念が明記されているほか、基本的事項として、P D C Aサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進が示されています。

第二章の「取り組むべき具体的施策」においては、関係事業者が行う取組として、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のA T M等の撤去などが規定されています。

神奈川県は、令和3年3月、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置付けられる「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

ケ 基本方針（案）の公表【令和元年9月】

国は、令和元年9月に基本方針（案）を公表しました。基本方針（案）では、国際的なM I C Eビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地へ送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現するための様々な基準、地域における合意形成、I R施設を構成する施設の一つであるカジノ施設の設置に起因する有害な影響の排除等について記載されています。

また、公表した基本方針（案）について、令和元年9月4日から10月3日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

【図表6】基本方針（案）の概要

基本方針（案）の概要											
<p>第1 IR整備の意義・目標</p> <p>◆ 意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的なMICEビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。 <p>◆ 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国におけるMICE開催件数の増加。 ○ 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の後押し。 ○ 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。 <p>第2 IR整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。 <p>第3 IR事業・IR事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。 <p>第4 区域整備計画の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。 ○ 認定の申請期間……【検討中】 ○ 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。 ○ 認定審査の基準……【右側参照】 ○ 都道府県等とIR事業者間の実施協定の有効期間は、認定の有効期間を超えた長期間とすることもできる。 ○ IR事業は、長期間にわたって安定的・継続的に実施されることが重要。 認定の更新制度は、IR事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するためのもの。 <p>第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ インバウンド促進やキャンプ等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。 <p>第6 カジノ施設の有害影響排除</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者が密接に連携して、犯罪発生予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施。 ○ IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講ずるとともに、キャンプ等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。 	<p>○ 認定審査の基準</p> <p>◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）</p> <p>政令で定められた施設の規模要件を満たしていること等、基本的な要件。</p> <p>◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）</p> <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現</p> </td> <td> <p>(1) IR区域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること <p>(2) MICE施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと <p>(3) 魅力増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること <p>(4) 送客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと <p>(5) 宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと <p>(6) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること <p>(7) カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること <p>(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2 経済的社会的効果</p> </td> <td> <p>(1) 観光への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること <p>(2) 地域経済への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること <p>(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>3 IR事業運営の能力・体制</p> </td> <td>IR事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>4 カジノ事業収益の活用</p> </td> <td>カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>5 カジノ施設の有害影響排除</p> </td> <td>カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること</td> </tr> </table>	<p>1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現</p>	<p>(1) IR区域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること <p>(2) MICE施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと <p>(3) 魅力増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること <p>(4) 送客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと <p>(5) 宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと <p>(6) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること <p>(7) カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること <p>(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること 	<p>2 経済的社会的効果</p>	<p>(1) 観光への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること <p>(2) 地域経済への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること <p>(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること 	<p>3 IR事業運営の能力・体制</p>	IR事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること	<p>4 カジノ事業収益の活用</p>	カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと	<p>5 カジノ施設の有害影響排除</p>	カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること
<p>1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現</p>	<p>(1) IR区域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること <p>(2) MICE施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと <p>(3) 魅力増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること <p>(4) 送客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと <p>(5) 宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと <p>(6) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること <p>(7) カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること <p>(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること 										
<p>2 経済的社会的効果</p>	<p>(1) 観光への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること <p>(2) 地域経済への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が大きく見込まれること <p>(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への大きな貢献が見込まれること 										
<p>3 IR事業運営の能力・体制</p>	IR事業者の能力、財務面の安定性、地域との良好な関係構築があること										
<p>4 カジノ事業収益の活用</p>	カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと										
<p>5 カジノ施設の有害影響排除</p>	カジノ施設の有害影響排除が確実かつ効果的に講じられるものであること										

出典：観光庁ホームページ

コ カジノ管理委員会の設置【令和2年1月】

カジノ管理委員会は、IR整備法第二百十三条の規定に基づき、内閣府の外局として置かれる行政委員会として設置されました。主な任務は、IR整備法の目的に定める「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業」を実現するため、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることとしています。

カジノ管理委員会は、令和2年1月10日から令和4年1月20日までの間で47回開催されています（令和4年1月31日時点）。

【図表7】カジノ管理委員会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	現職
委員長	北村 道夫	元防衛省防衛監察本部防衛監察監
委員	氏兼 裕之	元国立印刷局理事長
委員	渡 路子	医師（精神科）
委員（非常勤）	遠藤 典子	慶応大学大学院特任教授
委員（非常勤）	樋口 建史	元警視総監

サ 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（基本方針）の修正【令和2年12月】

(ア) 国会議員の贈収賄疑惑【令和元年12月】

内閣府の元IR担当副大臣の元政策秘書と元私設秘書の自宅に捜査が入り、IR事業への参入を目指した中国企業から総額約760万円相当の賄賂を受領したとして、令和元年12月、収賄罪で元副大臣が逮捕され、その後、起訴されました。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大【令和2年1月】

令和2年1月、世界保健機関(WHO)が新型コロナウイルス感染症に対し、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を表明して以降、国内において、緊急事態宣言の発令やイベントの延期・中止、各種施設等における営業時間・内容の制限等、市民生活及び経済活動に大きな影響が生じました。新型コロナウイルス感染症は、世界規模で急拡大し、世界各国において渡航制限や都市のロックダウン等、大きな影響が生じました。

国内及び世界において、ワクチン接種が進んでいますが、変異株が度々発生し、現在も、オミクロン株が発生・流行するなど予断を許さない状況です。

(ウ) 基本方針の決定【令和2年12月】

これらの状況を踏まえ、国は、基本方針（案）に対して、「IR事業者のコンプライアンスの確保」「国や地方自治体の職員とIR事業者との接触ルールの必要性」「都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実」「IR区域・IR施設の安全の確保」を含めた修正を加え、パブリックコメントを経て、基本方針を令和2年12月18日に決定しました。

【図表8】基本方針（案）の変更点（赤枠部分）

基本方針の概要	
<p>第1 IR整備の意義・目標</p> <p>◆ 意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的なMICEビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。 ○ IR整備に当たっては、①IR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④IR事業者等との接触ルールの策定、IR事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件。 <p>◆ 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国におけるMICE開催件数の増加。 ○ 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。 ○ 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。 	<p>○ 認定審査の基準</p> <p>◆ 要求基準（認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない基準）</p> <p>政令で定められた施設の規模要件等、基本的な要件を満たしていること。</p> <p>◆ 評価基準（3という上限の範囲内で、優れた計画を認定するための基準）</p>
<p>第2 IR整備の推進</p> <p>○ IR整備の推進に当たっては、IR事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。</p>	<p>1 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現</p> <p>(1) IR区域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが明確で優れていること ・建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること ・これまでにないスケールを持つこと ・ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること <p>(2) MICE施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと ・重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと <p>(3) 魅力増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信すること <p>(4) 送客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地の観光魅力を伝えるショーケース機能を持つこと ・旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を持つこと <p>(5) 宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有し、サービスの質が高いこと <p>(6) その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめること <p>(7) カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること <p>(8) IR区域が整備される地域、関連する施策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること ・交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
<p>第3 IR事業・IR事業者</p> <p>○ IRの各施設が、IR整備法や政令で定める基準に適合していること。</p>	
<p>第4 区域整備計画の認定</p> <p>○ 取捨等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、IR整備を推進する。</p> <p>○ IR推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、IR事業者等との接触ルールを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。</p> <p>○ 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。</p> <p>○ 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。</p> <p>○ 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。</p> <p>○ 認定審査の基準……【右欄参照】</p>	<p>2 経済的社会的効果</p> <p>(1) 観光への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること <p>(2) 地域経済への効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること <p>(3) 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
<p>第5 その他</p> <p>○ インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。</p>	
<p>第6 カジノ施設の有害影響排除</p> <p>○ 関係者が密接に連携して、犯罪発生予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、IR事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。</p>	<p>3 IR事業運営の能力・体制</p> <p>IR事業者の能力、財務面の安定性、防災・減災の取組、IR区域・施設に係る安全の確保、感染症対策、地域との良好な関係構築があること</p> <p>4 カジノ事業収益の活用</p> <p>カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等の施策への協力を行うこと</p> <p>5 カジノ施設の有害影響排除等</p> <p>カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること</p>

出典：観光庁ホームページ

シ IR整備法第九条第十項の期間を定める政令（申請期間を定める政令）の施行【令和2年12月】

国は、区域整備計画の認定の申請期間を定める政令について、新型コロナウイルス感染症の発生などの社会情勢の変化を受けて、国への申請期間を当初の令和3年1月4日から7月30日までの間から令和3年10月1日から令和4年4月28日までの間とする修正を加え、パブリックコメントを経て、令和2年12月18日に閣議決定しました。

ス カジノ管理委員会規則の施行【令和3年7月】

国は、令和3年4月にカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（カジノ管理委員会規則）（案）を公表、パブリックコメントを経て、同年7月にカジノ管理委員会規則を定めました。

カジノ管理委員会規則では、免許の申請手続やカジノ行為の種類及び方法・実施基準等のカジノ事業の基本的な事項、入場管理等の事業活動に関する事項、依存防止対策、マネー・ローンダリング対策、青少年対策等の重層的・多段階的な弊害防止対策に係る事項、カジノ関連機器等に関する事項について定められています。

【図表9】カジノ管理委員会規則の概要

<p>1. カジノ事業の基本的な事項</p> <p>(1) カジノ事業者等の免許等(第8条、第13条～第16条、第18条～第21条、第23条～第25条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カジノ事業者・カジノ施設供用事業者の免許の申請手続等を規定。 ○ 事業者やその役員、主要株主等、施設土地権利者その他の関係者の社会的信用に関する厳格な背面調査の実施のため、国際的な標準等を踏まえ、「申請事業者が免許申請時等に提出する書類」として、関係者が作成した「関係者本人に関する情報(住居・就学・就職・婚姻等の経歴、暴力団との関係、刑事・行政処分歴、財務状況等)や、一定の親族・関係法人等に関する必要な情報に係る質問票」及び「個人情報のカジノ管理委員会への開示に関する同意書」を規定。 <p>(2) 主要株主等、施設土地権利者の認可等(第5条、第6条、第32条～第36条、第151条～第154条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カジノ事業者等の株主等の社会的信用の確保の観点から、主要株主等の対象(議決権等の計算方法)や認可手続等、不適切な者による議決権等の保有を制限するために定めるべき措置、議決権等保有者状況の定期的な提出手続等を規定。 ○ 施設土地権利者の対象(対象権利の追加)や認可手続等を規定。 <p>(3) カジノ事業者の従業者の確認等(第115条～第123条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業者の社会的信用の確保の観点から、「カジノ事業者が確認申請時等に提出する書類」として、「事業者が業務方法書等に記載した手順等に基づき従業者の社会的信用を点検した手法及びその結果を記載した書類」や、従業者が作成した「質問票(従業者用、ただし統括管理者は上記(1)の役員と同様)及び「同意書」等を規定。 <p>(4) カジノ行為の種類及び方法・実施基準(第3条、第56条、別表第1関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「カジノ行為の種類及び方法」について、諸外国での実施状況等を勘案し、以下の種類と、これらのルール(実施の手順、オッズ等)を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バカラ(2分類)、トゥエンティワン(4分類)、ポーカー(8分類、うち2分類は顧客相互間で行われるもの、1分類は顧客相互間で行われるトーナメント)、ルーレット(2分類)、シックポー、クラブス、カジノウォー、マネーホイール及びパイゴウ(いわゆるテーブルゲーム) ・ 電子ゲーム機等によるゲーム(電子ゲーム、電子テーブルゲーム及びディーラー操作式電子テーブルゲーム) ○ カジノ行為に関する基準について、諸外国の例を参考に、監視体制の整備や公正を阻害するおそれのある行為の防止等を規定。 <p>(5) カジノ行為粗収益(GGR)の集計(第39条～第42条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国の例を参考に、カジノ行為粗収益(GGR)の集計方法を規定。 <p>(6) カジノ事業の内部管理(定款、業務方法書、依存防止規程・犯罪収益移転防止規程、各種行為準則)及びカジノ施設利用約款(第12条、第27条～第31条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カジノ事業者が定める内部管理及びカジノ施設利用約款の提出手続等のほか、利用約款の追加記載事項や基準等を規定。 <p>(7) カジノ施設の規模、構造及び設備の技術上の基準(第9条、第10条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「カジノ行為区画のうち面積制限の対象となる範囲(いわゆるゲーミング区域)」について、シンガポールの例を参考に、「カジノ行為区画から、『ケージ、パウチャー払戻機、依存防止規程に従った措置に係る業務を行うための室、苦情の処理に係る業務を行うための室、案内所等、区画内関連業務専用部分、通路・階段等、便所、美術品等展示部分、喫煙室、カジノ行為の用に供されるおそれがないものとカジノ管理委員会が認める部分』を除いた部分である」旨を規定。 ○ カジノ施設の構造及び設備の技術上の基準について、基本的な構造や設置すべき設備、監視設備に関する事項を規定等。
<p>2. 事業活動に関する事項</p> <p>(1) 入場管理(第51条～第55条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カジノ事業者による、入退場時の本人確認方法(提示されたマイナンバーカードについて署名用電子証明書により記載事項の最新性を確認する等)や入場等回数制限対象者該当性の照会方法(マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による照会等)、入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止措置等を規定。 <p>(2) 特定金融業務の規制(第63条～第90条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「貸付可能対象となる日本人等の範囲」について、「相当の資力を有する者」に限定する観点から、国内の平均的世帯の年間収入実態やシンガポールの例を参考に、「カジノ事業者に1,000万円以上の金銭を預け入れている者」を規定。 ○ 貸金業法等を参考に、カジノ事業者による返済能力調査の方法等を規定。 <p>(3) 契約・委託の規制(第93条～第100条等関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「認可対象となる長期間又は高額の契約の範囲」について、国内の主要企業の取引実態等を参考に、「期間が1年を超える契約又は金額が3億円を超える契約」を規定。 ○ 「委託可能対象となるカジノ業務の範囲」について、「相談対応等業務、広告又は勧誘業務、カジノ施設・周辺の監視及び警備業務、カジノ施設等の保守修理等業務、カジノ施設の清掃業務、従業員福利厚生業務」を規定。 ○ 契約の相手方の社会的信用の確保の観点から、国内の反社会的勢力排除の取組例等を参考に、「カジノ事業者が認可申請時等に提出する書類」として、「事業者が業務方法書等の手順に基づき契約の相手方の社会的信用を点検した手法及びその結果を記載した書類」を規定(なお取引を通じてカジノ事業等に支配的影響力を有する者の社会的信用の確保については1. (1)と同様)。 ○ 第三者がカジノ施設の入場者に対して提供できるサービスについて、ATMは認めないこととする。

- (4) カジノ行為区画内関連業務及び苦情の処理に関する規制(第91条、第92条、第113条等関係)
- カジノ行為区画内関連業務の承認の申請手続等や、苦情の適切かつ迅速な処理に関する必要な措置を規定。
- (5) 暴力団員等の排除(第8条、第51条～第55条等関係)
- 暴力団員等の排除の観点から、カジノ事業等の関係者等の社会的信用の確保のための措置や、カジノ施設の入場管理措置(暴力団員等でない旨の誓約等)等を規定。
- (6) カジノ施設及び周辺の安全対策(第112条関係)
- カジノ施設及び周辺の安全確保の観点から、カジノ事業者による、監視・警備措置や災害、公衆衛生上の重大危害発生時の措置等を規定。

3. 重層的・多段階的な弊害防止対策に関する事項

- (1) 依存防止対策(第43条～第50条、第105条～第109条等関係)
- カジノ事業者が依存防止規程に従って講ずる措置の重要かつ基本的な事項について、諸外国の例や我が国の公営競技の例等を参考に、以下の事項等を規定。
 - ・ 本人の申出により又は家族等の申出により依存防止の観点から講ずるカジノ施設の利用制限措置は、カジノ施設の入場禁止又は1月ごとの入場回数制限を1年間以上継続する等の措置を講ずること
 - ・ 顧客の言動や利用状況に照らし、依存防止の観点からカジノ施設の利用が不適切と認められる者の発見に努め、退場の促し等の措置を講ずること
 - ・ カジノ施設内外からアクセスできる相談対応体制の整備や関係機関等との連携、上記の利用制限措置に関する情報提供等を行うこと
 - 依存防止等の観点から、カジノ施設の入場管理措置や広告勧誘の方法、カジノ行為関連景品類の内容等の基準、カジノ関連機器等の技術規格等を規定。
- (2) マネー・ローンダリング対策(第101条～第104条、第111条関係)
- マネー・ローンダリング防止の観点から、国際基準等を参考に、チップと現金の交換時等の取引時確認等の的確な実施措置を規定するほか、チップの譲渡等の防止措置を規定。
- (3) 青少年対策(第51条～第55条、第105条関係)
- 20歳未満の者の入場禁止の観点から、カジノ施設の入場管理措置等や広告勧誘の際の「20歳未満はカジノ施設に入場してはならない」旨の表示・説明方法を規定。

4. カジノ関連機器等に関する事項

- (1) カジノ関連機器等の種別及び用途、技術規格・型式検定、技術基準・自己確認(第7条、第11条、第175条～第188条、別表第2、別表第3、別表第4関係)
- 「カジノ関連機器等の範囲」について、以下の機器等の種別及び用途を規定。
 - ・ 電磁的カジノ関連機器等は、電子ゲームシステム、電子テーブルゲームシステム、ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム、クライアントサーバーゲームシステム、プログレッシブシステム、トランプシャッフル、電子ディーリングシュー、電子さいころシェーカー、パウチャー払戻機及びカジノマネジメントシステム(計10種別)
 - ・ 非電磁的カジノ関連機器等は、テーブルゲーム用チップ、トーナメントチップ、トランプ、プリシャッフルマルチデッキ、ディーリングシュー、さいころ、ルーレットホイール、ルーレットボール、マネーホイール用ホイール及びパイゴウタイル(計10種別)
 - 電磁的カジノ関連機器等の技術規格及び非電磁的カジノ関連機器等の技術基準について、国際的な標準等を参考に、その種別ごとに、カジノ行為の公正性の確保等のための事項を規定。また、電子ゲームシステムについて、外国の例を参考に、理論上の払戻率等を規定等。
 - 電磁的カジノ関連機器等の型式検定の申請手続等や、非電磁的カジノ関連機器等の自己確認の届出手続等を規定。
- (2) カジノ関連機器等製造業等の許可等、指定試験機関の指定等(第155条～第174条、第189条～第202条関係)
- カジノ関連機器等製造業等の許可等の申請手続等や、指定試験機関の指定・試験事務規程の記載事項等を規定。
 - 事業者や指定試験機関、特定業務従業者の社会的信用の確保については、カジノ事業と同様の事項を規定(1.(1)乃至(3)参照)。
- (3) カジノ関連機器等に係るカジノ事業者への規制(第57条～第61条関係)
- カジノ関連機器等の技術規格・技術基準適合性の確保やカジノ関連機器等の不正流出の防止の観点から、機器等の変更承認手続等や保守管理記録の作成・保存方法を規定。

5. その他

- 本規則は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)の施行の日(令和3年7月19日)から施行。

出典：カジノ管理委員会ホームページ

(3) 市等における I R 検討の取組等

ア 都心部活性化検討調査【平成 22 年～平成 25 年】

平成 11 年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

市会では、平成 12 年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論が始まりました。平成 21 年から 23 年までにかけて、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書（平成 23 年 2 月）では、「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、民間主導で取り組みを進めている「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきであるとし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

あわせて、横浜経済活性化特別委員会報告書（平成 24 年 5 月）では、平成 24 年 1 月の沖縄県への市会議員による視察の報告として、「カジノは、複合エンターテインメントの柱であり、M I C E にとって不可欠な、最も稼げるコンテンツである。横浜は、カジノ・エンターテインメントに対する関心や調査研究がおかれており、他都市の情報や連携、国に対するロビー活動なども進んでいない。観光産業や M I C E に関心のある業界などとの連携を進めるとともに、行政も関心を持って取り組んでいることを内外に示し、機運を盛り上げていかねばならない。」と記載され、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

このような他都市、国等の動きや市会での議論等の機運の高まりを受け、市は平成 22 年度から 25 年度までにかけて、魅力ある都心部の形成に向けた検討の一環として実施した、都心部活性化検討調査の中でカジノに関する調査を行いました。この中では、平成 21 年 10 月に神奈川県が実施した「カジノ・エンターテインメント」に関する県民意識調査の結果やカジノを含めた統合型リゾート（I R）に関する国、他自治体、海外の動向、統合型リゾート施設の整備効果、大学生との協働等について報告されました。

【図表 10】 都心部活性化検討調査の実施状況（ I R 及びカジノに係る主なもの）

実施年度	主な調査内容
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県が実施した「カジノ・エンターテイメント」に関する県民意識調査結果 ・カジノに関する新聞記事等 ・カジノ議連によるカジノ法案サマリー
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノを含めた総合リゾート（ I R ）に関する情報収集（国、他自治体、海外の動向）
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ及び統合型リゾートに関わるこれまでの政策動向 ・カジノ及び統合型リゾート導入の効果と課題 ・カジノ及び統合型リゾート導入の事業手法と整備事例 ・横浜都心部へのカジノ導入に関する検討 ・大学生との協働による検討調査（外国人カジノの記載あり）
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部における統合型リゾート施設の施設配置計画の検討 ・統合型リゾート施設の整備効果の検討 ・統合型リゾート施設の施設配置による課題等の整理

イ 中期計画における位置づけ

(ア) 横浜市中期4か年計画2014～2017

地域経済の活性化に資するカジノ施設設置の検討を求める市会での議論等を踏まえ、「横浜市中期4か年計画2014～2017」では、都心臨海部の再生・機能強化の項目において、進化する国際的な観光・MICE都市として、統合型リゾート（IR）について検討する旨を初めて記載しました。計画の策定にあたって平成26年9月に実施されたパブリックコメントでは、歩行者の安全確保に関する道路整備、中学校昼食、子ども・子育て支援、新市庁舎整備、統合型リゾートに関して多くの意見が寄せられました。その後、計画案は、平成26年第4回市会定例会に議案として提出され、基本計画特別委員会で審査の上、議決を経て確定・公表されました。

【図表 11】「横浜市中期 4 年計画 2014～2017」から抜粋

戦略3

『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略

都心臨海部
対外部

世界中の人々や企業を惹きつけ、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまち

まちづくり の 方向性

横浜の成長エンジンとなる都心臨海部では、山下ふ頭など新たな土地利用の展開、大規模集客施設の導入等による快適で魅力的なまちづくりや観光・MICE 振興、先進的な文化芸術創造都市の取組などにより、市民・企業・行政が一体となり、世界中の人々や企業を惹きつけ、都市の活力と賑わいを創出するまちづくりを推進していきます。

① 都心臨海部

都心臨海部の魅力向上

横浜駅周辺地区では、グローバル企業を積極的に誘致する国際ビジネス拠点として、業務・商業機能に加え、高規格な住宅^{※1}等の導入により大規模な都市のリノベーション^{※2}を進めます。みなとみらい21地区においては、観光・MICE機能の集積をいかして、さらなるグローバル企業などの誘致を加速させます。山下ふ頭周辺地区においては、大規模で魅力的な集客施設の導入などを含め、都心臨海部の新たな賑わい拠点の形成に向けて再開発を推進します。関内・関外地区では、新市庁舎整備や「横浜文化体育館（武道館機能を含む。）」、現市庁舎街区の再整備を含めたさらなる活性化を推進します。東神奈川臨海部周辺地区では、駅周辺の再開発と、東高島駅北地区の水辺など地域資源をいかした再整備を進めます。

また、東急東横線跡地を活用した遊歩道づくりや、グランモール公園のリニューアルに合わせた緑の創出、街路樹の育成を通じた緑のネットワーク^{※3}を形成するとともに、公園や港湾緑地、公共施設の空間を相互に連携させ、季節感のある緑花により、都心臨海部全体の魅力を高めます。

さらに、5つの地区の都市機能の連担性を高め、世界中の人々を惹きつける魅力を増幅させるため、今後の開発状況や既存の交通インフラの利用状況を踏まえ、回遊性を向上させる新たな交通を導入し、賑わいの軸を形成していきます。

進化する国際的な観光・MICE都市

オリンピック・パラリンピックを好機とし、日本を代表するクルーズポートとしての客船の受入機能強化や海外からの誘客プロモーションの強化及び受入環境の整備を進めます。また、横浜の強みをいかした国際的なMICE拠点都市を目指し、MICE機能を拡充することにより、経済波及効果の高い中大型の国際会議や医学会議等の誘致を強化します。

さらに、大規模スポーツイベントの誘致・開催やスポーツ施設の再整備に取り組むとともに、統合型リゾート（IR）^{※4}や官民パートナーシップの活用等を検討します。これらの取組を通じた都市ブランド力の向上や賑わい創出により、横浜経済を活性化します。

アジアの核となる文化芸術創造都市

国や他都市との連携によるオリンピック・パラリンピックの開催に合わせた文化プログラムや横浜らしい特色のある芸術フェスティバルなどの継続的な実施により、世界に向けた文化芸術の発信力を強化し、アジアの文化ハブ^{※4}としてのプレゼンスを高めます。

また、アーティスト・クリエイター等の人材の集積を一層図り、企業・NPO・大学等との協働を進めるなど、創造的産業^{※5}を創出するとともに、地域資源を最大限に活用しながら横浜から才能ある芸術家が世界に羽ばたく環境づくりを進めます。



ヨコハマトリエンナーレ2014
グレイ・デルボア（佐藤トレーサー）2007

※1 高規格な住宅：グローバル企業の就業者等の生活支援に必要な機能を併設し、防災・環境性能に優れた住宅
 ※2 都市のリノベーション：建築物の建て替えや都市インフラの更新により、都市機能を向上し、地域の価値を高めること
 ※3 統合型リゾート（IR）：カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設
 ※4 アジアの文化ハブ：アジア地域において、文化芸術創造都市のネットワークの中核拠点としての役割を果たす機能
 ※5 創造的産業：芸術、映像、ゲームなどの知的財産権を持った製品の製造・流通及びサービスの提供に関わる産業や、建築設計やデザインなどの分野を中心とした、創造性の付加価値によって市場で選択される産業

都心臨海部の再生・機能強化

《戦略を計画の特徴（未来・創造）からみると…》

未来～2020年 世界に横浜を魅せる

オリンピック・パラリンピックの開催を、まちづくりを進める大きなきっかけとして最大限にいかし、多くの人に訪れていただき、横浜の魅力を知っていただく絶好の機会とします。

● 訪れていただく仕掛けづくり

港をはじめとする美しい都市の景観や国際的な観光・MICE都市の魅力など、横浜に行けば何があるという期待を抱かせる仕掛けづくりにより、世界からの集客につなげます。

都心臨海部の再生

- 山下ふ頭の新開発
- 関内・関外地区のまちづくり（新市庁舎等）

花と緑による彩りの創出

- 緑のネットワークの形成
- 季節感のある緑花

文化芸術観光・MICE

- 新たなMICE施設
- 客船の受入機能強化
- 横浜トリエンナーレ

戦略的な都市の機能強化

- エキサイトよこはま22
- 統合型リゾート（IR）の検討
- LRTなどの一部事業化

● 成功モデルを発信する

都市の抱える課題解決の新たな成功モデルを発信していくことにより、世界の成長・発展に貢献するとともに、新たなビジネスチャンスを創出します。

切れ目のない子育て支援（女性の活躍支援）

- 保育所持機児童ゼロ継続
- 放課後キッズクラブの全小学校実施

健康寿命日本一へのチャレンジ

- 健康づくりのムーブメント
- 在宅医療連携拠点

みなとみらい21環境ショーケース

- みなとみらい2050プロジェクト

特区を活用した最先端医療

- 最先端医療の実用化
- 関連産業の集積

都市インフラのノウハウ

- Y-PORT*
- 水ビジネス

郊外住宅地の再生

- 持続可能な住宅地モデルプロジェクト

強靱な防災力

- まちの不燃化
- 水害対策（浸水対策）
- がけ地の防災対策

*Y-PORT:Yokohama Partnership of Resources and Technologies（横浜の資源・技術をいかした公民連携による国際技術協力）

● おもてなしで魅せる

370万市民の力を結集したおもてなしや、安全で快適な滞在環境づくり、海外との交流の窓口として生まれた独自の文化を肌で感じてもらい、横浜へのリピーターを増やします。

国際交流ボランティア育成

- 英語教育の充実
- 多文化理解の促進

ユニバーサルデザインのまちづくり

- バリアフリー化の推進
- 案内板等の多言語対応
- Wi-Fi等の通信環境の整備

魅力を伝える場

- 新たなMICE施設
- 国際都市にふさわしいシティホール

多彩な文化

- 文化芸術イベント
- 多様な食文化

(イ) 横浜市中期4か年計画2018～2021

「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、平成26年からの検討調査等を踏まえ、戦略4(1)「人が、企業が集い躍動するまちづくり」の項目に、統合型リゾートについて法の制定等、国の動向を見据えた検討を行う旨を記載しました。

計画の策定にあたって平成30年5月から6月までの期間で実施されたパブリックコメントでは、全体で2,129件の意見が寄せられ、その中で統合型リゾート(433件)及び中学校昼食(326件)に関して多くの意見が寄せられました。その後、計画案は、平成30年第3回市会定例会に議案として提出され、基本計画特別委員会で審査の上、議決を経て確定・公表されました。

【図表12】パブリックコメントにおけるIRに関する意見の状況

～ 特にご意見の多かった項目(上表※1、2)～		
※1 統合型リゾート(IR)に関するご意見		433件 (意見総数の20.3%)
【内訳】	否定的なもの	407件 (94.0%)
	肯定的なもの	12件 (2.8%)
	その他	14件 (3.2%)

【図表 13】「横浜市中期 4 年計画 2018～2021」から抜粋

方向性

横浜の成長をけん引する都心臨海部・新横浜都心に加え、京浜臨海部等も含めたエリアで、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めます。また、国内外から人や企業が集い、活躍できる就業・生活環境の充実や、来訪者がまちを楽しみ回遊できる多彩な交通の充実等により、成長と活力を生み出します。

都心臨海部の各地区と新横浜都心・京浜臨海部等



行程表

	2021		2030
横浜駅周辺	西口駅ビル・駅前広場等 完成 (2020年)	国際観光 完成 (2021年)	その他の開発推進
	東口駅前開発		事業着手 推進
みなとみらい21	新たなMICE施設 完成 (2020年)	活用	
	大規模街区等の開発推進	観光・エンターテインメントの集積	
関内・関外	新市庁舎整備 完成 (2020年)	新たな賑わい創出	回遊性の向上
	現市庁舎街区 <small>用地買収計画決定 (2019年度)</small>	着工	しゅん工
	文化体育館 サブアリーナ 供用 (2020年)	メインアリーナ	供用 (2024年) <small>地区全体への活性化</small>
山下ふ頭再開発	一体開発を推進		供用
東神奈川臨海部周辺	東神奈川一丁目西開発 完成 (2018年度)	東高島駅北地区整備	基礎整備完成 (2023年度) 事業推進
新横浜都心	新横浜駅南部地区	計画検討	事業化検討
	神奈川東部方面線 <small>相鉄・JR東海連絡線 高谷～新横浜(2019年度)</small>		<small>相鉄・JR東海連絡線 新横浜～日吉間(2022年度)</small> 沿線の魅力向上
京浜臨海部	マスタープラン 改定	まちづくりの検討・推進(末広町地区、新子安地区、山内ふ頭周辺地区)	
総合型リゾート(IR)	《国の動向》整備法制定・区域整備計画認定法の制定等、国の動向を見据えた検討		
クルーズ客船等受入環境づくり	大黒ふ頭受入施設 供用 (2019年度)	魅力資源をつなぐまちづくり	訪れる人々が楽しみ、回遊できるまち
	新港9号岸壁		
新たな交通システム	高度化バスシステム 導入 (2020年)	高度化バスシステムのサービス拡充検討	

成長と活力を生み出す都心部の実現

ウ 「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」の実施【平成26年～平成28年】

平成22年4月、国においては、自民党、民主党それぞれのカジノ関連の研究會を統合する形で、超党派の議員連盟である「国際観光産業振興議員連盟」が発足し、法律案が起草されました。

これに対して、政権党である民主党では、平成24年1月31日に開催された内閣部門會議で議論を始めました。その後、協議が重ねられ、同法案の目的が「観光及び地域經濟の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」もので、低迷する地方經濟及び東日本大震災以降の観光産業の立て直し対策となることや、新成長戦略で位置づけられた我が国におけるこれからの經濟成長戦略とも合致することを確認しました。

また、法制化や特定複合観光施設の実現を図るためには、①依存症対策、②反社会的勢力の排除、③特区の認定数について（全国に設置されることへの懸念）、④利権や天下りへの対応の4点について対策が必要であることをまとめました。

こうした流れを受け、平成25年12月5日、自民党・日本維新の會・生活の黨により、IR推進法案が衆議院に提出されました。

本市においては、横浜商工会議所から、平成25年9月に、ドーム球場の建設を含めた新たな集客施設の積極的な整備とIRの推進等を新規要望事項とする「平成26年度横浜市政に関する要望書」が提出されました。

これらの動きを踏まえ、平成26年1月に市は、「新たな中期計画の基本的方向」に都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、IRの検討を記載しました。あわせて、予算を計上し、平成26年度からIRに関する基礎的な調査「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。

【図表 14】「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」の実施状況

実施年度	主な調査内容
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールやマカオ、ラスベガスなど、海外の I R の代表的な事例や I R 導入により期待される効果、懸念される事項とその対策など ・日本における I R 導入に向けた検討状況や I R を導入する場合の考え方 ・横浜市産業連関表により算出した横浜に I R を導入した場合の経済効果など
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・他国における I R 導入の背景や目的、設置プロセス、I R の導入効果、懸念事項対策など ・ギャンブル等依存症に関する日本の現状や対策など ・日本でギャンブル依存症の相談・治療等に携わっている医師へのヒアリング
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・米国ニューヨーク州、豪州ニューサウスウェールズ州、英国を対象とした、I R 導入の背景 ・I R 事業者や I R 設置自治体の選定プロセス ・公民連携手法（PPP/PFI）を活用した国内事例について ・海外の M I C E 事例

エ I R（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼（R F I）等の実施 【平成 30 年～令和元年】

I R 整備法を踏まえ、本格的な I R の調査検討を開始しました。当該調査はこれまで判断を保留していた中で市が I R を導入する・しないを判断するための材料のひとつとすることを目的とし、I R 整備法によって示された日本型 I R の諸条件を踏まえた上で、市の現況や課題の整理や日本型 I R 等について調査・分析を行ったほか、横浜における I R の事業性や経済的社会的効果、依存症などの懸念事項とその対応策について、事業者への情報提供依頼（R F I）や有識者へのヒアリング等により実施しました。

当該調査では、提出された調査票に基づき、事業者からヒアリングを行うとともに、それらの内容に基づいて、I R 関連、都市計画等、観光・M I C E、ギャンブル等依存症対策等の各分野の有識者等に対してヒアリングを行いました。有識者等からは、国で検討されている日本型 I R やギャンブル等依存症などの懸念事項とその対策、市が抱える課題や I R の事業性、経済的社会的効果などについて、意見をいただきました。

本調査では、調査時点で、政省令など事業者にとって必要な情報や条件が不足

していたものの、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴う I R の事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験や I R 整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

なお、本調査は、報告書としてとりまとめ、令和元年第 2 回市会定例会政策・総務・財政委員会で報告するとともに、ホームページで公表しました。さらに、令和元年 6 月 25、26 日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区の 4 方面で開催し、調査結果を説明しました。

<情報提供を依頼した項目>

I. I R の経済的社会的効果について

横浜市で I R を設置する場合、横浜市（及び広域）に与える直接的・間接的な経済波及効果等

II. I R で想定される懸念事項などとその対応策について

1. 横浜市で I R を設置する場合、横浜市において想定される懸念事項などとその対策
2. 国内外で既に実施している対策
3. その他、行政との役割分担

III. 想定する I R のイメージについて

1. 横浜市で I R を設置する場合の想定している立地場所及びその理由
2. イメージ図、開発コンセプト、ゾーニング、土地利用計画図等
3. I R 整備法第二条第一項に記載されている施設について、それぞれ横浜市にふさわしいと思われる施設コンセプト
4. その他、開発条件（立地、面積等）に対する要望
5. 横浜市で I R を設置する場合の地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出
6. 横浜市で I R を設置する場合の I R の事業性（投資見込・収支計画、売上等）

IV. その他

その他の意見・提案

【図表 15】 事業者からの提供情報と有識者ヒアリング概要（IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書概要版）

IR(統合型リゾート)等 新たな戦略的都市づくり 検討調査（その4）報告書 概要版																																							
<p>【これまでの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 平成25年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（以下、IR推進法）が衆議院に提出された。 ■ 横浜市では、IR推進法の動きを契機として、平成26年度、27年度、28年度にIRに関する基礎的（海外事例、依存症対策など）な調査を実施。 ■ 平成28年12月にIR推進法が成立。 ■ 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」（以下、IR整備法）が成立 <p>【調査の背景・趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 横浜では、観光の振興や地域経済の活性化を期待する声や、その一方で、IRを構成する施設の一つであるカジノに対して、依存症などの懸念や不安の声がある。 ■ 平成30年7月にIR整備法は制定されましたが、政省令などは明らかになっていない。 ■ このため、横浜市ではIRについて導入する・導入しないを判断していない状況。 ■ これらを背景に、平成30年度、横浜市では国が進めている日本型IRの制度や横浜におけるIRの事業性、コンセプトやイメージ、経済的・社会的効果、想定される懸念事項やその対策について、「事業者への情報提供依頼」・「有識者ヒアリング」などにより、調査・分析を実施。 ■ 本調査は、横浜市におけるIRの判断材料のひとつとすることを目的とした。 																																							
<p>「事業者への情報提供依頼」に御協力いただいた事業者 (敬称略、五十音順)</p> <table border="1"> <tr><td>ウイン・リゾーツ・ディベロップメント</td></tr> <tr><td>キャピタル&インベーション株式会社</td></tr> <tr><td>ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社</td></tr> <tr><td>ゲンティン・シンガポール・リミテッド</td></tr> <tr><td>合同会社日本MGMリゾーツ</td></tr> <tr><td>シーザーズ・エンターテインメント・ジャパン</td></tr> <tr><td>SHOTOKU株式会社</td></tr> <tr><td>セガサミーホールディングス株式会社</td></tr> <tr><td>メルコリゾーツ&エンターテインメントジャパン株式会社</td></tr> <tr><td>※この他、3者については、名称を非公表</td></tr> </table>	ウイン・リゾーツ・ディベロップメント	キャピタル&インベーション株式会社	ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社	ゲンティン・シンガポール・リミテッド	合同会社日本MGMリゾーツ	シーザーズ・エンターテインメント・ジャパン	SHOTOKU株式会社	セガサミーホールディングス株式会社	メルコリゾーツ&エンターテインメントジャパン株式会社	※この他、3者については、名称を非公表	<p>「有識者ヒアリング」に御協力いただいた有識者等(敬称略、五十音順)</p> <table border="1"> <tr><td>岸井 隆幸 (一般社団法人計量計画研究所 代表理事)</td><td>都市計画等</td></tr> <tr><td>白石 小百合 (横浜市立大学国際総合科学部 教授)</td><td>地域経済等</td></tr> <tr><td>田中 紀子 (公益社団法人キャンブル依存症問題を考える会 代表)</td><td>キャンブル等依存症対策等</td></tr> <tr><td>西村 直之 (精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事)</td><td>キャンブル等依存症対策等</td></tr> <tr><td>樋口 進 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長)</td><td>キャンブル等依存症対策等</td></tr> <tr><td>福田 敦 (関東学院大学経営学部 教授)</td><td>地域経済等</td></tr> <tr><td>別所 晋也 (俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」 代表)</td><td>観光・MICE/文化・芸術</td></tr> <tr><td>森地 茂 (政策研究大学大学政策研究センター 所長)</td><td>都市計画等</td></tr> <tr><td>山内 弘隆 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授)</td><td>IR関連</td></tr> <tr><td>山下 真輝 (株式会社JTB総合研究所 主席研究員)</td><td>観光・MICE/文化・芸術</td></tr> <tr><td>山田 桂一郎 (JTIC.SWISS 代表)</td><td>観光・MICE/文化・芸術</td></tr> <tr><td>山本 敦子 (MPI Japan Chapter 名譽会長)</td><td>観光・MICE/文化・芸術</td></tr> <tr><td>神奈川県警察本部</td><td>その他の副次的対策等</td></tr> <tr><td>公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター</td><td>その他の副次的対策等</td></tr> </table>	岸井 隆幸 (一般社団法人計量計画研究所 代表理事)	都市計画等	白石 小百合 (横浜市立大学国際総合科学部 教授)	地域経済等	田中 紀子 (公益社団法人キャンブル依存症問題を考える会 代表)	キャンブル等依存症対策等	西村 直之 (精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事)	キャンブル等依存症対策等	樋口 進 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長)	キャンブル等依存症対策等	福田 敦 (関東学院大学経営学部 教授)	地域経済等	別所 晋也 (俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」 代表)	観光・MICE/文化・芸術	森地 茂 (政策研究大学大学政策研究センター 所長)	都市計画等	山内 弘隆 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授)	IR関連	山下 真輝 (株式会社JTB総合研究所 主席研究員)	観光・MICE/文化・芸術	山田 桂一郎 (JTIC.SWISS 代表)	観光・MICE/文化・芸術	山本 敦子 (MPI Japan Chapter 名譽会長)	観光・MICE/文化・芸術	神奈川県警察本部	その他の副次的対策等	公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	その他の副次的対策等
ウイン・リゾーツ・ディベロップメント																																							
キャピタル&インベーション株式会社																																							
ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社																																							
ゲンティン・シンガポール・リミテッド																																							
合同会社日本MGMリゾーツ																																							
シーザーズ・エンターテインメント・ジャパン																																							
SHOTOKU株式会社																																							
セガサミーホールディングス株式会社																																							
メルコリゾーツ&エンターテインメントジャパン株式会社																																							
※この他、3者については、名称を非公表																																							
岸井 隆幸 (一般社団法人計量計画研究所 代表理事)	都市計画等																																						
白石 小百合 (横浜市立大学国際総合科学部 教授)	地域経済等																																						
田中 紀子 (公益社団法人キャンブル依存症問題を考える会 代表)	キャンブル等依存症対策等																																						
西村 直之 (精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事)	キャンブル等依存症対策等																																						
樋口 進 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長)	キャンブル等依存症対策等																																						
福田 敦 (関東学院大学経営学部 教授)	地域経済等																																						
別所 晋也 (俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」 代表)	観光・MICE/文化・芸術																																						
森地 茂 (政策研究大学大学政策研究センター 所長)	都市計画等																																						
山内 弘隆 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授)	IR関連																																						
山下 真輝 (株式会社JTB総合研究所 主席研究員)	観光・MICE/文化・芸術																																						
山田 桂一郎 (JTIC.SWISS 代表)	観光・MICE/文化・芸術																																						
山本 敦子 (MPI Japan Chapter 名譽会長)	観光・MICE/文化・芸術																																						
神奈川県警察本部	その他の副次的対策等																																						
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	その他の副次的対策等																																						

I 日本型IR制度及び横浜市の現状・課題の概要


日本型IR制度

1 目的

- 民間事業者による「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」からなるIR区域の一体的整備と運営＝民設民営
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- これらにより観光の振興・地域経済の振興・財政の改善に貢献する

(1) 観光の振興

- 「観光振興に寄与する諸施設 (①国際会議場、②展示施設、③魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設、⑥その他促進施設)」と「カジノ施設」による来訪者数・観光消費額の増
- 【参考】シンガポールIR事例
- 来訪者数: IR開業前968万人→2017年1,742万人(約1.8倍)
- 観光消費: IR開業前126億SGD→2017年268億SGD(約2.1倍)



(2) 地域経済の振興

- IR区域の整備と運営に伴う、大規模投資と雇用創出などによる、地域の経済波及効果の発生
- 【参考】シンガポールIR事例
- IR建設投資: 約1兆円、IRの年間売上: 約5,400億円(2017年)
- IRの直接雇用者数: 約2万人(2017年)

(3) 財政の改善への貢献

- カジノ売上に対し30%の納付金収入と入場料収入(6千円)のそれぞれ、半分ずつが国、自治体の財源となり、観光振興や財政の改善に貢献する
- 民間による大規模な投資・運営であり、建設・運営期間を通じて法人市民税、固定資産税等の増収効果

2 懸念事項対策

- キャンプル等依存症対策
 - ①ゲーミング機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療まで、重層的/多段階的な取組を整備
 - ※ 中でも、ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の3%
- 反社会的勢力の排除
 - IR事業者は厳格な参入規制 (3年毎の免許制)
 - 主要株主や契約先等も、免許・許可・認可制により規制
 - 【参考】シンガポールIRの取組
 - IR開業前に依存症対策に着手し依存症者は減少
 - ・キャンプル依存症有病率 2005年: 4.1%→2017年: 0.9%

図1 (1) 観光の振興 (2) 地域経済の振興 (3) 財政の改善

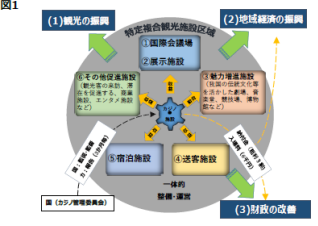


図2 横浜市の年齢5区分別人口

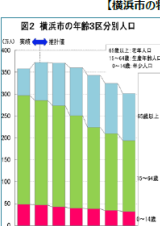


図3 横浜市の年齢5区分別人口の割合

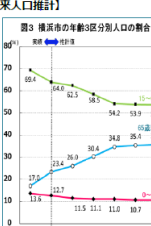


図4 市収入の内訳





図5 上場企業数と法人市民税



横浜市の現状・課題

1 観光の現状・課題 (数値は2017年)

- 外国人宿泊者数が日本全体の1%にも満たない。
- 日帰り観光客割合が多く、観光消費額が低い。

	日本	東京都	横浜市
外国人宿泊者数	約7,969万人	約1,978万人	約73万人
日帰り観光客	50.1%	53.0%	87.3%
観光 日帰り	15,526円	18,740円	6,282円
消費額 宿泊客	49,732円	55,855円	33,896円

⇒インバウンドの効果を活かしきれない。

2 人口・経済の現状・課題

- 人口減少社会、生産年齢人口の減少
 - 横浜市は人口は2019年をピークに減少シフトの見込み。
 - 生産年齢人口 (15～64歳) も減少傾向の見込み。
- 人口規模に対して、経済規模は大きい
 - 市の歳入の約4割は市税収入が占める中、個人市民税に対し、法人市民税の割合が低い。
 - 大阪市、名古屋市等と比べて、上場企業数・法人市民税が少ない。
 - 2007年度～2014年度の各年度の実質(名目)経済成長率の平均 全国+0.24% (△0.46%)、横浜市△0.23% (△0.75%)
 - ⇒地域社会・経済活力の継続への懸念

3 財政の現状・課題

- 市税収入の構造
 - 今後、生産年齢人口の減少に伴い、本市、歳入を支えてきた個人市民税は減少が見込まれる。
- 将来、より厳しい財政運営を迫られる
 - 高齢化に伴い、医療・介護などの扶助費の増加が見込まれる。
 - 高度成長期に整備を行ってきた、学校や下水道管等の公共施設の老朽化により、更新費の増加が見込まれる。
 - ⇒歳入見込みに対し、歳出見込みが上回る懸念(中期計画)

4 懸念事項に対する市民の声・現状

- IRに対する懸念
 - 市民の認識は、IRはカジノであり、キャンプル依存症の増加や反社会的勢力への懸念の声や、カジノそのものへの嫌悪感の声がある。
 - ⇒中期計画における(ワグ)コメントでは、約2割がIRに対するもので、そのうち約1割がIR反対の声
- 横浜市のキャンプル等依存症対策
 - 既存キャンプル等の依存症対策を「よこはま保健医療プラン2018 (計画期間: 2018～2023)」などの計画に基づき推進。
 - ・キャンプル等依存症対策基本法の成立等を踏まえ、更に依存症の知識や理解の促進、相談支援を拡充する必要がある。

II 事業者から提供された情報の概要

1 IRの立地場所

- 想定立地場所: 12者全てが「山下(仮)」を想定
- 【想定理由】
 - ・47haという広大なシンボリックの高い敷地
 - ・横浜都心部、羽田空港から近く、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセスの利便性が高い。
 - ・みなとみらい地区から延伸倉庫、大さん橋、山下公園に続く魅力的なウォーターフロント。

2 中核施設の例

(1) MICE施設 (70,000㎡～229,000㎡)

- ・日本最大規模でワールドクラスのMICE施設
- ・10万㎡規模以上の展示場、数千人規模以上の国際会議場
- ・従来の横浜MICEの強みである医学系を中心に、科学・技術・自然や産業等の経済波及効果の規模が大きい分野の誘致
- ・パブリック連携との連携 など
- ※ 政令での基準・要件: 以下の①～③のいずれかを満たすこと

バグ	国際会議場施設	展示等施設
①	最大の設備での収容人数 1,000人以上かつ53,000人以上	施設全体収容人数 12万㎡以上
②	3,000人以上かつ6,000人以上	6万㎡以上
③	6,000人以上	27万㎡以上

(2) 魅力増進施設

- ・日本の伝統文化・芸術を紹介、公演する舞台、美術館、文化芸術施設
- ・横浜の文化芸術を発信する施設 など

(3) 送客施設

- ・国内各観光地への拠点となる総合旅行代理店、ビジターセンター
- ・各地域が有する魅力を体験する機会の提供や、国内観光に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を行う観光提案施設 など

(4) 宿泊施設

- ・施設規模 約270,000㎡～約600,000㎡
- ・客室数 約2,700室～約5,000室
- ・ワールドクラスのラグジュアリーホテル
- ・ビジネス及びレジャー目的の国内外からの訪問客に応えられる様々な機能を有するワールドクラスのホテル など
- ※ 政令での基準・要件: 客室の床面積合計が概ね110万㎡以上

(5) その他促進施設

- ・ユークレナアトラクション施設、博物館、劇場、大規模アリーナ
- ・マンスポーツサービスを提供するマリナ施設 など



3 投資見込み・売上見込み等

- 投資見込額 (建設費等 (※1))
 - ・約6,200億円～約1兆3,000億円
- 売上見込額
 - ・約3,500億円～約8,800億円/年
- EBITDA (※2)
 - ・約800億円～約2,100億円/年
- IR施設面積 (全体)
 - ・約670,000㎡～約1,500,000㎡
 - (※1) 土地取得費用は加入した事業者と合意している
 - (※2) 持分益、支払利息、税金と減価償却費を加えた利益企業の収益力を分析、比較するに用いた指標とされている

4 観光客数・訪問者数見込み

- IR設置後の横浜への観光客数 (2017年: 3,631万人)
 - ・約4,400万人～約7,800万人/年
- IRへの訪問者数
 - ・約800万人～約5,200万人/年
- 国内・海外観光客の割合
 - ・国内観光客: 約4割～約9割 海外観光客: 約6割～約1割

5 経済効果見込み

- IR建設時
 - ・直接効果 約4,700億円～約1兆1,900億円
 - ・全体効果 約6,700億円～約1兆8,000億円
- 開業後事業運営時
 - ・直接効果 約4,900億円～約9,100億円/年
 - ・全体効果 約7,700億円～約1兆6,500億円/年

6 雇用者数見込み

- IR建設時
 - ・雇用者数 約4.3万人～約10万人以上
- 開業後事業運営時
 - ・直接雇用者数 約1.0万人～約5.6万人
 - ・間接雇用者数 約0.7万人～約14.9万人

7 地方自治体の増収見込み

- 地方自治体への増収効果
 - ・約600億円～約1,400億円/年
 - (カジノ入場料、カジノ納付金、消費税、市民税、固定資産税等)
 - ※ 開業後、安定運営した年度ベースの見込み



8 懸念事項対策の例 (ワンダーライズは法事事項)

(1) キャンプル等依存症の増加への対策

- ・マイナンバーカードや顔認証システムによる入場制限
- ・自己診断プログラム・排除命令プログラムの導入
- ・ゲーミングフロアにおけるATM設置の禁止
- ・貸付対象者の限定・貸付上限額の設定
- ・従業員への訓練・教育
- ・市民への啓発・教育活動
- ・依存症相談窓口の設置、カウンセリングサービス
- ・キャンプル等依存症についての産学共同研究
- ・キャンプル等依存症対策基金の設立 など

(2) 青少年への悪影響への対策

- ・マイナンバーカードや顔認証システムによる入場防止
- ・キャンプルに関する広告制限
- ・教育プログラムの開発、従業員に対する教育・研修
- ・IR施設周辺の見守り
- ・子供の放置防止などの対策
- ・行政及び地域コミュニティとの連携 など

(3) 反社会的勢力の排除対策

- ・厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業
- ・包括的なセキュリティシステム (顔認証、監視カメラ等) の活用
- ・取引業者及び従業員の高背景調査や誓約書の署名実施
- ・データベースを活用した暴力団排除
- ・警察・公安との連携 (反社会的勢力の情報の共有化) など

(4) 治安対策

- ・周辺地区の格を高めるようなリゾートコンセプトの導入
- ・厳格な警備体制の構築
- ・警備員の雇用・組織化、24時間体制での配置
- ・周辺エリアへの防犯カメラの設置及び警備スタッフの配置
- ・犯罪情報の収集と活用、関係機関への犯罪情報の提供
- ・行政・警察・地域との連携 など

(5) マネーロンダリング対策

- ・国際基準 (FATF勧告) に準拠した内部統制システムの構築
- ・AML(アネチマネーロンダリング)/KYC(顧客確認)ポリシーの導入
- ・徹底した情報管理の実施 (顧客情報、取引情報等)
- ・従業員に対する教育・訓練、AML専門チームの設置 など

Ⅲ 事業者から情報提供されたIR施設のコンセプトとイメージ図

■ハーバーリゾートへの旅
それはまるで世界へ出航する帆船のように、横浜IRは横浜に新たな風景をつります



■世界を代表する都市型リゾートYOKOHAMA A
「横浜らしい」の根幹である文化・都市の洗練さと、最先端のエンターテインメント性を兼ね備えた、「世界を代表する都市型リゾートYOKOHAMA A」ランドを発信



■GREEN VEIL
周初自然環境とIR施設全体を立体的に結び付け、景観や環境にやさしいIRを実現



■「新しい顔」「新たな人」の場「新リゾート計画」
みなとみらい21地区を含む横浜と調和した、世界に誇れる象徴的な都市景観を創出。水と緑を感じ魅力的な賑わいのある公共空間の形成。多様な集客機能を複合させ、非日常的な体験のできるリゾート



■Yokohama Art & Culture Park and Entertainment Resort
市民と観光客の（スズパレード）を象徴し、交流を回り、芸術、文化、エンターテインメントの新たなイノベーションの「波」を起こしていく



Ⅳ 有識者ヒアリングでの主な意見、30年度調査のまとめ

有識者ヒアリングでの主な意見

①日本型IRについて	②横浜市の状況、課題について	③事業者への情報提供依頼で得られた内容について
<p>問：国で検討されている日本型IRについて</p> <ul style="list-style-type: none"> IRについて市民にしっかりと説明することが重要。 IRに関する議論において、カジノとIRが混同されることが多いが、カジノとIRそれぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではない。 海外富裕層を狙ったカジノ収益でIR施設全体を支える構造は、リスクがある。 日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型IR等が必要な段階。 <p>問：観光・地域経済の振興などIRの効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光に力を入れていきたい地域にはインバウンドとなる政策であり、大規模な経済効果も期待できる。 インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。インバウンドのため大人が遊ぶ施設が必要であり、IRはその一端になりうると思う。 <p>問：ギャンブル依存症などの懸念事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル依存症対策については事業者まかせではない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導で行うことが必要。 依存症対策は入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないといけない。 	<p>問：横浜におけるIRに関する様々な意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> 増収効果が見込まれるからIRを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではない。横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。 横浜を将来的にも元気にするために、思い切ってIRを誘致してみるという手段はあり得ると思う。その場合には、どの位のコストがかかるかをきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があっても良いと思う。大きな開発で不安になる人が出てくるのは当然である。 <p>問：横浜の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京との差別化の観点から、横浜にはもってアピールできる点が結構ある。東京から富士山を見ると一部しか見えないが、横浜ランドマークタワーの展望台からだと富士山の全景が見られる。また、外国人に人気が高い富士山、箱根、鎌倉は東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはず。 市民が高齢化し、将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれている。市としては、今後どうしていくのか、そのためにどうIRを活用していくのかについて検討すべき。 青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策への力を入れて検討してほしい。 	<p>問：IRの事業性、経済的・社会的効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはじめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではない。 経済効果の検証のため、IR施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。 <p>問：想定される懸念事項などその対応策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを抑えることが、カジノに関する対策のコアになると思う。 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で依存症への取組を示してほしい。 <p>問：立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味でのIRの象徴にはなれない。 IR誘致に関しては白紙と明言する中、今回情報が集まるというのには、横浜には地の利があり、客観的にみて魅力的な場所であるということだとと思われる。

30年度調査のまとめ

- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのポテンシャルが高く評価され、市としてIRを導入する・しないについて判断をしていない状況ではあるが、12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、IRの事業性を見込んでいることが示された。
- 観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
- 一方、調査時点では、政省令などがまだ明らかになっていなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。
 - 政省令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された情報の具体化や精度の向上を進めていく。
 - 事業者から示された懸念事項対策については、実施状況や有効性などについて、確認・検証をしていく。
 - 本報告書を活用しながら、日本型IRについて市民の皆様に説明していく。

オ 庁内会議等での情報共有・検討

(ア) I R検討プロジェクトの設置

平成 25 年 12 月に I R 推進法案が衆議院に提出されたことを受け、平成 26 年 4 月、I R について総括的に検討することを目的に、庁内に政策局担当副市長をプロジェクトリーダーとする検討チーム（I R 検討プロジェクト）を設置しました。

同プロジェクトでは、市が実施した「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」の結果や国・他都市の動き等について情報共有・検討しました。

(イ) I R 推進プロジェクトの設置

令和元年 8 月の I R 誘致の表明や 9 月の第 3 回市会定例会における補正予算の議決を受け、令和元年 11 月、I R について本格的な検討・準備を進めることを目的に、庁内に都市整備局担当副市長をプロジェクトリーダーとする I R 推進プロジェクトを設置しました。

同プロジェクトでは、「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」や実施方針等の市が策定した文書や国・他都市の動き等について情報共有するとともに、区域整備計画の作成に向けた検討等を行いました。

カ 地元経済団体の動き

(ア) 「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」の公表【平成 20 年 10 月】

平成 11 年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始めました。

横浜においては、平成 20 年 1 月、横浜商工会議所に観光・情報・サービス部委員会横浜複合エンターテインメント施設研究会が発足、民間ベースでの検討が進められてきました。この検討を踏まえ、平成 20 年 10 月、同研究会が、カジノに関する調査検討内容をまとめた「横浜複合エンターテインメント構想の基本的な考え方」を公表しました。

(イ) 平成 26 年度横浜市政に関する要望書の提出【平成 25 年 9 月】

横浜商工会議所は、平成 25 年 9 月、平成 26 年度の市政及び予算編成に関して、優先的に取組を求める要望事項を取りまとめ、市に提出しました。

同要望書において、横浜商工会議所は、観光資源の活用と魅力ある街づくりについての項目の魅力ある観光地づくりの推進における新規要望事項として、

「ドーム球場の建設を含めた新たな集客施設の積極的な整備と I R（インテグレートリゾート）の推進」を要望しました。

(ウ) 「(一社) 横浜青年会議所としての提言書」の発表【平成 26 年 7 月】

横浜青年会議所は、平成 26 年 7 月 12 日、新市庁舎整備基本計画策定、2020 オリンピック・パラリンピックの開催、都心臨海部再生マスタープランの策定という大きな時代の節目を踏まえ、横浜に住み暮らすまちづくりの担い手として、明るい豊かなまちの未来を創造し、横浜の未来を切り開いていく必要があるとして、政策提言を発表しました。

「提言② 特色ある M I C E 機能強化のための全天候型ドームの実現と I R 誘致」では、今後、シンガポールをはじめとする、アジアの諸外国との誘致競争に打ち勝つためにも、他都市に負けない特色ある M I C E 機能が必要であり、そのための方策として、「全天候型ドームの実現」「I R 誘致」「全天候型ドームの実現と I R 誘致を目的とした協議会の発足」を求めました。

(エ) 「横浜 I R（統合型リゾート）の申請表明に関する要請について」の提出【令和元年 7 月】

横浜商工会議所は、令和元年 7 月 18 日、I R 整備法に基づくカジノ管理委員会の設立準備や基本方針の策定等の国における手続きが進んできていること、認定申請を予定している自治体等で独自の調査・研究が進んできていること、市における 4 か年の専門的な調査や事業者への情報提供依頼（R F I）等により I R の認定申請に関して十分な判断材料を蓄積してきていること、今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大や税収の減少が予想され、地域経済の活力が失われることが危惧されている現状を踏まえ、I R 整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書を市に提出しました。

(オ) 「統合型リゾート（I R）横浜推進協議会」の設立【令和元年 11 月】

横浜商工会議所を中心とした神奈川県内の 9 つの経済団体等（神奈川経済同友会、神奈川県観光協会、横浜貿易協会、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業団体中央会、横浜観光コンベンション・ビューロー、横浜銀行協会、横浜青年会議所）で構成され、約 1 万 5,000 以上の企業や団体が参加する「統合型リゾート（I R）横浜推進協議会」が、令和元年 11 月 6 日、設立されました。

(カ) 「第 1 回 [横浜] 統合型リゾート産業展」の開催【令和 2 年 1 月】

令和 2 年 1 月 29、30 日、パシフィコ横浜で [横浜] 統合型リゾート産業展実

行委員会主催、統合型リゾート（ＩＲ）横浜推進協議会共催のもと、「第１回〔横浜〕統合型リゾート産業展」が開催されました。

当日は、海外で実際にＩＲ施設を設置・運営しているオペレーター６者を含む計４６者が展示等を行いました。

キ ＩＲ誘致の意思決定【令和元年８月】

横浜市中期４か年計画【2014～2017】及び【2018～2021】で示しているとおり、横浜は、今後の人口減少や超高齢社会の進展により、長期的には消費や税収が減少します。これにより、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。そうした状況であっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保する必要があります。

そのような背景の中で、市にとって、ＩＲは、都心臨海部の機能強化、観光ＭＩＣＥや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには本市の財政基盤の強化を図り、将来に向けて横浜の成長をより一層確かなものとするための手法の一つとして、有効な選択肢と考えられました。一方で、市民の安全安心を確保する観点から、その導入にあたっては依存症などの懸念事項への対策がしっかりと講じられるべきであり、これらを含めＩＲの実施に必要なとなる法制上の措置などについての検討状況を見きわめる必要がありました。

そのため、市は、ＩＲを導入する・しないについての判断はせず、さまざまな意見を踏まえ、横浜の将来にとってよりよい方法を検討してきました。

このような状況の中で、国においては、平成３０年７月のギャンブル等依存症対策基本法やＩＲ整備法の可決・成立に続き、平成３１年４月には、中核施設の具体的な基準・要件、ゲーミング区域の床面積の上限、ＩＲ区域以外でのカジノ事業等に関する広告物の表示施設、現金取引報告の対象範囲など、大きく分けて６つの項目から構成されたＩＲ整備法施行令が施行されました。

あわせて、同月、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念、ＰＤＣＡサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進などのギャンブル等依存症対策の基本的考え方等を規定した第１章と、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のＡＴＭ等の撤去などの取り組むべき具体的な施策を規定した第２章の二章構成からなるギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

また、市が、ＩＲ整備法により示された日本型ＩＲの諸条件を踏まえて前年度に実施した、「ＩＲ（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その４）」では、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うＩＲの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面か

ら、これまでにない経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験や I R 整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されました。

この調査結果について、市は、令和元年 5 月 27 日、令和元年第 2 回市会定例会政策・総務・財政委員会において、報告を行うとともに、その結果を公表しました。

また、市は、令和元年 6 月 25、26 日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区の 4 方面で開催しました。この説明会では、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その 4）」の報告書の内容を踏まえ、日本型 I R の制度や海外 I R の事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。当日は、当初 1 時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40～50 分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、I R を構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、I R に期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、I R の理解が深まった・やや深まったとの回答が約 4 割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

また、令和元年 7 月 18 日には、横浜商工会議所から、I R 整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書が市に提出されました。

このような状況を踏まえ、市は、国の制度設計が明らかになりつつあること、市の調査により、横浜における I R の事業性やこれまでにない経済的社会的効果が見込まれること及び事業者の海外での知見や I R 整備法を踏まえた懸念事項対策が示されたこと、地元経済界からの強い期待の声があることなどを総合的に勘案し、今後の社会情勢の変化による経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれる中でも、横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全安心を確保するために I R の導入が必要であるとして、I R の誘致を決定し、表明しました。

【図表 16】「IRの実現に向けて」要旨

人口減少や超高齢社会が進展する中で、長期的には消費や税収が減少し、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれます。そうした状況であっても横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など市民の皆様の安全安心を確保することが必要です。

決断に至った具体的な理由としては、

- IRによる「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、市が抱える諸課題の有効な対応策になり得ると考えられること
- また、世界最高水準のカジノ規制といわれる IR整備法やギャンブル等依存症対策基本法など、依存症に関する諸制度も整いつつあり、国・自治体・事業者・関係団体がしっかりと協力することで、依存症の方を増やさないように取り組む環境が整ってきたことがあります。
- 今後とも、IRへのご理解を頂けるよう、市民の皆様に丁寧に説明を続けていきます。

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、横浜が将来にわたり成長・発展を続けていくためには、IRを実現する必要があるという結論に至りました。

<市内部の意思決定の経過>

- 令和元年7月25日 IR検討プロジェクト（関係副市長・局長への情報提供）
- 7月29日 4副市長説明（IRの実現に向けて）
- 7月31日 市長説明（IRの実現に向けて）
- 8月21日 方針決裁
- 8月22日 IRの実現に向けて 市長定例記者会見にて誘致表明

【図表 17】 議事概要（令和元年 7 月 31 日市長説明）

議事概要〈IRの実現に向けて〉

1. 日 時

令和元年 7 月 31 日（水）15 時 20 分～15 時 35 分

2. 場 所

市長執務室

3. 参 加 者

林市長、渡辺副市長、平原副市長、小林副市長、荒木田副市長、横山財政局長、
伊地知政策局長、財政部長、政策部職員

4. 確認事項

・依存症対策・市民説明会の状況の確認

・市長の発表時期・資料の確認

上記について了承された。

【図表 18】市長説明資料（令和元年 7 月 31 日）

<p>市長説明資料 令和元年 7 月 31 日 政 策 局</p>
<p>IR の実現に向けて</p>
<p>(資料 1) IR の実現に向けて</p> <p>(資料 2) 市長会見資料「IR の実現に向けて」</p> <p>(資料 3) 事前記者レク資料、パワーポイント資料</p> <p>(資料 4) IR（統合型リゾート）推進事業の補正予算について</p> <p>(資料 5) 市民説明会におけるアンケート結果</p>

- 昨年7月のIR整備法の成立を踏まえ、調査分析を実施してきた結果、IRが人口減少・超高齢社会の進己排除・家族排除などの依存症対策の実効性があることが一定程度、確認できました。また、法制度が整い
- IRの実現に向けて、積極的な誘致に取り組むこととし、山下ふ頭を立地場所として、IR区域整備計画の

1 IRに対する考え方

(現状と課題)

- 我が国の外国人宿泊者数が、大きく伸びている一方、横浜市伸びは他都市等と比べて低く、外国人宿泊者数は、全国の1%にも満たない状況。また、日帰り客の割合が多く、かつ観光消費額は全国レベルと比較して非常に少なく、インバウンド需要を取り込めていない。
- 人口は2019年をピークとして減少に転じ、生産年齢人口は、2065年までに約73万人、現在の約2/3になることが見込まれており、消費や税収の減少、社会保障費の増加など経済活力の低下や厳しい財政状況が危惧されている。
- また、上場企業数や法人市民税額などは、東京と大きく水をかけられており、本市よりも人口規模の小さい大阪市、名古屋市よりも少ないなど、人口規模に対して経済規模は小さい。
- 政府においては、日本全体のGDPが横ばいの中で、大きな成長を見せている観光を成長戦略に位置づけ、その戦略の柱の一つとして日本型IRの検討を進めてきた。

(調査分析)

- このような状況の中で、横浜市では2014年からIRに関する基礎的な調査を開始、昨年7月のIR整備法の成立を踏まえ、横浜でのIRの事業性、経済的社会的効果、懸念事項とその対応などについて調査分析を実施した。
- その結果、横浜市がIRを実施する、しないを判断していない状況ではあるが、12事業者・グループが、山下ふ頭を立地場所として想定、海外事例と比べても遜色ない民間による大規模な開発投資を検討していることが示された。
- 我が国最大級の国際会議場や展示施設。グローバル水準のラグジュアリーで大規模な宿泊施設。一流のエンターテインメントが提供されるアリーナ。子供も楽しめるアトラクション施設など、ビジネス客だけでなく、ファミリーも、海外・国内からの観光客だけでなく、横浜市民も楽しみ、横浜の観光の諸課題の解決に有効な統合型リゾートが示された。
- 加えて、これらの大規模施設により、インバウンドを含む観光集客やIR区域内だけでなく周辺も含めた賑わいの創出や消費の増大など観光の振興。施設の建設・運営に伴う、経済波及効果や雇用の創出など地域経済の活性化。税収増を含む歳入増加など財政改善への貢献など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 依存症や治安の悪化などの懸念事項に対しては、IR整備法や事業者の海外での経験に基づき、マイナンバーカードや顔認証、それらを活用した自己排除や家族排除などの入場管理や利用制限、警察を含む行政が連携し、IR区域や周辺地域の地域環境対策の強化など、様々な懸念事項対策が示された。
- 一方、これらの情報の具体化や精度向上、依存症対策の実効性の検証や、IRに関する市民への周知などの課題も示されたため、政令など新たな情報を踏まえ、調査分析を継続してきました。また、昨年度

Rの実現に向けて

展など、横浜が抱える諸課題に対し非常に有効な対応策のひとつになり得ること、事業者から示された顔認証や自、懸念事項に対して国、事業者、関係団体等と連携し、課題を解消しながら事業を進める環境が整ってきました。申請に向け、本格的な検討・準備を進めます。

- 継続的な調査の結果、事業者から示された経済効果など数値等の情報の妥当性が確認でき、人口減少・少子高齢化など、横浜が抱える諸課題に対し、I Rが非常に有効な対応策のひとつになり得ること、事業者から示された自己排除、家族排除などの依存症対策の実効性が高いと考えられることが解ってきました。
- また、世界最高水準と言われるI R整備法でのカジノ規制に加え、4月には政令によりゲーミング区域の面積上限が3%に定められたほか、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく、基本計画が策定され、国、自治体、事業者、関係団体などが連携することで、依存症者を増やさないように取り組むことができる環境と治安悪化などへの対策を強化する環境が整ってきた。

(市民の理解)

- 説明会の結果、反対の声が大きかったものの、アンケートでは、中立的な意見やI Rに期待する声もあったこと、現状においては多くの市民のI Rへの理解は、I R＝カジノであり、政府が検討を進めている日本型I Rへのご理解がまだ十分ではないことや説明会によりI Rへの理解が深まったことが示された。
- また、メディアの世論調査によれば、以前に比べ反対の割合は減少傾向にあることや地元経済界からも、I R推進への要請書を頂くなど、I Rへの期待の声が高まってきたと感じており、今後も市民の皆様へ、丁寧に説明を継続していくことで、I Rに対する理解が深められるよう進めます。

(国の動向)

- 政府においては、I Rの早期開業に向けて取組を着実に進めており、カジノ管理委員会規則や基本方針の公表はこれからだが、I Rの開業時期に大きな遅れはないと見込まれている。一方、I Rは前例のない大規模なナショナルプロジェクトであり、これを確実に成功させるためには、綿密な調査分析に基づき、依存症対策など様々な課題を解消しながら事業を進めていく必要がある。

(判断)

- これらの状況を総合的に勘案し、横浜市の将来を見据え、横浜にI Rを実現していく必要があると考え、区域整備計画の申請に向けて本格的な検討・準備を進めていきます。

2 当面の動き

- (1) 8月22日 市長定例記者会見 意思表明
- (2) 8月27日 補正予算議案記者発表
- (3) 9月 3日 議案関連質疑、6日 一般質問、20日 議決
- (4) 補正予算執行のため、体制強化を図る



あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

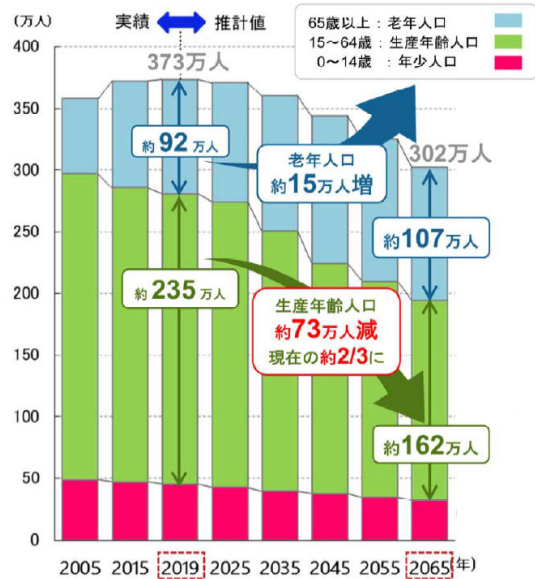
横浜を支える人口・経済の見通し

- 2019年をピークに人口減少にシフトし、生産年齢人口の減少、老年人口の増加
- 消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況の見込み

横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の安全・安心な生活をしっかり維持するための最も良い方法を検討

人口構成の推移について

【横浜市の人口構成の推移】



横浜IRのイメージ

事業者からの提案

イメージ図



MICE施設

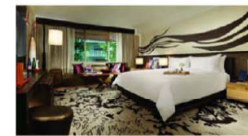
- 我が国最大級の国際会議場や展示施設
- 施設規模：138,000～192,000㎡

宿泊施設

- グローバル水準のラグジュアリーで大規模なホテル
- 客室数：2,700～4,800室

エンターテインメント施設

- 一流のエンターテインメントが提供されるアリーナ
- 子供も楽しめるアトラクション施設



ビジネス客からファミリー層、国内外からの観光客だけでなく、横浜市民の皆様にも楽しんでいただける統合型リゾートの実現の可能性

2

日本型IR(統合型リゾート: Integrated Resort)

日本型IRのコンテンツ

IR集客施設のコンテンツについて(イメージ)

昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、幅広いコンテンツが提供されます。



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

インバウンドや宿泊客の増加、ナイトタイムエコノミーの充実といった、横浜観光の弱点を克服し、成長戦略の中核となる観光・MICEを牽引していく力がある

3

IRの効果

想定される横浜IRの事業性、経済波及効果等



4

懸念事項に対する取組

ギャンブル等依存症や治安悪化などへの対策

IR整備法 (2018年7月)

- 免許制等によるIR事業者の参入規制
- 日本人等の入場料(6,000円)、入場回数制限
- 20歳未満の者、暴力団員等の入場等を禁止

「世界最高水準のカジノ規制」

ギャンブル等依存症対策基本法 (2018年7月)

IR整備法施行令 (2019年4月)

カジノを行う区域の面積上限を、IR施設の床面積合計の3%

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(2019年4月)

「依存症対策の基本的事項」
多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

事業者から示された懸念事項対策の例

- マイナンバーカードや顔認証などによる厳格な入場管理
- 「自己排除」、「家族排除」による利用制限
- 事業者と警察を含む行政が連携し、IR区域や周辺地域の地域環境対策を強化 など

あらゆる関係者が協力することで、

- 依存症の方を増やさないように取り組む環境
- 治安悪化などへの対策を強化する環境

が整ってきた

5

IRに関する市民のご理解

IRに関する市民説明会

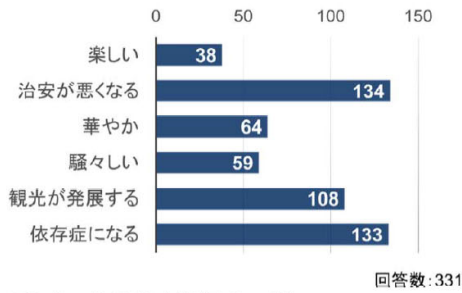
市民説明会の概要

- 開催期間: 令和元年6月25日、26日
- 開催場所: 市内4か所 (中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区)
- 参加者数: 350人(アンケート回答者数: 333人)

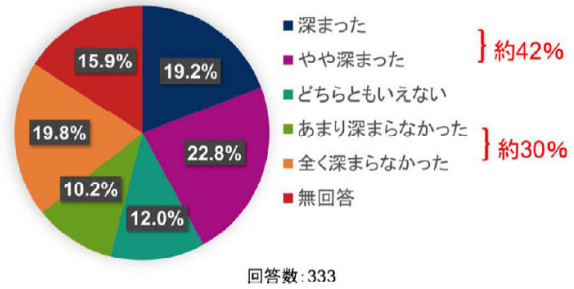
当日は治安や依存症などに関する否定的なご意見をいただきました。一方で、中立的なご意見やIRに期待するご意見もありました。

アンケート結果の一部

Q. 説明後のIRのイメージについて(3つまで)



Q. 説明後、IRへの理解がどの程度深まりましたか



アンケートの自由意見の一部

- ・「税金を増やすためにギャンブルのお金をあてにするのはいやです」
- ・「最初は反対であったがやや考え方が変わってきた」等

経済界からの期待

横浜商工会議所からの要請書「横浜IR(統合型リゾート)の申請表明に関する要請について」(7月18日)

6

IRの立地場所

横浜IRの立地場所について

30年度の調査結果

想定立地場所: 12者全てが「山下ふ頭」を想定



「山下ふ頭」の優位性

- 広大でシンボル性の高い敷地
- 利便性の高い交通アクセス
- MM21地区から続く魅力的なウォーターフロントの景観

都市型リゾートとしての高いポテンシャル

7

横浜IRについて

IRに対する考え方

経済効果

これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜が抱える諸課題に有効な対応策となりうる

懸念事項

依存症の方を増やさないための制度など環境が整ってきた

市民のご理解

丁寧に説明を継続していくことでIRに対するご理解が深められるよう進める

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、我々の子供達の世代においても、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、

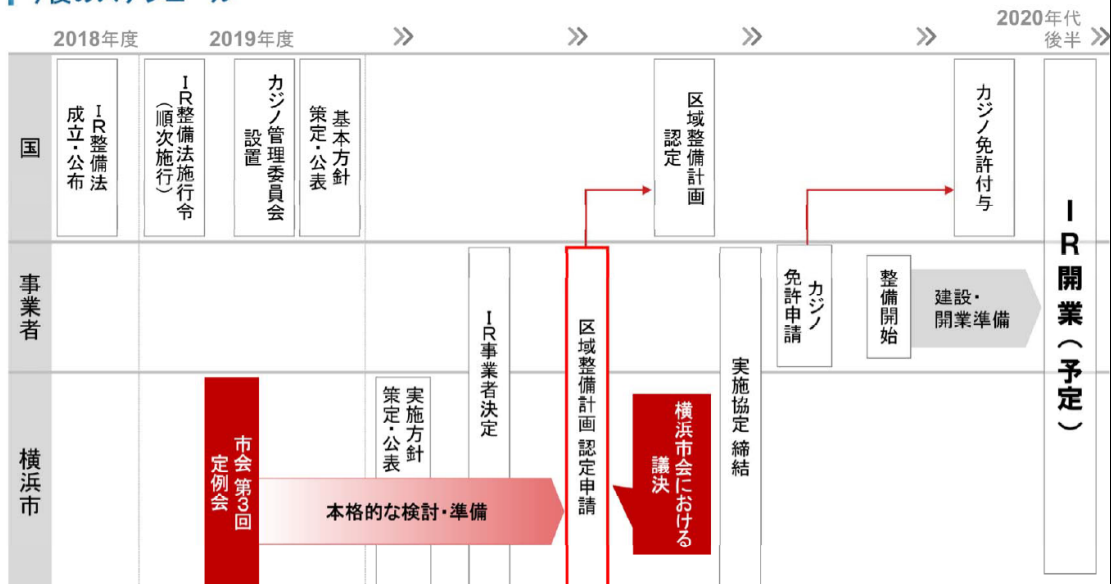
横浜においてIRを実現する必要があると判断

8

横浜IRの実現に向けて

※ 2019年8月時点の見込みです

今後のスケジュール



9



あうたびに、あたらしい
Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

横浜の観光の現状

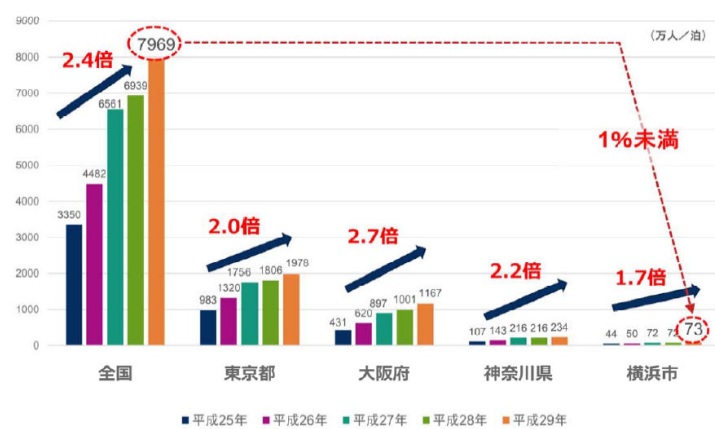
- 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にあり、外国人宿泊者数が日本全体の1%に満たない
- 観光客の約9割が日帰りで、宿泊客の消費額も他の都道府県と比べて少ない
- 日本経済の成長産業であるインバウンド需要を取り込めていない状況

観光の現状について

【国際的なビッグイベント】

2019年	第7回アフリカ開発会議 ラグビーワールドカップ2019™
2020年	東京2020オリンピック・パラリンピック

【過去5年間の外国人宿泊者数の推移】



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）等で作成

横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

横浜の観光の現状

- 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にあり、外国人宿泊者数が日本全体の1%に満たない
- 観光客の約9割が日帰り、日帰り、宿泊客の消費額がそれぞれ他の都道府県と比べて少ない
- 日本経済の成長産業であるインバウンド需要を取り込めていない状況

観光の現状について

		日本	東京都	横浜市
日帰り観光客		50.1%	53.0%	87.3%
観光消費額	日帰り	15,526円	18,740円	6,282円
	宿泊客	49,732円	55,855円	33,896円

日本、東京都は約5割が日帰り

約9割が日帰り

日帰り、宿泊客のどちらも少ない

2

横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

横浜の観光の現状

- 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にあり、外国人宿泊者数が日本全体の1%に満たない
- 観光客の約9割が日帰り、日帰り、宿泊客の消費額がそれぞれ他の都道府県と比べて少ない
- 日本経済の成長産業であるインバウンド需要を取り込めていない状況

GDP国際比較について

【インバウンド消費対名目GDP比の国際比較(2016年)】



3

横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

首都圏およびグローバルな都市間競争

- 東京都区部、県央、湘南地区等への転出超過が継続している
- 上場企業数や法人市民税収入で、東京23区と比べて横浜は大きな差がある
- 国際会議の開催件数において、東京やアジア各国に大きく水を掛けられている

横浜市のMICE※実績について

【国内の国際会議の状況】
(都市別参加者総数)

2016年			2017年		
順位	都市名	人数	順位	都市名	人数
1位	横浜市	313,240	1位	東京(23区)	260,624
2位	東京(23区)	302,269	2位	横浜市	249,414
3位	京都市	202,996	3位	福岡市	151,029
4位	福岡市	193,591	4位	京都市	140,253
5位	大阪市	130,577	5位	千葉市	110,900

【国際会議件数比較(UIA基準)】



東京の約1/8

シンガポールの約1/27

※MICE：
企業等の会議(Meeting)、企業等の行う観光・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)などの総称

4

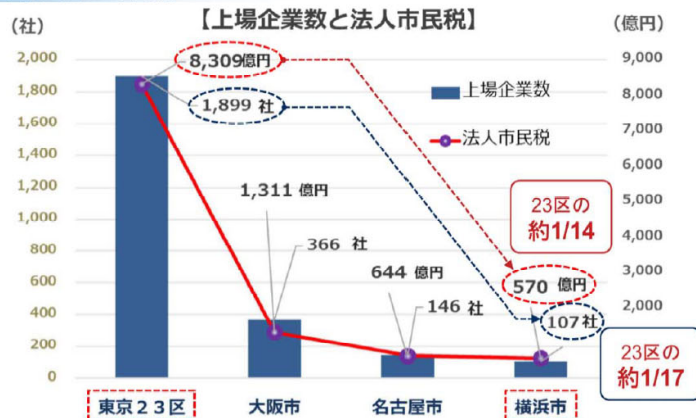
横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

首都圏およびグローバルな都市間競争

- 東京都区部、県央、湘南地区等への転出超過が継続している
- 上場企業数や法人市民税収入で、東京23区と比べて横浜は大きな差がある
- 国際会議の開催件数において、東京やアジア各国に大きく水を掛けられている

横浜市の上場企業数と法人市民税について



出典：上場企業数は、制東洋経済新報社「上場会社概要データ(2018年12月現在)」より作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人市民税より作成

5

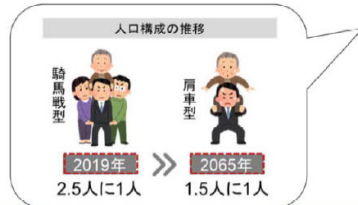
横浜市の現状と課題

横浜を取り巻く状況と課題

横浜を支える人口・経済の見通し

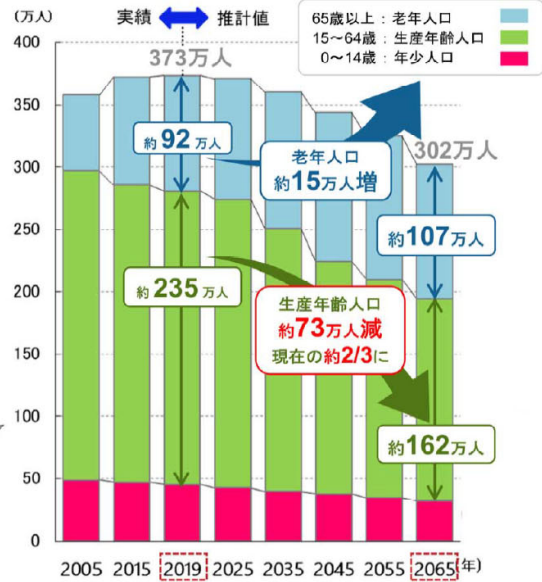
- 2019年をピークに人口減少にシフトし、生産年齢人口の減少、老年人口の増加
- 消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況の見込み

横浜が都市の活力を維持し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の安全・安心な生活をしっかり維持するための最も良い方法を検討



人口構成の推移について

【横浜市の人口構成の推移】



6

日本型IR(統合型リゾート: Integrated Resort)

国の取組

IRの目的

- 民間事業者による「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」からなるIR区域の一体的整備と運営 ⇒ 民設民営
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- これらにより観光の振興・地域経済の振興・財政の改善に貢献する

IRの制度概要について



観光の振興

- ✓ 国際競争力のあるMICEビジネスの確立
- ✓ 滞在型観光の促進

地域経済の振興

- ✓ 民間の投資を最大限に誘発、地元経済の活性化
- ✓ 雇用の増加

財政の改善

- ✓ カジノ納付金等による財政への貢献

7

日本型IR(統合型リゾート: Integrated Resort)

日本型IRのコンテンツ

IR集客施設のコンテンツについて(イメージ)

昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、幅広いコンテンツが提供されます。



インバウンドや宿泊客の増加、ナイトタイムエコノミーの充実といった、横浜観光の弱点を克服し、成長戦略の中核となる観光・MICEを牽引していく力がある

8

IR(統合型リゾート)等 新たな戦略的都市づくり検討調査(その4) 報告書

30年度調査のまとめ

調査によって示された課題等

- 12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、IRの事業性を見込んでいることが示された。
- 観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
- 一方、調査時点では、政省令などがまだ明らかになっていなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。

○ 政省令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された**情報の具体化や精度の向上**を進めていく。

○ 事業者から示された懸念事項対策については、**実施状況や有効性など**について、**確認・検証**をしていく。

○ 本報告書を活用しながら、日本型IRについて市民の皆様様に説明していく。

9

横浜におけるIR導入について

10

横浜IRのイメージ

事業者からの提案

イメージ図



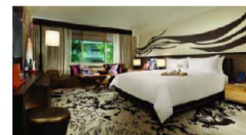
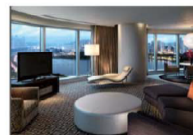
MICE施設

- 我が国最大級の国際会議場や展示施設
- 施設規模 : 138,000~192,000㎡



宿泊施設

- グローバル水準のラグジュアリーで大規模なホテル
- 客室数 : 2,700~4,800室



エンターテイメント施設

- 一流のエンターテイメントが提供されるアリーナ
- 子供も楽しめるアトラクション施設

ビジネス客からファミリー層、国内外からの観光客だけでなく、
横浜市民の皆様にも楽しんでいただける統合型リゾートの実現の可能性

11

IRの効果

想定される横浜IRの事業性、経済波及効果等



懸念事項に対する取組

ギャンブル等依存症や治安悪化などへの対策

IR整備法(2018年7月)

- 免許制等によるIR事業者の参入規制
- 日本人等の入場料(6,000円)、入場回数制限
- 20歳未満の者、暴力団員等の入場等を禁止

「世界最高水準のカジノ規制」

ギャンブル等依存症対策基本法(2018年7月)

IR整備法施行令(2019年4月)

カジノを行う区域の面積上限を、IR施設の床面積合計の3%

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(2019年4月)

「依存症対策の基本的事項」
多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

事業者から示された懸念事項対策の例

- マイナンバーカードや顔認証などによる厳格な入場管理
- 「自己排除」、「家族排除」による利用制限
- 事業者と警察を含む行政が連携し、IR区域や周辺地域の地域環境対策を強化 など

あらゆる関係者が協力することで、

- 依存症の方を増やさないように取り組む環境
- 治安悪化などへの対策を強化する環境

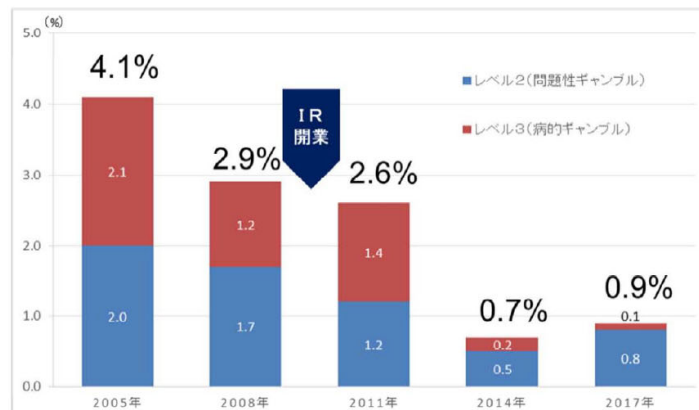
が整ってきた

懸念事項に対する取組

海外の先進的な取組事例

シンガポールのギャンブル依存症有病率推移

2010年2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、IR開業前からギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向



出典：Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents より作成

14

懸念事項に対する取組

海外の先進的な取組事例

シンガポールのギャンブル等依存症対策の状況

- 自ら申請をした者をカジノから排除する「**自己排除**」、家族によって申請をされた者の「**家族排除**」等を実施。
- 入場の際に**写真付きIDの提示**の義務付けられており「**排除**」を確実に実施。またこの「**排除**」は**一定期間継続**され、**安易な解除**ができない。解除後も**引き続きフォロー**が行われるなど依存症対策の**有効な手段の一つ**と考えられている。
- トレーニング**された従業員により、カジノ内だけでなく、その他のIR施設内で依存症が疑われる挙動不審な顧客などの**モニタリング**や**声掛け**を実施。また、カジノ施設内に**相談窓口**や**パンフレット**を配置し、**24時間体制**の**電話**や**チャット**による**ヘルプライン**を設置するなど顧客に対する支援を実施。
- シンガポールでは、依存症に関するプログラムの支援や実行、「**排除**」を担当する「**問題ギャンブル全国協議会 (NCPG)**」、ギャンブルを含めた依存症の治療方法の調査や治療、相談を行う「**依存症管理サービス機構 (NAMS)**」等が設置され、依存症者や事業者を支援している。

15

懸念事項に対する取組

その他の懸念事項対策

- 青少年への悪影響対策

マイナンバーカード等による入場防止、ギャンブルに関する広告制限、若年層に対する啓発 など

- 反社会的勢力の関与への対策

厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業、取引業者及び従業員の背面調査、警察・公安との連携 など

- 治安悪化への対策

周辺地区の格を高めるようなリゾートコンセプト導入、厳格な警備体制構築、周辺エリアの防犯カメラ設置、警備スタッフ配置 など

- マネーロンダリング（犯罪資金洗浄）への対策

国際基準（FATF勧告）に準拠した内部統制システムの構築、徹底した情報管理実施 など

16

IRに関する市民のご理解

IRに関する市民説明会

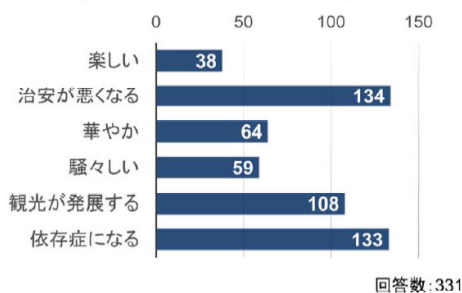
市民説明会の概要

- 開催期間: 令和元年6月25日、26日
- 開催場所: 市内4か所（中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区）
- 参加者数: 350人(アンケート回答者数: 333人)

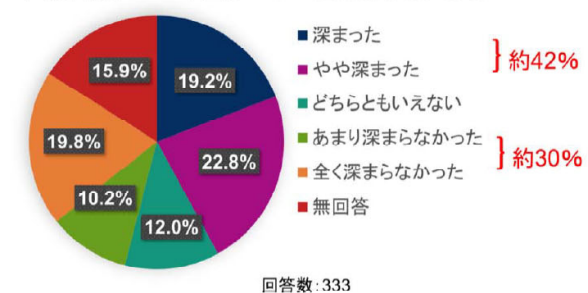
当日は治安や依存症などに関する否定的なご意見をいただきました。一方で、中立的なご意見やIRに期待するご意見もありました。

アンケート結果の一部

Q.説明後のIRのイメージについて(3つまで)



Q. 説明後、IRへの理解がどの程度深まりましたか



アンケートの自由意見の一部

- ・「税収を増やすためにギャンブルのお金をあてにするのははやです」
- ・「最初は反対であったがやや考え方が変わってきた」等

経済界からの期待

横浜商工会議所からの要請書「横浜IR(統合型リゾート)の申請表明に関する要請について」(7月18日)

17

IRの立地場所

横浜IRの立地場所について

30年度の調査結果

想定立地場所: 12者全てが「山下ふ頭」を想定



「山下ふ頭」の優位性

- 広大でシンボル性の高い敷地
- 利便性の高い交通アクセス
- MM21地区から続く魅力的なウォーターフロントの景観

都市型リゾートとしての高いポテンシャル

18

横浜IRについて

IRに対する考え方

経済効果

これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜が抱える諸課題に有効な対応策となりうる

懸念事項

依存症の方を増やさないための制度など環境が整ってきた

市民のご理解

丁寧に説明を継続していくことでIRに対するご理解が深められるよう進める

これらを総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、我々の子供達の世代においても、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、

横浜においてIRを実現する必要があると判断

19

横浜IRの実現に向けて

補正予算計上の考え方

- 横浜市でのIR（統合型リゾート）実現のため、IR区域整備計画の申請に向け、本格的な検討・準備に必要な予算を計上し、第3回定例会に提出します。

補正予算の概要と内訳

補正予算額	260百万円 (一般財源)
債務負担行為設定	140百万円 (令和2、3年度)

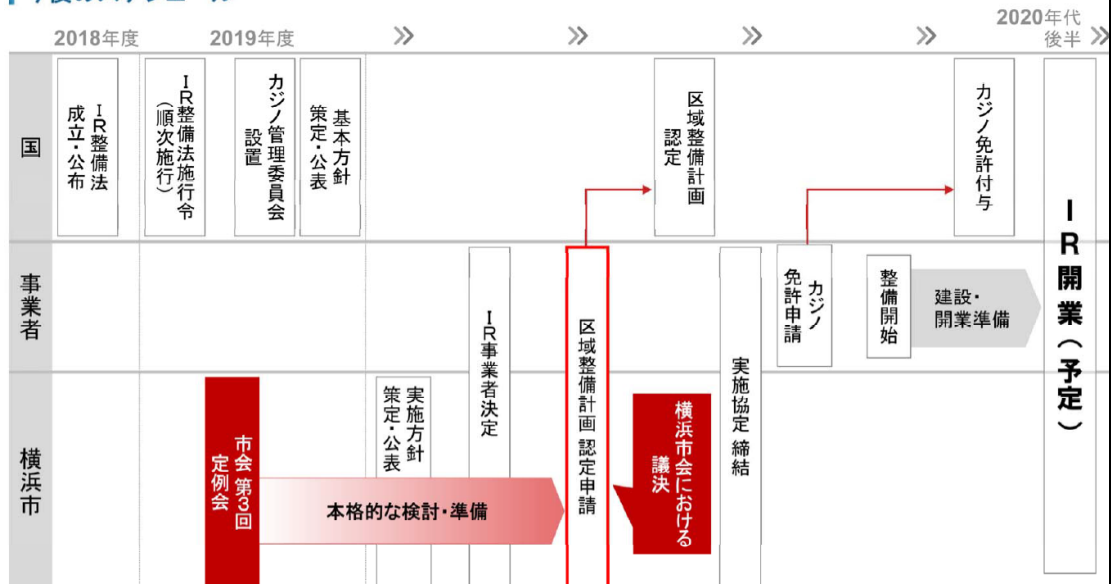
- アドバイザー支援（77百万円）
競争力強化に向けた分析など専門的な調査分析や実施方針の策定業務支援等
※債務負担行為 令和2~3年度:140百万円
(契約締結から区域整備計画申請まで)
- 法務支援（40百万円）
各種法務支援、分析等
- インフラ・交通アクセス等検討調査（75百万円）
交通アクセス対策等検討調査、測量等
- 懸念事項対策（30百万円）
依存症実態調査
- 広報関連（30百万円）
広報よこはまの配布、市民説明会の開催等
- その他事務費（8百万円）
印刷製本費、有識者謝金、事務費等

20

横浜IRの実現に向けて

※ 2019年8月時点の見込みです

今後のスケジュール



21

I R（統合型リゾート）推進事業の補正予算について

1 補正予算計上の考え方

横浜市での I R（統合型リゾート）実現のため、I R 区域整備計画の申請に向け、本格的な検討・準備に必要な予算を計上し、第 3 回定例会に提出します。

2 補正予算の概要

- (1) 補正予算額 260 百万円（一般財源）
 債務負担行為設定 140 百万円（令和 2、3 年度）

(2) 内訳

- ア アドバイザリー支援 77,000 千円
 競争力強化に向けた分析など専門的な調査分析や実施方針の策定業務支援等
 ※債務負担行為 令和 2～3 年度 140,000 千円（契約締結から区域整備計画申請まで）
（総額 217,000 千円）
- イ 法務支援 40,000 千円
 各種法務支援、分析等
- ウ インフラ・交通アクセス等検討調査 75,000 千円
 交通アクセス対策等検討調査、測量等
- エ 懸念事項対策 30,000 千円
 依存症実態調査
- オ 広報関連 30,000 千円
 広報よこはまの配布、市民説明会の開催等
- カ その他事務費 8,000 千円
 印刷製本費、有識者謝金、事務費等

3 今後のプロセス

- ・カジノ管理委員会設置（国）
- ・カジノ管理委員会規則、基本方針の公表（国）
- ・実施方針、事業者募集要項の策定（横浜市）
- ・事業者公募・選定（横浜市）
- ・区域整備計画の策定、申請（横浜市・事業者）

※区域整備計画の申請時期は、基本方針公表後の政令において示される予定。

IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査 市民説明会に関するアンケート結果

■概要

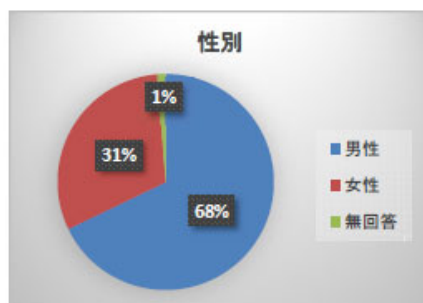
開催期間：令和元年6月25日(火)～26日(水)
開催会場：市内4か所（中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区）
参加者数：350人（うち回答者数:333人）

■アンケート集計結果

1 あなたのことについてお尋ねします。

性別（○は1つ）

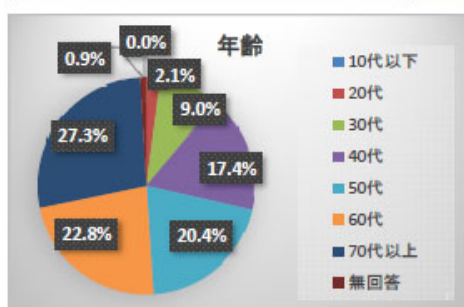
回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	男性	226	67.9%	74	42	49	61
2	女性	103	30.9%	21	22	26	34
なし	無回答	4	1.2%	0	0	1	3
	計	333	100.0%	95	64	76	98



・男性が約7割、女性が約3割となっています。

年齢（〇は1つ）

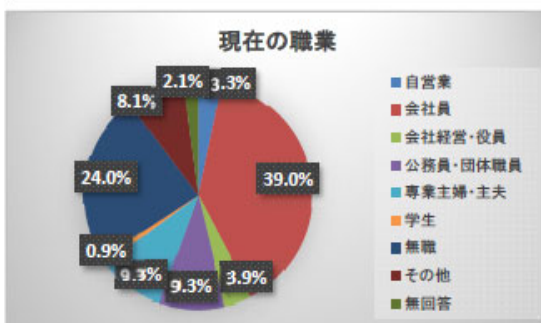
回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	10代以下	0	0.0%	0	0	0	0
2	20代	7	2.1%	1	1	4	1
3	30代	30	9.0%	10	4	8	8
4	40代	58	17.4%	21	13	13	11
5	50代	68	20.4%	23	7	15	23
6	60代	76	22.8%	21	19	14	22
7	70代以上	91	27.3%	19	20	21	31
なし	無回答	3	0.9%	0	0	1	2
	計	333	100.0%	95	64	76	98



・50代以上が約7割を占めています。

現在の職業（〇は1つ）

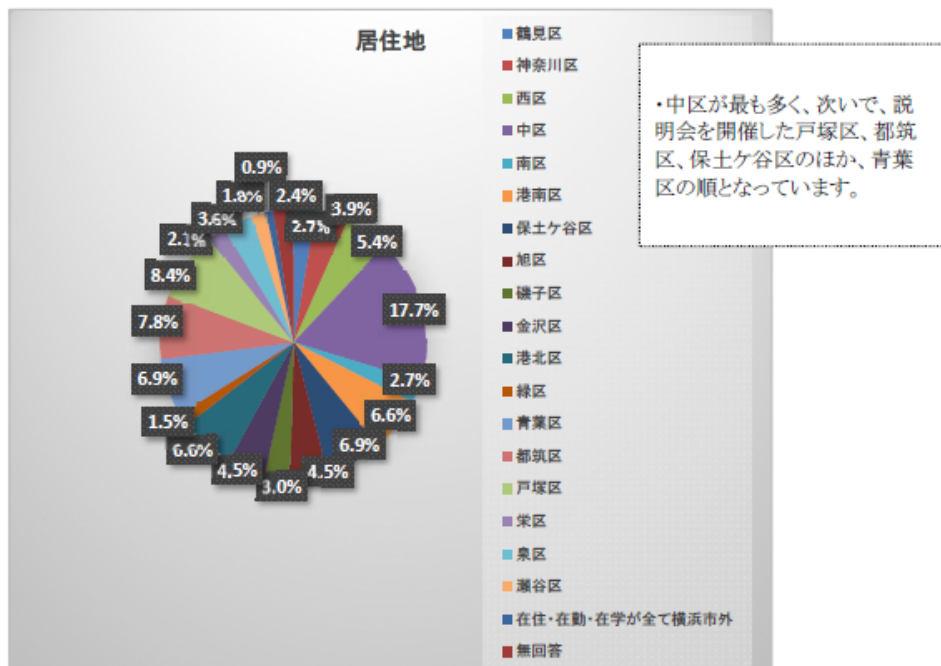
回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	自営業	11	3.3%	4	2	4	1
2	会社員	130	39.0%	45	21	32	32
3	会社経営・役員	13	3.9%	4	1	2	6
4	公務員・団体職員	31	9.3%	7	5	5	14
5	専業主婦・主夫	31	9.3%	3	10	12	6
6	学生	3	0.9%	0	1	1	1
7	無職	80	24.0%	24	17	11	28
8	その他	27	8.1%	8	5	7	7
なし	無回答	7	2.1%	0	2	2	3
	計	333	100.0%	95	64	76	98



・「会社員」が最も多く、次いで「無職」が多くなっています。

居住地 (〇は1つ)

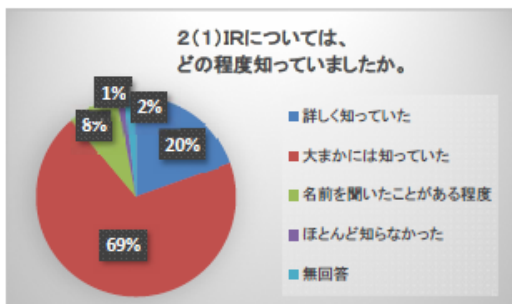
回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	鶴見区	9	2.7%	4	1	1	3
2	神奈川区	13	3.9%	9	1	2	1
3	西区	18	5.4%	7	3	2	6
4	中区	59	17.7%	36	10	6	7
5	南区	9	2.7%	2	2	0	5
6	港南区	22	6.6%	7	2	1	12
7	保土ヶ谷区	23	6.9%	0	19	0	4
8	旭区	15	4.5%	1	11	1	2
9	磯子区	10	3.0%	7	2	0	1
10	金沢区	15	4.5%	8	2	0	5
11	港北区	22	6.6%	2	2	16	2
12	緑区	5	1.5%	1	0	4	0
13	青葉区	23	6.9%	3	0	19	1
14	都筑区	26	7.8%	3	0	22	1
15	戸塚区	28	8.4%	0	1	0	27
16	栄区	7	2.1%	1	0	0	6
17	泉区	12	3.6%	1	3	0	8
18	瀬谷区	6	1.8%	0	3	0	3
19	在住・在勤・在学が全て横浜市外	3	0.9%	3	0	0	0
なし	無回答	8	2.4%	0	2	2	4
計		333	100.0%	95	64	76	98



2 本日の説明を聞く前の状況についてお尋ねします。

(1) IR(統合型リゾート)については、どの程度知っていましたか。(〇は1つ)

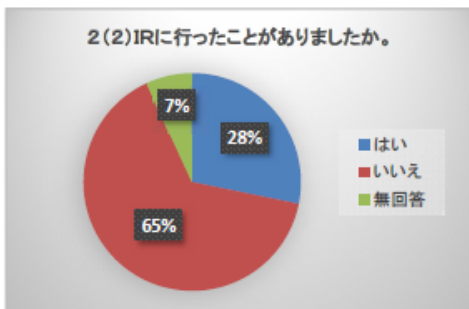
回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	詳しく知っていた	65	19.5%	23	11	18	13
2	大まかには知っていた	231	69.4%	64	46	50	71
3	名前を聞いたことがある程度	27	8.1%	6	5	6	10
4	ほとんど知らなかった	4	1.2%	2	1	0	1
なし	無回答	6	1.8%	0	1	2	3
計		333	100.0%	95	64	76	98



・「詳しく知っていた」と「大まかには知っていた」を合わせて約9割となっています。

(2) IRに行ったことがありましたか。(〇は1つ)

回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	はい	94	28.2%	33	16	27	18
2	いいえ	216	64.9%	58	42	41	75
なし	無回答	23	6.9%	4	6	8	5
計		333	100.0%	95	64	76	98



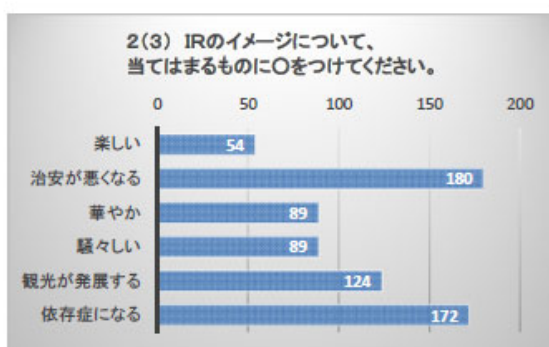
・IRに行ったことのある方が約3割となっています。

(3) IRのイメージについて、当てはまるものに○をつけてください。(○は3つまで)

有効回答者数: 327

回答番号	項目	回答数	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	楽しい	54	19	7	18	10
2	治安が悪くなる	180	45	36	40	59
3	華やか	89	32	17	21	19
4	騒々しい	89	23	19	19	28
5	観光が発展する	124	47	23	25	29
6	依存症になる	172	42	35	38	57

※「その他」33件の内容については、別紙を参照してください。

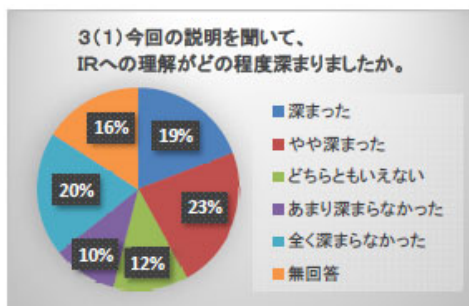


・「治安が悪くなる」、「依存症になる」、「観光が発展する」の順で多くなっています。

3 本日の説明会を聞いた後の状況についてお尋ねします。

(1) 今回の説明を聞いて、IRへの理解がどの程度深まりましたか。(○は1つ)

回答番号	項目	回答数	回答の割合	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	深まった	64	19.2%	21	13	15	15
2	やや深まった	76	22.8%	26	11	17	22
3	どちらともいえない	40	12.0%	13	8	11	8
4	あまり深まらなかった	34	10.2%	7	4	11	12
5	全く深まらなかった	66	19.8%	15	13	14	24
なし	無回答	53	15.9%	13	15	8	17
計		333	100.0%	95	64	76	98



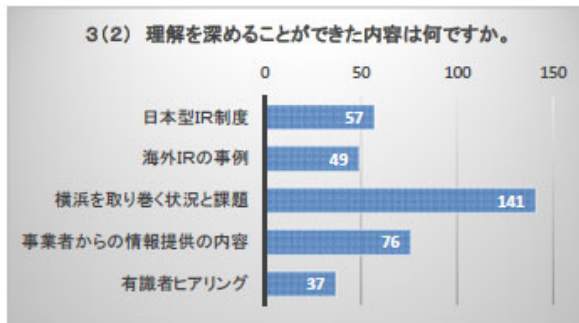
・「深まった」、「やや深まった」を合わせて約4割、逆に「あまり深まらなかった」、「全く深まらなかった」を合わせて約3割となっています。

(2)理解を深めることができた内容は何ですか。(〇は3つまで)

有効回答者数: 332

回答番号	項目	回答数	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	日本型IR制度	57	16	13	19	9
2	海外IRの事例	49	10	11	18	10
3	横浜を取り巻く状況と課題	141	44	24	32	41
4	事業者からの情報提供の内容	76	26	10	17	23
5	有識者ヒアリング	37	13	3	9	12

※「その他」40件の内容については、別紙を参照してください。



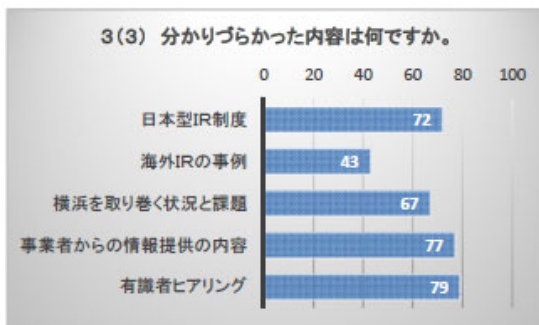
・「横浜を取り巻く状況と課題」、「事業者からの情報提供の内容」、「日本型IR制度」の順で多くなっています。

(3)分かりづかった内容は何ですか。(〇は3つまで)

有効回答者数: 331

回答番号	項目	回答数	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	日本型IR制度	72	13	9	15	35
2	海外IRの事例	43	14	6	6	17
3	横浜を取り巻く状況と課題	67	17	4	20	26
4	事業者からの情報提供の内容	77	16	14	12	35
5	有識者ヒアリング	79	26	8	21	24

※「その他」35件の内容については、別紙を参照ください。



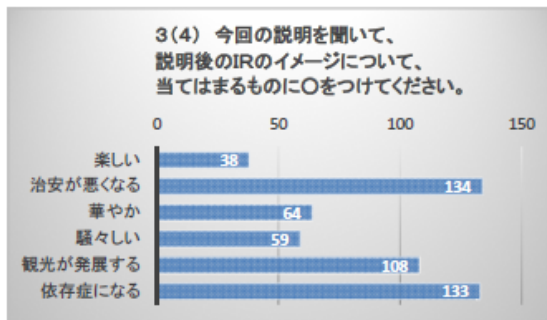
・「有識者ヒアリング」、「事業者からの情報提供の内容」、「日本型IR制度」の順で多くなっています。

(4) 今回の説明を聞いて、説明後のIRのイメージについて、当てはまるものに○をつけてください。
(○は3つまで)

有効回答者数: 331

回答番号	項目	回答数	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	楽しい	38	13	4	12	9
2	治安が悪くなる	134	26	25	33	50
3	華やか	64	23	12	16	13
4	騒々しい	59	13	15	11	20
5	観光が発展する	108	41	15	25	27
6	依存症になる	133	27	24	31	51

※「その他」53件については、別紙を参照してください。



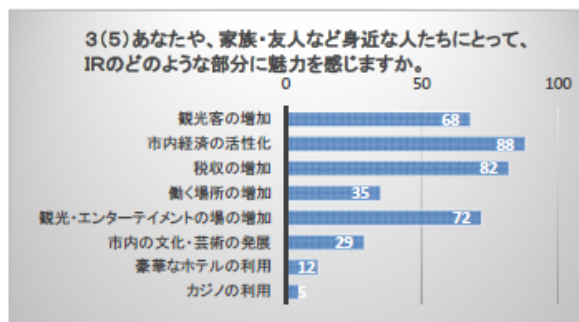
・「治安が悪くなる」、「依存症になる」、「観光が発展する」の順で多くなっています。

(5) あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、IRのどのような部分に魅力を感じますか。
(○は3つまで)

有効回答者数: 330

回答番号	項目	回答数	中区会場	保土ヶ谷区会場	都筑区会場	戸塚区会場
1	観光客の増加	68	22	12	18	16
2	市内経済の活性化	88	26	10	26	26
3	税収の増加	82	24	15	21	22
4	働く場所の増加	35	11	3	10	11
5	観光・エンターテインメントの場の増加	72	21	16	18	17
6	市内の文化・芸術の発展	29	12	6	6	5
7	豪華なホテルの利用	12	4	1	3	4
8	カジノの利用	5	2	1	1	1

※「その他」39件の内容は、別紙を参照してください。



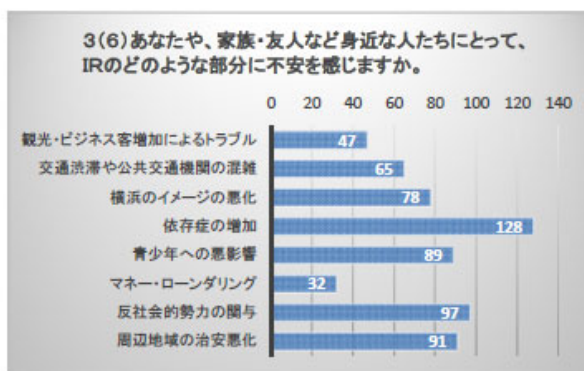
・「市内経済の活性化」、「税収の増加」、「観光・エンターテインメントの場の増加」の順で多くなっています。

(6)あなたや、家族・友人など身近な人たちにとって、IRのどのような部分に不安を感じますか。
(〇は3つまで)

有効回答者数: 291

回答 番号	項目	回答数	中区 会場	保土ヶ谷区 会場	都筑区 会場	戸塚区 会場
1	観光・ビジネス客増加によるトラブル	47	16	7	11	13
2	交通渋滞や公共交通機関の混雑	65	23	13	17	12
3	横浜のイメージの悪化	78	15	12	23	28
4	依存症の増加	128	34	19	28	47
5	青少年への悪影響	89	19	15	27	28
6	マナー・ローンダリング	32	10	3	9	10
7	反社会的勢力の関与	97	30	14	23	30
8	周辺地域の治安悪化	91	24	17	23	27

※「その他」17件の内容は、別紙を参照してください。



・「依存症の増加」、「反社会的
勢力の関与」、「周辺地域の治
安悪化」の順で多くなっていま
す。

ク 「IR推進事業」の補正予算の議決と体制【令和元年9月、11月】

令和元年9月、第3回市会定例会にて「IR推進事業」の補正予算が議決されました。

また、令和元年11月に都市整備局にIR推進室を設置し、誘致に向けた本格的な検討・準備を開始しました。

<令和元年第3回市会定例会の経過>

9月11日・13日・17日 常任委員会

9月20日 第3回市会定例会において「IR推進事業」補正予算議決

(IR推進事業：260百万円、債務負担行為：140百万円)

ケ 「横浜IRの基本的な考え方」の策定・公表【令和元年10月】

令和元年10月、国のIR整備法、施行令、基本方針(案)、市のこれまでの検討調査等を踏まえ、市が目指すIRの基本的な考え方を公表しました。

市が目指すIRの基本的な考え方では、世界中のすべての人々が訪れたいくなる、これまでにない「ハーバーリゾートの形成」を目指し、周辺の景観と調和しながら、横浜の新たな顔として世界から選ばれ、観光・MICE都市としての地位を確固たるものとするリゾートを掲げました。

(4) 公募に向けた取組

ア (仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト募集 (R F C) の実施 【令和元年 10 月～令和 2 年 6 月】

I R 整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、令和元年 10 月に募集要項を公表し、山下ふ頭 (約 47ha) を予定区域とする特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト提案を「①日本型 I R の実現に関すること」、「②開発事業に関すること」、「③関連産業に関すること」の 3 つの内容で募集しました。

< 提案を求めた主な事項 >

- ・ 全体方針・計画：事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
- ・ 施設計画：施設コンセプト、種類、機能、規模等
- ・ 運営計画等：施設運営計画、事業期間、スケジュール、事業計画等
- ・ 懸念事項対策：依存症対策、治安対策、交通対策等

提案募集項目①に 7 者、提案募集項目②に 3 者、提案募集項目③に 15 者の提案がありました。

その後、市は、提案された内容等について、提案者と対話を行い、令和 2 年 10 月に提案概要についてホームページで公表しました。

【図表 19】 R F C 提案概要

(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト募集 (R F C) の提案概要

【これまでの経過】

- 平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」(以下、I R 整備法)が成立。
- 横浜市では、令和元年8月22日、I R の実現に向けた取組を行うことを発表。
- 同年9月の第3回定例会において、補正予算の議決を経て、I R の実現に向けた本格的な検討・準備を開始。また、同年10月から(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係るコンセプト提案を募集 (Request for Concept (RFC)) 。

※本 R F C の情報は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の情報となっています。

【RFCの実施概要】

- 事業の名称：(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業
- I R 予定区域の所在地：横浜市中区山下町277-1ほか
- I R 予定区域の面積：約47ha
- 提案を求める主な事項：
 - ・全体方針・計画：事業コンセプト、土地利用、配置、動線、都市デザイン等
 - ・施設計画：施設コンセプト、種類、機能、規模等
 - ・運営計画等：施設運営計画、事業期間、スケジュール、事業計画等
 - ・懸念事項対策：依存症対策、治安対策、交通対策等

R F C ①と②のスケジュール等

項目	スケジュール
R F C 参加登録期限	2019年10月30日
R F C 提案書の提出期限	2019年12月23日
R F C 提案者との対話期間	2020年1月～6月

提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名

(掲載は50音順)

①日本型 I R の実現に関すること

- 提案者 7 者
- ・ウイン・リゾート
 - ・ギャラクシーエンタテインメントジャパン株式会社
 - ・ゲンティン・シンガポール・リミテッド
 - ・SHOTOKU株式会社
 - ・セガサミーホールディングス株式会社
 - ・メルコリゾート&エンタテインメントリミテッド
 - ・ラスベガスサンズコーポレーション (途中辞退)

②開発事業に関すること

- 提案者 3 者 (参加登録事業者 4 者)
- ・株式会社 山本理顕設計工場
- ※その他 2 者については、事業者名の公表を希望していませんでした。

③関連産業に関すること

- 提案者 15 者
- ・一般社団法人日本ゲーミング協会
 - ・株式会社エス・ピー・ネットワーク
 - ・株式会社響尤 (きょうゆう)
 - ・総合警備保障株式会社横浜支社
 - ・富士通株式会社
- ※その他 10 者については、事業者名の公表を希望していませんでした。

事業者から提案された情報の概要

1 事業方針、事業計画

【事業者から提案されたコンセプトとイメージ図】



横浜で、横浜と共に築く「シティ・オブ・ザ・フューチャー」
横浜が世界最高のリゾートとなることはもろなるのこと、次世代型スマートシティの開発、文化芸術創造都市の実現、花と緑にあふれ自然と共生するガーデンシティの創造、都市課題解決のモデルシティ化などを目指す



**世界へのゲートウェイとなる横浜
日本の粋を集めた世界最高峰の I R**



地域融合型の I R
山下ふ頭に賑わいをもたらし、都心臨海部及び横浜全体を再活性化



YOKOHAMA LUXURIOUS HARBOR RESORT
— THE WORLD'S BEST EXCITEMENT & ASPIRATIONS —
映画で見たような憧れの舞台で、ラグジュアリーな非日常の世界に寄り添う本物の大人のエンタテインメントを提供し、ソックする興奮と優越感があふれ出す I R を実現



"A Renaissance of Yokohama"
横浜を世界最高のウォーターフロント都市、観光ステーションへと変えることを目指す
個性的な複数の異なるゾーンで構成し、横浜を更に活気があふライズスタイルを豊かにする都市に変貌
隣接する山下公園通り、山下公園や中環橋など周辺の景観やウォーターフロント地区の開発と連携した街づくりを目指す



GREEN VEIL
～横浜都心臨海部の新たな象徴となる緑と水の融合都市～
I R 施設全体と人々の様々な活動を「Green Veil」で柔らかに包み込み、水と緑が融合した人と環境にやさしい I R を目指す



グローバルハーバーシティ横浜
I R 近隣区域に住む人、横浜に住む人、横浜で働く人、横浜で生まれた人、横浜にゆかりのある人、あふれる横浜の関係者において、誇れる I R 地域と一体となり、地域とともに歩み、市民の目標に立ち、地域社会との融和を図る



2万人が住みながら働く、横浜市民のためのまちを計画する
5000戸 (2万人) の居住一体住宅と4000家の宿泊施設を中心とする提案である。2万人の定住人口と16,000人の宿泊者、観光客を取り込む巨大な観光地である。

事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

MICE施設

ーパシフィック横浜とのコラボレーションによるアジアを代表するMICE都市・横浜の実現ー

展示場：60,000㎡～120,000㎡、会議室収容人数：4,000人～20,000人
年間開催件数：国際会議場施設 160件～2,431件 展示等施設 82件～350件
年間参加者人数
：国際会議場施設 26.3万人～262.5万人 展示等施設 218.8万人～1,045万人

※政令での基準・要件：以下の①～③のいずれかを満たすこと

バウ ン	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000人以上から3,000人未満	2,000人以上から6,000人未満	12万㎡以上
②	3,000人以上から6,000人未満	6,000人以上から12,000人未満	6万㎡以上
③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上

※本RFCでは、①か②を要件とする

- 「横浜をアジアのMICEハブとする」「国際的なMICE都市としての圧倒的なブランドの確立」
- 国際会議協会（ICCA）標準の国際会議だけでなく、世界トップクラスのレベルな国際会議等も開催
- 日本で最大規模の展示会場として、世界的に見ても大規模な展示会場として設計
- 柔軟性が高く、使い勝手が良く、最先端かつ一体的なMICE会場を新設
- 既存施設と共存共栄を図り国際会議都市としてのブランドの確立を目指す
- 横浜IRのMICE施設とパシフィック横浜が互いに補完し合い、「シナジーと協働関係」を確立



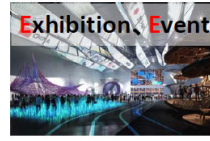
企業等の会議



報奨・研修旅行



国際機関・団体、学会等が行う国際会議



展示会・見本市・イベント

魅力増進施設

ー我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設ー



緑豊かな庭園空間で、茶室などの迎賓施設を備える



幅広い訪日外国人や日本人、多様なニーズをもつそれぞれの人が、自分好みの日本を見つめられるよう、伝統文化からポップカルチャーまで様々な日本を発信

料亭を中心に緑豊かなお庭を見渡せる環境に四季折々の景色づくり。茶室や能舞台を設え、日本の伝統文化を伝える総合芸術としての和食をおもてなしする。



日本の魅力を感じてイベントの開催

事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

送客施設

ー『横浜を日本のゲートウェイ「玄関口」へ、そして、日本の旅のデスティネーション「目的地」へー

- 世界が日本と繋がるショーケース、コンシェルジュ施設
- 日本中に観光客を送客する新たな日本観光モデルの構築
- 来訪者に横浜及び日本各地の魅力を発信（ショーケース）し、旅の計画を一元的に手配・送客（コンシェルジュ）する
- 日本らしい「おもてなし」あふれるワンストップサービスの提供
- 多様な旅行ルートと観光デスティネーションを提案
- 宿泊施設の予約や交通機関、現地情報の提供をすることで、スムーズに快適な旅をサポート
- 自治体や横浜観光コンベンションビューロー、地域事業者、商店会などと協業し、周辺地域の周遊観光商品を開発
- 多様な交通アクセスに対応できるヘリポートやバス等の水上交通の受入施設やCIQターミナル等の整備
- 旅行代理店と連携し、お客様の要望に応じて、目的地までの交通手段・宿泊・食事・その他観光などの情報提供から、チケットまで一括してコンシェルジュが対応



ウェルカムハブ

交通機関の乗り換えをスムーズにし、IR施設の機能や横浜市、神奈川県、日本全国の観光名所・施設に関する情報を、すべてのIR来訪者に提供する施設

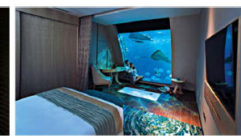
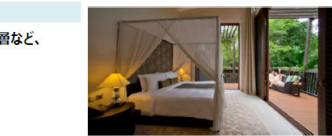
宿泊施設

ー世界中から『横浜IR』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、あらゆる来訪客のニーズに対応できる宿泊施設ー

施設規模：約160,000㎡～約750,000㎡
客室数：約2,500室～約5,200室

- いつかは泊まっていたい憧れを象徴するホテルが集まる場所
- 横浜の新たなシンボルとなる世界最高水準のホテル
- 世界各地から横浜IRを訪れるビジネス客やファミリー層、富裕層などの多様な客層に対応できる施設・サービス
- デラックスタイプのファミリーホテルから、スーパーラグジュアリー級の日本旅館やヴィラまで、利用者需要の高度化・多様化に対応した宿泊施設

※政令での基準・要件：客室の床面積合計が概ね10万㎡以上



事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

来訪及び滞在寄与施設等

— 国際競争力と高いオリティを持ち、幅広い人々を楽しめる国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設 —



テーマパーク（屋内アトラクション、パイプラインの絶景を堪能できるカフェ、ライブショー）



横浜ならではの景色が垣間見えるよう建物を配置



野外フェスティバル・ステージ

・コミュニティ全体が楽しめる公共スペース、レジャー・マリナ、ウォーターアクティビティの実現

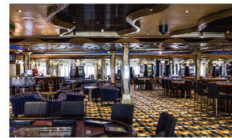


ファミリー向けウォーター・パーク

カジノ施設

※カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置については、P.8を参照。

- ・一般の観客動線からは目に留まらない場所にカジノを配置
- ・ゆとりあるラグジュアリーなゲーミング空間を創出し、大人の社交場に相応しい品格と格式を持たせる
- ・VIP顧客専用ゾーンの設置等、訪問客自らの嗜好に基づいて選択できるよう、マルチゾーンによって構成
- ・最高位の透明性と法令遵守をもって運営
- ・カジノ従業員全員は各自の所属部署に関するもののみならず、責任あるゲーミングについても厳格な研修を受講



※政令での基準・要件:

カジノを行う区域の面積は、I R施設全体の床面積の3%以内

事業者から提案された情報の概要

2 施設計画、運営計画

■スマートシティ・環境負荷低減

- ・環境負荷の少ない交通手段の導入による二酸化炭素排出量の削減
- ・最先端技術を用いた高品質できめ細やかなサービスの提供・安全安心なまちの実現
- ・建物管理システムにスマート技術とIoTを導入し、エネルギー利用の最適化
- ・「グリーンインフラ」（屋上庭園、壁面緑化、雨水貯留など）を最大限に活用
- ・再生可能エネルギーの活用
- ・循環システムを構築し、施設内の廃棄物やワドrossの削減対策などを実施
- ・都心臨海部の回遊性向上にも寄与するMaaSシステムの構築
- ・横浜の生物多様性向上と横浜ブルーカーボン事業への貢献



緑のプロムナード

帰宅困難者等の受入れ対応

■危機管理・災害対策

- ・津波・高潮対策として歩行者専用スペースを主に2階以上に配置、浸水対策を意識し重要設備を高層階に配置
- ・地震災害に備えた制震システムや免震システムの導入
- ・台風等の風水害リスクに対応した建築物の全体計画
- ・電線の地下化や複数の電力供給ネットワークの構築による安定的な電力供給体制の整備
- ・電力供給が完全に途絶した場合に備えた、重要な施設向けの非常用発電設備
- ・大型の太陽光発電設備等、可能な限り電力供給源を多様化するため、再生可能エネルギーによる電力供給を導入
- ・事業継続計画と緊急時対応計画の策定、計画に基づく研修や訓練の実施
- ・行政機関、警察、自治会、交通事業者等と協働した対応策の構築
- ・非常用放送やデジタルサイネージによる発災時の情報発信
- ・誰でも避難が可能で、高齢者や子供でも移動しやすいリアフリーアクセスの整備
- ・負傷者や足止めされた来訪者へ支給する災害用キット（ブランクット、懐中電灯、応急処置用医薬品、乾燥食品、非常用トイレ、水等を含む）の貯蔵
- ・周辺地域の帰宅困難者等の受入れ対応

3 設置運営事業等に関する事項等

■周辺地域との連携・貢献

- ・既存施設やイベントなどの連携を強化
- ・まち中にある資源と横浜IRの機能を結びつけることで、まち全体がリゾートのような一体感のある観光地となることを目指す
- ・地元で行われているイベントに協賛することでまちの活性化に寄与
- ・地域の多様な世代（ファミリーやシニア層等）に親しみを感じてもらえるイベントを開催
- ・地域で愛されるお店、惜しまれつつ閉店したお店のIR区域内への出店障壁を下げ、横浜の魅力が横浜IRから発信

■雇用確保、人材育成、食材・物品等市内調達、市民広報等の方針・計画

- ・女性、高齢者、障害者を含む地元を中心とする日本人従業員の雇用
- ・地域の教育機関と連携し、若者及び地域人材をホスピタリティの高い人材に育成し、I Rだけでなく地域社会へ輩出することを目指す
- ・外国人従業員は、「日本のアンバサダー」となるべく日本語と日本文化の集中研修を受講
- ・柔軟な就労形態と職務変更の提供
- ・働きやすい職場環境の形成
- ・物品、サービス、食材、飲料を可能な限り地元から調達
- ・地元企業やスタートアップの支援
- ・最新技術の実証実験の場としてI Rを活用することによる商品・サービス開発や市場開拓の促進

■交通対策

- ・歩車分離の交通計画、自転車専用レーンの整備
- ・水際沿いの賑わいを引き込むプロムナード、緑と憩いのプロムナードの整備
- ・山下公園から山下ふ頭まで一体的に連続するオープンスペースの整備
- ・バスやタクシー等での来訪を想定した交通ターミナルの整備
- ・多様な交通アクセスに対応できるヘルポートやシヤーパス等の水上交通の受入施設やC I Qターミナル等の整備
- ・MaaSシステムを活用して収集したビッグデータを活用、IR区域における交通特性を分析し、適切な交通誘導策を実施
- ・新交通システムやパーソナルモビリティの導入
- ・「最新の交通システム」の導入を目指し、回遊性、送客性の向上を図る



事業者から提案された情報の概要

4 I R実現による効果

■観光の振興

インバウンドを含む I R への訪問者数
2,100万人～3,900万人/年 (国内観光客割合：67～80%)

I R 区域内での消費額
4,900億円～6,900億円/年

■地域経済の振興

経済波及効果 (間接効果含む) ※
建設時：1兆1,000億円～1兆6,000億円
運営時：7,400億円～9,700億円/年

※参考※ MM21地区建設投資額：約2兆625億円 (昭和58年～平成28年)

雇用創出効果 (間接効果含む) ※
運営時：91,000人～119,000人/年

■財政改善への貢献

地方自治体への増収効果 ※
860億円～1,000億円/年
 (納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)
 ※参考※ 令和元年度 法人市民税：586億円

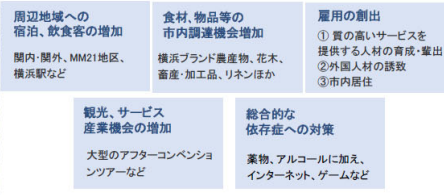
※参考※海外事例

施設名	年間延訪問客数
マリナ・ベイ・サンズ	約4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ	約2,000万人
ギャラクシー・マカオ	約2,000万人

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

■効果 (数値) については、事業者から提供された情報です。
 ※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整理・確認したものです。
 ■なお、これらの数値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値となっています。今後、追加で実施する R F C で影響を確認の上、区域整備計画を作成するまでに明確化します。

横浜に広がる I R の効果



項目	内容	使途	根拠条文	税の種類	対象 (例示)
納付金	GGR (カジノ行為租税) 3.0% (国庫納付金1.5%、認定都道府県等納付金1.5%)	公益目的として使用	I R 整備法 第192、193条	固定資産税	土地・家屋・償却資産 (事業のために用いている構築物・機械等)
入場料	日本人等の入場者に対し、1日 (24時間) 単位で徴収6,000円 (国と認定都道府県等で各3,000円)	公益目的として使用	I R 整備法 第176、177条	都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
				法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

7

事業者から提案された情報の概要

5 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光実現のための施策及び措置

(M I C E 誘致施策及び措置、周辺地域及び全国観光地と連携した観光施策及び措置)

- ・ I R の来訪者が再訪しなくなるような魅力的な施設デザイン、個々の来訪者のニーズを汲み取った洗練されたサービス
- ・ エネルギーデザイン及び多文化共生を考慮した快適性を追求
- ・ 多言語対応、宗教や文化に配慮したサービスの提供
- ・ 市内観光及び地域の魅力紹介
- ・ 空港や周辺駅にアクセスできる移動サービスの提供

6 有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置 (アンダーラインは法定事項)

■ギャンブル等依存症の増加への対策

- ・ マイナンバーカードや顔認証システム等による入場制限
- ・ 自己制御・家族制限プログラム・排除命令プログラムの導入
- ・ ゲームフロアにおける ATM 設置の禁止
- ・ 貸付対象者の限定・貸付上限額の設定
- ・ プレイ時間、賭け金等、ゲーム機賞額の追跡
- ・ 従業員への訓練・教育
- ・ 市民への啓蒙・教育活動
- ・ 依存症相談窓口の設置、カウンセリングサービス
- ・ 自助グループ等の紹介・連携
- ・ キャンブル等依存症についての産学共同研究
- ・ キャンブル等依存症対策に係る資金的支援
- ・ 身近な地域での総合的な依存症対策に取り組むネットワークの構築 など

■青少年への悪影響への対策

- ・ マイナンバーカードや顔認証システム等による入場防止
- ・ キャンブルに関する広告制限
- ・ 従業員に対する教育・研修
- ・ 夜間巡回や警備員の配置
- ・ 行政及び地域コミュニティとの連携 など

■反社会的勢力の排除対策

- ・ 厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業
- ・ 包括的なセキュリティシステム (顔認証、監視カメラ等) の活用
- ・ 取引業者及び従業員の背景調査
- ・ テイクアスを活用した暴力団排除
- ・ 警察との連携 など

■治安対策

- ・ 先進技術を活用した機械警備
- ・ 警備員の雇用・組織化・24時間体制での配置
- ・ 場内周辺も含めた警備員の配置、監視カメラの設置
- ・ 犯罪情報の収集と活用
- ・ 行政・警察・地域との連携
- ・ 元町・中華街駅等の主要駅からのアクセス動線への警備員の配置
- ・ 会場周辺や周辺商店街を含む I R 区域外での清掃活動の実施 など



カジノ施設への入退場者の管理が可能
 な入退場ゲートとキオスク端末

■マネー・ローナリング対策

- ・ 国際基準 (FATF 勧告) に準拠した内部統制システムの構築
- ・ AML (アンチ・マネー・ローナリング) / KYC (顧客確認) ポリシーの導入
- ・ 徹底した情報管理の実施 (顧客情報、取引情報等)
- ・ 従業員に対する教育・訓練、AML 専門チームの設置 など



入場ゲート、ICカードゲート、顔認証システム、バーコードゲート

横浜市、国、神奈川県、I R 事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力し、国の定める規制や施設に基づき、懸念事項対策に取り組みます。

日本型 I R における懸念事項対策のための規制

- ・ 具体的な懸念事項対策
- 国内の I R 施設は上限 3 つに設定、カジノ行為を行う区域の面積は I R 施設全体の床面積の 3% 以内
- 20歳未満の者等への広告及び勧誘の規制
- 日本人等への 7 日間で 3 回迄、28 日間で 10 回迄の入場制限
- マイナンバーカード等による本人・年齢確認
- 日本人等への 24 時間毎に 6,000 円の入場料
- カジノ内への ATM の設置禁止
- 入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備
- 本人の申告、本人以外家族が申告することによる入場制限
- カジノライセンス取得のための背景調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査

ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成 30 年にギャンブル等依存症対策基本法を制定し、以下の 10 の施策を定めました。

- ① 教育の振興等
- ② キャンブル等依存症に対する支援
- ③ 医療提供体制の整備
- ④ 相談支援等
- ⑤ 社会復帰の支援
- ⑥ 民間団体の活動に対する支援
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 人材の確保等
- ⑨ 調査研究の推進等
- ⑩ 実態調査

8

事業者から提案された情報の概要

■ 関連産業に関する情報

※提案事業者が公表を希望する内容のみ掲載
 ※提案事業者15者のうち、10者については事業者名、情報ともに公表を希望しませんでした。

提案事業者	業種等	関連産業	主な提案内容
一般社団法人日本ゲーミング協会	カジノの調査・研究	クロス・マーケティング	カジノで顧客に提供されるコンポイントの施設外利用
株式会社エス・ピー・ネットワーク	サービス業	非公表	
株式会社響尤（きょうゆう）	娯楽業	日本武術由来の自社開発競技によるスポーツベッティング及び関連エコシステムを運用するeスポーツ産業	依存症対策、治安悪化対策、マネーロンダリング対策、IRのファイナンス
総合警備保障株式会社横浜支社	警備業	非公表	
富士通株式会社	情報サービス業	非公表	

(掲載は50音順)

9

イ 「横浜IR（統合型リゾート）の方向性」の策定【令和2年8月】

令和2年3月、これまでの検討等を踏まえ、横浜IRの基本コンセプトや、コンセプト実現のための方向性をまとめた「横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）」を公表しました。その後、公表した素案に対して、1か月間のパブリックコメントを通じていただいた意見等を踏まえ、39か所を修正の上、8月に「横浜IRの方向性」として策定しました。

「横浜IRの方向性」では、「横浜イノベーションIR『横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ』」を基本コンセプトとして、横浜イノベーションIRを実現するため、①世界最高水準のIRを実現、②都心臨海部との融合、③オール横浜で観光・経済にイノベーションを、④安全・安心対策の横浜モデルの構築、の4つの方向性を定めました。

また、IR導入により生じる賑わいの創出、横浜の観光・経済振興などのIR実現の効果、懸念事項対策、地域の理解促進・合意形成に向けた取組についても「横浜IRの方向性」の中で示しました。

ウ （仮称）横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設（I R）設置運営事業に係るコンセプト募集（R F C）の追加実施 【令和2年10月～12月】

令和2年2月以降の国内での新型コロナウイルス感染症の拡大や贈収賄疑惑による元I R担当副大臣の逮捕・起訴を踏まえ、感染症等への対策やI R事業者のコンプライアンスの確保等について事業者から提案を受けるため、これまで「①日本型I Rの実現に関すること」、「②開発事業に関すること」について、コンセプト提案をしていただいた事業者に対し、R F Cを追加で実施しました。

＜追加で提案を求めた主な事項＞

- ・ I R事業者のコンプライアンスの確保
- ・ 国や地方自治体の職員とI R事業者との接触ルールの考え方
- ・ 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力
- ・ I R区域・I R施設の安全性の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策（施設計画、運営計画等）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響（事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等）

提案募集項目①に5者、提案募集項目②に3者から提案がありました。

その後、市は、提案された内容等について、提案者と対話を行い、令和3年1月に提案概要についてホームページで公表しました。

【図表 20】追加 R F C 提案概要

<p>(仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設 (I R) 設置運営事業に係る追加コンセプト募集 (追加 R F C) の提案概要</p>	
1	<p>追加 R F C の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none">■事業の名称 (仮称) 横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設設置運営事業 ■実施期間 令和 2 年 10 月～12 月 ■追加で提案を求める主な事項<ul style="list-style-type: none">・ I R 事業者のコンプライアンスの確保・国や地方自治体の職員と I R 事業者との接触ルールの考え方・都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力・ I R 区域・ I R 施設の安全性の確保・新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策 (施設計画、運営計画等)・新型コロナウイルス感染症の影響 (事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等) ■提案募集項目・提案事業者数・協力事業者名 (掲載は 50 音順)<ul style="list-style-type: none">①日本型 I R の実現に関すること 提案者 5 者<ul style="list-style-type: none">・ギャラクシーエンタテインメントジャパン株式会社・ゲンティン・シンガポール・リミテッド・SHOTOKU 株式会社・セガサミーホールディングス株式会社・メルコリゾート&エンタテインメントリミテッド②開発事業に関すること 提案者 3 者<ul style="list-style-type: none">・株式会社 山本理頭設計工場<p style="text-align: center;">※その他 2 者については、事業者名の公表を希望しませんでした。</p>
2	<p>事業者から提案された情報の概要</p> <p>(1) I R 事業者のコンプライアンスの確保</p> <ul style="list-style-type: none">・「コンプライアンス計画」の策定、推進体制・経営トップから C S R 経営とコンプライアンス経営について全社員に発信、コンプライアンス意識と風土を醸成・「グループコンプライアンス・リスク連絡会議」を開催、社内体制構築を図る・全役職員を対象とした研修、啓蒙活動の実施

- ・「コンプライアンスブック」を社員に配布。コンプライアンステストやグループ全社員を対象とした新入社員／階層別研修等を実施
- ・内部監査、内部通報制度
- ・社内監査部門による汚職防止の監査
- ・コンプライアンス研修を通じて、事業体側の特定の個人宛ての不適切な金銭の受領の防止に努める
- ・支払いは、基本的に銀行振込。現金出金も領収書提出を義務付け
- ・多種多様な現場環境レベルにおける、反社会的勢力との接触可能性が疑われる個別具体的なシチュエーションで適切な対応がとれるよう、Q & A 配布

(2) 国や地方自治体の職員と I R 事業者との接触ルールの考え方

- ・国や地方自治体との接触ルールを定めるとともに、従業員教育を徹底
- ・国や自治体等が、I R 事業者と国や自治体等との接触ルールを明確にすることで、既存の汚職防止をさらに強化する方針を支持
- ・追加的なルールとして以下を想定
 - ・国や自治体等が各国カジノを訪問する際の行動規定
 - ・国や自治体等と I R 事業候補者が実施する打合せの場所、頻度、参加者のガイドライン
 - ・国や自治体等と I R 事業候補者の公式／非公式な接触の公開に関するルール

(3) 都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実への連携協力

- ・ギャンブル依存症対策に特化した官民連携の専門機関を設置
- ・ゲーム実績の統計データ等、日本のギャンブル等依存症対策・研究の一助となるよう、プロセスデータ等の情報連携も推進

(4) I R 区域・I R 施設の安全性の確保

- ・カジノによる悪影響から青少年を保護する施策の実施
- ・警備員、監視カメラ、ドローンを用いた警備。I R 区域内外の清掃活動、パトロールなど
- ・スマートシティの推進により、感染症対策や災害等の被害の拡大を防ぐ、安心・安全なまちづくりを実現
- ・マネー・ローンダリング組織、テロリスト、テロ資金提供者に利用されないようにするため、業界のベスト・プラクティスを基に従業員トレーニングプログラムを作成し当局に提供

(5) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策（施設計画、運営計画等）

- ・「日本型 I R 版 感染症対策ロードマップ」の作成
- ・非常事態時における連携体制・対応方法などについて平常時から民間と行政での事前協議を実施
- ・行政の要請に 24 時間対応できる体制の構築・遂行
- ・情報発信のためのシステムの事前構築、顧客・従業員・マスコミに対する適切かつ迅速な情報発信
- ・訪問客及び従業員の安全に対する I R 全体の包括的なソーシャルディスタンス方針の設定

- ・施設利用者の要望に応じてフェイスマスク、消毒用品を提供
- ・施設全体の消毒、すべての入口で検温を実施、エレベーターとトイレを1時間ごとに消毒
- ・全てのゲーミングテーブル、ゲーミング機器、飲食店に飛沫拡散防止用シート
- ・カジノ敷地全体、触れる頻度の高い場所や共用部への抗菌コーティング等
- ・プレーヤーから回収した全てのチップの消毒
- ・プレーイングカードの破棄（使用后ごとに）
- ・自動体温測定・追跡（会場内の主要ポイントで、参加者をスクリーニング）、高性能な換気・空気清浄システム（空調システムの導入）
- ・ICTやAI等の技術を用いた感染者や来街者の行動把握等について検討
- ・国、自治体等の指導に従うとともに、近隣類似施設の状況にも鑑みて休業等の判断を行う
- ・IR施設（各施設、パブリックスペース）のデザイン及び環境の評価と再構築
- ・非接触型サービスや業務効率化を目的とした技術革新の適用
- ・感染症発生時の3密の回避対策、消毒や換気といった人による環境整備だけでなく、IoTやロボティクスなど先進技術を活用した省人化対策も行いながら、クラスター発生を防ぐ

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響（事業計画、施設計画、運営計画、経済的社会的効果等）

- ・2025年には状況が戻るという民間事業者の予測をふまえ、IR開業が2025年以降であることを見据えて、大幅に投資の規模を減額することは想定していない。
- ・将来的に状況が改善することや、ハードの整備、人材教育等に時間を要することをふまえ、今から将来への投資として、海外のIR施設の拡張計画を進めている。
- ・コロナ影響等を踏まえ、施設規模の見直しに伴う建物・設備費を圧縮
- ・施設規模は、主に宿泊施設、エンターテイメント施設などについて、投資額の抑制に伴った見直しを検討中だが、見直しの基本的な考え方は「質を落とさず、スケールを抑制する方針」で検討

※経済的社会的効果（数値）について

経済的社会的効果（数値）については、新型コロナウイルス感染症による影響等の社会情勢を見極めながら、区域整備計画作成までに明確化します。

エ 実施方針の策定

I R整備法第六条の規定に基づき策定する実施方針について、市は、令和2年第4回市会定例会建築・都市整備・道路委員会へ説明、また、設置運営事業予定者の選定等を目的として設置した「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」(附属機関)での審議を行いました。さらに、横浜イノベーション I R協議会での協議、神奈川県及び神奈川県公安委員会の同意等、I R整備法に基づく手続きを実施するとともに、横浜市経営会議へ付議、方針決裁を行い、令和3年1月に公表しました。

<実施方針策定の経過>

令和2年	3月3日	横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定
	3月12日	令和2年第1回市会定例会建築・都市整備・道路委員会で実施方針(案)の骨子について報告
	11月17日	第1回横浜イノベーション I R協議会開催 メンバー 横浜市長(議長)、神奈川県知事 神奈川県公安委員会、横浜市町内会連合会会長 横浜商工会議所会頭、横浜市立大学学長
	11月27日	市長説明(実施方針の策定・公表について)
	11月30日	第1回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会で、実施方針(案)について説明し、実施方針の事業者の募集及び選定に関する事項について諮問
	12月2日	横浜市経営会議に付議
	12月11日・14日	令和2年第4回市会定例会建築・都市整備・道路委員会で実施方針(案)について報告
	12月14日	第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会で実施方針(案)について説明
	12月21日	第2回横浜イノベーション I R協議会で実施方針(案)について協議
令和3年	1月12日	神奈川県から実施する施策及び措置に係る同意
	1月13日	横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会から、実施方針の民間事業者の募集及び選定に関する事項についての答申を受領
	1月14日	横浜市経営会議に付議
	1月20日	神奈川県公安委員会から実施する施策及び措置に係る同意
	1月21日	方針決裁
	1月21日	実施方針公表(事業予定者の公募開始)

オ 横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募の開始（RFP）【令和3年1月～】

市は、令和3年1月21日に横浜特定複合観光施設設置運営事業募集要項などを公表し、設置運営事業予定者の公募を開始しました。

その後、令和3年6月11日に2つのグループから提案がありました。令和3年7月から8月にかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで開催した「横浜イノベーションIR企画展示」では、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。

【図表 21】 公募スケジュール

時期	内容
令和3年1月21日	募集要項の公表
令和3年1月21日～1月28日	募集要項に関する質問受付期間
令和3年2月4日、2月12日	募集要項に関する質問への回答
令和3年2月5日～5月17日	資格審査書類の受付期間
令和3年2月15日～5月31日	参加資格審査の結果通知期間
令和3年3～4月	競争的対話の実施期間
令和3年6月1日～6月11日	提案審査書類の受付期間
令和3年夏頃	設置運営事業予定者の選定

カ 横浜特定複合観光施設設置運営事業予定者の公募の中止【令和3年9月】

提案書の提出を受け、市は、事業予定者の選定に向け、審査を進めていましたが、8月22日の横浜市長選挙で新市長が当選し、9月10日の令和3年第3回市会定例会の所信表明において、市長がIR誘致の撤回を表明したことから、9月30日に附属機関に諮問していた事業者の選定に係る諮問の取り下げを行う等、公募の中止手続きを行いました。

(5) 市会での議論等

ア 市会での議論【平成 12 年～平成 25 年】

(ア) 本会議等でのカジノ・I R の議論

平成 11 年の東京都のカジノ導入の動きをきっかけとして、平成 12 年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等もカジノ導入に向けた研究・提言活動に取り組み始め、全国に広がりました。

市会でも、平成 12 年から、市における地域経済の活性化に資するカジノ施設の設置に向けた検討についての議論がありました。

【図表 22】市会での質疑等【平成 12 年～平成 25 年】（横浜市会会議録から本会議、予算特別委員会、決算特別委員会での I R の制度や趣旨等に直接関わるとされるものを抜粋）

年	定例会・質疑等		
平成 12 年	<p data-bbox="461 846 663 875">《第 1 回定例会》</p> <p data-bbox="461 891 842 920">○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 969 1350 1608"> <tr> <td data-bbox="515 981 603 1010">発言</td> <td data-bbox="611 981 1342 1597"> <p>御承知のとおり、世界有数のコンベンション都市ラスベガスは、会議施設が完備しているだけでなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋に大型客船を誘致しても、船客はバスで箱根や東京へ出かけ、パシフィコ横浜を訪れる国際会議の参加者は言葉の問題もあって野毛を訪れることもなかなか難しい実態があります。私は、横浜がコンベンション都市として世界にセールスしようとするとき、アフターコンベンションを充実するとともに案内システムを整備し横浜の魅力をアピールすることが必要ではないかと考えます。横浜滞在が楽しい思い出になってこそコンベンションは成功し、再度横浜を訪ねる契機になると思うのであります。ぜひとも、ワールドカップを契機に官民一体となり、野毛や中華街など横浜の魅力的な資源を生かし、アフターコンベンションの充実に向けた取り組みを進めていただくよう要望しておきます。</p> </td> </tr> </table>	発言	<p>御承知のとおり、世界有数のコンベンション都市ラスベガスは、会議施設が完備しているだけでなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋に大型客船を誘致しても、船客はバスで箱根や東京へ出かけ、パシフィコ横浜を訪れる国際会議の参加者は言葉の問題もあって野毛を訪れることもなかなか難しい実態があります。私は、横浜がコンベンション都市として世界にセールスしようとするとき、アフターコンベンションを充実するとともに案内システムを整備し横浜の魅力をアピールすることが必要ではないかと考えます。横浜滞在が楽しい思い出になってこそコンベンションは成功し、再度横浜を訪ねる契機になると思うのであります。ぜひとも、ワールドカップを契機に官民一体となり、野毛や中華街など横浜の魅力的な資源を生かし、アフターコンベンションの充実に向けた取り組みを進めていただくよう要望しておきます。</p>
発言	<p>御承知のとおり、世界有数のコンベンション都市ラスベガスは、会議施設が完備しているだけでなく、飲食やカジノなどアフターコンベンションが充実しております。一方で、大さん橋に大型客船を誘致しても、船客はバスで箱根や東京へ出かけ、パシフィコ横浜を訪れる国際会議の参加者は言葉の問題もあって野毛を訪れることもなかなか難しい実態があります。私は、横浜がコンベンション都市として世界にセールスしようとするとき、アフターコンベンションを充実するとともに案内システムを整備し横浜の魅力をアピールすることが必要ではないかと考えます。横浜滞在が楽しい思い出になってこそコンベンションは成功し、再度横浜を訪ねる契機になると思うのであります。ぜひとも、ワールドカップを契機に官民一体となり、野毛や中華街など横浜の魅力的な資源を生かし、アフターコンベンションの充実に向けた取り組みを進めていただくよう要望しておきます。</p>		

平成 14 年	<p>《第 3 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 405 1351 1043"> <tr> <td data-bbox="507 405 603 786">問</td> <td data-bbox="603 405 1351 786"> <p>横浜の特色を生かした交流としては観光コンベンションも大変重要な柱だと考えます。そこで次に、世界的な観光コンベンションの中核施設であり、我が国でも集客施設として注目されつつあるカジノについて伺います。</p> <p>カジノは観光の目玉となり、地域の経済の活性化に大きく貢献することが期待できるものですが、今回の構造改革特区の提案では本市はカジノについての提案を行わなかったと聞いています。そこで、今回本市がカジノを提案しなかった理由は何か、伺います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 786 603 1043">答</td> <td data-bbox="603 786 1351 1043"> <p>今回の構造改革特区における規制緩和でございますけれども、外交、防衛など国の主権に関するもの、条約に基づく国の義務の履行を妨げるもの、あるいは刑法に関するもの、こういうものは当然除かれるものとされておりまして、刑法に抵触いたしますカジノについては、今回は構造改革特区の提案に当たっては検討の対象としなかったということでございます。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1144 1351 1989"> <tr> <td data-bbox="507 1144 603 1989">発言</td> <td data-bbox="603 1144 1351 1989"> <p>このカジノについては東京都が大変に熱心であり、きょうの新聞にも報道されていましたが、きのうも都庁を開放して疑似体験のイベントを行っており、都知事が率先してPRを行っています。また、賛同する地方自治体とともに国に働きかけて実現化を図ろうとしていると聞いています。カジノに関しては風紀を乱すなどの心配もあるようですが、パスポートによるチェックなどITを駆使することでセキュリティーを高めることができます。地域経済の長期低迷の中で、横浜に国内外から人、資金、情報が集まる仕掛けとして大変有効な施設であると考えます。</p> <p>先ほど質問の中に本市の財政は瀕死の状態という表現もございましたけれども、またラスベガスの例を見てもわかるように、雇用の増大や税収の増加など地域経済への影響も大変大きいことから、カジノの整備は地域の活性化には大変有効な手段ではないかと考えます。けさの毎日新聞ですけれども、都の試算では年間 335 万人の入場者で最大 910 億円の収益と1万 4,000 人弱の雇用を誘発すると試算している、こんな記事が載っております。そこで、地域経済の活性化に資するカジノの実現について引き続き検討していただきたいと要望して、ここは終わりたいと思います。</p> </td> </tr> </table>	問	<p>横浜の特色を生かした交流としては観光コンベンションも大変重要な柱だと考えます。そこで次に、世界的な観光コンベンションの中核施設であり、我が国でも集客施設として注目されつつあるカジノについて伺います。</p> <p>カジノは観光の目玉となり、地域の経済の活性化に大きく貢献することが期待できるものですが、今回の構造改革特区の提案では本市はカジノについての提案を行わなかったと聞いています。そこで、今回本市がカジノを提案しなかった理由は何か、伺います。</p>	答	<p>今回の構造改革特区における規制緩和でございますけれども、外交、防衛など国の主権に関するもの、条約に基づく国の義務の履行を妨げるもの、あるいは刑法に関するもの、こういうものは当然除かれるものとされておりまして、刑法に抵触いたしますカジノについては、今回は構造改革特区の提案に当たっては検討の対象としなかったということでございます。</p>	発言	<p>このカジノについては東京都が大変に熱心であり、きょうの新聞にも報道されていましたが、きのうも都庁を開放して疑似体験のイベントを行っており、都知事が率先してPRを行っています。また、賛同する地方自治体とともに国に働きかけて実現化を図ろうとしていると聞いています。カジノに関しては風紀を乱すなどの心配もあるようですが、パスポートによるチェックなどITを駆使することでセキュリティーを高めることができます。地域経済の長期低迷の中で、横浜に国内外から人、資金、情報が集まる仕掛けとして大変有効な施設であると考えます。</p> <p>先ほど質問の中に本市の財政は瀕死の状態という表現もございましたけれども、またラスベガスの例を見てもわかるように、雇用の増大や税収の増加など地域経済への影響も大変大きいことから、カジノの整備は地域の活性化には大変有効な手段ではないかと考えます。けさの毎日新聞ですけれども、都の試算では年間 335 万人の入場者で最大 910 億円の収益と1万 4,000 人弱の雇用を誘発すると試算している、こんな記事が載っております。そこで、地域経済の活性化に資するカジノの実現について引き続き検討していただきたいと要望して、ここは終わりたいと思います。</p>
問	<p>横浜の特色を生かした交流としては観光コンベンションも大変重要な柱だと考えます。そこで次に、世界的な観光コンベンションの中核施設であり、我が国でも集客施設として注目されつつあるカジノについて伺います。</p> <p>カジノは観光の目玉となり、地域の経済の活性化に大きく貢献することが期待できるものですが、今回の構造改革特区の提案では本市はカジノについての提案を行わなかったと聞いています。そこで、今回本市がカジノを提案しなかった理由は何か、伺います。</p>						
答	<p>今回の構造改革特区における規制緩和でございますけれども、外交、防衛など国の主権に関するもの、条約に基づく国の義務の履行を妨げるもの、あるいは刑法に関するもの、こういうものは当然除かれるものとされておりまして、刑法に抵触いたしますカジノについては、今回は構造改革特区の提案に当たっては検討の対象としなかったということでございます。</p>						
発言	<p>このカジノについては東京都が大変に熱心であり、きょうの新聞にも報道されていましたが、きのうも都庁を開放して疑似体験のイベントを行っており、都知事が率先してPRを行っています。また、賛同する地方自治体とともに国に働きかけて実現化を図ろうとしていると聞いています。カジノに関しては風紀を乱すなどの心配もあるようですが、パスポートによるチェックなどITを駆使することでセキュリティーを高めることができます。地域経済の長期低迷の中で、横浜に国内外から人、資金、情報が集まる仕掛けとして大変有効な施設であると考えます。</p> <p>先ほど質問の中に本市の財政は瀕死の状態という表現もございましたけれども、またラスベガスの例を見てもわかるように、雇用の増大や税収の増加など地域経済への影響も大変大きいことから、カジノの整備は地域の活性化には大変有効な手段ではないかと考えます。けさの毎日新聞ですけれども、都の試算では年間 335 万人の入場者で最大 910 億円の収益と1万 4,000 人弱の雇用を誘発すると試算している、こんな記事が載っております。そこで、地域経済の活性化に資するカジノの実現について引き続き検討していただきたいと要望して、ここは終わりたいと思います。</p>						

平成 16 年	<p>《第 3 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 405 1351 1469"> <tr> <td data-bbox="507 405 603 1043">問</td> <td data-bbox="603 405 1351 1043"> <p>それでは、現在東京都はじめ幾つかの自治体でカジノ構想の検討が進められています。神奈川県でも県、川崎、横浜及び経済団体をメンバーとする京浜臨海部再生会議においてカジノ構想の検討を行っていると聞いています。カジノといえばラスベガスということですが、ラスベガス全体が家族向けの非常に楽しく健全なテーマパークとなっていると聞いております。本市においても、このようなアミューズメント機能を重視した健全なカジノを導入することによって、税収の増加だけでなく都市の活性化や観光客、さらには宿泊客の増加を図ることも可能になります。ナショナルアートパークにおいても例えば大さん橋ホールをカジノに活用するなど、いろいろなアイデアが考えられると思います。</p> <p>そこで、カジノ構想について現在どのような検討が行われているのか、また、今後ナショナルアートパーク構想の中で検討を進める考えはないか、伺います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1043 603 1469">答</td> <td data-bbox="603 1043 1351 1469"> <p>カジノにつきましては、15 年度時点でさまざまなところでいろいろな研究を行っております。県、川崎市などと共同で行っている京浜臨海部再生会議では、京浜臨海部に本市の都心臨海部を加えたエリアを対象にしまして、中期的な取り組みとしてカジノを含めたアミューズメント機能の検討を行っております。カジノの実施に当たりましては法制度上のいろいろな課題がございますので、中期的な取り組みになると思います。</p> <p>アミューズメント機能は、集客や観光の観点から非常に重要な機能でございますので、ナショナルアートパーク構想の中でも幅広く検討していきたいと思っております。</p> </td> </tr> </table>	問	<p>それでは、現在東京都はじめ幾つかの自治体でカジノ構想の検討が進められています。神奈川県でも県、川崎、横浜及び経済団体をメンバーとする京浜臨海部再生会議においてカジノ構想の検討を行っていると聞いています。カジノといえばラスベガスということですが、ラスベガス全体が家族向けの非常に楽しく健全なテーマパークとなっていると聞いております。本市においても、このようなアミューズメント機能を重視した健全なカジノを導入することによって、税収の増加だけでなく都市の活性化や観光客、さらには宿泊客の増加を図ることも可能になります。ナショナルアートパークにおいても例えば大さん橋ホールをカジノに活用するなど、いろいろなアイデアが考えられると思います。</p> <p>そこで、カジノ構想について現在どのような検討が行われているのか、また、今後ナショナルアートパーク構想の中で検討を進める考えはないか、伺います。</p>	答	<p>カジノにつきましては、15 年度時点でさまざまなところでいろいろな研究を行っております。県、川崎市などと共同で行っている京浜臨海部再生会議では、京浜臨海部に本市の都心臨海部を加えたエリアを対象にしまして、中期的な取り組みとしてカジノを含めたアミューズメント機能の検討を行っております。カジノの実施に当たりましては法制度上のいろいろな課題がございますので、中期的な取り組みになると思います。</p> <p>アミューズメント機能は、集客や観光の観点から非常に重要な機能でございますので、ナショナルアートパーク構想の中でも幅広く検討していきたいと思っております。</p>
問	<p>それでは、現在東京都はじめ幾つかの自治体でカジノ構想の検討が進められています。神奈川県でも県、川崎、横浜及び経済団体をメンバーとする京浜臨海部再生会議においてカジノ構想の検討を行っていると聞いています。カジノといえばラスベガスということですが、ラスベガス全体が家族向けの非常に楽しく健全なテーマパークとなっていると聞いております。本市においても、このようなアミューズメント機能を重視した健全なカジノを導入することによって、税収の増加だけでなく都市の活性化や観光客、さらには宿泊客の増加を図ることも可能になります。ナショナルアートパークにおいても例えば大さん橋ホールをカジノに活用するなど、いろいろなアイデアが考えられると思います。</p> <p>そこで、カジノ構想について現在どのような検討が行われているのか、また、今後ナショナルアートパーク構想の中で検討を進める考えはないか、伺います。</p>				
答	<p>カジノにつきましては、15 年度時点でさまざまなところでいろいろな研究を行っております。県、川崎市などと共同で行っている京浜臨海部再生会議では、京浜臨海部に本市の都心臨海部を加えたエリアを対象にしまして、中期的な取り組みとしてカジノを含めたアミューズメント機能の検討を行っております。カジノの実施に当たりましては法制度上のいろいろな課題がございますので、中期的な取り組みになると思います。</p> <p>アミューズメント機能は、集客や観光の観点から非常に重要な機能でございますので、ナショナルアートパーク構想の中でも幅広く検討していきたいと思っております。</p>				

平成 20 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 405 1351 1429"> <tr> <td data-bbox="507 405 603 1171">問</td> <td data-bbox="603 405 1351 1171"> <p>横浜への海外からの誘客を考えたときに、横浜の魅力をアップさせていくことが非常に重要なことだと思いますが、近年アジア、特にマカオやシンガポールでカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びております。近代的なカジノは単なるかけの施設ということではなくて、飲食やショッピング、アトラクションといった多様なアミューズメントパークのような様相を呈しているわけですが、ホテルやコンベンション施設ということも相まって、ビジネス客も含めた多くの集客を望まれる複合施設となっております。</p> <p>このような社会的な状況も踏まえて、我が国でもカジノ導入に向けた立法措置を図る動きが国会で活発になっているところであります。さらに本年1月には、横浜商工会議所でも横浜複合エンターテインメント施設研究会が開催されて、カジノ導入の可能性や問題点、社会的、経済的影響についての調査検討を行っていくということですが、本市から都市経営局長が委員として参加されていると伺っております。</p> <p>横浜商工会議所の研究会にどのような考え方で参加しているのか伺います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1171 603 1429">答</td> <td data-bbox="603 1171 1351 1429"> <p>今回、横浜商工会議所において研究会が設置され、カジノを含めた複合的エンターテインメント施設について、県やあるいは本市も含めて民間と行政がともに勉強会を重ねながら検討を進めていこうという要請がございました。そういう意味で、本市としても今後の都市づくりという点から大いに議論する課題の一つであるという考えから参加しているものであります。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1525 1351 1989"> <tr> <td data-bbox="507 1525 603 1989">問</td> <td data-bbox="603 1525 1351 1989"> <p>刑法における賭博罪に当たるカジノの導入には犯罪の増加や青少年に与える影響など根強い懸念もあるところでございますが、さまざまな社会的な影響も含めて研究をしていくことであろうかと思えます。</p> <p>私は、カジノの社会的影響を考慮すると、市街地から少し離れたところ、一番いいのは例えば船舶のような限られたスペースで行うほうがいいのではないかと思うのですけれども、かつて港湾都市横浜ならではの特区申請もそのようなことで考えられるのではないかと考えた時期もございます。カジノについては特区の対象にならないという国の見解が出されておりますので、現在は特別法制定の方向に進んでいるということであり</p> </td> </tr> </table>	問	<p>横浜への海外からの誘客を考えたときに、横浜の魅力をアップさせていくことが非常に重要なことだと思いますが、近年アジア、特にマカオやシンガポールでカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びております。近代的なカジノは単なるかけの施設ということではなくて、飲食やショッピング、アトラクションといった多様なアミューズメントパークのような様相を呈しているわけですが、ホテルやコンベンション施設ということも相まって、ビジネス客も含めた多くの集客を望まれる複合施設となっております。</p> <p>このような社会的な状況も踏まえて、我が国でもカジノ導入に向けた立法措置を図る動きが国会で活発になっているところであります。さらに本年1月には、横浜商工会議所でも横浜複合エンターテインメント施設研究会が開催されて、カジノ導入の可能性や問題点、社会的、経済的影響についての調査検討を行っていくということですが、本市から都市経営局長が委員として参加されていると伺っております。</p> <p>横浜商工会議所の研究会にどのような考え方で参加しているのか伺います。</p>	答	<p>今回、横浜商工会議所において研究会が設置され、カジノを含めた複合的エンターテインメント施設について、県やあるいは本市も含めて民間と行政がともに勉強会を重ねながら検討を進めていこうという要請がございました。そういう意味で、本市としても今後の都市づくりという点から大いに議論する課題の一つであるという考えから参加しているものであります。</p>	問	<p>刑法における賭博罪に当たるカジノの導入には犯罪の増加や青少年に与える影響など根強い懸念もあるところでございますが、さまざまな社会的な影響も含めて研究をしていくことであろうかと思えます。</p> <p>私は、カジノの社会的影響を考慮すると、市街地から少し離れたところ、一番いいのは例えば船舶のような限られたスペースで行うほうがいいのではないかと思うのですけれども、かつて港湾都市横浜ならではの特区申請もそのようなことで考えられるのではないかと考えた時期もございます。カジノについては特区の対象にならないという国の見解が出されておりますので、現在は特別法制定の方向に進んでいるということであり</p>
問	<p>横浜への海外からの誘客を考えたときに、横浜の魅力をアップさせていくことが非常に重要なことだと思いますが、近年アジア、特にマカオやシンガポールでカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びております。近代的なカジノは単なるかけの施設ということではなくて、飲食やショッピング、アトラクションといった多様なアミューズメントパークのような様相を呈しているわけですが、ホテルやコンベンション施設ということも相まって、ビジネス客も含めた多くの集客を望まれる複合施設となっております。</p> <p>このような社会的な状況も踏まえて、我が国でもカジノ導入に向けた立法措置を図る動きが国会で活発になっているところであります。さらに本年1月には、横浜商工会議所でも横浜複合エンターテインメント施設研究会が開催されて、カジノ導入の可能性や問題点、社会的、経済的影響についての調査検討を行っていくということですが、本市から都市経営局長が委員として参加されていると伺っております。</p> <p>横浜商工会議所の研究会にどのような考え方で参加しているのか伺います。</p>						
答	<p>今回、横浜商工会議所において研究会が設置され、カジノを含めた複合的エンターテインメント施設について、県やあるいは本市も含めて民間と行政がともに勉強会を重ねながら検討を進めていこうという要請がございました。そういう意味で、本市としても今後の都市づくりという点から大いに議論する課題の一つであるという考えから参加しているものであります。</p>						
問	<p>刑法における賭博罪に当たるカジノの導入には犯罪の増加や青少年に与える影響など根強い懸念もあるところでございますが、さまざまな社会的な影響も含めて研究をしていくことであろうかと思えます。</p> <p>私は、カジノの社会的影響を考慮すると、市街地から少し離れたところ、一番いいのは例えば船舶のような限られたスペースで行うほうがいいのではないかと思うのですけれども、かつて港湾都市横浜ならではの特区申請もそのようなことで考えられるのではないかと考えた時期もございます。カジノについては特区の対象にならないという国の見解が出されておりますので、現在は特別法制定の方向に進んでいるということであり</p>						

		<p>ますけれども、外洋クルーズカジノについては、施行者のあり方や管理、監視の仕組みを工夫するなどの必要があり、今後の検討課題となっております。</p> <p>船舶上での実施が可能になってほしいと思うところでありますけれども、船舶上でのカジノの実施が図られれば港横浜の活性化にも資すると考えられますが、見解をお伺いしたいと思います。</p>
	答	<p>そういう御提案につきましては、大型客船が寄港する港湾都市横浜としてのメリットも感じるところでございますが、いずれにしても、横浜にはどのような複合エンターテインメント施設がふさわしいか、またどのような導入が可能なのかについて、国会での法制化の議論も踏まえまして、横浜商工会議所とともにさまざまな角度から研究を重ねていきたいと思っております。</p>
	発言	<p>これまで海外からの観光客誘致、そしてカジノについて質問してまいりましたけれども、横浜市では来年、2009年、開港150周年の記念の年に観光入り込み客数を5,000万人にすることを目標としているところであります。海外、そして国内からも多くの観光客を呼び込む必要があると思っております。2009年の開港150周年に続き、2010年には羽田空港が再国際化され、東アジア地域から横浜への利便性がますます高まることになりかと思っております。この2つは、横浜にとってはさらなる発展のための絶好のチャンスであると思っております。</p> <p>横浜では、開港150周年に向けた記念事業や企画でJRデスティネーションキャンペーンを取り込むなど、羽田国際化に向けては東アジアを重点的にさまざまな取り組みを進めているところであります。これらも観光コンベンションなど誘客につながるさまざまな施策を通じ、国内外での横浜の知名度をさらにアップさせ、横浜への来訪者をふやしていくことが必要であると思っております。</p>

	<p>《第2回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 405 1353 958"> <tr> <td data-bbox="507 405 603 958">発言</td> <td data-bbox="603 405 1353 958"> <p>私は、現在1割程度にとどまっている宿泊客を増加させること、日本のみならず世界中から観光客を引きつけるため新たな魅力づくりが必要であると考えます。静岡県小山町は富士スピードウェイにF1を誘致し、これを核とした海外からの誘客に力を入れています。また、マカオやシンガポールではカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びており、我が国においてもカジノ法制化の議論が進められています。本市でも、横浜商工会議所において研究会が開催され、横浜にふさわしい複合的なエンターテインメント施設のあり方について検討されていると伺っています。今後は国内外での知名度を向上させ、横浜への来訪者増加のみならず、滞在時間の延長につながるよう魅力づくりに取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。</p> </td> </tr> </table>	発言	<p>私は、現在1割程度にとどまっている宿泊客を増加させること、日本のみならず世界中から観光客を引きつけるため新たな魅力づくりが必要であると考えます。静岡県小山町は富士スピードウェイにF1を誘致し、これを核とした海外からの誘客に力を入れています。また、マカオやシンガポールではカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びており、我が国においてもカジノ法制化の議論が進められています。本市でも、横浜商工会議所において研究会が開催され、横浜にふさわしい複合的なエンターテインメント施設のあり方について検討されていると伺っています。今後は国内外での知名度を向上させ、横浜への来訪者増加のみならず、滞在時間の延長につながるよう魅力づくりに取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。</p>		
発言	<p>私は、現在1割程度にとどまっている宿泊客を増加させること、日本のみならず世界中から観光客を引きつけるため新たな魅力づくりが必要であると考えます。静岡県小山町は富士スピードウェイにF1を誘致し、これを核とした海外からの誘客に力を入れています。また、マカオやシンガポールではカジノを含めた複合的なエンターテインメント施設が脚光を浴びており、我が国においてもカジノ法制化の議論が進められています。本市でも、横浜商工会議所において研究会が開催され、横浜にふさわしい複合的なエンターテインメント施設のあり方について検討されていると伺っています。今後は国内外での知名度を向上させ、横浜への来訪者増加のみならず、滞在時間の延長につながるよう魅力づくりに取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。</p>				
平成 22 年	<p>《第1回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 1196 1353 1581"> <tr> <td data-bbox="507 1196 603 1581">発言</td> <td data-bbox="603 1196 1353 1581"> <p>去る2月16日、林市長が本会議におきまして行われた施政方針演説の中で、成長戦略を描き横浜経済の飛躍へとつなげていくとの御発言がありました。言うだけでなく、具体的な成長戦略を描いて具体的な施策を実施すべきです。新市庁舎を含めた関内関外地区活性化推進計画やエキサイトよこはま22などの施策を着実に推進することはもちろん、現在私が委員長を務める都心部活性化特別委員会でも議論が出ている市街地エコカーレースやカジノなどの新しい企画も大いに検討していく必要があります。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1675 1353 1973"> <tr> <td data-bbox="507 1675 603 1973">問</td> <td data-bbox="603 1675 1353 1973"> <p>先だって私はこの新聞を見て怒りを感じたのですが、カジノ解禁、新たに研究会。そして、神奈川県知事が和歌山、沖縄両県と研究会を立ち上げる、カジノ解禁のためにですね。そして、その候補地として川崎、横浜を知事が記者会見で挙げております。議会の発言、また記者会見の発言というのは、大変私は重いものであり、重要だと思います。</p> <p>そこで、こういったこの制度に対するものに対して、特に今回</p> </td> </tr> </table>	発言	<p>去る2月16日、林市長が本会議におきまして行われた施政方針演説の中で、成長戦略を描き横浜経済の飛躍へとつなげていくとの御発言がありました。言うだけでなく、具体的な成長戦略を描いて具体的な施策を実施すべきです。新市庁舎を含めた関内関外地区活性化推進計画やエキサイトよこはま22などの施策を着実に推進することはもちろん、現在私が委員長を務める都心部活性化特別委員会でも議論が出ている市街地エコカーレースやカジノなどの新しい企画も大いに検討していく必要があります。</p>	問	<p>先だって私はこの新聞を見て怒りを感じたのですが、カジノ解禁、新たに研究会。そして、神奈川県知事が和歌山、沖縄両県と研究会を立ち上げる、カジノ解禁のためにですね。そして、その候補地として川崎、横浜を知事が記者会見で挙げております。議会の発言、また記者会見の発言というのは、大変私は重いものであり、重要だと思います。</p> <p>そこで、こういったこの制度に対するものに対して、特に今回</p>
発言	<p>去る2月16日、林市長が本会議におきまして行われた施政方針演説の中で、成長戦略を描き横浜経済の飛躍へとつなげていくとの御発言がありました。言うだけでなく、具体的な成長戦略を描いて具体的な施策を実施すべきです。新市庁舎を含めた関内関外地区活性化推進計画やエキサイトよこはま22などの施策を着実に推進することはもちろん、現在私が委員長を務める都心部活性化特別委員会でも議論が出ている市街地エコカーレースやカジノなどの新しい企画も大いに検討していく必要があります。</p>				
問	<p>先だって私はこの新聞を見て怒りを感じたのですが、カジノ解禁、新たに研究会。そして、神奈川県知事が和歌山、沖縄両県と研究会を立ち上げる、カジノ解禁のためにですね。そして、その候補地として川崎、横浜を知事が記者会見で挙げております。議会の発言、また記者会見の発言というのは、大変私は重いものであり、重要だと思います。</p> <p>そこで、こういったこの制度に対するものに対して、特に今回</p>				

		<p>このこのカジノについて、事前に横浜市に相談があったのかどうか、打診があったのかどうか。また、それに対して市はどのような対応をとられたのか。もしそうでなければ、この委員会において横浜市としての公式見解を私は述べるべきだと思いますが、このカジノの問題についていかがでしょうか。</p>		
	答	<p>本年2月 16 日に県が発表した研究会の設置の件でございますが、事前に本市のほうに相談はございませんでした。県に問い合わせをしましたところ、今後カジノの実現に積極的な自治体や民間団体等と研究等を行っていきたいとのことでございます。詳細な内容については、まだ決定されていないということでございます。カジノにつきましてはさまざまな課題もございますので、今後国等の動向に注視してまいります。県の研究会の動向にも留意してまいりたいと考えております。</p>		
平成 23 年	<p>《第 1 回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 1059 603 1993">問</td> <td data-bbox="603 1059 1359 1993"> <p>都心部の活性化に当たっては、何か横浜の目玉になるような新たな集客の資源の創造が必要ではないかと考えております。当時の特別委員会でも提案がありましたけれども、例えばカジノとか、エコカーレース、こうしたところもかなりインパクトは強いわけでございまして、世界的に横浜をアピールすることができる内容ではないかなと思います。特にカジノは、国においても昨年4月に超党派の 74 名の国会議員でつくられております国際観光産業振興議員連盟が設立されております。7月には議員連盟会長のカジノ法試案が公表されています。神奈川県においても、平成 21 年 10 月にカジノエンターテインメントに関する県民意識調査が行われております。約 1,000 件の回答があったということでございますが、カジノエンターテインメントを日本に導入することについて、賛成が 10.1%、条件を整えば賛成が 34.5%、合わせますと 44.6%、一方反対が 34.2%ということで、賛成が反対を上回っております。先般の県議会の中でも、県知事のほうからはカジノの法制化を国に働きかけることや、カジノ施設を県内に設置した場合の課題や導入効果などについて、市町村や経済団体とも意見交換をし、さらに検討を進めるという答弁があったということでございます。</p> <p>そこで、カジノについては、神奈川県など誘致に積極的な発言をしている自治体が多い中、横浜はちょっと出おけているような感じがしますが、今後どのように取り組んでいくの</p> </td> </tr> </table>	問	<p>都心部の活性化に当たっては、何か横浜の目玉になるような新たな集客の資源の創造が必要ではないかと考えております。当時の特別委員会でも提案がありましたけれども、例えばカジノとか、エコカーレース、こうしたところもかなりインパクトは強いわけでございまして、世界的に横浜をアピールすることができる内容ではないかなと思います。特にカジノは、国においても昨年4月に超党派の 74 名の国会議員でつくられております国際観光産業振興議員連盟が設立されております。7月には議員連盟会長のカジノ法試案が公表されています。神奈川県においても、平成 21 年 10 月にカジノエンターテインメントに関する県民意識調査が行われております。約 1,000 件の回答があったということでございますが、カジノエンターテインメントを日本に導入することについて、賛成が 10.1%、条件を整えば賛成が 34.5%、合わせますと 44.6%、一方反対が 34.2%ということで、賛成が反対を上回っております。先般の県議会の中でも、県知事のほうからはカジノの法制化を国に働きかけることや、カジノ施設を県内に設置した場合の課題や導入効果などについて、市町村や経済団体とも意見交換をし、さらに検討を進めるという答弁があったということでございます。</p> <p>そこで、カジノについては、神奈川県など誘致に積極的な発言をしている自治体が多い中、横浜はちょっと出おけているような感じがしますが、今後どのように取り組んでいくの</p>
問	<p>都心部の活性化に当たっては、何か横浜の目玉になるような新たな集客の資源の創造が必要ではないかと考えております。当時の特別委員会でも提案がありましたけれども、例えばカジノとか、エコカーレース、こうしたところもかなりインパクトは強いわけでございまして、世界的に横浜をアピールすることができる内容ではないかなと思います。特にカジノは、国においても昨年4月に超党派の 74 名の国会議員でつくられております国際観光産業振興議員連盟が設立されております。7月には議員連盟会長のカジノ法試案が公表されています。神奈川県においても、平成 21 年 10 月にカジノエンターテインメントに関する県民意識調査が行われております。約 1,000 件の回答があったということでございますが、カジノエンターテインメントを日本に導入することについて、賛成が 10.1%、条件を整えば賛成が 34.5%、合わせますと 44.6%、一方反対が 34.2%ということで、賛成が反対を上回っております。先般の県議会の中でも、県知事のほうからはカジノの法制化を国に働きかけることや、カジノ施設を県内に設置した場合の課題や導入効果などについて、市町村や経済団体とも意見交換をし、さらに検討を進めるという答弁があったということでございます。</p> <p>そこで、カジノについては、神奈川県など誘致に積極的な発言をしている自治体が多い中、横浜はちょっと出おけているような感じがしますが、今後どのように取り組んでいくの</p>			

		か、伺います。
	答	<p>カジノを含めた総合的なエンターテインメント施設については、御指摘のように平成 20 年、神奈川県とともに横浜商工会議所が主催する研究会に参加し、海外の事例調査や課題整理などを行ってきております。カジノについては、周辺への影響等課題も挙げられているところでございます。現在、その対応策について国でも議論されているところでありまして、その状況を注視しつつ、引き続き研究してまいりたいと思っております。</p>
	発言	<p>カジノは確かにマイナスのイメージがあります。これについては、国のほうも、産業界の皆さんで何かNPOを立ち上げるような動きもあったり、いわゆる依存性の問題については、研究を今相当活発に始めているということでございます。カジノの実現、あるいはエコカーレースもぜひ検討に加えていただいて、こうした誘致を契機にして、あしたの元気な横浜を創出しようという動きも今生まれております。昨年、ヨコハマ活性化推進会議というのも設立されまして、副市長も設立総会に御出席を賜ったところでございますけれども、議論がかなり本格化しております。横浜は他の都市に比べても青年会議所が主体となっていて行っている開港祭とか、Y151、Y152 の商店街の取り組み、花火大会など、いろいろな民間主体のイベントがありますので、市民と企業の底力、潜在力は期待を持てると思っております。</p>

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問	<p>私は、観光や環境、MICEに関する海外の事例を研究するため、先月、世界有数のMICE先進国であるパリやシンガポールなどに視察に行っていました。パリは観光都市として大変有名ですが、国際会議の開催件数においても世界で常に上位に位置しているMICE都市であります。また、シンガポールは、ここ10年で飛躍的に国際会議の開催件数が増加している注目すべき都市であります。昨年オープンした施設であるマリーナ・ベイ・サンズを実際に拝見しますと、展示場は約3万2000平米、会議場では最大1万1000人を収容できる会場、敷地内には2560室のホテルがあります。また、施設内にはカジノや美術館、飲食店、さらには約7万4000平米の大型ショッピングセンターなどのアフターコンベンションの充実を目の当たりにしました。一方、パシフィコ横浜は、展示場は2万平米、最大5000人収容の会場、隣接する3ホテルを足しても約1700室という状況です。また、施設の高い稼働率などにより、毎年約4000件の問い合わせに対し、約1000件しか成立していないと伺っており、ビジネスチャンスを逃している状況があると聞いております。</p> <p>そこで、国際MICE拠点都市を目指すに当たっての課題について伺います。</p>
答	<p>国際MICE拠点都市を目指すに当たっての課題についてですが、アジア各国との競争が激化している中、本市の国際的な知名度を一層向上させることや、誘致、開催支援体制を強化すること及び質の高いコンベンション施設の維持、充実が課題となっています。特に、大型の国際会議等に付随する1000人規模のレセプションに対応できる施設が市内に少ないこと、パシフィコ横浜が建築後約20年が経過し、大規模改修の時期を迎えていること、稼働率が高く、特に繁忙期は限界に近いことなど改善をする必要がございます。</p>

平成 24 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 405 1351 1429"> <tr> <td data-bbox="507 405 603 1128">問</td> <td data-bbox="603 405 1351 1128"> <p>市長は、予算案の冒頭で、多くの人が行き交う町には必ずビジネスチャンスが生まれるとの認識を示しています。私も全くそのとおりだと考えております。人が集まらない町は衰退してまいります。MICEは、国内外から高度な知識や情報を持ちたいいわゆるビジネスパーソンの方々が多く集まり、まさにビジネスチャンスが生まれる可能性が大いにあるわけです。いち早くその点に気づいた東アジア諸国は、国を挙げて戦略的にMICE誘致に取り組んでいます。私は、観光や環境、MICEに関する海外の事例を研究するため、世界有数のMICE先進国であるパリやシンガポールなどに視察に行った折、その施設規模と周辺環境のすばらしさに圧倒されました。特に、シンガポールでは、カジノを主体とした民間企業の参入により大型ショッピングセンターの併設など、アフターコンベンションの充実には驚かされました。そこで、横浜は大丈夫なのかと危機感を募らせたところでもあります。</p> <p>そこで、東アジアのMICE都市に対する認識について伺います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1128 603 1429">答</td> <td data-bbox="603 1128 1351 1429"> <p>シンガポールや韓国では、MICE開催による経済効果に着目をいたしまして、施設の拡充、あるいは誘致の強化など、国としてMICE機能の強化に取り組んでおります。特に施設面では、パシフィコ横浜を上回る大規模なMICE施設整備によって、ここ 10 年で飛躍的に開催件数を伸ばしております。したがって、横浜も早急に何らかの手を打つ必要があると認識しております。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="507 1525 1351 1993"> <tr> <td data-bbox="507 1525 603 1868">問</td> <td data-bbox="603 1525 1351 1868"> <p>例えば、我が党が特別委員会で数年前より提案しておりますカジノであったり、民間の方々が推進している多目的ドームであります。カジノについては、統合型リゾート推進法案が国会に提出される現在の状況であります。沖縄や大阪は既に検討も済み、合法化の暁にはいつでも誘致できるよう体制を整えています。横浜は出おくれ感があるように感じますが、まずそこで、カジノ構想に対して市としてはどう考えているのか、また、今後の取り組みについて伺います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1868 603 1993">答</td> <td data-bbox="603 1868 1351 1993"> <p>カジノについてでございますが、市会の都心部活性化特別委員会、それから横浜経済活性化特別委員会での御議論を拝聴しております。都心部活性化検討調査で、カジノも含めて</p> </td> </tr> </table>	問	<p>市長は、予算案の冒頭で、多くの人が行き交う町には必ずビジネスチャンスが生まれるとの認識を示しています。私も全くそのとおりだと考えております。人が集まらない町は衰退してまいります。MICEは、国内外から高度な知識や情報を持ちたいいわゆるビジネスパーソンの方々が多く集まり、まさにビジネスチャンスが生まれる可能性が大いにあるわけです。いち早くその点に気づいた東アジア諸国は、国を挙げて戦略的にMICE誘致に取り組んでいます。私は、観光や環境、MICEに関する海外の事例を研究するため、世界有数のMICE先進国であるパリやシンガポールなどに視察に行った折、その施設規模と周辺環境のすばらしさに圧倒されました。特に、シンガポールでは、カジノを主体とした民間企業の参入により大型ショッピングセンターの併設など、アフターコンベンションの充実には驚かされました。そこで、横浜は大丈夫なのかと危機感を募らせたところでもあります。</p> <p>そこで、東アジアのMICE都市に対する認識について伺います。</p>	答	<p>シンガポールや韓国では、MICE開催による経済効果に着目をいたしまして、施設の拡充、あるいは誘致の強化など、国としてMICE機能の強化に取り組んでおります。特に施設面では、パシフィコ横浜を上回る大規模なMICE施設整備によって、ここ 10 年で飛躍的に開催件数を伸ばしております。したがって、横浜も早急に何らかの手を打つ必要があると認識しております。</p>	問	<p>例えば、我が党が特別委員会で数年前より提案しておりますカジノであったり、民間の方々が推進している多目的ドームであります。カジノについては、統合型リゾート推進法案が国会に提出される現在の状況であります。沖縄や大阪は既に検討も済み、合法化の暁にはいつでも誘致できるよう体制を整えています。横浜は出おくれ感があるように感じますが、まずそこで、カジノ構想に対して市としてはどう考えているのか、また、今後の取り組みについて伺います。</p>	答	<p>カジノについてでございますが、市会の都心部活性化特別委員会、それから横浜経済活性化特別委員会での御議論を拝聴しております。都心部活性化検討調査で、カジノも含めて</p>
問	<p>市長は、予算案の冒頭で、多くの人が行き交う町には必ずビジネスチャンスが生まれるとの認識を示しています。私も全くそのとおりだと考えております。人が集まらない町は衰退してまいります。MICEは、国内外から高度な知識や情報を持ちたいいわゆるビジネスパーソンの方々が多く集まり、まさにビジネスチャンスが生まれる可能性が大いにあるわけです。いち早くその点に気づいた東アジア諸国は、国を挙げて戦略的にMICE誘致に取り組んでいます。私は、観光や環境、MICEに関する海外の事例を研究するため、世界有数のMICE先進国であるパリやシンガポールなどに視察に行った折、その施設規模と周辺環境のすばらしさに圧倒されました。特に、シンガポールでは、カジノを主体とした民間企業の参入により大型ショッピングセンターの併設など、アフターコンベンションの充実には驚かされました。そこで、横浜は大丈夫なのかと危機感を募らせたところでもあります。</p> <p>そこで、東アジアのMICE都市に対する認識について伺います。</p>								
答	<p>シンガポールや韓国では、MICE開催による経済効果に着目をいたしまして、施設の拡充、あるいは誘致の強化など、国としてMICE機能の強化に取り組んでおります。特に施設面では、パシフィコ横浜を上回る大規模なMICE施設整備によって、ここ 10 年で飛躍的に開催件数を伸ばしております。したがって、横浜も早急に何らかの手を打つ必要があると認識しております。</p>								
問	<p>例えば、我が党が特別委員会で数年前より提案しておりますカジノであったり、民間の方々が推進している多目的ドームであります。カジノについては、統合型リゾート推進法案が国会に提出される現在の状況であります。沖縄や大阪は既に検討も済み、合法化の暁にはいつでも誘致できるよう体制を整えています。横浜は出おくれ感があるように感じますが、まずそこで、カジノ構想に対して市としてはどう考えているのか、また、今後の取り組みについて伺います。</p>								
答	<p>カジノについてでございますが、市会の都心部活性化特別委員会、それから横浜経済活性化特別委員会での御議論を拝聴しております。都心部活性化検討調査で、カジノも含めて</p>								

	<table border="1" data-bbox="507 259 1353 439"> <tr> <td data-bbox="507 259 603 439"></td> <td data-bbox="603 259 1353 439"> <p>横浜らしいにぎわいづくりの方向性を検討しております。税収等が期待できる半面、周辺への影響等の課題も考えられますので、国等の議論を注視しつつ、引き続き研究してまいります。</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="459 539 663 573">《第2回定例会》</p> <p data-bbox="448 589 844 622">○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 674 1353 1442"> <tr> <td data-bbox="507 674 603 1182">問</td> <td data-bbox="603 674 1353 1182"> <p>昨年訪問したシンガポールでは、カジノ、コンベンション施設、ホテル、アミューズメント施設、商業施設などが複合的に集結した民設民営の統合型リゾートと言われる施設が活況を呈しておりました。昨年視察で訪れた沖縄でも、国の法整備を待ちながら、沖縄の自然を生かしたこのような統合型リゾートが具体的にかんりの部分で検討されているというようなことを聞いてまいりました。医学系など大人向けの国際会議などで選ばれる傾向の強い横浜でもこれは検討の余地があると考えますが、カジノの誘致に関する考えを伺っておきます。</p> <p>厳しい競争に勝ち抜くには、誘致すべきターゲットを明確にし、必要なコンテンツをきちんと整え、そして誘致戦略をしっかり練り上げた上で戦っていただきたいと思います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1182 603 1442">答</td> <td data-bbox="603 1182 1353 1442"> <p>カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国をはじめ関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。</p> </td> </tr> </table>		<p>横浜らしいにぎわいづくりの方向性を検討しております。税収等が期待できる半面、周辺への影響等の課題も考えられますので、国等の議論を注視しつつ、引き続き研究してまいります。</p>	問	<p>昨年訪問したシンガポールでは、カジノ、コンベンション施設、ホテル、アミューズメント施設、商業施設などが複合的に集結した民設民営の統合型リゾートと言われる施設が活況を呈しておりました。昨年視察で訪れた沖縄でも、国の法整備を待ちながら、沖縄の自然を生かしたこのような統合型リゾートが具体的にかんりの部分で検討されているというようなことを聞いてまいりました。医学系など大人向けの国際会議などで選ばれる傾向の強い横浜でもこれは検討の余地があると考えますが、カジノの誘致に関する考えを伺っておきます。</p> <p>厳しい競争に勝ち抜くには、誘致すべきターゲットを明確にし、必要なコンテンツをきちんと整え、そして誘致戦略をしっかり練り上げた上で戦っていただきたいと思います。</p>	答	<p>カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国をはじめ関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。</p>
	<p>横浜らしいにぎわいづくりの方向性を検討しております。税収等が期待できる半面、周辺への影響等の課題も考えられますので、国等の議論を注視しつつ、引き続き研究してまいります。</p>						
問	<p>昨年訪問したシンガポールでは、カジノ、コンベンション施設、ホテル、アミューズメント施設、商業施設などが複合的に集結した民設民営の統合型リゾートと言われる施設が活況を呈しておりました。昨年視察で訪れた沖縄でも、国の法整備を待ちながら、沖縄の自然を生かしたこのような統合型リゾートが具体的にかんりの部分で検討されているというようなことを聞いてまいりました。医学系など大人向けの国際会議などで選ばれる傾向の強い横浜でもこれは検討の余地があると考えますが、カジノの誘致に関する考えを伺っておきます。</p> <p>厳しい競争に勝ち抜くには、誘致すべきターゲットを明確にし、必要なコンテンツをきちんと整え、そして誘致戦略をしっかり練り上げた上で戦っていただきたいと思います。</p>						
答	<p>カジノにつきましては、経済効果や税収効果などが大いに期待できますし、また、国際的な観光・MICE都市として活性化の重要なメニューであると考えています。一方で周辺への影響などさまざまな課題があることや法の整備も途上であることから、国をはじめ関係方面の議論を注視するとともに、引き続き議論を尽くしていきます。</p>						
平成 25 年	<p data-bbox="459 1547 663 1581">《第3回定例会》</p> <p data-bbox="448 1597 844 1630">○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="507 1682 1353 1975"> <tr> <td data-bbox="507 1682 603 1975">発言</td> <td data-bbox="603 1682 1353 1975"> <p>MICE開催は非常に公共性が高い反面、施設の収益は低く、施設単体で民間事業者が収益を見込んで整備することは困難であり、一定の公的支援も考えなければならないと思います。MICE推進を国家戦略に掲げるシンガポールでは、民間事業者がカジノの収益でMICE施設の整備、運営を行っている聞いております。日本において現行法ではカジノは認められておらず、いろいろな課題があると認識しております</p> </td> </tr> </table>	発言	<p>MICE開催は非常に公共性が高い反面、施設の収益は低く、施設単体で民間事業者が収益を見込んで整備することは困難であり、一定の公的支援も考えなければならないと思います。MICE推進を国家戦略に掲げるシンガポールでは、民間事業者がカジノの収益でMICE施設の整備、運営を行っている聞いております。日本において現行法ではカジノは認められておらず、いろいろな課題があると認識しております</p>				
発言	<p>MICE開催は非常に公共性が高い反面、施設の収益は低く、施設単体で民間事業者が収益を見込んで整備することは困難であり、一定の公的支援も考えなければならないと思います。MICE推進を国家戦略に掲げるシンガポールでは、民間事業者がカジノの収益でMICE施設の整備、運営を行っている聞いております。日本において現行法ではカジノは認められておらず、いろいろな課題があると認識しております</p>						

が、一方、国においてさまざまな検討がなされているところで
す。横浜市としては、国の動向を注視するとともに、幅広く情
報収集し、その対応について研究するよう要望いたします。

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

問	<p>都心臨海部の未来に向けた再整備について幾つか質問をしてまいりましたが、横浜の都心臨海部は、中華街や元町、山下公園、みなとみらいなど数多くの観光地に恵まれているということはもちろん、横浜の港に代表される美しい水際線や今後国際線も大幅に増便されるであろう羽田空港に近接するという世界にもまれなポテンシャルを持ったすばらしい地区だと思っております。しかしながら、残念なことに、海外に出ると、世界の中で私たちの横浜の知名度は私たちが思っているほど必ずしも高くはありません。このすぐれたポテンシャルを最大限に活かして世界に名だたる都市にしていくことは私たちの心からの願いでもあります。</p> <p>そこで、世界中から観光客を引きつける魅力的な都市の実現に向けた市長の意欲について改めて伺いいたします。</p>
答	<p>魅力的な都市の実現に向けた意欲ですが、世界中の多くの方が訪れ、情報が融合し、交流の輪が広がる、そこから常に新しい何かが生み出され、世界に発信される、私はそうした都市を実現したいと決意しています。横浜には、コンパクトなエリアの中に美しい水際線や豊かな緑、観光スポットのほか、市民のホスピタリティーの高さなど、すぐれた資源にあふれています。さらなる飛躍を図るためにも、最先端の環境技術や文化、観光・MICEを充実させ、新たな交通システムによって回遊性を強化するなど、あらゆる取り組みに挑戦してまいります。</p>

問	<p>昨今、国では、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ推進法をめぐる動きが活発になってきており、来年の通常国会での成立が確実視されております。私は今回の質問のために、先月末マカオに行き、カジノを含むIR、いわゆる統合型リゾートを視察し、そしてその規模の巨大さと華やかさに衝撃を受けて帰国をいたしました。</p> <p>マカオは、面積 30 平方キロメートル、人口わずか 58 万人の</p>
---	--

		<p>極めて小さなエリアでありますけれども、2002年にカジノのライセンスを対外開放されて以来、現在ではラスベガスを大きく引き離して世界一のカジノ収入を得るまでになりました。</p> <p>あくまでもカジノ特別行政区の観光局の発表ではありますけれども、2012年の年間のマカオのカジノ収入は3兆7000億円、年間のカジノによる税収は1兆4000億円に上るとも発表されております。横浜の昨年度の税収は全体で7000億円ですから、横浜の税収の約2倍をマカオはカジノからの収入だけで得ていることとなります。また、私の泊まったホテルは1つのホテルだけで客室が4000室、向かい側のホテルは何と6000室のホテルでありました。ちょうど私がマカオを訪れた日は向かい側のホテルで1万5000人の観客を収容してボクシングの世界タイトルマッチが行われていましたけれども、1つのホテルのアリーナに横浜アリーナの1.5倍である1万5000人を収容する極めて大きな規模のホテルがマカオには林立しております。大型のホテル、ショッピング、グルメ、イベント、そしてカジノ、さまざまな施設の組み合わせによって想像以上の活況を呈していたわけでありまして、税収源の大部分はカジノと聞いております。統合型のリゾートの実現に向けては、適切な規制、監視の仕組みなど、国民の理解が得られるような制度構築が必要ではありますけれども、雇用や集客の増大など、地域経済を活性化し、再生する大きな効果もまた期待をされております。将来の横浜のため、さまざまな可能性を検討していかなければなりません、特にカジノを含む統合型リゾートについて、海外の事例を見ても莫大な経済効果が見込めるわけで、積極的に検討すべきと考えておりますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。</p> <p>検討に当たっては、市役所の内部だけではなく、経済界の意見を聞くなどして連携した取り組みを進めていただくようお願いいたします。</p>
	答	<p>カジノを含むIRの積極的な導入についてですが、世界中の人々を引きつける魅力的な横浜を実現するためには、これまでにない大胆な手法も考える必要があります。IRについては有望なメニューの一つとして捉え、多方面から検討してまいります。</p>

(イ) 特別委員会報告書における提言等

a 都心部活性化特別委員会報告書【平成 23 年】

平成 21 年から 23 年までにかけて、都心部活性化特別委員会において、都心部の活性化に向け、調査・研究が行われてきました。同委員会による都心部活性化特別委員会報告書（平成 23 年 2 月）では、「羽田空港国際化を契機とした都心臨海部の活性化」に向けての提言で、「(3) 横浜の目玉となる新たな集客資源の創造」として、「民間主導で取り組みを進めている「みなとみらい地区で開催するエコカーレース」、「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」、「外国人のニーズに合った商品を一堂に集め、一カ所で買い物ができるショッピング施設の整備」等については、行政側としても、法的整備を含めた課題を整理した上で、ワークショップやシンポジウムなどを開催し、市民の意見を聞く機会を設け、実現の可能性を調査・研究していくべきである。」とし、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

b 横浜経済活性化特別委員会報告書【平成 24 年】

横浜経済活性化特別委員会報告書（平成 24 年 5 月）では、平成 24 年 1 月の沖縄県への市議員による視察の報告として、「カジノは、複合エンターテインメントの柱であり、M I C E にとって不可欠な、最も稼げるコンテンツである。横浜は、カジノ・エンターテインメントに対する関心や調査研究がおくれており、他都市の情報や連携、国に対するロビー活動なども進んでいない。観光産業や M I C E に関心のある業界などとの連携を進めるとともに、行政も関心を持って取り組んでいることを内外に示し、機運を盛り上げていかねばならない。」と記載され、カジノの導入に向けた調査研究の実施が市に求められました。

イ 市会における情報提供・報告、質疑【平成 26 年～】

平成 26 年 1 月に市は、都心臨海部の再生・機能強化を図る手法の一つとして、I R の検討を盛り込んだ「新たな中期計画の基本的方向」を公表しました。あわせて、予算を計上し、平成 26 年度から I R に関する基礎的な調査「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」に着手しました。以降、市会では多くの質疑・審査が行われ、予算や附属機関の設置に関する条例案等の審議を含め、およそ 1,000 に及ぶ質疑（本会議・予算特別委員会・決算特別委員会）が行われました。

なかでも、I R 誘致の表明後、I R 推進費の補正予算議案が提出された令和元年第 3 回市会定例会では、議案関連質疑として 62 問、一般質問として 23 問、決

算特別委員会における総合審査で71問、局別審査で27問、あわせて183問に及ぶ質疑が行われました。

また、令和元年8月のIR誘致表明後の、令和元年第3回市会定例会における所管の常任委員会においては、69件の資料要求があり、委員会を3日間開催して審議が行われました。

以降、市会においては、予算議案等の審議が行われるとともに、定例会毎の常任委員会で、IRの検討状況などに関する報告を行い、多くの質疑・審査が行われてきました。

【図表 23】市会での質疑等【平成26年～】

年	定例会・質疑等
平成26年	<p>《第1回定例会》</p> <p>○平成26年度予算議案（平成26年3月25日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000万円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRに対する姿勢、誘致する理由、整備場所、施設機能など ・海外のIRの状況や他都市の状況 ・カジノの影響に関する懸念 ・IR導入による経済効果 ・市民や地域の合意の取り方 ・誘致のプロセス など <p>○平成26年3月14日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>議案：IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000万円</p>
	<p>《第2回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRの基本理念の考え方 ・カジノの影響に関する懸念
	<p>《第3回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRを誘致する理由、施設内容、整備場所、事業費負担 ・他都市の検討状況 ・カジノに関する規制やカジノの影響に関する懸念 など <p>○平成26年9月10日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>報告：統合型リゾート（IR）の動向等について</p>

	<p>【主な報告内容】 I Rの概要、日本におけるI R導入検討、諸外国におけるI R導入による効果、I R導入に伴う懸念事項と諸外国における対策</p>
	<p>《第4回定例会》 ○本会議等における主な質疑等 ・I Rに対する姿勢 ・民意の確認 ・カジノに関する規制や、カジノの影響に関する懸念 など</p>
平成27年	<p>《第1回定例会》 ○平成27年度予算議案（平成27年3月20日議決） ・I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000万円</p> <p>○本会議等における主な質疑等 ・I R導入の意義 ・カジノに関する規制やカジノの影響に関する懸念 など</p> <p>○平成27年3月13日【政策・総務・財政委員会】 議案：I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000万円</p>
	<p>《第2回定例会》 ○本会議等における主な質疑等 ・I Rに対する姿勢 ・カジノの影響に関する懸念 など</p>
	<p>《第3回定例会》 ○本会議等における主な質疑等 ・I Rに対する姿勢 ・カジノの影響に関する懸念 など</p>
平成28年	<p>《第1回定例会》 ○平成28年度予算議案（平成28年3月25日議決） ・I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000万円</p>

	<p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R の効果 ・ 他都市の動向 など <p>○平成 28 年 3 月 15 日【政策・総務・財政委員会】 議案： I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円</p> <p>《第 2 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R の検討状況 <p>《第 4 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R に対する姿勢や、効果 など
平成 29 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○平成 29 年度予算議案（平成 29 年 3 月 24 日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノの影響に関する懸念 ・ 民意の反映 ・ I R 導入による効果（経済効果 等） ・ 海外の事業者が運営することの懸念 ・ 国の動向や法整備の状況を踏まえた考え方 など <p>○平成 29 年 3 月 15 日【政策・総務・財政委員会】 議案： I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円</p> <p>《第 3 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長選挙での公約や I R に対する姿勢 ・ 民意の反映 ・ 国の動向 など

平成 30 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○平成 30 年度予算議案（平成 30 年 3 月 23 日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R の検討状況や今後のスケジュール ・ 国の法整備の状況を踏まえた考え方 など <p>○平成 30 年 3 月 16 日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>議案： I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円</p>
	<p>《第 2 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R に対する姿勢や効果 ・ 国や他都市の動向 ・ 市民に対する情報提供 など
	<p>《第 3 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R に対する姿勢や検討状況 ・ 国の動向や法整備の状況を踏まえた考え方 ・ 民意の反映 など
	<p>《第 4 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R の検討状況 ・ 民意の反映 など
平成 31 年 令和元年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○平成 31 年度予算議案（平成 31 年 3 月 19 日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000 万円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R に対する姿勢 ・ 民意の反映 ・ I R の事業費負担 ・ 法整備の状況を踏まえた考え方 など <p>○平成 31 年 3 月 11 日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>議案： I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査：1,000</p>

	万円
	<p>《第2回定例会》</p> <p>○令和元年5月27日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>報告：I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）の結果について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>市においてI Rを導入する・しないの判断材料のひとつとすることを目的として実施した、「事業者への情報提供依頼」や「有識者へのヒアリング」などによる、国が検討を進めている日本型I Rの制度や、横浜におけるI Rの事業性、経済的社会的効果、想定される懸念事項とその対応策などについての調査・分析結果</p>
	<p>《会期外》</p> <p>○令和元年8月8日【政策・総務・財政委員会】</p> <p>参考人招致された東洋大学国際観光学部教授佐々木一彰氏より、「I R（統合型リゾート）について」講演</p>
	<p>《第3回定例会》</p> <p>○令和元年度補正予算議案（令和元年9月20日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I R推進費：2億6,000万円増額 ・債務負担行為設定：1億4,000万円（令和2年度～3年度） <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I Rに対する姿勢、誘致する理由、整備場所、施設の規模や機能等 ・市長選挙での公約やI Rに対する姿勢 ・市民説明会の考え方や進め方 ・地域や地元の合意形成 ・カジノに関する規制や法的整理、カジノ施設の設置に伴う懸念や依存症対策 ・I R導入による効果（税収、経済効果、周辺への影響） ・I Rに関連する事業費の負担増 ・I Rで得られる財源の使途 ・事業者への賠償に対する考え方 ・損失補償など安定的な運営の考え方 ・海外事業者が運営することの懸念 ・M I C Eの誘致効果や将来性 ・国の動向 など

	<p>○令和元年9月11日・13日・17日【政策・総務・財政委員会】 議案：I R推進費：2億6,000万円増額補正、債務負担行為設定：1億4,000万円（令和2年度～3年度）</p> <p>【主な審査過程】</p> <p>9月11日：政策局から補正予算議案及び冊子「I Rの実現に向けて」の説明後、質疑。委員会から政策局に対し、69件の資料要求あり さらに慎重に審査を要するため、会期内継続審査について委員会決定</p> <p>9月13日：政策局から9月11日に要求のあった69件の資料について説明後、質疑。質疑は9月13日をもって終了することとし、次回委員会で各会派の意見表明後、議案の採決をすることを決定</p> <p>9月17日：補正予算議案について、各会派の意見表明後、附帯意見を付した上で、原案可決</p> <p>○令和元年10月15日【政策・総務・財政委員会】 参考人招致された静岡大学人文社会科学部教授鳥畑与一氏より、「I R（統合型リゾート）について」講演</p>
	<p>《第4回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長選挙での公約やI Rに対する姿勢 ・損失補償など安定的な運営の考え方 ・市民に対する情報発信、民意の確認や反映 ・ギャンブル等依存症などカジノの影響に関する懸念 ・誘致のプロセス、スケジュール ・I R導入による効果（経済効果等） など <p>○令和元年12月12日【建築・都市整備・道路委員会】 報告：統合型リゾート（I R）の実現に向けた取組について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>これまでの経過、今後想定されるプロセス、今後の主な取組（サウンディング調査、依存症実態調査、広報関係、アドバイザー支援、法務支援、交通アクセス対策等の検討調査や測量、土地価格の調査）、基本方針（案）の概要など</p>
令和2年	<p>《第1回定例会》</p> <p>○「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定」議案</p>

	<p>(令和2年2月21日議決)</p> <p>○令和2年度予算議案(令和2年3月24日議決)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IR推進費: 4億円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IRを誘致する理由、コンセプト、施設機能 ・市民説明会の考え方や進め方 ・事業者選定の考え方や進め方 ・ギャンブル等依存症、治安などカジノの影響に関する懸念やその対策 ・カジノに関する法的整理や規制 ・IR導入による効果(経済効果等) ・損失補償など安定的な運営の考え方 ・IRに関わる不正の防止に関する取組 ・IR誘致の意思決定の経緯 ・IRで得られる財源の使途 ・IR導入による効果(経済効果等)や事業費負担 ・海外のIRやMICE施設の状況 ・誘致のプロセス、スケジュール など <p>○令和2年2月17日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>議案: 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の制定 報告: IR(統合型リゾート)推進の取組について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>「横浜IR(統合型リゾート)の方向性」について、「実施方針」について、「募集要項」について、附属機関・協議会、今後の想定スケジュール</p> <p>○令和2年3月12日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>議案: IR推進費: 4億円 報告: IR(統合型リゾート)推進の取組について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>「実施方針」について、「募集要項」について、市会への説明スケジュール等、実施方針(案)の骨子、横浜IR(統合型リゾート)の方向性(素案)(※令和2年2月17日建築・都市整備・道路委員会での意見等を参考に、修正したもの)</p>
--	---

	<p>《第2回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 推進事業の予算執行 ・ I R を誘致する理由や進め方 ・ 新型コロナ感染症が I R 誘致に与える影響やスケジュールの変更 ・ 市民に対する情報発信、民意の確認や反映 など
	<p>《会期外》</p> <p>○令和2年6月30日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」に関するパブリックコメントの取りまとめ状況、横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（案）（※パブリックコメントの意見などを参考に修正したもの）、「実施方針（案）」及び「募集要項（案）骨子」</p>
	<p>《第3回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 推進事業の予算執行 ・ 国の動向を踏まえた考え方 ・ 新型コロナ感染症の影響に伴う誘致の進め方やスケジュールの変更 ・ 民意の反映 ・ I R 導入による効果（経済効果 等） ・ I R に対する姿勢、誘致する理由、施設機能 ・ 市民への情報発信、市民の声の反映 ・ 誘致のプロセス、スケジュール ・ I R に関わる不正の防止に関する取組 など <p>○令和2年9月11日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>「実施方針」及び「募集要項」、R F C（サウンディング調査）（※参加登録者数及び提案件数）、懸念事項対策シンポジウム</p>
	<p>《第4回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における合意形成の取組 ・ 市民に対する情報発信、民意の確認や反映

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症の影響を踏まえた I R の施設や機能 ・附属機関である選定等委員会や I R 協議会の情報開示 など <p>○令和 2 年 12 月 11 日・14 日【建築・都市整備・道路委員会】 報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について</p> <p>【主な報告内容】 国の動向、市民の皆様への説明等の取組、市の今後のスケジュール等、「実施方針（案）」及び「募集要項（案）」の骨子</p>
令和 3 年	<p>《第 1 回臨時会》</p> <p>○「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（I R）誘致についての住民投票に関する条例の制定」議案（令和 3 年 1 月 8 日否決）</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票制度 ・住民投票に係るコスト ・過去の市会における議論 ・I R 整備法における合意形成 など <p>○令和 3 年 1 月 6 日・7 日【政策・総務・財政委員会】 議案：横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（I R）誘致についての住民投票に関する条例の制定</p>
	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○令和 2 年度補正予算議案（令和 3 年 2 月 19 日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I R 推進費：5,000 万円減額補正 <p>○令和 3 年度予算議案（令和 3 年 3 月 23 日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I R 推進費：3 億 6,000 万円 <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選定 ・カジノの影響に関する懸念 ・区域整備計画の作成 ・新型コロナ感染症の影響を踏まえた誘致の見直しや I R 導入による効果 ・損失補償など安定的な運営の考え方 ・市民に対する情報発信、市民の声の反映 ・I R のコンセプト

	<ul style="list-style-type: none"> ・誘致のプロセス、スケジュール ・観光振興に寄与する人材登用や組織の検討 ・I Rで得られる財源の使途 など <p>○令和3年2月15日【建築・都市整備・道路委員会】 議案：I R推進費：5,000万円減額補正 報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について 【主な報告内容】 実施方針等の公表及び事業者公募の開始、実施方針等の市民の皆様への説明の取組、市民の皆様へのその他の説明の取組、今後の主なスケジュール</p> <p>○令和3年3月15日【建築・都市整備・道路委員会】 議案：I R推進費：3億6,000万円 報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について 【主な報告内容】 事業説明会（実施状況）、各種広報の取組（横浜イノベーションI Rオンラインシンポジウム、イメージポスター展開）</p>
	<p>《会期外》</p> <p>○令和3年4月20日【建築・都市整備・道路委員会】 報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について 【主な報告内容】 国の動向、各種広報の取組</p>
	<p>《第2回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選定 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたI R導入による効果 ・損失補償など安定的な運営の考え方 ・区域整備計画作成の考え方やI Rの進め方 など <p>○令和3年6月3日【建築・都市整備・道路委員会】 報告：I R（統合型リゾート）推進の取組について 【主な報告内容】 事業者公募の状況、今後の主なスケジュール</p>

	<p>《第3回定例会》</p> <p>○所信表明（I R誘致撤回）（令和3年9月10日）</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致撤回を踏まえたI R推進事業の予算執行 ・山下ふ頭の今後の開発 ・事業の振り返り など <p>○令和3年9月22日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>報告：I R（統合型リゾート）について</p> <p>【主な報告内容】</p> <p>事業者公募手続きの中止、提案審査参加事業者との調整、横浜イノベーションI R協議会の廃止、I R推進費の不用額精査と減額補正、これまでの検討内容の引継ぎ等</p> <hr/> <p>《第4回定例会》</p> <p>○令和3年度補正予算議案（令和3年12月21日議決）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I R推進費：1億5,600万円の減額補正 <p>○「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の廃止」議案（令和3年12月21日議決）</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例廃止の考え方 ・減額補正の理由 ・I R誘致の経緯検証 ・I R誘致撤回の理由 <p>○令和3年12月16日【建築・都市整備・道路委員会】</p> <p>議案：横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例の廃止、I R推進費：1億5,600万円減額補正</p>
--	---

【図表 24】市会での質疑等【平成 26 年～】（ヨコハマ議会だよりから I Rに関するものを抜粋）

年	定例会・質疑						
平成 26 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 533 1350 1223"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 533 1350 577">カジノ誘致のための予算計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 577 552 882">問</td> <td data-bbox="552 577 1350 882">市長は、大きな経済波及効果、税収効果が期待できるとしてカジノ誘致に強い意欲を表明していますが、国会ではカジノ合法化案はまだ審議入りさえしていません。カジノは、刑法が禁じる賭博行為を行う賭博場です。これらを承知で I R・カジノを含む統合型リゾートの誘致のための予算を計上することは、税金の使い方として許されることではないと考えますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 882 552 1223">答</td> <td data-bbox="552 882 1350 1223">昨年国会に提出された法律案は、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視と管理のもとで運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本理念としています。東京都などは既に誘致に向けた動きを始めています。こうした動きも踏まえ、国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得る I R・統合型リゾートという手法を検討する調査費を計上しました。</td> </tr> </table>	カジノ誘致のための予算計上		問	市長は、大きな経済波及効果、税収効果が期待できるとしてカジノ誘致に強い意欲を表明していますが、国会ではカジノ合法化案はまだ審議入りさえしていません。カジノは、刑法が禁じる賭博行為を行う賭博場です。これらを承知で I R・カジノを含む統合型リゾートの誘致のための予算を計上することは、税金の使い方として許されることではないと考えますが、いかがですか。	答	昨年国会に提出された法律案は、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視と管理のもとで運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本理念としています。東京都などは既に誘致に向けた動きを始めています。こうした動きも踏まえ、国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得る I R・統合型リゾートという手法を検討する調査費を計上しました。
カジノ誘致のための予算計上							
問	市長は、大きな経済波及効果、税収効果が期待できるとしてカジノ誘致に強い意欲を表明していますが、国会ではカジノ合法化案はまだ審議入りさえしていません。カジノは、刑法が禁じる賭博行為を行う賭博場です。これらを承知で I R・カジノを含む統合型リゾートの誘致のための予算を計上することは、税金の使い方として許されることではないと考えますが、いかがですか。						
答	昨年国会に提出された法律案は、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視と管理のもとで運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本理念としています。東京都などは既に誘致に向けた動きを始めています。こうした動きも踏まえ、国内外からの誘客や積極的な民間投資を呼び込むとともに、都心臨海部の再生の起爆剤ともなり得る I R・統合型リゾートという手法を検討する調査費を計上しました。						
	<p>《第 2 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 1435 1350 1998"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1435 1350 1480">民設・民営・私益である I Rの公益性の考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1480 552 1832">問</td> <td data-bbox="552 1480 1350 1832">今年度調査費のついた I Rは、その概念上カジノを含まないことはあり得ません。したがって、I Rの問題はカジノを横浜でやるかどうかの問題です。現在認められている競輪、競馬などの公益ギャンブルは公設・公営・公益で特別法で定められています。しかし、現在、国会の審議待ちのカジノ法案で検討されているものは公営ギャンブルとは真逆で、民設・民営・私益で運営され、そこに公益性は一かけらもありません。民設民営のカジノにどのような公益性があるのですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1832 552 1998">答</td> <td data-bbox="552 1832 1350 1998">法案では、「特定複合観光施設区域内の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであること」と第 1 条の目的に明記されています。第 3 条の基本理念には、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした</td> </tr> </table>	民設・民営・私益である I Rの公益性の考え方		問	今年度調査費のついた I Rは、その概念上カジノを含まないことはあり得ません。したがって、I Rの問題はカジノを横浜でやるかどうかの問題です。現在認められている競輪、競馬などの公益ギャンブルは公設・公営・公益で特別法で定められています。しかし、現在、国会の審議待ちのカジノ法案で検討されているものは公営ギャンブルとは真逆で、民設・民営・私益で運営され、そこに公益性は一かけらもありません。民設民営のカジノにどのような公益性があるのですか。	答	法案では、「特定複合観光施設区域内の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであること」と第 1 条の目的に明記されています。第 3 条の基本理念には、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした
民設・民営・私益である I Rの公益性の考え方							
問	今年度調査費のついた I Rは、その概念上カジノを含まないことはあり得ません。したがって、I Rの問題はカジノを横浜でやるかどうかの問題です。現在認められている競輪、競馬などの公益ギャンブルは公設・公営・公益で特別法で定められています。しかし、現在、国会の審議待ちのカジノ法案で検討されているものは公営ギャンブルとは真逆で、民設・民営・私益で運営され、そこに公益性は一かけらもありません。民設民営のカジノにどのような公益性があるのですか。						
答	法案では、「特定複合観光施設区域内の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであること」と第 1 条の目的に明記されています。第 3 条の基本理念には、「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした						

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="379 259 555 481"></td> <td data-bbox="555 259 1361 481"> <p>国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されること」が明記されています。こうしたことから、この法案に基づき構想されるIRは公益性があると考えています。</p> </td> </tr> </table>		<p>国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されること」が明記されています。こうしたことから、この法案に基づき構想されるIRは公益性があると考えています。</p>										
	<p>国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されること」が明記されています。こうしたことから、この法案に基づき構想されるIRは公益性があると考えています。</p>												
	<p>《第3回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 696 1350 745">IR・統合型リゾート構想</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 745 555 1128">問</td> <td data-bbox="555 745 1350 1128"> <p>横浜にカジノ施設ができるとなれば、国内や世界の方々が横浜に抱くイメージを決定していきます。まさに横浜のあり方に関わる重大な構想なので、カジノを含むIR構想を推し進めるべきか否かの判断に市民意見を取り入れるべきです。財政上の折り合いが付き、宿泊施設や会議・展示施設、カジノ以外のレクリエーション施設を複合的に誘致して、横浜経済の活性化を目指すならば、市民から支持されやすいのではありませんか。市民が懸念しているのは、ギャンブルとしてのカジノです。なぜカジノ施設が必要なのですか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1128 555 1554">答</td> <td data-bbox="555 1128 1350 1554"> <p>法案では、特定複合観光施設、いわゆるIRとは、「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」とされています。また、IRの推進は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われる」となっています。さらに、会議場施設やレクリエーション施設など、投資コストの回収に期間を要する施設と、利益率の高いカジノの一体化により、IRの実現が可能になると言われています。</p> </td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1644 1350 1693">不健全なギャンブルの定義</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1693 555 1865">問</td> <td data-bbox="555 1693 1350 1865"> <p>市長は過去に、健全なカジノといった答弁をされ、議会からも健全なカジノとはどのようなものかというような指摘が相当されていましたが、逆に、不健全なギャンブルとはどのようなものだと考えているのですか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1865 555 1946">答</td> <td data-bbox="555 1865 1350 1946"> <p>競馬などの公営競技や宝くじなど、法令のもとに行われているもの以外が、該当するのではないかと思います。</p> </td> </tr> </table>	IR・統合型リゾート構想		問	<p>横浜にカジノ施設ができるとなれば、国内や世界の方々が横浜に抱くイメージを決定していきます。まさに横浜のあり方に関わる重大な構想なので、カジノを含むIR構想を推し進めるべきか否かの判断に市民意見を取り入れるべきです。財政上の折り合いが付き、宿泊施設や会議・展示施設、カジノ以外のレクリエーション施設を複合的に誘致して、横浜経済の活性化を目指すならば、市民から支持されやすいのではありませんか。市民が懸念しているのは、ギャンブルとしてのカジノです。なぜカジノ施設が必要なのですか。</p>	答	<p>法案では、特定複合観光施設、いわゆるIRとは、「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」とされています。また、IRの推進は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われる」となっています。さらに、会議場施設やレクリエーション施設など、投資コストの回収に期間を要する施設と、利益率の高いカジノの一体化により、IRの実現が可能になると言われています。</p>	不健全なギャンブルの定義		問	<p>市長は過去に、健全なカジノといった答弁をされ、議会からも健全なカジノとはどのようなものかというような指摘が相当されていましたが、逆に、不健全なギャンブルとはどのようなものだと考えているのですか。</p>	答	<p>競馬などの公営競技や宝くじなど、法令のもとに行われているもの以外が、該当するのではないかと思います。</p>
IR・統合型リゾート構想													
問	<p>横浜にカジノ施設ができるとなれば、国内や世界の方々が横浜に抱くイメージを決定していきます。まさに横浜のあり方に関わる重大な構想なので、カジノを含むIR構想を推し進めるべきか否かの判断に市民意見を取り入れるべきです。財政上の折り合いが付き、宿泊施設や会議・展示施設、カジノ以外のレクリエーション施設を複合的に誘致して、横浜経済の活性化を目指すならば、市民から支持されやすいのではありませんか。市民が懸念しているのは、ギャンブルとしてのカジノです。なぜカジノ施設が必要なのですか。</p>												
答	<p>法案では、特定複合観光施設、いわゆるIRとは、「カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設」とされています。また、IRの推進は、「適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われる」となっています。さらに、会議場施設やレクリエーション施設など、投資コストの回収に期間を要する施設と、利益率の高いカジノの一体化により、IRの実現が可能になると言われています。</p>												
不健全なギャンブルの定義													
問	<p>市長は過去に、健全なカジノといった答弁をされ、議会からも健全なカジノとはどのようなものかというような指摘が相当されていましたが、逆に、不健全なギャンブルとはどのようなものだと考えているのですか。</p>												
答	<p>競馬などの公営競技や宝くじなど、法令のもとに行われているもの以外が、該当するのではないかと思います。</p>												

<p>平成 27 年</p>	<p>《第 1 回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1351 1041"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 394 1351 443"> <p>カジノ誘致の意向</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 443 555 826"> <p>問</p> </td> <td data-bbox="555 443 1351 826"> <p>昨年行われた新聞の世論調査では、カジノ誘致反対が 6 割となり、賛成の約 3 割を大きく上回る結果が出ています。しかし、そうした市民意見については、法が成立していないからとして、反映する機会も示さないまま、議会の外で市長が繰り返し積極発言をすることによって、横浜にカジノ誘致という既成事実化が進んでいくという手法は問題ではないでしょうか。正面からの議論をしないまま、外堀を埋めるかのようなやり方は、議会軽視であり、市民不在であり、将来の横浜に大きな禍根を残すと思いますが、いかがですか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 826 555 1041"> <p>答</p> </td> <td data-bbox="555 826 1351 1041"> <p>統合型リゾート（IR）は、都心臨海部を機能強化していくことや、観光・MICE 都市を拡充していくためにも、有効な手法の一つと考えており、現在、調査検討をしています。IR 推進法の成立が前提ですが、今後とも、市会に説明をしながら進めていきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>カジノ誘致の意向</p>		<p>問</p>	<p>昨年行われた新聞の世論調査では、カジノ誘致反対が 6 割となり、賛成の約 3 割を大きく上回る結果が出ています。しかし、そうした市民意見については、法が成立していないからとして、反映する機会も示さないまま、議会の外で市長が繰り返し積極発言をすることによって、横浜にカジノ誘致という既成事実化が進んでいくという手法は問題ではないでしょうか。正面からの議論をしないまま、外堀を埋めるかのようなやり方は、議会軽視であり、市民不在であり、将来の横浜に大きな禍根を残すと思いますが、いかがですか。</p>	<p>答</p>	<p>統合型リゾート（IR）は、都心臨海部を機能強化していくことや、観光・MICE 都市を拡充していくためにも、有効な手法の一つと考えており、現在、調査検討をしています。IR 推進法の成立が前提ですが、今後とも、市会に説明をしながら進めていきます。</p>
<p>カジノ誘致の意向</p>							
<p>問</p>	<p>昨年行われた新聞の世論調査では、カジノ誘致反対が 6 割となり、賛成の約 3 割を大きく上回る結果が出ています。しかし、そうした市民意見については、法が成立していないからとして、反映する機会も示さないまま、議会の外で市長が繰り返し積極発言をすることによって、横浜にカジノ誘致という既成事実化が進んでいくという手法は問題ではないでしょうか。正面からの議論をしないまま、外堀を埋めるかのようなやり方は、議会軽視であり、市民不在であり、将来の横浜に大きな禍根を残すと思いますが、いかがですか。</p>						
<p>答</p>	<p>統合型リゾート（IR）は、都心臨海部を機能強化していくことや、観光・MICE 都市を拡充していくためにも、有効な手法の一つと考えており、現在、調査検討をしています。IR 推進法の成立が前提ですが、今後とも、市会に説明をしながら進めていきます。</p>						
<p>平成 28 年</p>	<p>《第 4 回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 1234 1351 1966"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1234 1351 1283"> <p>IR を導入する意義</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1283 555 1626"> <p>問</p> </td> <td data-bbox="555 1283 1351 1626"> <p>臨時国会において審議が行われている IR 推進法案は、単にカジノを認めるものではなく、国際会議場やホテル、劇場、ショッピングモールなど様々な魅力的な施設を民間のノウハウや資金を活用して一体的に整備し、国際競争力の高い滞在型観光を実現しようとするものです。横浜市が検討しているのも単なるカジノの導入ではなく、IR を活用した都市の活性化や世界的な観光 MICE 都市の実現だと理解しています。そこで、IR を導入する意義についてうかがいます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1626 555 1966"> <p>答</p> </td> <td data-bbox="555 1626 1351 1966"> <p>IR は、国内外から多くの人を惹きつける、世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を、民間の活力を最大限に生かし、一体的に整備・運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光 MICE や文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには、横浜市の財政基盤の強化を図っていかねばなりません。横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IR の導入は必要と考えています。</p> </td> </tr> </table>	<p>IR を導入する意義</p>		<p>問</p>	<p>臨時国会において審議が行われている IR 推進法案は、単にカジノを認めるものではなく、国際会議場やホテル、劇場、ショッピングモールなど様々な魅力的な施設を民間のノウハウや資金を活用して一体的に整備し、国際競争力の高い滞在型観光を実現しようとするものです。横浜市が検討しているのも単なるカジノの導入ではなく、IR を活用した都市の活性化や世界的な観光 MICE 都市の実現だと理解しています。そこで、IR を導入する意義についてうかがいます。</p>	<p>答</p>	<p>IR は、国内外から多くの人を惹きつける、世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を、民間の活力を最大限に生かし、一体的に整備・運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光 MICE や文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには、横浜市の財政基盤の強化を図っていかねばなりません。横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IR の導入は必要と考えています。</p>
<p>IR を導入する意義</p>							
<p>問</p>	<p>臨時国会において審議が行われている IR 推進法案は、単にカジノを認めるものではなく、国際会議場やホテル、劇場、ショッピングモールなど様々な魅力的な施設を民間のノウハウや資金を活用して一体的に整備し、国際競争力の高い滞在型観光を実現しようとするものです。横浜市が検討しているのも単なるカジノの導入ではなく、IR を活用した都市の活性化や世界的な観光 MICE 都市の実現だと理解しています。そこで、IR を導入する意義についてうかがいます。</p>						
<p>答</p>	<p>IR は、国内外から多くの人を惹きつける、世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を、民間の活力を最大限に生かし、一体的に整備・運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光 MICE や文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには、横浜市の財政基盤の強化を図っていかねばなりません。横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IR の導入は必要と考えています。</p>						

平成 29 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1350 1039"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 394 1350 443">カジノ誘致</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 443 555 909">問</td> <td data-bbox="555 443 1350 909"> <p>カジノ誘致は、ギャンブル依存症患者の増加など、様々な問題を抱えています。I R（統合型リゾート施設）推進法にかかわる国会審議では、日本人のカジノへの入場を禁じない方針が示されており、国際カジノ研究所によると、カジノへの入場者は年間約 4,400 万人、そのうち約 9 割を日本人が占めると推定しています。一方、地方自治体には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 2 条で精神疾患の発生を防止する義務が課せられています。敷地の 70 パーセントが市有地である山下ふ頭にカジノを含む I R が作られることになれば、ギャンブル依存症患者を発生させ、この法律に真っ向からぶつかりますが、いかがですか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 909 555 1039">答</td> <td data-bbox="555 909 1350 1039"> <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」との関係についてですが、他の法律などとの整合性は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると考えております。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 1128 1350 1688"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1128 1350 1178">I R 導入についての考え方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1178 555 1433">問</td> <td data-bbox="555 1178 1350 1433"> <p>I R の導入におけるギャンブル依存症の問題は、市長が I R 導入を言い始めた 3、4 年前からずっと指摘されてきたことです。それを踏まえてもなお市長は、横浜経済のためにカジノ、I R が必要だと主張してきました。市長が一転してカジノに慎重になったと報道された中で、検討すべき要素が何か新たに生じているならば、それは何ですか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1433 555 1688">答</td> <td data-bbox="555 1433 1350 1688"> <p>I R 推進法の成立を契機に、現在、国においてギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議等が設置され、検討が行われています。まずは、依存症をはじめ、懸念事項対策について国においてしっかりと議論し、国民に説明していただくことが重要と考えていますので、横浜市としても国の動向を見極めながら、この件についてしっかりと調査、研究を進めていきます。</p> </td> </tr> </table>	カジノ誘致		問	<p>カジノ誘致は、ギャンブル依存症患者の増加など、様々な問題を抱えています。I R（統合型リゾート施設）推進法にかかわる国会審議では、日本人のカジノへの入場を禁じない方針が示されており、国際カジノ研究所によると、カジノへの入場者は年間約 4,400 万人、そのうち約 9 割を日本人が占めると推定しています。一方、地方自治体には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 2 条で精神疾患の発生を防止する義務が課せられています。敷地の 70 パーセントが市有地である山下ふ頭にカジノを含む I R が作られることになれば、ギャンブル依存症患者を発生させ、この法律に真っ向からぶつかりますが、いかがですか。</p>	答	<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」との関係についてですが、他の法律などとの整合性は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると考えております。</p>	I R 導入についての考え方		問	<p>I R の導入におけるギャンブル依存症の問題は、市長が I R 導入を言い始めた 3、4 年前からずっと指摘されてきたことです。それを踏まえてもなお市長は、横浜経済のためにカジノ、I R が必要だと主張してきました。市長が一転してカジノに慎重になったと報道された中で、検討すべき要素が何か新たに生じているならば、それは何ですか。</p>	答	<p>I R 推進法の成立を契機に、現在、国においてギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議等が設置され、検討が行われています。まずは、依存症をはじめ、懸念事項対策について国においてしっかりと議論し、国民に説明していただくことが重要と考えていますので、横浜市としても国の動向を見極めながら、この件についてしっかりと調査、研究を進めていきます。</p>
カジノ誘致													
問	<p>カジノ誘致は、ギャンブル依存症患者の増加など、様々な問題を抱えています。I R（統合型リゾート施設）推進法にかかわる国会審議では、日本人のカジノへの入場を禁じない方針が示されており、国際カジノ研究所によると、カジノへの入場者は年間約 4,400 万人、そのうち約 9 割を日本人が占めると推定しています。一方、地方自治体には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第 2 条で精神疾患の発生を防止する義務が課せられています。敷地の 70 パーセントが市有地である山下ふ頭にカジノを含む I R が作られることになれば、ギャンブル依存症患者を発生させ、この法律に真っ向からぶつかりますが、いかがですか。</p>												
答	<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」との関係についてですが、他の法律などとの整合性は、今後、国会等での議論を経て、国から示されると考えております。</p>												
I R 導入についての考え方													
問	<p>I R の導入におけるギャンブル依存症の問題は、市長が I R 導入を言い始めた 3、4 年前からずっと指摘されてきたことです。それを踏まえてもなお市長は、横浜経済のためにカジノ、I R が必要だと主張してきました。市長が一転してカジノに慎重になったと報道された中で、検討すべき要素が何か新たに生じているならば、それは何ですか。</p>												
答	<p>I R 推進法の成立を契機に、現在、国においてギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議等が設置され、検討が行われています。まずは、依存症をはじめ、懸念事項対策について国においてしっかりと議論し、国民に説明していただくことが重要と考えていますので、横浜市としても国の動向を見極めながら、この件についてしっかりと調査、研究を進めていきます。</p>												

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

統合型リゾート（IR）

問 昨年、いわゆる「IR推進法」が成立し、今後開催される臨時国会では、IR実施に必要な制度を定める、いわゆる「実施法案」が提出されるとの報道もされています。市長選の公約では、IRの誘致について、市民や市会の意見も踏まえ方向性を決定すると示されており、選挙後には市民アンケートを実施したいとも発言しています。そこで、具体的にIRに関して市民意見をどのように反映されていくのか、うかがいます。

答 市民意見の反映についてですが、国において制度設計がなされている状況ですので、引き続き国の動向を見極めながら検討していきます。

カジノについて

問 以前、本会議場で、カジノには反対と市長に言ったところ、横浜経済の発展のためにはカジノ・IRは視野に入れていると市長は言いました。29年7月の市長選挙の時には、カジノは白紙と言っていましたが、選挙に当選すると、カジノをやるとまた言い出したように聞いています。やるのかやらないのか、うかがいます。

答 IRについては、現在国において検討が進められておりますが、全体像が明らかになっていないということで、私自身は白紙の状態です。したがって、誘致する、しないといった考えを現段階では持っていないということです。引き続き国の動向を見極めながら、市民や市会のご意見も踏まえて、検討していきます。

平成 30 年	<p>《第 2 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p>						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">山下ふ頭再開発と I R（統合型リゾート）</td> </tr> <tr> <td>問</td> <td>我が会派は、29 年秋に、カジノについては導入しない計画とするよう予算要望で申し入れました。しかし、カジノが含まれることが明白な I R が、今後 4 年間の市政運営の骨格であり最重要計画に位置づけられる次期中期計画素案（「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」（素案））に「検討します」と明記されています。市長が、「I R は白紙」との立場をとる中で、次期中期計画素案に、「国の動向を見据え、I R を検討します」と明記した考え方について、うかがいます。</td> </tr> <tr> <td>答</td> <td>I R の整備に必要な法制上の措置となる I R 整備法案が国会に提出されました。こうした状況を踏まえ、前回計画と同様に、「法の制定等、国の動向を見据えた検討」と記載しました。I R については、白紙ではございますが、様々な受け止め方がありますので、引き続き、国の動向を見据えながら検討していきます。</td> </tr> </table>	山下ふ頭再開発と I R（統合型リゾート）		問	我が会派は、29 年秋に、カジノについては導入しない計画とするよう予算要望で申し入れました。しかし、カジノが含まれることが明白な I R が、今後 4 年間の市政運営の骨格であり最重要計画に位置づけられる次期中期計画素案（「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」（素案））に「検討します」と明記されています。市長が、「I R は白紙」との立場をとる中で、次期中期計画素案に、「国の動向を見据え、I R を検討します」と明記した考え方について、うかがいます。	答	I R の整備に必要な法制上の措置となる I R 整備法案が国会に提出されました。こうした状況を踏まえ、前回計画と同様に、「法の制定等、国の動向を見据えた検討」と記載しました。I R については、白紙ではございますが、様々な受け止め方がありますので、引き続き、国の動向を見据えながら検討していきます。
山下ふ頭再開発と I R（統合型リゾート）							
問	我が会派は、29 年秋に、カジノについては導入しない計画とするよう予算要望で申し入れました。しかし、カジノが含まれることが明白な I R が、今後 4 年間の市政運営の骨格であり最重要計画に位置づけられる次期中期計画素案（「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」（素案））に「検討します」と明記されています。市長が、「I R は白紙」との立場をとる中で、次期中期計画素案に、「国の動向を見据え、I R を検討します」と明記した考え方について、うかがいます。						
答	I R の整備に必要な法制上の措置となる I R 整備法案が国会に提出されました。こうした状況を踏まえ、前回計画と同様に、「法の制定等、国の動向を見据えた検討」と記載しました。I R については、白紙ではございますが、様々な受け止め方がありますので、引き続き、国の動向を見据えながら検討していきます。						
	<p>《第 4 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p>						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">I R（統合型リゾート）</td> </tr> <tr> <td>問</td> <td>平成 30 年 7 月に特定複合観光施設区域整備法、いわゆるカジノ I R 実施法が成立しました。法では、議会の関与はあるものの、誘致の是非の判断を市長に委ねています。市長は市長選挙で、I R について白紙と言って 3 期目に当選しましたが、態度を決める前にどのように民意を問うのか、うかがいます。</td> </tr> <tr> <td>答</td> <td>I R 整備法では、I R 区域の整備を希望する自治体が区域整備計画を作成する際は、公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない、とされています。また、国に計画の認定申請を行う際は、議会の議決を経なければならない、とされています。その前に、市としては、市民からご意見をうかがう機会や具体的な方法について検討しています。</td> </tr> </table>	I R（統合型リゾート）		問	平成 30 年 7 月に特定複合観光施設区域整備法、いわゆるカジノ I R 実施法が成立しました。法では、議会の関与はあるものの、誘致の是非の判断を市長に委ねています。市長は市長選挙で、I R について白紙と言って 3 期目に当選しましたが、態度を決める前にどのように民意を問うのか、うかがいます。	答	I R 整備法では、I R 区域の整備を希望する自治体が区域整備計画を作成する際は、公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない、とされています。また、国に計画の認定申請を行う際は、議会の議決を経なければならない、とされています。その前に、市としては、市民からご意見をうかがう機会や具体的な方法について検討しています。
I R（統合型リゾート）							
問	平成 30 年 7 月に特定複合観光施設区域整備法、いわゆるカジノ I R 実施法が成立しました。法では、議会の関与はあるものの、誘致の是非の判断を市長に委ねています。市長は市長選挙で、I R について白紙と言って 3 期目に当選しましたが、態度を決める前にどのように民意を問うのか、うかがいます。						
答	I R 整備法では、I R 区域の整備を希望する自治体が区域整備計画を作成する際は、公聴会の開催など、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない、とされています。また、国に計画の認定申請を行う際は、議会の議決を経なければならない、とされています。その前に、市としては、市民からご意見をうかがう機会や具体的な方法について検討しています。						

<p>平成31年 令和元年</p>	<p>《第3回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1351 1084"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 394 1351 443">期待される I R の役割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 443 555 698">問</td> <td data-bbox="555 443 1351 698">市は少子高齢化の進展により、経済力の低下、税収の減収、社会保障費の増大等、我々の子どもたちの世代は社会を支えるためにどのような負担を強いられるのか、強い危機感を感じています。市では、今後 I R の本格的な検討を進め、実施方針を進めていく予定と聞いています。市において期待される I R の役割は何か、うかがいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 698 555 1084">答</td> <td data-bbox="555 698 1351 1084">生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。I R では、美しい港を引き立てる景観とともに、世界規模の M I C E 施設、さらには、一流のエンターテインメント、お子様も楽しめるアトラクションなどにより、観光の一層の振興、地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。また、I R による増収効果を活用して、市民の皆様の安全安心な生活を守る施策、横浜の魅力をさらに高める施策を進め、横浜の持続的な発展・成長を実現していきたいと考えています。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 1178 1351 1827"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1178 1351 1227">カジノ誘致への民意を問う機会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1227 555 1442">問</td> <td data-bbox="555 1227 1351 1442">市の重要施策が、市民説明会からわずか2か月足らずで誘致の表明がなされ、全く判断材料すら与えられず、選択肢もない検討状況を強いられました。住民投票や市民アンケートなどカジノ誘致への民意を問う機会を設けるべきではないかと願っていますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1442 555 1827">答</td> <td data-bbox="555 1442 1351 1827">現在は、日本型 I R の仕組みなどを十分にお伝えできていない中で、I R = (イコール) カジノと捉える方が多く、ギャンブル依存症の増加や地域の治安への影響に対する不安の声を多くいただいております。そのため、まずは世界最高水準のカジノ規制の内容、治安や依存症の対策に関する国の取組や、市の考えをしっかりとお伝えしていきます。なお、民意の反映方法については、I R 整備法で、都道府県の同意、公聴会の実施、議会の議決などが規定されており、今後の国からの情報も参考にしながら、引き続き検討していきます。</td> </tr> </table>	期待される I R の役割		問	市は少子高齢化の進展により、経済力の低下、税収の減収、社会保障費の増大等、我々の子どもたちの世代は社会を支えるためにどのような負担を強いられるのか、強い危機感を感じています。市では、今後 I R の本格的な検討を進め、実施方針を進めていく予定と聞いています。市において期待される I R の役割は何か、うかがいます。	答	生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。I R では、美しい港を引き立てる景観とともに、世界規模の M I C E 施設、さらには、一流のエンターテインメント、お子様も楽しめるアトラクションなどにより、観光の一層の振興、地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。また、I R による増収効果を活用して、市民の皆様の安全安心な生活を守る施策、横浜の魅力をさらに高める施策を進め、横浜の持続的な発展・成長を実現していきたいと考えています。	カジノ誘致への民意を問う機会		問	市の重要施策が、市民説明会からわずか2か月足らずで誘致の表明がなされ、全く判断材料すら与えられず、選択肢もない検討状況を強いられました。住民投票や市民アンケートなどカジノ誘致への民意を問う機会を設けるべきではないかと願っていますが、いかがですか。	答	現在は、日本型 I R の仕組みなどを十分にお伝えできていない中で、I R = (イコール) カジノと捉える方が多く、ギャンブル依存症の増加や地域の治安への影響に対する不安の声を多くいただいております。そのため、まずは世界最高水準のカジノ規制の内容、治安や依存症の対策に関する国の取組や、市の考えをしっかりとお伝えしていきます。なお、民意の反映方法については、I R 整備法で、都道府県の同意、公聴会の実施、議会の議決などが規定されており、今後の国からの情報も参考にしながら、引き続き検討していきます。
期待される I R の役割													
問	市は少子高齢化の進展により、経済力の低下、税収の減収、社会保障費の増大等、我々の子どもたちの世代は社会を支えるためにどのような負担を強いられるのか、強い危機感を感じています。市では、今後 I R の本格的な検討を進め、実施方針を進めていく予定と聞いています。市において期待される I R の役割は何か、うかがいます。												
答	生産年齢人口の減少、老年人口の増加により、消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。I R では、美しい港を引き立てる景観とともに、世界規模の M I C E 施設、さらには、一流のエンターテインメント、お子様も楽しめるアトラクションなどにより、観光の一層の振興、地域経済の活性化につなげていきたいと考えています。また、I R による増収効果を活用して、市民の皆様の安全安心な生活を守る施策、横浜の魅力をさらに高める施策を進め、横浜の持続的な発展・成長を実現していきたいと考えています。												
カジノ誘致への民意を問う機会													
問	市の重要施策が、市民説明会からわずか2か月足らずで誘致の表明がなされ、全く判断材料すら与えられず、選択肢もない検討状況を強いられました。住民投票や市民アンケートなどカジノ誘致への民意を問う機会を設けるべきではないかと願っていますが、いかがですか。												
答	現在は、日本型 I R の仕組みなどを十分にお伝えできていない中で、I R = (イコール) カジノと捉える方が多く、ギャンブル依存症の増加や地域の治安への影響に対する不安の声を多くいただいております。そのため、まずは世界最高水準のカジノ規制の内容、治安や依存症の対策に関する国の取組や、市の考えをしっかりとお伝えしていきます。なお、民意の反映方法については、I R 整備法で、都道府県の同意、公聴会の実施、議会の議決などが規定されており、今後の国からの情報も参考にしながら、引き続き検討していきます。												

カジノを含む統合型リゾート誘致	
問	<p>政策・総務・財政委員会の参考人招致で配付された資料や、記者会見資料で用いられた日帰り客・宿泊客の割合と、消費金額の全国・東京・横浜の比較グラフは、観光庁と市で、データ採取方法が異なることが分かりました。事実を客観的に映し出すとは言えない比較表を根拠として、横浜は全国や東京都より宿泊客が少なく、消費金額も低いから、将来のためにIRが必要だことさら強調して説明するのは、許されないことだと思います。算出方法やアンケート手法が違う数値をカジノ誘致の理由にすることはできないと思いますが、いかがですか。</p>
答	<p>国が実施している全国調査は、無作為抽出した国民を対象にアンケート調査したものです。一方、横浜市の調査は、主要な観光地でのアンケート調査によるものです。本市と国の調査方法は異なっていますが、目的や調査項目が類似しており、いずれも信頼性があると考えておりますが、これから調査を深くやっていきたいと思っております。</p>
カジノ誘致宣言は撤回を	
問	<p>IRについて、市の増収効果を1,000億円とした場合、大阪にならぬ試算すると、カジノ売上は約4,500億円になります。日本人客の割合を8割とすると、3,600億円が海外のカジノ事業者に移ることになります。IRは、地域経済の振興どころか、逆に地域経済を縮小してしまうことを直視すべきです。市長の見解をうかがいます。</p>
答	<p>外国資本の場合でも、IR内での消費に伴う物品、サービスなどは、近隣から調達する方が有利であるため、海外のIRでも現地の調達率が高くなっています。また、日本型IRは、カジノ売上の30%が国と自治体に納付され、これ以外に施設の魅力向上への再投資も義務付けられており、利益の多くが国内に還元されます。消費額については、有識者から、「国内よりも海外からの旅行者の方が単価は高く、総額の割合は海外と国内が50%ずつ程度ではないか」という見解も示されており、地域経済に還元されるものと考えています。</p>

《第4回定例会》

○本会議等における主な質疑等

カジノを含む統合型リゾート誘致の是非

問 中期計画のパブリックコメントでカジノに関するものうち、94%は反対でした。市長は、市民の意見を踏まえる、と言っていますが、市長にとって6%の賛成が踏まえるべき意見で、94%の意見は無視しても良いと考えているのでしょうか。朝日新聞の世論調査では、住民投票を行うべきという意見が59%でした。市長が住民投票をせず、横浜にカジノは要らないという市民の想いをないがしろにするのであれば、市長の任にふさわしくないと市民の多くが考えるのも当然です。きちんとカジノ誘致を公約にして、市長の出直し選挙を行うことこそがカジノ誘致の是非を決める最も良い方法だと思いますが、いかがですか。

答 令和元年9月の第3回市会定例会において、IRの実現に向けた本格的な検討・準備に関する補正予算を議決いただきました。現在、この補正予算に基づき、実施方針の策定など、IR実現に向けた取組を進めており、選挙については考えていません。

街壊し必至といわれるカジノ誘致

問 カジノに依存することで人心の荒廃が進み、山下ふ頭の周辺と、近隣の横浜を代表する元町などのまちが壊れてしまうリスクは極めて大きいものがあります。市が事業者に求めているコンセプト提案募集では実施期間が40年間とされていることから、一度誘致すれば後戻りはできません。横浜を壊すようなことをするべきではないと考えますが、いかがですか。

答 今後、人口減少や超高齢社会の進展などの厳しい状況を迎える中、横浜はさらに成長・発展し、子育て、医療、福祉、教育など、市民の皆様の安全・安心な生活を守っていかなくてはなりません。IR導入に関するこれまでの調査で、ファミリーも楽しめる世界的なエンターテインメントや一流の文化芸術による観光振興など、これまでにない経済的・社会的効果が確認できました。こうした効果が横浜における諸課題を解決するうえで有効な選択肢の1つだと考えました。

令和 2 年	<p>《第 1 回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1350 786"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 394 1350 443">実現に向けた決意</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 443 555 613">問</td> <td data-bbox="555 443 1350 613">人口減少や超高齢社会の進展など、今後、厳しい社会状況と財政状況が見込まれます。市の 20 年、30 年先の将来を見据え、市会とも意見交換しながら検討を進める必要があると思います。横浜 I R の実現に向けた市長の決意をうかがいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 613 555 786">答</td> <td data-bbox="555 613 1350 786">将来の安定的な市政運営に強い危機感がある一方、横浜はさらに飛躍するポテンシャルを持っています。ギャンブル依存症や治安の対策に力を入れ、観光立国を目指す日本の成長戦略の一翼を担いたいと思います。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 882 1350 1274"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 882 1350 931">横浜 I R とスマートシティ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 931 555 1061">問</td> <td data-bbox="555 931 1350 1061">A I を使った同時通訳のテクノロジーや、分身ロボットの活用をはじめ、横浜 I R はスマートシティとしての特色を出すべきと考えますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1061 555 1274">答</td> <td data-bbox="555 1061 1350 1274">SDG s 未来都市・横浜として、横浜 I R では、I C T や I o T などを活用した効率的で持続可能な最先端技術と、水際に展開する緑あふれる魅力が同時に存在するまちを目指します。次世代スマートシティの実現に向け、市が求めることを実施方針等にまとめ、民間事業者から提案を求めます。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 1370 1350 1850"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1370 1350 1420">事業者契約の解除規定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1420 555 1590">問</td> <td data-bbox="555 1420 1350 1590">1 月 28 日の衆議院予算委員会で国交相は、申請後の取下げは可能と答弁しました。I R 開設後であっても状況の変化により、立ちどまることができるよう、事業者との契約には、解除に関する規定を設けるべきと考えますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1590 555 1850">答</td> <td data-bbox="555 1590 1350 1850">事業者選定後、基本協定等を締結し、信義則に反する場合のペナルティ設定などを検討します。区域整備計画の申請後、国から認定された場合、市と事業者で実施協定を締結します。I R 整備法では、実施協定の有効期間や違反した場合の措置などを定めることとなっており、あらゆるリスクを想定して検討します。</td> </tr> </table>	実現に向けた決意		問	人口減少や超高齢社会の進展など、今後、厳しい社会状況と財政状況が見込まれます。市の 20 年、30 年先の将来を見据え、市会とも意見交換しながら検討を進める必要があると思います。横浜 I R の実現に向けた市長の決意をうかがいます。	答	将来の安定的な市政運営に強い危機感がある一方、横浜はさらに飛躍するポテンシャルを持っています。ギャンブル依存症や治安の対策に力を入れ、観光立国を目指す日本の成長戦略の一翼を担いたいと思います。	横浜 I R とスマートシティ		問	A I を使った同時通訳のテクノロジーや、分身ロボットの活用をはじめ、横浜 I R はスマートシティとしての特色を出すべきと考えますが、いかがですか。	答	SDG s 未来都市・横浜として、横浜 I R では、I C T や I o T などを活用した効率的で持続可能な最先端技術と、水際に展開する緑あふれる魅力が同時に存在するまちを目指します。次世代スマートシティの実現に向け、市が求めることを実施方針等にまとめ、民間事業者から提案を求めます。	事業者契約の解除規定		問	1 月 28 日の衆議院予算委員会で国交相は、申請後の取下げは可能と答弁しました。I R 開設後であっても状況の変化により、立ちどまることができるよう、事業者との契約には、解除に関する規定を設けるべきと考えますが、いかがですか。	答	事業者選定後、基本協定等を締結し、信義則に反する場合のペナルティ設定などを検討します。区域整備計画の申請後、国から認定された場合、市と事業者で実施協定を締結します。I R 整備法では、実施協定の有効期間や違反した場合の措置などを定めることとなっており、あらゆるリスクを想定して検討します。
実現に向けた決意																			
問	人口減少や超高齢社会の進展など、今後、厳しい社会状況と財政状況が見込まれます。市の 20 年、30 年先の将来を見据え、市会とも意見交換しながら検討を進める必要があると思います。横浜 I R の実現に向けた市長の決意をうかがいます。																		
答	将来の安定的な市政運営に強い危機感がある一方、横浜はさらに飛躍するポテンシャルを持っています。ギャンブル依存症や治安の対策に力を入れ、観光立国を目指す日本の成長戦略の一翼を担いたいと思います。																		
横浜 I R とスマートシティ																			
問	A I を使った同時通訳のテクノロジーや、分身ロボットの活用をはじめ、横浜 I R はスマートシティとしての特色を出すべきと考えますが、いかがですか。																		
答	SDG s 未来都市・横浜として、横浜 I R では、I C T や I o T などを活用した効率的で持続可能な最先端技術と、水際に展開する緑あふれる魅力が同時に存在するまちを目指します。次世代スマートシティの実現に向け、市が求めることを実施方針等にまとめ、民間事業者から提案を求めます。																		
事業者契約の解除規定																			
問	1 月 28 日の衆議院予算委員会で国交相は、申請後の取下げは可能と答弁しました。I R 開設後であっても状況の変化により、立ちどまることができるよう、事業者との契約には、解除に関する規定を設けるべきと考えますが、いかがですか。																		
答	事業者選定後、基本協定等を締結し、信義則に反する場合のペナルティ設定などを検討します。区域整備計画の申請後、国から認定された場合、市と事業者で実施協定を締結します。I R 整備法では、実施協定の有効期間や違反した場合の措置などを定めることとなっており、あらゆるリスクを想定して検討します。																		

	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 315 1350 360">アドバイザー契約事業者の透明性・公平性・公正性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 360 555 577">問</td> <td data-bbox="555 360 1350 577">市とアドバイザー契約したEY（イーワイ）新日本有限責任監査法人（以下、「本法人」）の関連海外法人は、横浜への進出を企図する海外のIR事業者の監査法人です。本法人が、市の事業者選定のための実施方針や募集要項の策定に関わることは、透明性・公平性・公正性を担保できるか、うかがいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 577 555 795">答</td> <td data-bbox="555 577 1350 795">各国のEYグループ各法人は法的に独立した組織で、業務に関して情報共有しないことを確認しており、市の検討状況等が漏れいすることはありません。また、市の利益に反する行為の制限や守秘義務を課しており、本法人がIRに関連して民間事業者の支援を行うことはありません。</td> </tr> </table>	アドバイザー契約事業者の透明性・公平性・公正性		問	市とアドバイザー契約したEY（イーワイ）新日本有限責任監査法人（以下、「本法人」）の関連海外法人は、横浜への進出を企図する海外のIR事業者の監査法人です。本法人が、市の事業者選定のための実施方針や募集要項の策定に関わることは、透明性・公平性・公正性を担保できるか、うかがいます。	答	各国のEYグループ各法人は法的に独立した組織で、業務に関して情報共有しないことを確認しており、市の検討状況等が漏れいすることはありません。また、市の利益に反する行為の制限や守秘義務を課しており、本法人がIRに関連して民間事業者の支援を行うことはありません。
アドバイザー契約事業者の透明性・公平性・公正性							
問	市とアドバイザー契約したEY（イーワイ）新日本有限責任監査法人（以下、「本法人」）の関連海外法人は、横浜への進出を企図する海外のIR事業者の監査法人です。本法人が、市の事業者選定のための実施方針や募集要項の策定に関わることは、透明性・公平性・公正性を担保できるか、うかがいます。						
答	各国のEYグループ各法人は法的に独立した組織で、業務に関して情報共有しないことを確認しており、市の検討状況等が漏れいすることはありません。また、市の利益に反する行為の制限や守秘義務を課しており、本法人がIRに関連して民間事業者の支援を行うことはありません。						
	<p data-bbox="405 853 788 920">《第2回定例会》 ○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 976 1350 1070">コロナ感染拡大でその成長性に疑問符のついた統合型リゾート（IR）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1070 555 1245">問</td> <td data-bbox="555 1070 1350 1245">新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不要不急の経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノです。今こそ、市民の声に応じて誘致を撤回するという責任ある決断を求めますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1245 555 1458">答</td> <td data-bbox="555 1245 1350 1458">現在、IR事業者もウィズコロナ、アフターコロナの対策を進めています。国や市も、コロナの収束に向けて全力で取り組んでいます。IRは、2020年代後半の開業という、長期的な視点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には横浜経済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。</td> </tr> </table>	コロナ感染拡大でその成長性に疑問符のついた統合型リゾート（IR）		問	新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不要不急の経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノです。今こそ、市民の声に応じて誘致を撤回するという責任ある決断を求めますが、いかがですか。	答	現在、IR事業者もウィズコロナ、アフターコロナの対策を進めています。国や市も、コロナの収束に向けて全力で取り組んでいます。IRは、2020年代後半の開業という、長期的な視点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には横浜経済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。
コロナ感染拡大でその成長性に疑問符のついた統合型リゾート（IR）							
問	新型コロナの世界的流行の収束が見通せない中、不要不急の経済活動の停止で、真っ先に閉鎖の対象となったのがカジノです。今こそ、市民の声に応じて誘致を撤回するという責任ある決断を求めますが、いかがですか。						
答	現在、IR事業者もウィズコロナ、アフターコロナの対策を進めています。国や市も、コロナの収束に向けて全力で取り組んでいます。IRは、2020年代後半の開業という、長期的な視点で現在事業に取り組んでいます。コロナ収束後には横浜経済の復興・飛躍をけん引する起爆剤になると、考えています。						

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

横浜イノベーションIR

問 市では人口減少社会の未来の都市戦略にイノベーションIRを位置付け、誘致に取り組んできていますが、現在のコロナ禍では事業可能性について不透明となっています。コロナ禍の中でIRを進める意義について、うかがいます。

答 現在、市では感染症対策の強化と経済再生の実現を両輪として全力で取り組んでいます。市民の皆様、横浜の経済を支える事業者の皆様と共に、新しい生活様式に対応した社会づくりを加速させていくことが重要です。その上で、コロナ収束後の長期的な横浜経済の飛躍のためには、観光・MICE事業の復活が不可欠です。IRはインバウンドにとどまらず、国内客の滞在型観光促進にも寄与するものであり、経済回復をけん引する起爆剤になると考えています。

IR・カジノ

問 9月でIR・カジノを成長戦略の柱としていた安倍晋三総理大臣が辞任し、新内閣が決まります。地方自治体でのIR事業者の募集に関わるIR基本方針が直ちに策定されるかは全く不透明です。国としても事業として成り立つかどうか示しきれないIR・カジノ誘致を断念するべきと考えますが、いかがですか。

答 将来にわたって市民の皆さまの暮らしをお守りするために、IRの実現に向けた本格的な検討・準備が必要であると考え、予算の議決もいただきながら、事業を進めています。現在、国もコロナ対策を徹底しながら、IR整備法に基づき、国家プロジェクトとして、引き続き基本方針の検討を進めています。IRは、長期的な視点で、コロナ収束後には、横浜経済の回復をけん引する起爆剤になると考えています。

I R・カジノ	
問	<p>インバウンド頼みで観光立国を目指すという方向性はウィズコロナ、ポストコロナの時代に即したものであるとは考えられません。I R・カジノ事業も、事業者と目されていた企業が撤退したことにも表れています。誘致による効果が、今や見込めず、事業の実効性はないと考えますが、いかがですか。</p>
答	<p>ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、横浜の経済振興に不可欠な観光の復興に、行政としてしっかりと取り組んでいく必要があります。既存の観光施設と連携して、国内客の滞在型観光を伸ばす上でも I Rは大きなチャンスです。海外の I R事業者の皆様も、6月以降、様々な感染症対策を行いながら営業を再開されています。これらを踏まえ、今後の事業者公募において、より実効性の高い感染症対策などの提案を引き出すことで、国内外において競争力を高めることができると考えています。</p>

令和3年	<p>《第1回定例会》</p> <p>○本会議等における主な質疑等</p> <table border="1" data-bbox="448 394 1350 956"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 394 1350 443">I R（統合型リゾート）事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 443 555 698">問</td> <td data-bbox="555 443 1350 698">市が公表した実施方針においては、事業期間が35年と設定されており、問題が発生してもやめられないのではないかと不安を感じています。必要に応じて市の判断として事業を止め、引き返せる仕組みを用意しておくことが重要であると考えます。依存症や治安などで問題が顕在化した場合におけるI R事業の解除に対する考え方について、うかがいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 698 555 956">答</td> <td data-bbox="555 698 1350 956">まずは、ご指摘のような事態が発生しないように、設置運営事業者に対し、法規制の厳格な運用、ノウハウや創意工夫を生かした、懸念事項に対する積極的な対策等を求めています。さらに、I Rの開業後も継続的にモニタリングを行い、違反等が認められた場合の、是正要求や実施協定の解除などの仕組みを設け、事業の適正な実施を確保します。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="448 1055 1350 1532"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1055 1350 1104">I Rカジノ計画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1104 555 1402">問</td> <td data-bbox="555 1104 1350 1402">事業者の募集要項では、「詳細は実施協定書で定める」などと記載し、その案文を事業者には提示しています。事業者には示されている事業条件書などが議会にさえ示されないのは異常です。これでは、この後、区域整備計画等も含めて議論をするベースというものが共有されません。基本協定書案、実施協定書案、事業条件書など公表をするよう求めますが、いかがですか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1402 555 1532">答</td> <td data-bbox="555 1402 1350 1532">他都市との競争環境にある中で、当面の間は基本協定書案、実施協定書案、事業条件書などの公表を予定しておりませんが、適切な時期に市会でご説明できるように検討していきます。</td> </tr> </table>	I R（統合型リゾート）事業		問	市が公表した実施方針においては、事業期間が35年と設定されており、問題が発生してもやめられないのではないかと不安を感じています。必要に応じて市の判断として事業を止め、引き返せる仕組みを用意しておくことが重要であると考えます。依存症や治安などで問題が顕在化した場合におけるI R事業の解除に対する考え方について、うかがいます。	答	まずは、ご指摘のような事態が発生しないように、設置運営事業者に対し、法規制の厳格な運用、ノウハウや創意工夫を生かした、懸念事項に対する積極的な対策等を求めています。さらに、I Rの開業後も継続的にモニタリングを行い、違反等が認められた場合の、是正要求や実施協定の解除などの仕組みを設け、事業の適正な実施を確保します。	I Rカジノ計画		問	事業者の募集要項では、「詳細は実施協定書で定める」などと記載し、その案文を事業者には提示しています。事業者には示されている事業条件書などが議会にさえ示されないのは異常です。これでは、この後、区域整備計画等も含めて議論をするベースというものが共有されません。基本協定書案、実施協定書案、事業条件書など公表をするよう求めますが、いかがですか。	答	他都市との競争環境にある中で、当面の間は基本協定書案、実施協定書案、事業条件書などの公表を予定しておりませんが、適切な時期に市会でご説明できるように検討していきます。
I R（統合型リゾート）事業													
問	市が公表した実施方針においては、事業期間が35年と設定されており、問題が発生してもやめられないのではないかと不安を感じています。必要に応じて市の判断として事業を止め、引き返せる仕組みを用意しておくことが重要であると考えます。依存症や治安などで問題が顕在化した場合におけるI R事業の解除に対する考え方について、うかがいます。												
答	まずは、ご指摘のような事態が発生しないように、設置運営事業者に対し、法規制の厳格な運用、ノウハウや創意工夫を生かした、懸念事項に対する積極的な対策等を求めています。さらに、I Rの開業後も継続的にモニタリングを行い、違反等が認められた場合の、是正要求や実施協定の解除などの仕組みを設け、事業の適正な実施を確保します。												
I Rカジノ計画													
問	事業者の募集要項では、「詳細は実施協定書で定める」などと記載し、その案文を事業者には提示しています。事業者には示されている事業条件書などが議会にさえ示されないのは異常です。これでは、この後、区域整備計画等も含めて議論をするベースというものが共有されません。基本協定書案、実施協定書案、事業条件書など公表をするよう求めますが、いかがですか。												
答	他都市との競争環境にある中で、当面の間は基本協定書案、実施協定書案、事業条件書などの公表を予定しておりませんが、適切な時期に市会でご説明できるように検討していきます。												

《第2回定例会》

○本会議等における主な質疑等

I R（統合型リゾート）	
問	世界のカジノ事業者は、コロナパンデミックで経営危機にあえいでいます。1兆円規模の投資を見込んだ横浜市への参入は無理になってきているのが現状ではないでしょうか。ラスベガス・サンズ、ウィン・リゾーツ、ギャラクシーと有力な3社が撤退した事実を直視すれば、これまで市が市民に言ってきた増収効果が見込めるとは到底思えません。今こそI Rカジノ誘致を撤回する決断のチャンスと考えます。いかがですか。
答	生産年齢人口の減少や老年人口の増加などの、市の将来的な課題に対して、交流人口の増加が期待されるI Rは、有効な方策の一つだと考えています。I Rの実現により、これまでにない規模の民間投資が期待されます。将来にわたって市民の皆様の暮らしを守るために、I Rの実現が必要であると考え、議決いただいた予算に基づき、事業を進めています。

《第3回定例会》

○本会議等における主な質疑等

I R (統合型リゾート)	
問	市長は所信表明でカジノ誘致の撤回を宣言しました。今後どのように山下ふ頭の開発を進めていくのか、うかがいます。今後の検討に当たり、市民の皆さんに対しては、作為的な情報発信ではなく、正しい情報を伝え、理解していただくことがとても重要です。次の世代、さらに、その次の世代へ引き継げる横浜となるよう、市民と共に取り組んでいただくことをお願いします。
答	まず、地元の関係団体を含む市民の皆様との意見交換、有識者や民間デベロッパー等へのヒアリングなどを開始し、事業の枠組みを整理します。その上で、有識者や地元の皆様などで構成される委員会を設置し、透明性を確保しながら議論を重ね、新たな事業計画の策定を進めます。

【図表 25】市会における質疑等への対応状況

単位：件

	第1回 定例会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	臨時会	合計
平成12年	1	0	0	0	0	1
平成13年	0	0	0	0	0	0
平成14年	0	0	2	0	0	2
平成15年	0	0	0	0	0	0
平成16年	0	0	1	0	0	1
平成17年	0	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	0	0	0
平成19年	0	0	0	0	0	0
平成20年	3	1	0	0	0	4
平成21年	0	0	0	0	0	0
平成22年	2	0	0	0	0	2
平成23年	2	0	0	1	0	3
平成24年	2	1	0	0	0	3
平成25年	0	0	1	2	0	3
平成26年	44	3	35	5	0	87
平成27年	31	7	3	0	0	41
平成28年	4	1	4	0	0	9
平成29年	26	0	24	0	0	50
平成30年	6	7	30	3	0	46
令和元年 (平成31年)	32	0	183	19	0	234
令和2年	237	19	82	20	0	358
令和3年	89	8	28		69	194
合計	479	47	393	50	69	1038

※本会議、予算特別委員会、決算特別委員会でのIRに直接関わるとと思われる質問・発言を集計しています。

ウ 住民投票条例制定を求める直接請求【令和3年1月】

令和2年8月21日、市民団体が、誘致の賛否を問う住民投票に関する条例制定の直接請求に向けた代表者証明書交付申請を行い、2か月間の署名活動を経て、12月23日、法定数（有権者数の50分の1）を超える署名（有効数19万3,193筆）をもって、以下を趣旨とする条例制定請求書を市長あてに提出しました。

【図表 26】 条例制定請求書 請求の趣旨（議案書から抜粋）

2 請求の要旨

林市長は、2019年8月22日、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）を誘致することを表明して以来、補正予算の策定を皮切りにIR誘致を前提とした作業を進めている。

2017年に実施された市長選挙では、IR誘致が争点の一つとなっていたが、現職の林市長は、「市民の意見を踏まえた上で方向性を決定する」として、IR誘致には「白紙」との「公約」で当選をした。2019年4月に行われた市議会議員選挙においても、IR誘致を「公約」に掲げて当選した議員は皆無であった。つまり、選挙において横浜市民は、カジノを含む統合型リゾート（IR）誘致について明確な意思表示をする機会がなかったのである。かかる状況のもとでIR誘致に関わる事務執行を進めることは、日本国憲法に由来する民主主義と住民自治の原理をないがしろにするものと言わざるを得ない。

カジノを含む統合型リゾートは、その売り上げの8割前後がカジノの売り上げと言われているが、カジノは、もともと賭博行為を禁止する刑法との整合性が問われ、ギャンブル依存症の拡大をはじめ様々な問題点が指摘されている。加えて、新型コロナウイルス感染症の大流行のもとで施策そのものが根本から問われる状況も生まれている。一方、地域経済の振興や市財政の改善に資するとの意見もある。住民投票が実施されれば、賛成、反対にかかわらず多様な意見、情報が市民に提供され、市民的な議論のもとに市民ひとりひとりが熟慮の上、賛否を判断し、その意思を表明することができる。市民の多数の意思を明らかにした上で「方向性を決定する」ことは市長の公約であり、民主主義と住民自治の原理に適うものである。

よって、住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求する。

市は請求を受け、令和3年第1回市会臨時会（令和3年1月6日～1月8日）に、市第100号議案「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定」を市長名による意見とともに市会へ提出しました。

意見では、

- ・一般的な制度化は現在でもなされていないこと
- ・条例に基づく住民投票には法的拘束力がないこと
- ・IR整備法において民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには意義を見出しがたいこと
- ・住民投票の実施はこれまでの議論の棚上げを意味すること
- ・IRの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本として法定の手續を着実に進めていくことが重要と考えていること

が示されました。

令和3年1月6日の議案関連質疑では、住民投票に関する制度や意義についての質疑がなされるとともに、IRの誘致の判断などに関する質疑も行われ、次のように答弁しています。

「平成29年の時点では、法令等の全容も示されておらず、ギャンブル等依存症対策についても、国で論点整理が行われている状況でした。そのため、「導入する・しない」についてはまだ判断できず、「白紙」としていたものです。

その後、ギャンブル等依存症対策基本法やIR整備法が成立するなど、国家的なプロジェクトの枠組みが整いました。これを受け、補正予算を市会にお諮りし、IR実現に向けた本格的な検討・準備を進めることとしたものです。」

翌1月7日の常任委員会で関連する3件の請願を含めた議案の審議を経て、1月8日に本会議にて議案の議決が行われ、本条例案は否決となりました。

※上記の直接請求の動きと同時期に、別の市民団体による市長のリコール（解職）に向けた署名活動がありましたが、解職の是非を問う住民投票の実施に必要な署名筆数（有権者数の6分の1）が集まらず、直接請求に至りませんでした。

【図表 27】横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定についての意見（議案書から抜粋）

市第 100 号

（別紙）

横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例制定についての意見

このたび、地方自治法に基づく、条例制定の直接請求がなされたことは、IRに関する市民の皆様の関心の表れとして受け止めている。

条例の内容は、住民投票の実施に関するものだが、これについては内閣府に設置された「地方制度調査会」においてたびたび議論がなされている。平成12年の答申では、「地方自治制度の根幹は代表民主制だが、住民のニーズを適切に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法も必要」との評価は示されたものの、「その制度化に当たっては、長や議会の権限との関係等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については成案に至っていない。」との結論となっている。一般的な制度化は現在でもなされていないことから、住民投票の位置付けの難しさがうかがえる。

令和2年11月1日に、いわゆる「大阪都構想」の是非を問う住民投票が実施されたが、これは大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づくもので、その結果は法的な拘束力を有するものとされている。このような住民投票を定める個別の法律では、住民投票に内在する課題を踏まえ、投票の対象となる事象、実施する時期、実施までの手続等を詳細に定めている。

一方、条例に基づく住民投票の場合は、法律が定めた長や議会の権限を拘束することができないため、条例の規定は「長及び議会は

住民投票の結果を尊重する」となるのが一般的であり、本案もそのようになっている。投票の結果は、長及び議会が判断する際の考慮要素の一つだといえるが、その実施のためのコスト等のことも十分考えなければならない。

また、特定複合観光施設区域整備法は、I R区域の整備に当たって、地域における十分な合意形成を求めており、協議会における協議、県及び県公安委員会の同意、公聴会等の開催が義務付けられているほか、区域整備計画の認定を申請する際には、議会の議決を経なければならないとされている。このように、民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには、意義を見出しがたい。

さらに、I Rについては、これまで様々な観点から議会において議論が積み重ねられている。つまり、代表民主制が健全に機能しているといえる本市において、地方制度調査会が「代表民主制を補完する点で有意義」と指摘する住民投票を実施することは、これまでの議論の棚上げを意味する。

I Rの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本として法定の手續を着実に進めていくことが重要と考えている。

(6) 予算の執行状況

主に I R を検討するための予算として、平成 26 年度から「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を計上し、取組を進めてきました。

I R 誘致表明後には、令和元年 9 月補正予算から「I R 推進事業」を計上し、本格的な I R の検討・準備を進めてきました。

【図表 28】 予算の執行状況

	予算額	決算の概要
平成 26 年度	当初予算額：1,000 万円	決算額：615 万円 【主な執行内容】 I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査
平成 27 年度	当初予算額：1,000 万円	決算額：6 万円 【主な執行内容】 I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その 2）
平成 28 年度	当初予算額：1,000 万円	決算額：194 万円 【主な執行内容】 I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その 3）
平成 29 年度	当初予算額：1,000 万円	決算額：0 円 ※執行なし
平成 30 年度	当初予算額：1,000 万円	決算額：540 万円 【主な執行内容】 I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その 4）
令和元年度 (平成 31 年度)	当初予算額：1,000 万円 最終予算額：2 億 7,000 万円 債務負担額：1 億 4,000 万円 (期間：令和 2 年度～3 年度)	決算額：2 億 3,157 万円 【主な執行内容】 アドバイザー支援、法務支援、インフラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事項対策、広報関連、事務経費
令和 2 年度	当初予算額：4 億円 最終予算額：3 億 5,000 万円	決算額：3 億 3,655 万円 【主な執行内容】 アドバイザー支援、法務支援、インフラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事項対策、広報関連、公募参加事業者への予備調査、事務経費

令和3年度	当初予算額：3億6,000万円 最終予算額：2億400万円	決算見込額：2億400万円 【主な執行内容】 アドバイザリー支援、法務支援、インフラ・交通アクセス対策等検討調査、懸念事項対策、広報関連、公募参加事業者への予備調査、事務経費
-------	----------------------------------	--

(7) 事業者への対応

I R（統合型リゾート）は、民間の活力や自由な発想を生かし、自治体と事業者が共同して進める事業であるため、その検討・準備には、参画を検討する事業者から情報提供を受けることが欠かせない事業です。一方で、事業者との接触にあたっては、事業者間の公平性や、接触する職員の職務執行の公正性を確保する必要がありました。

そこで、市は、R F Iの実施にあたり、平成30年8月7日、I Rに関する事業者とI Rの調査・分析に関わる職員の接触に関する規定として、「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を定め、運用を開始しました。

そのような中で、令和元年12月に実際に海外でI Rを運営していない事業者による贈収賄疑惑により元I R担当副大臣が逮捕され、その後起訴される事件が発生しました。

この事件を受け、市は、令和2年2月に、同取扱いの対象に、市長、副市長、都市整備局長を加える修正を行い、3月1日から運用を開始しました。

また、当該事件を受け、国から「I R整備法に基づく基本方針及びI R事業者等との接触のあり方に関するルール」が令和2年12月18日に公表されたことを踏まえ、令和3年1月21日に「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を改訂しました。

その後も、公募の実施にあたって策定した募集要項では、応募事業者の市や議員等への働きかけを禁止するなど、事業の段階を踏まえ、取組を進めてきました。

<市の取組等の主な経過>

平成30年	8月7日	R F I等の実施に向け、「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を策定
令和元年	11月1日	I R推進室の設置に合わせ、「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を改訂
	12月	元I R担当副大臣が収賄罪で逮捕され、その後起訴される
令和2年	3月1日	「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を改訂し、取扱いの対象に市長、副市長、都市整備局長を加える
	12月18日	国が、「I R整備法に基づく基本方針及びI R事業者等との接触のあり方に関するルール」を公表
令和3年	1月21日	国の接触ルールの公表を受け、「I R（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」を改訂 募集要項において、応募事業者の市職員、選定等委員会委員や議員等への働きかけを禁止

<事業者への主な対応方法>

- ・面談は、あらかじめ目的を確認した上で、I R推進室長の下承を得て行う。
- ・I Rに関する事業者が市に対して情報提供を行う場合は、様式に基づき申請する。申請を受け付けたI R推進室職員は、I R推進室長に面談実施の下承を得る。
- ・面談は、原則として、庁舎内（事業者から情報提供を受けるために、庁舎外において施設の視察その他の情報収集を行う必要があると認められる場合は除く。）で2名以上の対象者（責任職を必ず含む。）で対応する。

2 広報・広聴の取組

(1) 広報・広聴の取組（まとめ）

ア 令和元年度までの取組等

これまでに多くの市民から、I Rの誘致に対して様々な意見等が寄せられました。

平成28年度は、I R推進法が成立した12月から翌年1月までにかけて、平成30年度は、I R整備法の成立やR F Iの実施を公表した7月から8月までにかけて多くの意見等が寄せられ、これらの意見等に対して、市は、I Rを導入する・しないについての判断をしておらず、国の動向を見極めながら導入に向けた検討を進めていくことや、国の動向などについて回答してきました。

また、市は、I R整備法の成立を受け、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」として、I R整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼（R F I）や有識者ヒアリングなど本格的なI Rの調査検討を開始しました。

これとあわせて、従来、調査報告書をホームページで公表するのみにとどまっていた市のI Rに関する情報発信について、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームページを開設（平成30年7月）し、I Rに関する市の検討状況や取組の最新情報、国の動向などについて、発信を開始しました。

翌年、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の調査結果について、市は、令和元年5月27日、令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会において報告を行うとともに、その結果を公表しました。

また、市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の報告書の内容を踏まえ、日本型I Rの制度や海外I Rの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。

説明会には、4会場合計380人の定員に対して、453人の応募があり、4会場合計で350人が参加しました。

当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40～50分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、I Rに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケート

トでは、I Rの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

市民向け説明会の開催にあたって、令和元年6月、市は、横浜市町内会連合会に情報提供を行いました。その後、令和3年7月までの約2年間、新型コロナウイルス感染症対策として書面開催となった回も含めて、この期間に開催された横浜市町内会連合会で約20回、各区における区連会ではおよそ300回、I Rの誘致に向けた取組について情報提供しました。

令和元年8月22日、市は、市の課題解決のためにI Rを実現する必要があるとしてI R誘致の意思を表明しました。I R誘致を表明した令和元年8月から10月までにかけては、誘致の表明に関連する意見・要望が1,000件以上寄せられました。こうした意見等に対し、市がI Rの誘致を判断するに至った経緯やI Rの制度などについて回答してきました。

また、I R誘致の意思表示の際に、市長が自らI Rに関する市の考え方などについて、説明する旨を表明し、令和元年12月から、市長が自ら説明を行う市民説明会を開催しました。

説明会では、市がI Rの誘致を判断するに至った背景や日本型I Rの制度等について市長が説明し、会場で寄せられた質問に対して登壇者が回答しました（12区合計約130件）。

また、会場で寄せられた質問のうち当日回答することができなかった質問への回答（12区合計約4,700件）や各区におけるアンケート結果（約3,100人）、当日の資料と説明要旨等をホームページに掲載しました。

説明会開催中の令和元年12月、多くの市民に対して横浜I Rの取組について周知するため、I Rの実現に向けた市の考え方やI Rを誘致する理由、I Rの内容、よくある質問への回答などの情報を掲載した広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みやPRボックス、区役所などで配布しました。この広報よこはま特別号は、市長による市民説明会の会場でも配布しました。

令和2年1月、新型コロナウイルス感染症患者が国内で確認され、その後、拡大していきました。これに伴い、市は、令和2年2月20日に未開催6区における市民説明会の延期を発表しました。その後、安全な説明会の開催手法について検討を重ねてきましたが、感染症は収束せず、緊急事態宣言が発令される状況が続いていたことから、参加を希望された方の安全を確保するため、令和2年7月に市民説明会の開催の中止を余儀なくされました。そこで、参加できなかった方むけに、市長が説明するとともに、過去の会場で寄せられた主な質問に回答する動画を作成・公表しました。あわせて、質問も募集し、回答をホームページで公表しました。

なお、この動画については、I Rについて広く伝えるため、ホームページや横

浜市 YouTube 公式チャンネルで公表するとともに、ホームページを見るのが困難な方には市民情報センター等でDVDの貸し出しを行いました。

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大の時期には、感染症対策を優先すべきという意見や、海外から多くの観光客が訪れることによる感染症拡大への不安や観光需要の落ち込みによる経済効果への不安などに関連する意見等が多く寄せられました。

令和2年3月、市は、これまでの検討等を踏まえ、横浜 I R の基本コンセプトや、コンセプト実現のための方向性をまとめた「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」を公表しました。あわせて、令和2年3月6日から4月6日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、基本コンセプトや4つの方向性、取組の背景、I R 実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等に対して、多くの意見をいただきました。意見提出者数は延べ5,040人・団体と過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました。

イ 令和2年度を取組等

令和元年度に実施した16回の説明会での質問内容や寄せられた意見等を踏まえ、市は、誘致を決定した理由や日本型 I R の仕組み等についての広報を行う必要があると考え、それらに関する情報提供を開始しました。令和2年4月には、市民が I R についてイメージできるよう、横浜が I R を誘致する理由や懸念事項対策の説明のほか、海外の I R 施設を紹介する広報動画をホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。また、令和2年8月には、市の事業の進捗状況や I R に関する取組の情報、国の取組に関する情報等を随時発信するために、横浜イノベーション I R 公式ウェブサイトを開設し、情報発信を開始しました。

令和2年10月、市は、事業コンセプト、事業計画、依存症対策、治安対策等の R F C の提案概要をホームページや公式ウェブサイトで公表するとともに、11月には、日本型 I R の仕組みや I R で体験できること、R F C の提案概要、よくある質問への回答などの情報を伝えるため、広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みや P R ボックス、区役所などで配布しました。

令和2年12月には、I R の情報を市民に幅広く知ってもらうため、広報よこはまや公式ウェブサイトなどでの広報に加えて、公式 Facebook を開設し、S N S の特性を生かして、動画や写真といった視覚的な素材を用いながら最新情報の発信を開始しました。なお、令和3年8月末時点までに合計52件の投稿を行いました。

また、同月にカジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深

めるため、「横浜 I R を考えるシンポジウム」を開催し、配信を行いました。その様子は、後日ホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。

令和 2 年 12 月 23 日、市民団体が法定数（有権者数の 50 分の 1）を超える署名（有効数 19 万 3,193 筆）をもって、条例制定請求書を市長あてに提出しました。これを受けて、令和 3 年第 1 回市会臨時会において、議案関連質疑、常任委員会での関連する 3 件の請願を含めた議案の審議を経て、令和 3 年 1 月 8 日に本会議にて議案の議決が行われ、本条例案は否決となりました。

この時期には、住民投票の実施を求める意見等が多く市に寄せられました。こうした意見等に対し、コロナ後の経済活性化のために I R が必要なこと、また、住民投票条例の実施の有無は議会で判断されることなどについて回答しました。

実施方針の公表及び設置運営事業予定者の公募にあたって、市は、令和 3 年 2 月から 3 月にかけて、横浜 I R に対する理解を更に深めるため、事業説明会を 6 回開催しました。説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoom を使用したオンライン形式での開催とし、令和 3 年 1 月 21 日に公表した実施方針等についての説明と質疑応答を行いました。オンライン形式での参加が困難な方には、説明内容を収録した DVD を提供し、書面で質問を受け付けました。あわせて、YouTube で説明会の模様をライブ配信し、広く視聴できる環境を整えました。

ホームページには、当日に使用した資料、動画、当日の質疑応答で回答できなかった質問や DVD 視聴者から寄せられた質問への回答及びアンケート結果を公表しました。

また、事業者の募集開始を踏まえ、横浜イノベーション I R について、広く市民に知ってもらうため、令和 3 年 2 月、イメージポスターやサイネージ動画を作成し、3 月に横浜駅で展開しました。

さらに、同月、M I C E 産業の重要性やアフターコロナに向けた経済再生の取組などについての意見交換に加え、I R 施設の整備に税金を投入するのか、依存症対策はどうなっているのか等、市民から多く寄せられる質問への解説など、市が誘致を目指している I R の姿について説明する、慶應義塾大学大学院教授の岸博幸氏と平原副市長との対談動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市 YouTube 公式チャンネル、公式 Facebook で公表しました。

令和 3 年 3 月、実施方針の内容や有識者へのインタビュー、横浜 I R 実現に向けたスケジュールなどの最新の情報を伝えるため、広報よこはま特別号を発行し、新聞折り込みや P R ボックス、区役所などで配布しました。

また、市民をはじめ、ビジネス関係者にも横浜イノベーション I R について理解を深めてもらうために、日本型 I R の概要や市が実現を目指す I R の概要に加え、有識者や経済人へのインタビュー記事等を掲載した「横浜イノベーション I

R 「広報冊子」を区役所やPRボックスなどで配布しました。

ウ 令和3年度の実施等

令和3年6月、設置運営事業予定者の公募手続の中で2グループから提案書が提出されました。

これを受け、令和3年7月から8月までにかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで「横浜イノベーションIR企画展示」を開催しました。

プレゼンテーションスペースでは、広報動画やPR動画などのこれまでに公表した様々な映像を視聴できるエリアや、都心臨海部の航空写真を拡大した巨大なシールを床面に貼ることで、山下ふ頭とその周辺の観光エリアや施設などの情報を俯瞰して見ることができるエリアを設置しました。

展示スペースでは、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。

また、令和3年7月に、前年度末に展開した横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画について、前年度の横浜駅に加え、桜木町駅やみなとみらい駅、馬車道駅などの都心部から郊外部まで展開エリアを広げるとともに、市営バスや市営地下鉄の車内でも展開しました。また、7月以降は区役所でも同ポスターやサイネージ動画を活用した広報を展開しました。

あわせて、世界各国や横浜市民を含めた日本各地の人々が横浜IRを訪れ、体験できることをイメージしたPR動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市YouTube公式チャンネル、公式Facebookで公表しました。

その後、令和3年8月22日の横浜市長選を経て、9月10日の第3回市会定例会における新市長の所信表明演説において、IR誘致の撤回が表明されました。

IR誘致撤回の表明以降は、広聴件数が大きく減少しました。

(2) 様々な広報の取組

ア 主な広報の経過

市は、IR整備法の成立を受け、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」として、IR整備法を踏まえ、事業者への情報提供依頼（RFI）や有識者ヒアリングなど本格的なIRの調査検討を開始しました。

これとあわせて、従来、調査報告書をホームページで公表するのみにとどまっていた市のIRに関する情報発信について、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームページを開設（平成30年7月）し、IRに関する市の検討状況や取組の最新情報、国の動向などについて、発信を開始しました。

【図表 29】市民への情報提供等の状況

実施年度	内容
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討」に関するホームページを開設【7月】
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」市民向け説明会を開催【6月】 ・国のIR整備法、施行令、基本方針案及び市のこれまでの検討調査等を踏まえて、市が目指す「横浜IRの基本的な考え方」を公表【10月】 ・IRの実現に向けた市の考え方やIRを誘致する理由等について説明した、広報よこはま特別号「IR（統合型リゾート）の実現に向けて」を発行【12月】 ・IRの誘致を判断するに至った背景やIRの詳細について市長が自ら説明するIR（統合型リゾート）市民説明会を開催【12月～2月】
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜IR（統合型リゾート）の広報動画を公表【4月】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で市民説明会が未開催の6区に対して、代替として市長説明動画を公表【7月】 ・横浜イノベーションIR公式ウェブサイトを開設し、横浜IRの事業の進捗等について情報発信を開始【8月】 ・日本型IRの仕組みやIRで体験できること、RFCの提案概要などについて説明した、広報よこはま特別号「みんなが楽しめる未来のまち 横浜イノベーションIR（統合型リゾート）」を発行【11月】 ・横浜イノベーションIR公式 Facebook を開設し、横浜IRに関する最新情報等を発信開始【12月】 ・カジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深めるため、「横浜IRを考えるシンポジウム」を開催【12月】 ・横浜IRに対する理解を更に深めるため、Zoom によるオンライン形式でのIR（統合型リゾート）事業説明会を開催【2、3月】

	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜イノベーションIRについて、広く市民に知ってもらうため、横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画を作成し、横浜駅で展開【3月】 ・横浜イノベーションIR特別対談(岸博幸氏×平原副市长)を公表【3月】 ・事業期間、IRを構成する各号施設の要件等を定めた実施方針の説明や有識者へのインタビューを掲載した、広報よこはま特別号を発行【3月】 ・アフターコロナにおける日本の観光MICEやリゾート、エンターテインメントの在り方を踏まえ、バラエティ豊かなパネリストから「横浜イノベーションIR」についてそれぞれの視点で意見を聞いた、横浜IRオンラインシンポジウムを開催【3月】 ・日本型IRの概要や、市が実現を目指すIRの概要に加え、有識者や経済人からの取材記事等を掲載した、「横浜イノベーションIR広報冊子」を発行【3月】
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・18区の駅にイメージポスターを掲示し、市全域に広告を展開【7月】 ・市庁舎2階のプレゼンテーションスペースと展示スペースで「横浜イノベーションIR企画展示」を開催【7、8月】 ・カジノ施設に起因する懸念事項への取組について市民の理解を深めるため、「横浜IRを考える有識者対談」を公表【7月】 ・横浜イノベーションIRのPR動画を公表【7月】

イ 広報よこはまを通じた広報

説明会への参加者募集、「横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）」へのパブリックコメントの実施案内、広報動画の公表、公式ウェブサイトや公式Facebookの開設、設置運営事業予定者の公募開始等、令和元年11月以降、IRに関する情報を広報よこはまに継続的に掲載し、情報発信に努めました。

これに加え、多くの市民に対して横浜IRの取組について周知するため、広報よこはま特別号を3回発行し、新聞折り込みやPRボックス、区役所などで配布しました。

令和元年12月発行号では、IRの実現に向けた市の考え方やIRを誘致する理由、IRの内容、よくある質問への回答などの情報を掲載しました。この広報よこはま特別号は、市長による市民説明会の会場でも配布しました。

令和2年11月発行号では、日本型IRの仕組みやIRで体験できること、RFCの提案概要、よくある質問への回答などの情報を掲載しました。

令和3年3月発行号では、同年1月に公表した実施方針の内容や有識者へのインタビュー、横浜IR実現に向けたスケジュールなどの情報を掲載しました。

【図表 30】発行した広報よこはま特別号



ウ 広報冊子の発行

令和3年3月、市民をはじめ、ビジネス関係者にも横浜イノベーションIRについて理解を深めてもらうために、日本型IRの概要や市が実現を目指すIRの概要に加え、有識者や経済人へのインタビュー記事等を掲載した「横浜イノベーションIR 広報冊子」を区役所やPRボックスなどで配布しました。

【図表 31】発行した広報冊子



エ インターネットを活用した広報

(ア) 横浜 I R（統合型リゾート）の広報動画「横浜の輝く未来のために～横浜イノベーション I R」

令和2年4月、市民が I R についてイメージできるよう、横浜が I R を誘致する理由や懸念事項対策の説明のほか、海外の I R 施設を紹介する広報動画をホームページや横浜市 YouTube 公式チャンネルで公表しました。

【図表 32】横浜 I R（統合型リゾート）の広報動画



(イ) 横浜イノベーション I R 公式ウェブサイト

令和2年8月、I R に対する市民の理解促進を目的として、横浜イノベーション I R 公式ウェブサイトを開設し、市の事業の進捗状況や I R に関する取組の情報、国の取組に関する情報等の随時発信を開始しました。

(ウ) 横浜イノベーション I R 公式 Facebook

令和2年12月、I R の情報を市民に幅広く知ってもらうため、広報よこはまや公式ウェブサイトなどでの広報に加えて、公式 Facebook を開設しました。

SNS の特性を生かして、動画や写真といった視覚的な素材を用いながら最新情報を随時発信し、令和3年8月末までに合計 52 件の投稿を行いました。

(エ) 横浜イノベーション I R 特別対談（岸博幸氏×平原副市長）

令和3年3月、慶應義塾大学大学院教授の岸博幸氏と平原副市長との対談動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市 YouTube 公式チャンネル、公式 Facebook で公表しました。この動画では、M I C E 産業の重要性やアフターコロナに向けた経済再生の取組などについての意見交換に加え、I R 施設の整備に税金を投入するのか、依存症対策はどうなっているのか等、市民から多く寄せられる質問への解説など、市が誘致を目指している I R の姿について説明する内容でした。

【図表 33】 横浜イノベーション I R 特別対談

横浜イノベーション I R 特別対談
岸博幸 教授×平原 副市長
横浜市

統合型リゾート (I R) に含まれる施設内容

- M I C E (会議・インセンティブ・コンベンション・展示)
- カジノ施設
- レストラン・ショッピングモール等
- 送客施設 (バス、タクシー、レンタカー)
- 多様なホテル (高級ホテル、ビジネスホテル、学生ホテル)

市民の皆様からの意見

- I Rにお金をかけず、他の政策にお金をつかってほしい
- 海外資本の運営では、海外へお金が流れてしまうのか？
- I Rだけではなく、周辺エリアにも効果波及ぶりゾートを
- I Rは本当に人の不幸から生まれるお金で成り立つ事業なのか？
- 事業で得た税収の使いみちなど、情報発信をお願いしたい

税金を I R 施設にかなり投入するような受け止め方をされているのですが、

市民の皆様からのご意見

- 依存症の方が本当に増えないのか？
- 依存症対策が必要なら I R をやらない方がよいのではないか？
- 反社会的勢力が関与して、海外で治安が悪化しているのか？

例えばこういうことなのですが、これをこまになって先生はどうでしょうか

I R 整備法に定める主な依存症対策

- 国内の I R 施設は上限 3 か所
- ゲーミング区域は I R 施設全体の延べ床面積の 3% 以内
- 20歳未満の者等への広告及び勧誘の規制
- 入場制限は日本人等への 7 日間で 3 回迄、28 日間で 10 回迄

市民の皆様からのご意見
依存症・治安悪化の不安

今ご紹介しているような、具体的なものがあります

(オ) 横浜イノベーション I R P R 動画「横浜 I R で体験できること」

令和3年7月、世界各国や市民を含めた日本各地の人々が横浜 I R を訪れ、体験できることをイメージした P R 動画をホームページ、公式ウェブサイト、横浜市 YouTube 公式チャンネル、公式 Facebook で公表しました。P R 動画は、4つのシチュエーションに分かれており、老若男女、日本人・外国人を問わず様々な人々に向けた内容でした。

【図表 34】 横浜イノベーション I R P R 動画

YOKOHAMA INNOVATION
横浜イノベーション I R
横浜 I R で体験できること

私だけのごほうびを探しに

横浜から新たなビジネスが始まる

心躍る日本へ逢いに

優雅なこの時を噛む

魅力的な体験を「横浜 I R」で！
横浜 I R 検索

オ イメージビジュアルの活用

令和3年2月に、横浜イノベーションIRについて、広く市民に知ってもらうため、横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画を作成し、3月に横浜駅で展開しました。

また、令和3年7月には、前年度に展開した横浜イノベーションIRのイメージポスターやサイネージ動画について、前年度の横浜駅に加え、桜木町駅やみなとみらい駅、馬車道駅などの都心部から郊外部まで展開エリアを広げるとともに、市営バスや市営地下鉄車内でも展開しました。また、7月以降は区役所でも同ポスターやサイネージ動画を活用した広報を展開しました。

【図表 35】 イメージポスター



カ 横浜イノベーション I R 企画展示

令和3年7月から8月までにかけて市庁舎2階の展示スペースやプレゼンテーションスペースで「横浜イノベーション I R 企画展示」を開催しました。

プレゼンテーションスペースでは、広報動画や P R 動画などのこれまでに公表した様々な映像を視聴できるエリアや、都心臨海部の航空写真を拡大した巨大なシールを床面に貼ることで、山下ふ頭とその周辺の観光エリアや施設などの情報を俯瞰して見ることができるエリアを設置しました。

展示スペースでは、パネル展示や模型等により、事業者の提案内容を紹介しました。

【図表 36】横浜イノベーション I R 企画展示の様子



キ 横浜市町内会連合会への情報提供【令和元年～3年】

令和元年6月25、26日の市民向け説明会の開催にあたって、同月、市は、横浜市町内会連合会に情報提供を行いました。その後、令和3年7月までの約2年間、新型コロナウイルス感染症対策として書面開催となった回も含めて、この期間に開催された横浜市町内会連合会で約20回、各区における区連合会ではおよそ300回、I R の誘致に向けた取組について情報提供しました。

(3) 市民説明会の実施

ア IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会の開催【令和元年6月】

市は、令和元年6月25、26日にかけて、市民向け説明会を、中区、保土ヶ谷区、都筑区、戸塚区の4方面で開催しました。この説明会では、「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の報告書の内容を踏まえ、日本型IRの制度や海外IRの事例のほか、横浜を取り巻く状況と課題、事業者からの情報提供の内容、有識者へのヒアリング内容などについて説明しました。

説明会には、4会場合計380人の定員に対して、453人の応募があり、4会場合計で350人が参加しました。

当日は、当初1時間の開催時間を予定していましたが、多くの質問・意見をいただいたため、40～50分程度延長した回もありました。また、その場で回答できなかった質問については、後日、資料とともにホームページで回答を公表しました。主な質問・意見としては、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感や治安や依存症などの懸念事項に関するものが多くありました。一方で、IRに期待するものや中立的なものもありました。また、説明会のアンケートでは、IRの理解が深まった・やや深まったとの回答が約4割あり、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられました。

【図表 37】 IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会の開催状況

会場	開催日時	定員	応募数	通知数	参加数	質疑
中区	6月25日（火）	100人	185人	108人	96人	9人
保土ヶ谷区	6月25日（火）	80人	60人	80人	69人	16人
都筑区	6月26日（水）	100人	100人	100人	84人	14人
戸塚区	6月26日（水）	100人	108人	108人	101人	17人
計		380人	453人	396人	350人	56人

※応募者多数により、中区に応募された方を再抽選し20人を保土ヶ谷区会場に案内

【図表 38】 I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査市民向け説明会での主な質疑

質問	依存症対策で横浜市の対策は分かったが、カジノ利用者は横浜以外の方もいると思うが、市内以外の方の対策の考えがあるのか。
回答	横浜市は既存の依存症対策を今やっているが、仮にカジノができるのであれば、事業者が法制度として依存症対策をやらなければいけないことが決まっている。まず、入口確認で日本人の方はマイナンバーカードを持っていない人は入れないという条件が一つ、回数は7日で3回・28日間で10回、加えて自己規制と家族による排除などが法律の中で規定されている。
質問	ギャンブル依存症について非常に心配している。現在でも3百数十万人の人たちが依存症の対策がとれない中、新たにギャンブル依存症が発生する懸念が最大にある賭博場開設をどう考えたらいいのか。
回答	シンガポールも I R 導入以前は、全く依存症対策が行われておらず、導入前からギャンブル等を管理する国の組織を作り、カジノ以外のギャンブルに国をあげて対策を進めた結果、有病率が下がっている。日本の場合、ギャンブル等依存症対策は基本的に公営ギャンブル、パチンコ等の遊戯で社会生活に支障が及ぶ有病率を指しているが、今まで措置されず、国が I R の法制度を作るのに先行して、対策基本法を制定し、この4月に基本計画を策定。カジノ以外のギャンブルにもしっかりと対策をしていく取組を国が始めている。基本計画は3年間で進め、市もそれ以前から依存症対策を進めており、国の法律にも定められたので、県・市ともにしっかりと法律に基づき、I R の導入する・しないにかかわらず取り組んでいくとご理解いただきたいと思う。
質問	2014～2016年度まで調査、2017年の市長選で市長は白紙といったが、引き続き調査をしている。調査費用と調査内容を市ホームページで明確に示すべき。導入する・しないが決まっていないと言いつつ、調査を進めて説明会をすることが理解できないが、何を根拠に推進するような行動をとっているのかの説明もきちんとホームページに載せるべき。
回答	2014年度の調査が6,156,000円、2回目の2015年度調査が61,819円。2016年度が1,944,000円、30年度は5,400,000円で実施。調査報告の内容は30年度の分もその前の分も、市の政策課のホームページの中で全て見られるようになっている。 白紙という中でこのような説明会がどうかだが、市としてはまだ I R を導入する・しないは判断していない状況。I R については市民の皆様の関心度が非常に高いという様々なご意見を伺っており、平成30年度に市として検討を行った内容について情報提供をするという視点から今回実施したものでご理解いただきたい。

質問	カジノ収益が多く言及されているが、賭博で巻き上げたお金で税収を増やしても非常に不健全な形で横浜市が税収を回っていくのは横浜市民として納得がいかない。
回答	横浜は何とか今の税収の中で市政運営ができてきている状況だが、将来を考えた時に日本最大の人口の都市であると同時に、人口減少社会の時に横浜は大きく人口減少していく。将来の中でなかなか今の市税収入を維持するのが難しいと認識している。個人市民税の割合が4割というのが横浜の特徴。企業からの市民税収が少なく市民の皆さんの個人市民税と固定資産税で市税の構成が成り立っている中で10年、20年、30年先を考えると今の市税の収入を維持することは難しいと考えている。導入する、しないを決めていない中でIRは選択肢の一つではあるのでしっかりと調査をしていきたいというスタンスで報告をさせていただいている。

イ IR（統合型リゾート）市民説明会の開催 【令和元年12月～令和2年2月】

令和元年8月22日のIR誘致の意思表示の際に、市長が自らIRに関する市の考え方などについて、説明をする旨を表明し、12月から、市長が自ら説明を行う市民説明会を開催しました。

説明会には、初回となった中区（開港記念会館）や令和2年2月に開催した港北区（港北公会堂）において、定員を超える応募がありました。

説明会では、市がIRの誘致を判断するに至った背景やIRの詳細について市長が説明し、会場で寄せられた質問に対して登壇者が回答しました（12区合計約130件）。

また、会場で寄せられた質問のうち当日回答することができなかった質問への回答（12区合計約4,700件）や各区におけるアンケート結果（約3,100人）、当日の説明会資料と説明要旨等をホームページに掲載しました。

しかしながら、国内における新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大に伴い、令和2年2月20日に未開催6区における市民説明会の延期を発表しました。その後、安全な説明会の開催手法について検討を重ねてきましたが、感染症は収束せず、緊急事態宣言が発令される状況が続いていたことから、参加を希望された方の安全を確保するため、令和2年7月に市民説明会の中止を余儀なくされました。そこで、参加できなかった方むけに、市長が説明するとともに、過去の会場で寄せられた主な質問に回答する動画を作成・公表しました。あわせて、質問も募集し、回答をホームページで公表しました。

なお、この動画については、IRについて広く伝えるため、ホームページや横浜市YouTube公式チャンネルで公表するとともに、ホームページを見ることが困難な方には市民情報センター等でDVDの貸し出しを行いました。

【図表 39】 I R（統合型リゾート）市民説明会の開催状況

開催区	開催日	申込者数	出席者数	質問書数	アンケート数	会場読上数
中区	12月4日（水）	951人	376人	176件	288件	14件
神奈川区	12月9日（月）	488人	430人	231件	336件	16件
西区	12月14日（土）	318人	293人	147件	217件	8件
金沢区	12月19日（木）	364人	315人	205件	253件	4件
鶴見区	12月21日（土）	271人	215人	145件	174件	9件
磯子区	12月26日（木）	340人	310人	153件	239件	10件
南区	1月17日（金）	427人	326人	222件	272件	12件
旭区	1月20日（月）	344人	291人	212件	247件	9件
保土ヶ谷区	1月23日（木）	339人	248人	156件	222件	10件
港南区	1月28日（火）	365人	255人	174件	229件	9件
緑区	2月11日（火・祝）	397人	328人	221件	279件	13件
港北区	2月14日（金）	620人	428人	237件	345件	13件
合計		5,224人	3,815人	2,279件	3,101件	127件

【図表 40】 I R（統合型リゾート）市民説明会での主な質疑

質問	結局、I Rの中だけで金を使い、それ以外の商業施設が沈んでしまう。具体策は、経済的社会的効果の根拠は、裏付けられるものを提示してほしい。夢のような話ばかりで問題点、課題が全く提示されていない。課題は全くないのか。
回答	I R整備法では、I Rがゲートウェイとして市内だけでなく県内や国内の観光MICEの発展に寄与できる仕組みになっている。I Rエリアだけではなく、市内にはスポーツやMICE関係などポテンシャルがあるので、相乗効果が生まれるようI Rとつなげていく。ツアー会社と組んで市内、県内等の観光メニューを作る、地元とI R事業者で協定を結ぶなど設計していきたい。
質問	企業誘致に失敗したときに、（企業が撤退した場合等）赤字になった場合、市民の負担はないのか。
回答	進出する民間事業者が主体になってI Rを整備することが基本。周辺の道路整備等、公共の負担もあるが、事業の運営については進出した民間事業者が責任を負うことになる。海外の事例では施設を譲渡することによってほかの事業者が経営を継続することが有力。市と進出事業者が結ぶ契約によって、撤退時には事業者の責任を明確にできると考えている。 また、横浜経済が活性化する、持続的に成長するという前提でI R誘致を進めるので、事業者の進出や撤退でどのような影響があるのか考える必要がある。

質問	旭区のような山川（都心臨海部から離れた地域）に住む市民にとって、横浜 I R はどのような利点があるのか。
回答	<p>I Rには市内はもとより、県内や日本各地の魅力をアピールして、I Rに訪れるお客さまを各地に送客する施設が整備される。これを活用して、ズーラシアやふるさと村等市内郊外部の観光や、アグリツーリズムなどへのご案内をすることで、観光面の活性化が可能。</p> <p>また、I Rには大規模なMICE施設やホテルなどが整備されるため、そこで使う物品や食品などの調達、サービスの提供などの需要については、市内全域で対応することになり、市内経済の全体的な活性化につながる。</p> <p>それからカジノの納付金や入場料収入などによって市の税収が伸びて、行政運営の自由度が高まる、それで市域全体の市民サービスの向上も期待できると考える。市民の皆様が一流のショーやエンターテイメント、文化、芸術を身近に体験できることも大事。</p>
質問	様々な世論調査や報道によるとカジノに対して市民の強い反対があるが、市長がこれらの市民の声に耳を傾け、声を聞こうとしないのは何故か。
回答	<p>今まで I R を導入する・しないという判断に至っていないという事で白紙と言ってきたが、市民の皆さまに耳を傾けていないという事については、私はあまりそう思っていない。今回の説明会についても、今日は第 2 回目で 18 区に私自身の考え、I R についてのご説明をし、この後は、また詳しく色々な質問に直接お答えできるようにしていく。このため、耳を傾けていないということは、ないと思う。今日のご説明は、一方的だにご批判もいただいているが、限られた時間の中で、スピード感を持って 18 区にご説明をするため、この形にしている。それから、直接私自身が、市民の皆さまからお話を聞く機会もあるが、反対ばかりの方ではなく、是非やってほしいという方もいる。全く耳を傾けないと映ってしまう事については、大変申しわけなく思うが、私自身が皆さんの声を聞いていることを、ご理解いただけるように努め、しっかり説明会をやっていくのでご理解を賜りたい。</p>
質問	横浜の歴史と文化を守り、子育て、医療、福祉、教育など市民の安全・安心な生活を支えるために、なぜカジノギャンブルを中核とした I R が必要なのか。かえって安全・安心な生活を壊すのではないか。
回答	<p>まさに、医療、福祉、子育て等、高齢者をお守りするため、予算をつけていく。その一つの税収増の施策として、I R に取り組むという事で、そのためにギャンブル依存症や治安をきちんと守るための取組をしていく。横浜市には、MICE 施設のパシフィコ横浜がある。国際会議場や展示場だが、維持管理は大変難しく、実際は市の補助金も入れて、例えば低利融資、銀行からの融資の債務保証など、市の公共の支援がなければ成り立たない。海外にも色々な国に大きな MICE 施設があるが、民間が単独で経営するのは非常に難しい。このため、統合型リゾート</p>

	<p>ト（IR）では、カジノをつくることによって、施設投資や維持等の資金にしていくという考え方。このため、統合型リゾートには、カジノがないと経営自体が成り立たない。国でもそういう試算をしている。やはり全体を支えていくのがカジノの収益となる。</p> <p>統合型リゾートは、単なるエンターテイメントだけではなく、国際会議場が大型であり、機能が充実したものがつくられる。国際会議をやることで、例えば会議が終わった後に、街に出て観光するとか、お食事するとか等のシャワー効果がある。横浜は、特にSDGs未来都市としてレベルが高いと評価されているが、そういう事の発信であるとか、世界中の学会であるとか、経済界であるとかが、国際会議をやるために訪れる。そこから生み出される様々な効果、人が国外から集まってくるところに、繁栄があると考えている。そういう意味でIRには、重要な施設として国際会議場が定められている。もちろん、繰り返しになるが、安全・安心のために、徹底して対策について対応していく。</p>
質問	IRによる依存症に懸念があると言われていたが、既存のギャンブルには対策はとらないのか。
回答	<p>今まで国の依存症対策への取組は足りなかった。横浜市も現実には、依存症の方の実数は把握していない。国もこの調査を始めたし、横浜市もこれからしっかりと把握し、IRだけではなく全体の依存症対策に取り組んでいく。すでに取り組んでいるアルコールや薬物だけでなく、既存のギャンブルやインターネットなど様々な依存症に対して、普及啓発の取組もしっかりやっていく。</p> <p>依存症患者や、そのご家族に対してソーシャルワーカーによる相談、家族教室など支援を今行っているが、それについても、さらに強化する。依存症の回復に向けたプログラムの実施や、支援団体と連携も進めていく。これから既存のギャンブルの依存症の患者数も減らしていこうという決意で取り組んでいく。</p>
質問	説明会等を行っても、カジノに不安を持つ人が増えた場合、市民の意思に反してまでもカジノを作りますか。白紙に戻すことはないのですか。
回答	<p>これから、この点について議会でよく議論をしていくことになる。今までのIR調査検討費用については、今年度の補正予算も含め議会でご議論いただき、ご承認いただけてきた。これから区域整備計画などを作っていくには、さらに予算が必要となることから、次年度の予算についても、今後議会での議決をしていただかなくてはならない。</p> <p>不安であるとか、断固反対とか様々な方のご意見や、ぜひIRを進めてほしいという商工会議所を中心とした13の経済団体もあり、賛否両論だと思うので、まず丁寧に日本型IRについてご説明したいと考え、一度目の説明会を18区で開いている。</p>

質問	I Rによる経済波及効果はどのようなものが見込めるのか。I R以外の魅力を創出しなければ結局、観光消費額はのびないのではないか。
回答	<p>I R以外の観光についての魅力創出は、横浜市も今まで懸命にやってきている。例えば、クルーズ客船の誘致も大きな成果の一つではないかと思う。ただ残念ながら、最高で1隻で5,000人ほどいる乗員乗客のほとんどの方は横浜港で降りても、横浜に留まらずに東京に行ってしまう。何とか横浜に留まって横浜でお金を使っていたきたい、神奈川県内を周遊していただきたいと考えると、インパクトある魅力的な施設が必要になる。それがハーバーリゾートの形成を目指す山下ふ頭開発基本計画であったのだが、公的な資金だけでは全く経営的に難しいという状況の中、国がI Rを進めていくことになった。横浜市としてはI Rが我々の計画にあっていると判断し、今回I R導入を目指している。</p> <p>他の観光促進として、例えば、ナイトタイムエコノミー充実に向けて今年の秋から冬にかけて、NIGHT SYNC YOKOHAMAという名称でイルミネーションやCGを用いて夜の港の演出など行うとともに、ラグビーワールドカップの誘致にいち早く手を挙げるなど、様々な政策も実施している。</p> <p>今までの政策をやめるのではなく、I Rが付随した効果として観光集客に大きく貢献すると考えている。</p>
質問	交通渋滞や公共交通機関の混雑が容易に想像できるが、その部分の対策もしくは計画をどう考えているのか、お聞かせ頂きたい。
回答	<p>山下ふ頭は入り口が一か所のような地形で、施設の規模にもよるが、間違いなく多くのお客様がお見えになることから、当然渋滞の心配も想定される。</p> <p>今、横浜市は、渋滞対策として道路を含めたインフラを周辺でどう設定すれば良いか検討している。渋滞が起きないように、できるだけキャパシティに余裕を持った計画を詰めている段階にある。これも公表できる状況になったら、皆さまにお示ししていきたい。</p>
質問	年間の利用客数の見込みは。I Rの利益が出なかった場合、市の税金を使って、契約年数30年から40年、補填するのは本当か。
回答	<p>第一部で年間訪問者数について2,000万人から4,000万人という数字をお示しした。この数字は一昨年度から、事業者より提案をいただき、ヒアリングしながらまとめたもの。施設の規模や構成など事業者の考え方がそれぞれ違うので、数字に幅が出てきている。この数字については、それぞれ横浜市と監査法人で確認をしている。</p> <p>今、2回目の事業者ヒアリングを行っており、それを基に横浜市が目安とする水準を決めていく。事業者を募集する際には実施方針、簡単に言うと募集要項の中にその水準を盛り込んでいく。最終的に事業者が決まってからは、横浜市と選定した事業者で区域整備計画を作って国に申請していく。その段階では、計画も具体</p>

	<p>的になっているので、正確な数字になってくる。</p> <p>日本型 I R では I R 区域内の整備は基本的に I R 事業者が全て行う制度となっている。基本的には横浜市は I R 区域内に税金は投入しない。最終的に横浜市と I R 事業者がどういう I R にするかということを実施協定として契約を結び、I R 事業者はそれに従って運営する。</p> <p>I R の運営についても I R 事業者の責任において行うが、事業がうまくいかなくなって、仮に撤退という状況もあるかもしれない。そういう場合は、今まで世界の例では、違う事業者がその施設を買い取って運営をしている。</p> <p>横浜市に負担がくるようなことにはならない仕組みで事業者と契約を結び、もし撤退をするときの約束もその実施協定の中でしっかりと決めて、この事業を進めていくことになるので、市の負担というのは基本的にはない。この I R 施設が赤字になったからといって、その赤字分を横浜市が税金を投入するということはありません。</p>
質問	I R にかかる建設費は。
回答	<p>建設に伴い派生する費用も含まれているが、7,500億円から1兆2,000億円と各事業者から横浜市は提案を受けている。規模的にはこの程度と思っている。</p> <p>I R 区域内の施設整備については、全て I R 事業者が行うので、この7,500億円から1兆2,000億円の中には横浜市の税金は入っていない。I R 区域内は、基本的には横浜市の税金の投入はない。</p> <p>インフラも基本的には、区域内は I R 事業者の負担で整備していただく。ただ、先ほど紹介した山下ふ頭にある臨港幹線は国が整備するが、横浜市が負担金という形で一部負担する。また、渋滞回避に向けて I R 区域外の周辺道路を改良するような場合は、横浜市が負担する場合もある。</p> <p>いずれにしても、I R 事業者と横浜市の負担の線引きについても、I R 事業者としっかりと取り決めをしていく。</p>

【図表 41】市長説明動画の閲覧状況

開催区	申込者数	質問書数	アンケート数
青葉区	419 人	54 件	104 件
都筑区	479 人	38 件	63 件
戸塚区	518 人	39 件	82 件
栄区	377 人	36 件	57 件
泉区	341 人	39 件	67 件
瀬谷区	301 人	29 件	46 件
合計	2,435 人	235 件	419 件

ウ 事業説明会の開催【令和3年2月～3月】

実施方針の公表及び設置運営事業予定者の公募にあたって、市は、令和3年2月から3月にかけて、横浜IRに対する理解を更に深めるため、事業説明会を6回開催しました。

説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Zoomを使用したオンライン形式での開催とし、令和3年1月21日に公表した実施方針等についての説明と質疑応答を行いました。オンライン形式での参加が困難な方には、説明内容を収録したDVDを提供し、書面で質問を受け付けました。あわせて、YouTubeで説明会の模様をライブ配信し、広く視聴できる環境を整えました。

ホームページには、当日に使用した資料、動画、当日の質疑応答で回答できなかった質問やDVD視聴者から寄せられた質問への回答及びアンケート結果を公表しました。

【図表 42】 事業説明会の開催状況

	開催日時等	参加者	質問数	アンケート 回答数	YouTube 視聴者
第1回	2月6日(土)	69人	70件	37件	92人
第2回	2月12日(金)	56人	37件	35件	81人
第3回	2月20日(土)	49人	13件	32件	64人
第4回	2月26日(金)	26人	25件	13件	48人
第5回	3月7日(日)	25人	15件	16件	54人
第6回	3月14日(日)	46人	20件	29件	56人
その他	DVD等視聴	—	6件	8件	—
合計		271人	186件	170件	395人

【図表 43】 事業説明会での主な質疑

質問	カジノ事業によってこの700億円を見込むとなると、売上規模は年間2,300億円、一日当たり6.3億円が必要であり、のべ面積比3%のカジノ事業で競輪の一日の売上に相当する額をインターネット等による投票なしで現地のみで売り上げるのは現実的な数字と言えるのか。カジノ施設による収益見込みが別にある場合はそれを示してほしい。
回答	今回ご説明した「横浜IRの方向性」にある「市への増収効果860～1,000億円」を基に回答いたします。 内訳としては、カジノ納付金として、カジノの粗収益の15%を市、15%を国に納付することが法律で定められています。入場料収入は、日本人等は1回6,000円

	<p>と法律で定められており、その半分にあたる 3,000 円が横浜市に納付されます。</p> <p>その他、大きな施設ができた場合に、法人市民税や固定資産税などの税収増が見込まれることを踏まえ、横浜市としての増収効果を 860～1,000 億円と現在お示ししています。この数値については、これまでの R F C で、複数の事業者様から提案された数値であり、幅をもってお示しています。現時点で事業者様がその内訳をお示しすることはできません。</p> <p>今後、事業者様から提案書が提出されれば、その詳細について市民の皆様にお示ししたいと考えています。</p>
質問	<p>市の広報動画で海外の I R は誰もが楽しめる施設が整備されていると感じたが、実際に横浜 I R が行われるとなった場合、I R で整備される施設の具体的なデザインはいつ頃明らかになりますか。</p>
回答	<p>I R 事業者の公募スケジュールを踏まえながら、ご説明します。</p> <p>2021 年 1 月 21 日に、実施方針、募集要項を公表し、I R の公募を開始しました。その後、2 月 5 日～5 月 17 日の期間で、事業者による資格審査書類の申込を受付します。そして、最終的に、2021 年の 6 月 11 日が提案書の提出期限となっています。提案書類については、選定委員会で審査し、2021 年夏頃には設置運営事業予定者を決定する予定です。</p> <p>施設のデザインについては、事業者の提案書内容に基づくため、設置運営事業予定者が選定される夏頃に明らかになってくると考えています。</p>
質問	<p>今後コロナ対策が非常に重要だと思います。それに対して、今回の計画は全然指示がありませんが、どうしたのでしょうか。</p>
回答	<p>横浜市としても、これからの世の中では、何をするにしてもコロナ対策が非常に重要と考えています。1 月 21 日に発表した実施方針では、横浜 I R のひとつの柱として、「安全・安心対策の横浜モデル」の構築を掲げています。その中で、津波や地震などの自然災害に強いということに加え、コロナのような感染症などにも対策がなされた、安全・安心な I R にしていきます。また、「危機管理、防災対策及び健康衛生の確保」として、I R 区域内での感染症対策を実施することとされています。</p> <p>昨年（2020 年）の 10 月から 11 月にかけて、I R の各事業者にどのようなコロナ対策を行っているのか調査しました。アメリカ、マカオ、シンガポールの事業者はかなり厳格に取り組んでいました。マスクや検温は当然として、例えば大規模施設でも空調を改善し、HEPA フィルターのような空気清浄ができる施設を設置するほか、自動で消毒するロボットを運用しています。ゲームで使用するトランプ等は 1 回使用したら廃棄し、金銭やチップも紫外線を用いて清浄・殺菌をしています。これらの徹底的な対策によって、各国とも大きな問題が出ている状況にはありません。</p>

	<p>国による対策も踏まえながら、このようなしっかりした感染症対策を事業者から提案してもらえよう、実施方針で求めています。</p>
質問	<p>長い目で横浜市に潤いをとという形で計画されていると思うが、契約では民間企業が事業を継続できなくなった場合は具体的にどのような対応となるのか。施設の処理費用や違約金はあるのか。</p>
回答	<p>民間事業者が経営不振などで事業が継続できなくなった場合に、どのような対応になるのかというご質問ということで回答します。</p> <p>I R 事業は民設民営事業であるため、経営不振に陥った場合には、民間事業者として通常想定される対応となることが原則です。そのような場合には、今後検討していくところですが、違約金を示したうえで、違約金を支払っていただくという方向で考えています。</p> <p>施設の処理費用についてですが、通常土地を貸与した場合には更地にした状態で戻していただくのが原則です。但し、設置された施設を他の事業者が引き継いで、営業を継続できるような場合や、いくつかの施設を活用するような場合も想定されます。施設の利活用や再活用も含めて、施設の処理を検討しています。</p>
質問	<p>横浜市は他の自治体と比べ、医療費や給食費等への充当が低いと思われませんが、I R で上がった収益を市民に還元してもらえるのでしょうか。</p>
回答	<p>I R によって得られた収益の使途は、「I R 整備法」で定められています。そもそも日本型 I R は、我が国や地域の観光・経済を振興するための施策であることから、カジノで得られた収益は観光経済の振興に充てることとなります。また、カジノに起因する懸念事項への対策にも充てます。</p> <p>さらに、I R に伴う周辺地域の交通基盤対策にも充てるということが定められています。加えて、財政改善への貢献を目的としています。具体的な配分については、現段階ではお示しできませんが、横浜市では、これらの施策に充てるとともに、将来見込まれている税収減や収支不足を補い、福祉、子育て、医療、教育、公共施設の更新など、豊かで安全安心な市民生活をより確かなものにするための財源に重きを置いて活用することとしています。</p>
質問	<p>横浜市の将来見込まれる税収減の対策として、I R は有効な手法となり得る事は理解できました。質問ですが、資料の中で、観光・経済の活性化において「市内中小企業からの食品・物品・サービス等の調達取組」とありましたが、具体的にどのように取り組む想定でしょうか。</p>
回答	<p>I R によっても大きな調達は見込まれますが、今後選定される事業者と共に、どのようにしたら市内の中小企業あるいは I R 事業者が調達に取り組むことができるかを検討したいと考えています。</p> <p>シンガポールの I R を一例とした場合、食用卵は年間 250 万個、1 週間で 5 万個、1 日で 7,000 個を調達すると言われていています。これは横浜市中央卸売市場の年間</p>

	<p>取扱量の約3割に相当します。</p> <p>食材の他にも、「リネン」、「清掃」、「警備」、「管理委託」等含め、様々な調達が見込まれます。将来的にどの程度の受注が見込まれるか、市内事業者の皆様といち早く共有し、計画をたて、I R事業者には市内の事業者から調達できるよう取り組んでもらうこととしています。</p> <p>横浜市も、中小企業振興条例に基づき取り組んでいるところですが、可能な限り市内の事業者から調達してもらうよう取組を進めていくことにより、大きな需要、経済効果を横浜市にもたらすことになると考えております。具体的な取組については、事業者の皆様にご提案いただくことになっていきますので、決定した事業者と具体策を検討していく予定です。</p>
質問	<p>説明を聞く限り、少しは整備が進んでいるようですが、初めてのことで皆さん不安です。不安を払拭できるよう今後も細かく、説明、経過報告をしていただきたいと思いますが、予定されていますか。</p>
回答	<p>日本型I Rについては、横浜市民だけでなく、国民にまだまだ浸透していないと考えています。</p> <p>そのため、横浜市では、2019年度から、市長による市民説明会や広報よこはま特別号の発行に取り組んでいます。また、I Rに関するホームページやFacebookを立ち上げ、市の取組やトピックスを掲載し、ご覧いただけるようにしています。</p> <p>今後、事業者決定の際における提案内容の周知や、事業者と共同で作成する区域整備計画を策定した段階で説明会等を行っていきたいと考えています。また、横浜市会における本会議や委員会での質疑内容などもインターネットでご覧いただけます。今後も節目節目で、可能な限り丁寧な説明を行いたいと考えています。</p> <p>横浜I Rは「安心・安全の横浜モデルの構築」を掲げています。市民の皆様にご安心していただけるよう対策に取り組むとともに、皆様にもご説明していきます。</p>
質問	<p>カジノ以外の事業の収支計画と事業者が遵守すべき規定や罰則はあるのか。</p>
回答	<p>I R整備法では、中核施設として、MICE施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設が位置付けられています。また、その他の施設として、エンターテインメント施設、レストラン、ショッピングモールなどがあります。各施設の収支を把握するよう国から求められていますので、事業者には施設毎の収支計画に関する提案を求めています。事業者は、事業運営時には、毎年、事業計画や監査を経た報告を国あるいは市に提出し内容のチェックを受けることとなります。</p> <p>仮に収支が守れなかった場合の罰則についてですが、民設民営事業となるため、収支の増減は状況に応じて発生します。従って、「収支が悪い＝即罰則」ということは難しいと考えています。収支が下振れしないよう、事業者と横浜市が共同でモニタリング計画を作成する予定です。収支目標や広告などの事業実施に関する</p>

計画を事業者自身あるいは横浜市が都度チェックをしていくものです。事業者がしっかりと運営ができていないか、事業収支上難しい状況にならないかどうかを、事業者のセルフチェック、横浜市のチェック、あるいは国のチェックを行っていきます。こうした中で難しい状況が生じれば、横浜市と事業者が改善策を検討して、PDCA を行っていきます。こうした仕組みによって、事業者の収支を管理していくことになります。直接的な罰則は難しいと考えていますが、モニタリングを通じて、事業の実施状況をしっかりと確認することになります。

一つ付け加えますと、収支計画での罰則は現在想定されていませんが、例えば事業者が計画どおりプロモーションを実施しなかった場合、横浜市は是正要求が可能です。是正要求に従わない場合には、様々なプロセスを踏んだうえで、違約金の徴収や契約解除などに至るような、厳しい設定を考えています。

(4) 広聴等の状況

ア 市民・団体から寄せられた意見等

これまでに多くの市民から、I Rの誘致に対して様々な意見等が寄せられました。

平成28年度は、I R推進法が成立した12月から翌年1月までにかけて、平成30年度は、I R整備法の成立やRFIの実施を公表した7月から8月までにかけて多くの意見等が寄せられ、これらの意見等に対して、市は、I Rを導入する・しないについての判断をしておらず、国の動向を見極めながら導入に向けた検討を進めていくことや、国の動向などについて回答してきました。

令和元年度は、I R誘致を表明した8月から10月までにかけてと、市長による市民説明会を開始した12月以降に多くの意見等が寄せられました。特にI R誘致を表明した令和元年8月から10月までにかけては、誘致の表明に関連する意見・要望が1,000件以上寄せられました。これらの意見等に対し、市がI Rの誘致を判断するに至った経緯やI Rの制度などについて回答してきました。

令和2年度は、年度当初から新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、感染症対策を優先すべきという意見や、海外から多くの観光客が訪れることによる感染症拡大への不安や観光需要の落ち込みによる経済効果への不安などに関連する意見等が多く寄せられました。また、住民投票条例が市会で審議された令和3年1月にも住民投票の実施を求める意見等が寄せられました。

I R誘致撤回の表明以降は、広聴件数が大きく減少しました。

また、各団体からも、様々な意見等が寄せられました。市民団体からは、I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設に起因する懸念事項への不安、多くの市民が反対している中でI R誘致の取組を進めることの是非に関連する意見等が寄せられました。一方、経済団体からは、I Rによる市内経済の活性化に期待する意見等が寄せられました。

団体から要望があった場合には、可能な限り面会による要望書等の手渡しの機会を設け、対話を行うとともに、面会時の写真撮影にも対応するなど、各団体との意思疎通の機会を設けました。

平成28年度から令和4年1月までにいただいた意見・要望の総数は、延べ3,181件にのぼりました。

【図表 44】 I Rに関する広聴（※）の状況（うち、市長陳情等の状況） 単位：件

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
4月	1(－)	6(－)	7(1)	3(－)	146(12)	28(1)
5月	3(－)	7(－)	8(－)	12(－)	103(5)	11(－)
6月	－	4(1)	13(2)	9(1)	63(18)	29(2)
7月	3(2)	14(3)	18(2)	23(4)	66(4)	23(2)
8月	－	10(－)	29(2)	746(7)	43(6)	24(1)
9月	1(1)	6(2)	10(1)	353(11)	67(5)	36(4)
10月	3(3)	6(－)	12(1)	103(5)	86(20)	6(2)
11月	1(1)	1(－)	12(4)	57(4)	104(3)	3(2)
12月	30(－)	6(3)	4(3)	148(7)	83(3)	3(－)
1月	26(1)	－	2(－)	117(1)	117(3)	5(1)
2月	11(1)	5(1)	2(－)	102(3)	52(－)	－
3月	4(1)	2(－)	4(1)	85(11)	54(2)	－
合計	83(10)	67(10)	121(17)	1,758(54)	984(81)	168(15)

合計 3,181 件

※平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日に「市民の声」事業として受け付けたもの

【図表 45】 I Rに関して広聴で寄せられた主な意見

I I R推進法成立期

- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・カジノによる景観の悪化を懸念する意見
- ・治安の悪化や風紀の乱れを懸念する意見
- ・反社会勢力の関与に関する意見
- ・カジノからの安定的な収入源確保のための方策に関する意見 など

II I R整備法成立、R F I実施期

- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・市民の意見を聞くべきという意見
- ・検討を直ちにやめるよう求める意見
- ・I R導入による効果に期待する意見 など

Ⅲ I R 誘致表明期

- ・市長選でカジノ誘致を争点とすべきだったという意見
- ・カジノ誘致に対して住民投票を求める意見
- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・カジノによる景観の悪化を懸念する意見
- ・カジノ以外のことに税金を使ってほしいという意見
- ・カジノの収益による財政再建に対して否定的な意見
- ・I Rの周知が必要という意見
- ・I Rによる効果を期待する意見 など

Ⅳ 18区市民説明会開催期

- ・横浜にカジノは不要という意見
- ・質疑を行うよう求める意見
- ・説明会での説明内容に関する意見
- ・説明会の運営に関する意見 など

Ⅴ 新型コロナウイルス感染症発生・拡大期

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を優先するよう求める意見
- ・新型コロナウイルス感染症への対応が落ち着くまで、誘致の取組を停止するよう求める意見
- ・I Rの予算を新型コロナウイルス感染症対応の関連予算へ変更するよう求める意見
- ・集客施設の誘致による感染症の増加を懸念する意見
- ・I R誘致の推進を求める意見 など

Ⅵ 住民投票条例否決期

- ・カジノ誘致の是非は住民投票で決めるべきという意見
- ・市長選でカジノ誘致を争点とすべきだったという意見
- ・住民投票条例議案に付された市長意見に抗議する意見
- ・市会の住民投票条例が否決されたことに対する意見
- ・I R誘致の推進を求める意見 など

【図表 46】 I R に関して団体から寄せられた要望等

I 平成 28 年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
平成 28 (2016)年	7	15	子どもを守る横浜各界連絡会、横浜市従業員労働組合、神奈川私学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、「横浜にも中学校給食があったらいいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
	7	25	横浜市民要求実現実行委員会 横浜市民団体連絡会
	9	5	横浜商工会議所
	9	17	第 22 回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
	10	12	横浜・ゴミを考える連絡会
	10	14	日本共産党港南区委員会
	10	17	戸塚区勤労者協議会
	11	16	横浜港運協会
	11	25	南区区民団体連絡会、横浜建設一般労働組合南支部、神奈川土建横浜中央支部、新日本婦人の会南支部、南区生活と健康を守る会、全日本年金者組合横浜みなみ支部、横浜南部民主商工会南ブロック、南区革新懇、日本共産党南区委員会
		12	15
平成 29 (2017)年	1	27	神奈川県消費者団体連絡会
	2	7	在日特権を許さない市民の会
	2	15	カジノ誘致反対横浜連絡会
	2	21	社会民主党横浜市連合
	3	21	くらし・平和・民主主義を守る瀬谷区民の会(瀬谷区革新懇)、新日本婦人の会瀬谷支部、横浜建設一般労働組合旭瀬谷支部、横浜建築職組合、神奈川土建一般労働組合横浜西支部、横浜西部地区労働組合総連合、横浜西部民主商工会、全日本年金者組合瀬谷支部、瀬谷区生活と健康を守る会、上瀬谷基地問題懇談会、瀬谷区原水爆禁止協議会、瀬谷区平和委員会、日本共産党瀬谷区委員会

○主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ誘致をしないよう求める要望 (ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの) ・横浜にカジノは不要というもの (ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、カジノ収益を福祉の増進に活用することへの忌避感によるもの) ・I R の実現を求める要望 など
--

Ⅱ 平成 29 年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
平成 29 (2017)年	5	30	在日特権を許さない市民の会神奈川支部、さざれいしの会・いしずえ会・有志一同
	6	23	日本共産党鶴見区委員会
	7	4	子どもを守る横浜各界連絡会、横浜市従業員労働組合、神奈川私学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、「横浜にも中学校給食があったらいいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
	7	12	カジノ誘致反対横浜連絡会
	7	12	横浜市民要求実現実行委員会 横浜市民団体連絡会
	7	30	横浜市長選挙で林文子氏が当選
	8	25	第 23 回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
	9	5	横浜商工会議所
	9	29	戸塚区勤労者協議会
	10	17	日本共産党保土ヶ谷区委員会
	12	6	Facebook:「横浜にカジノってどうなの？」
	12	15	日本共産党北東地区委員会港北・都筑事務所
	12	22	日本共産党鶴見区委員会
	平成 30 (2018)年	2	19

○主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ誘致をしないよう求める要望 (ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、カジノ施設への嫌悪感によるもの) ・ 国に I R の区域認定申請を行わないよう求める要望 (ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念によるもの) ・ I R の実現を求める要望 など

Ⅲ 平成 30 年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
平成 30 (2018)年	4	17	くらし・平和・民主主義を守る瀬谷区民の会(瀬谷区革新懇)、新日本婦人の会瀬谷支部、横浜建設一般労働組合旭瀬谷支部、横浜建築職組合、神奈川県土木一般労働組合横浜西支部、横浜西部地区労働組合総連合、横浜西部民主商工会、全日本年金者組合瀬谷支部、瀬谷区生活と健康を守る会、上瀬谷基地問題懇談会、瀬谷区原水爆禁止協議会、瀬谷区平和委員会、日本共産党瀬谷区委員会
	6	1	神奈川県消費者団体連絡会
	6	12	カジノ誘致反対横浜連絡会
	6	22	日本共産党鶴見区委員会
	7	4	子どもを守る横浜各界連絡会、横浜市従業員労働組合、神奈川県学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、「横浜にも中学校給食があったらいいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
	7	20	IR整備法成立 ※附帯決議 31 項目
	7	20	横浜市民要求実現実行委員会、横浜市民団体連絡会
	8	29	日本共産党港南区委員会
	8	30	Facebook「横浜にカジノってどうなの？」
	9	15	第 24 回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
	9	25	横浜商工会議所
	10	11	戸塚区勤労者協議会
	11	19	南区区民団体連絡会、横浜建設一般労働組合みなと支部、神奈川県土木横浜中央支部、新日本婦人の会南支部、南区生活と健康を守る会、全日本年金者組合横浜みなみ支部、横浜南部民主商工会南ブロック、南区革新懇、日本共産党南区委員会
	11	21	新日本婦人の会都筑支部
	11	29	カジノ誘致反対横浜連絡会
	12	20	カジノ誘致反対横浜連絡会
12	21	日本共産党鶴見区委員会	
12	26	社会民主党横浜市連合	
平成 31 (2018)年	3	18	くらし・平和・民主主義を守る瀬谷区民の会(瀬谷区革新懇)、新日本婦人の会瀬谷支部、横浜建設一般労働組合旭瀬谷支部、横浜建築職組合、神奈川県土木一般労働組合横浜西支部、横浜西部地区労働組合総連合、横浜西部民主商工会、全日本年金者組合瀬谷支部、瀬谷区生活と健康を守る会、上瀬谷基地問題懇談会、瀬谷区原水爆禁止協議会、瀬谷区平和委員会、日本共産党瀬谷区委員会

○主な内容

- ・カジノ誘致をしないよう求める要望
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの)
- ・横浜にカジノは不要というもの
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの)
- ・カジノ誘致に係る予算を他の施策に使用するよう求める要望
- ・IR整備法の廃止を国に働きかけるよう求める要望
- ・IRの実現を求める要望 など

IV 平成31年度・令和元年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
平成31 (2019)年	4	1	IR整備法施行令 施行
令和元 (2019)年	6	27	横浜港運協会、一般社団法人 横浜港ハーバーリゾート協会
	6	28	日本共産党鶴見区委員会
	7	2	日本共産党横浜市議員団
	7	8	カジノ誘致反対横浜連絡会
	7	11	神奈川私学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、「横浜にも中学校給食があったらいいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
	7	12	青葉区連合自治会長会
	7	17	一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会
	7	25	横浜市民要求実現実行委員会 横浜市民団体連絡会
	7	31	横浜市政を考える会
	8	22	IR誘致の意思を表明し、「IRの実現に向けて」を発表
	8	22	横浜にカジノってどうなの？
	8	22	カジノ設置反対市民の会
	8	22	ふえみん婦人民主クラブ横浜支部
	8	22	横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会(KOTOBUKI ANTI-CASINO ACTION:KACA)
	8	23	立憲・国民フォーラム横浜市議員団
	8	23	第25回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
	8	27	特定非営利活動法人 K-Fellows in THE Justice・Neo-Outsiders・地球防衛軍 YOKOHAMA
	8	27	横浜市の将来を考える市民の会
	8	30	神奈川県保険医協会横浜支部
	8	30	幸福実現党 神奈川県本部
	9	2	日本労働組合総連合会神奈川県連合会、同横浜地域連合
	9	2	ソーラ スピリット 光応用技術のパイオニア 爪で運を診る会
	9	2	自由民権会議@神奈川
	9	2	自由法曹団神奈川支部
	9	3	新日本婦人の会横浜18支部連絡会
	9	3	横浜・ゴミを考える連絡会

9	4	主婦連合会
9	5	子ども・教育・暮らしを守る横浜教職員の会
9	6	野毛商店会
9	12	社会民主党横浜市連合
9	18	神奈川県弁護士会
9	19	横浜商工会議所
9	20	KOTOBUKI ANTI-CASINO ACTION(KACA) (横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会)
9	24	横浜カジノ誘致撤回市役所包囲集会参加者一同
9	24	子どもを守る横浜各界連絡会
9	25	横浜地方自治研究センター
9	25	親族・友人が多数横浜に住む平和と人権のための名誉の会
9	26	横浜を良くする会
10	11	親族・友人が多数横浜に住む平和と人権のための名誉の会
10	11	全国福祉保育労働組合 神奈川県本部
10	16	神奈川県消費者団体連絡会
10	23	戸塚区勤労者協議会
10	25	日本科学者会議神奈川支部幹事会
10	25	日本共産党港北区委員会
11	8	カジノ誘致反対横浜連絡会
11	13	横浜市医師会
11	15	カジノ誘致反対神奈川区民の会
11	21	横浜エリア連携協議会
11	26	日本共産党港南区委員会
11	27	関東弁護士会連合会
12	6	日本共産党横浜市議員団
12	17	みんな集まれ！カジノ反対鶴見の会
12	26	社会民主党横浜市連合
12	27	立憲民主党神奈川県連合
12	27	立憲・国民フォーラム横浜市議員団
12	27	日本共産党鶴見区委員会
令和2 (2020)年	1	8 海をつくる会
	1	29 カジノの是非を決める横浜市民の会
	2	3 全日本年金者組合神奈川県本部
	2	3 カジノの是非を問う緑区民の会事務局
	2	6 青葉区連合自治会会長会

2	6	カジノの是非を決める都筑区民の会
2	21	横浜市精神科医会、一般社団法人 神奈川県精神科病院協会、一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会、一般社団法人 日本精神科看護協会神奈川県支部、一般社団法人 神奈川県作業療法士会、一般社団法人 神奈川県精神神経科診療所協会
2	21	立憲・国民フォーラム横浜市議員団
2	21	熱血！つるみ避難計画
3	2	カジノ誘致反対横浜連絡会
3	2	カジノの是非を決める横浜市民の会 港北
3	5	日本共産党港北区委員会、日本共産党港北区後援会
3	10	18 行政区カジノ反対有志の会
3	11	カジノの是非を決める都筑区民の会
3	12	つづきからはじめるカジノのない未来ネットワーク
3	17	日本共産党栄区委員会
3	18	神奈川ネットワーク運動・市民自治をめざす神奈川の会
3	19	神奈川ネットワーク運動・青葉
3	19	生活クラブ運動グループ横浜未来アクション・泉区の会
3	23	KOTOBUKI ANTI-CASINO ACTION (KACA) (横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会)
3	23	横浜IRカジノに反対する横浜市民以外の会
3	24	カジノの是非を決める横浜市民の会

○主な内容

- ・ I R 誘致の撤回を求める要望
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、社会情勢の変化によるもの、白紙として市長選挙で当選したことによるもの)
- ・ I R 誘致に関する事業の停止を求める要望
(新型コロナウイルス感染症の収束までの間の停止を求めるもの、元 I R 担当副大臣の収賄容疑事件の収束までの間の停止を求めるもの)
- ・ 国に I R の区域認定申請を行わないよう求める要望
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、経済的社会的効果への懸念によるもの)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を優先するよう求める要望
- ・ I R の実現を求める要望 など

V 令和2年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
令和2	4	2	神奈川県弁護士会
(2020)年	4	7	18行政区カジノ反対有志の会
	4	7	神奈川ネットワーク運動
	4	9	カジノを考える市民フォーラム
	4	13	カジノの是非を決める横浜市民の会
	4	13	自由民主党横浜市議員団・無所属の会
	4	13	横浜カジノ反対の会
	4	14	国民民主党神奈川県総支部連合会
	4	14	カジノの是非を決める都筑区民の会
	4	15	カジノの是非を決める瀬谷区民の会
	4	16	平和と民主主義をともにつくる会・かながわ
	4	24	カジノの是非を決める西区民の会
	4	24	カジノの是非を決める金沢区民の会
	4	27	みんな集まれ！カジノ反対鶴見の会
	4	28	立憲・国民フォーラム横浜市議員団
	4	30	カジノの是非を決める中区民の会
	4	30	カジノの誘致に反対する磯子区民の会
	5	14	カジノを考える市民フォーラム
	5	14	全日本年金者組合神奈川県本部
	5	20	平和と民主主義をともにつくる会・かながわ
	5	21	カジノ問題で住民投票を求める栄区の会
	5	22	カジノの是非を決める瀬谷区民の会
	5	25	寿越冬闘争実行委員会
	5	28	生活クラブ運動グループ・横浜未来アクション
	6	3	18行政区カジノ反対有志の会
	6	4	くらし・平和・民主主義を守る瀬谷区民の会(瀬谷区革新懇) 新日本婦人の会瀬谷支部 横浜建設一般労働組合旭瀬谷支部 横浜建築職組合 神奈川土建一般労働組合横浜西支部 横浜西部地区労働組合総連合 横浜西部民主商工会 全日本年金者組合瀬谷支部 瀬谷区生活と健康を守る会 上瀬谷基地問題懇談会 瀬谷区原水爆禁止協議会 瀬谷区平和委員会 日本共産党瀬谷区委員会
	6	5	18行政区カジノ反対有志の会
	6	8	立憲・国民フォーラム横浜市議員団

6	9	生活クラブ運動グループ・横浜未来アクション青葉、神奈川ネットワーク運動・青葉
6	9	生活クラブ運動グループ・横浜未来アクション
6	10	カジノの是非をきめる南区民の会
6	11	つづきからはじめるカジノのない未来ネットワーク
6	11	カジノの是非を決める西区民の会
6	12	生活クラブ運動グループ・横浜未来アクション緑
6	15	カジノ誘致反対横浜連絡会
6	19	神奈川ネットワーク運動・市民自治をめざす神奈川の会
6	22	みんな集まれ！カジノ反対鶴見の会
6	23	バイバイカジノ@ヨコハマ
6	24	カジノの是非を決める青葉区民の会
6	29	幸福実現党 神奈川県本部
6	30	カジノ(IR)誘致反対神奈川区民の会
6	30	カジノ誘致反対横浜連絡会
7	1	18行政区カジノ反対有志の会
7	1	18行政区カジノ反対有志の会
7	2	生活クラブ運動グループ横浜未来アクションつるみ
7	8	カジノの是非を決める都筑区民の会
8	5	カジノの是非を決める横浜市民の会
8	11	みんな集まれ！カジノ反対鶴見の会
8	12	全日本年金者組合神奈川県本部
8	12	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
8	14	カジノの是非を決める泉区民の会
8	28	横浜市民要求実現実行委員会 横浜市民団体連絡会
8	28	第26回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
9	4	横浜IRカジノに反対する横浜市民以外の会
9	10	神奈川私学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、「横浜にも中学校給食があったらいいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
9	14	子どもを守る横浜各界連絡会
9	25	横浜・ゴミを考える連絡会
9	30	社会民主党横浜市連合
10	1	KOTOBUKI ANTI-CASINO ACTION(KACA) (横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会)

	10	5	さよならカジノ鶴見リコール署名センター
	10	6	青葉区連合自治会長会
	10	14	カジノの是非を決める横浜市民の会
	10	26	第47次寿越冬闘争実行委員会、日雇全協・寿日雇労働者組合
	10	30	横浜商工会議所
	10	30	全国福祉保育労働組合 神奈川県本部
	11	12	戸塚区勤労者協議会
	11	20	日本共産党港北区委員会
	11	26	横浜エリア連携協議会
	12	15	一人から始めるリコール運動
	12	17	神奈川県弁護士会
	12	22	日本科学者会議神奈川支部幹事会日本科学者会議神奈川支部幹事
	12	23	カジノ誘致に反対する牧師有志の会
	12	25	カジノ誘致反対横浜連絡会
令和3	1	5	立憲民主党神奈川県総支部連合会
(2021)年	1	6	令和3年第1回市会臨時会の開会(住民投票条例の制定)(1/8 否決)
	1	14	パチンコ廃止を求める会
	1	20	カジノを考える市民フォーラム
	1	22	カジノ誘致反対横浜連絡会
	1	27	日本地域経済学会
	2	18	全日本年金者組合神奈川県本部
	3	1	立憲民主党・無所属フォーラム横浜市会議員団
	3	12	カジノの是非を決める都筑区民の会 新日本婦人の会 都筑支部
	3	15	カジノの是非を決める都筑区民の会 中川の会
	3	15	カジノの是非を決める都筑区民の会 全日本年金者組合都筑支部
	3	19	カジノの是非を決める都筑区民の会

○主な内容

- ・ I R 誘致の撤回を求める要望
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、社会情勢の変化によるもの、白紙として市長選挙で当選したことによるもの)
- ・ I R 誘致に関する事業の停止を求める要望
(社会情勢の変化によるもの、反対の声が多いことによるもの)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を優先するよう求める要望
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の拡充を求める要望

- ・住民投票条例に関する要望
(積極的な意見を付すよう求めるもの、実施を求めるもの)
- ・国に対して認定申請期間を延長するよう市から申し入れるよう求める要望
- ・I R 関連予算の議決を行わないよう求める要望
- ・住民投票条例の否決を撤回するよう求める要望
- ・I R の実現を求める要望 など

VI 令和3年度に寄せられた団体からの要望等

○団体一覧

年	月	日	団体名
令和3	4	19	日本科学者会議神奈川支部幹事会
(2021)年	4	28	くらし・平和・民主主義を守る瀬谷区民の会(瀬谷区革新懇)、新日本婦人の会瀬谷支部、横浜建設一般労働組合旭瀬谷支部、横浜建築職組合、神奈川土建一般労働組合横浜西支部、横浜西部地区労働組合総連合、横浜西部民主商工会、全日本年金者組合瀬谷支部、瀬谷区生活と健康を守る会、上瀬谷基地問題懇談会、瀬谷区原水爆禁止協議会、瀬谷区平和委員会、日本共産党瀬谷区委員会
	6	23	日本共産党港南区委員会
	6	25	日本共産党鶴見区委員会
	7	8	神奈川私学教職員組合連合、横浜学童保育連絡協議会、新日本婦人の会鶴見支部、横浜きた・おやこ劇場、横浜保育問題協議会、横浜でも会員制の中学校給食が「いいね」の会、鶴見区子育て教育懇談会、子ども・教育・くらしを守る横浜教職員の会鶴見支部
	7	12	第27回横浜経済人会議(一般社団法人 横浜青年会議所)
	7	27	横浜市民要求実現実行委員会 横浜市民団体連絡会
	8	19	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会
	8	22	横浜市長選挙で山中竹春氏が当選
	9	6	横浜商工会議所
	9	8	横浜IRカジノに反対する横浜市民以外の会
	9	17	横浜へのカジノ誘致に反対する寿町介護福祉医療関係者と市民の会(KACA)
	9	30	子どもを守る横浜各界連絡会
	10	5	横浜・ゴミを考える連絡会
	10	18	第48次寿越冬闘争実行委員会
	11	9	社会民主党横浜市連合
	11	25	カジノを考える市民フォーラム
令和4	1	18	カジノを考える市民フォーラム
(2022)年	1	27	一般社団法人 横浜港ハーバーリゾート協会

○主な内容

- ・ I R誘致の撤回を求める要望
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの、カジノ収益を福祉の増進に活用することへの忌避感によるもの)

- 横浜にカジノは不要というもの
(ギャンブル等依存症者の増、地域風俗環境の悪化への懸念、反社会的勢力の資金源、マネー・ローンダリングの場となるなどの社会的な悪影響を懸念することによるもの)
- IRに関連する予算をコロナ対策へ変更するよう求める要望
- IRを含めた新規公共施設整備事業の撤回を求める要望
- カジノ誘致撤回手続きの履行とカジノ誘致の経緯の検証を求める要望
- IRの実現を求める要望 など

イ 「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」に係るパブリックコメントの状況

令和2年3月、市は、これまでの検討等を踏まえ、横浜 I Rの基本コンセプトや、コンセプト実現のための方向性をまとめた「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」を公表しました。あわせて、令和2年3月6日から4月6日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントでは、基本コンセプトや4つの方向性、取組の背景、I R実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等に対して、多くの意見をいただきました。意見提出者数は延べ5,040人・団体と市が実施したパブリックコメントとして過去最高となり、また、提出された意見は、9,509件にのぼりました。

【図表 47】パブリックコメントの実施結果

○意見の提出者数（人・団体）

提出方法	意見の提出者数
郵送	1,782
F A X	1,189
電子メール	1,724
窓口持参	345
合計	5,040

○意見の分類

意見の項目	意見数
方向性（素案）に関する意見	8,621件
横浜 I Rの方向性 基本コンセプト	(995件)
横浜 I Rの方向性1 世界最高水準の I Rを実現	(877件)
横浜 I Rの方向性2 都心臨海部との融合	(789件)
横浜 I Rの方向性3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを	(1,620件)
横浜 I Rの方向性4 安全・安心対策の横浜モデルの構築	(1,366件)
取組の背景、I R実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等	(2,974件)
その他の意見等（素案に関連しない意見等）	888件
合計	9,509件

○意見への対応

分類	対応状況	意見数
修正	素案変更の参考としたもの	387件
参考	案に既に記載されていたもの、 今後の事業・取組等の参考としたもの	8,234件
その他	その他の意見等（素案に関連しない意見等）	888件
	合計	9,509件

3 ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組

(1) ギャンブル等依存症対策基本法の成立【平成 30 年 7 月】

I R 推進法の成立及びその附帯決議を受け、ギャンブル等依存症全般について包括的な対策を推進することを目的に、平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 8 月 29 日までの間、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において議論が重ねられました。

第 2 回会議では、「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」が行われ、第 3 回会議にて「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられました。

法制化に向けた動きでは、平成 29 年 2 月から 6 月にかけて、日本維新の会、自民党・公明党、民進党・自由党がそれぞれ独自の法案を提出しました。衆議院の解散に伴い廃案となりましたが、自民党・公明党と日本維新の会が協議により法案を一本化した後、ギャンブル等依存症対策基本法案が国会に再提出され、I R 整備法に先んじて平成 30 年 7 月 6 日に可決・成立しました。

ギャンブル等依存症対策基本法は、主に 11 の項目から構成されており、ギャンブル等依存症の定義や、国及び都道府県によるギャンブル等依存症対策を推進するための計画策定、内閣にギャンブル等依存症対策推進本部の設置及び同推進本部内にギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置などが規定されています。

【図表 48】ギャンブル等依存症対策基本法概要

参考資料2		ギャンブル等依存症対策基本法概要	
1 目的	ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、 ②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、 → もって①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与		
2 定義	ギャンブル等依存症 :ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態		
3 基本理念	① ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援 ② 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮		
4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮	アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮		
5 責務	国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定		
6 ギャンブル等依存症問題啓発週間	国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)を設定 * ギャンブル等依存症問題:ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題		
7 法制上の措置等	政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務		
8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等	① ギャンブル等依存症対策推進基本計画 :政府に策定義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討) ② 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画 :都道府県に策定の努力義務(少なくとも3年ごとに見直しを検討) * ②については、医療計画・都道府県健康増進計画・都道府県アルコール健康障害対策推進計画等との調和が必要		
9 基本的施策	① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援	
	② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備	
	③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等	
	④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等	
	⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査(3年ごと)	
10 ギャンブル等依存症対策推進本部	内閣に、内閣官房長官を本部長とする ギャンブル等依存症対策推進本部 を設置 所掌事務:①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等		
11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議	本部に、 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 を設置 委員:ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命(20人以内) 所掌事務:本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる		
	※ 施行期日:公布の日から起算して3月を超えない範囲内(平成30年10月5日施行) ※ 検討:① 本部については、施行後5年を目途として総合的に検討 ② ①のほか、本法の規定全般については、施行後3年を目途として検討		

出典:ギャンブル等依存症対策推進本部会合資料

(2) ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定【平成31年4月】

ギャンブル等依存症対策基本法第二十四条の規定に基づき設置されたギャンブル等依存症対策推進本部において、ギャンブル等依存症対策推進基本計画案の作成が進められました。その後、推進本部内に設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者会議における議論やパブリックコメントを経て、平成31年4月19日にギャンブル等依存症対策推進基本計画が閣議決定されました。

基本計画は二章構成となっており、第一章の「ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等」では、依存症問題の現状、依存症対策の基本理念が明記されているほか、基本的事項として、P D C Aサイクルによる計画的な不断の取組の推進、多機関の連携・協力による総合的な取組の推進、重層的かつ多段階的な取組の推進が示されています。

第二章の「取り組むべき具体的施策」においては、関係事業者が行う取組として、広告宣伝に関する新たな指針の作成や、施設内・営業所内のA T M等の撤去などが規定されています。

神奈川県は、令和3年3月、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置付けられる「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定しました。

(3) 横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査の実施【令和元年12月】

市におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、市は、令和元年12月から令和2年3月まで、「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施し、結果を令和2年4月に公表しました。

この調査では、国が平成29年度に実施した全国調査の調査手法を踏まえ、無作為に抽出した市内の満18歳から74歳の男女3,000人を対象に面接による調査を行い、1,263人（回答率42.1%）から回答を得ました。

国と同様に、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト（S O G S）を用いて、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合推計を算出したところ、過去1年以内のギャンブル等の経験をもとにした「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合推計は0.5%（平成29年度国調査：0.8%）という結果が出ました。

また、最もよくお金を使ったギャンブル等については「パチンコ・パチスロ」という結果でした。

【図表49】横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査結果

娯楽と生活習慣に関する調査の概要			
調査実施主体	横浜市都市整備局		
調査手法	面接調査		
対象者の選択方法	市内 208 地点の住民基本台帳より無作為に抽出		
調査対象者数	3,000 人		
回答者数	1,263 人 (回答率 42.1%)		
ギャンブル等依存症が疑われる者 (SOGs(※1)5 点以上、過去 1 年以内)	推計値	0.5% (0.3~1.1%) (※2)	実数 7 人 / 1,263 人
	(内訳(※3))「パチンコ・パチスロ」に最もお金を使った者	0.2% (0.0~0.6%)	2 人 / 1,263 人
ギャンブル等依存症が疑われる者 (SOGs 5 点以上、生涯)	推計値	2.2% (1.5~3.4%)	28 人 / 1,263 人
	(内訳(※4))「パチンコ・パチスロ」に最もお金を使った者	1.6% (1.0~2.6%)	20 人 / 1,263 人

(※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12 項目 (20 点満点) の質問中、その回答から算出した点数が 5 点以上の場合にギャンブル依存症の疑いありとされる。

(※2) 数値は性別・年齢調整後の値。() 内は「95%信頼区間」を表しており、同様の方法で標本調査と区間の作成を 100 回行った場合、そのうち 95 回程度で真の値を含む区間のことである。

(※3) 過去 1 年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

(※4) 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

【図表50】平成29年度全国調査の概要（ギャンブル等依存症対策推進本部）

ギャンブル等依存が疑われる者の推計値			
平成29年度全国調査の概要 (SOGs (※1) に関する調査) 全国調査結果の中間とりまとめ (2017年9月29日 久里浜医療センター 発表)			
<p>➢ 平成29年度全国調査によると、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、成人の0.8% (約70万人) と推計されている (過去 1 年以内)。</p>			
	平成29年度 全国調査		(参考)
研究実施主体	日本医療研究開発機構 (AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者: 松下幸生 副院長)		平成25年度 全国調査 厚生労働科学研究 研究代表者: 樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出		全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	10,000名		7,052名
回答者数	4,685名 (回答率 46.9%)		4,153名 (回答率 58.9%)
ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGs(※1)5 点以上、過去 1 年以内)	推計値	0.8% (0.5~1.1%)(※2) (32名/4,685名) (※3)	調査していない
	(内訳(※4))パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	0.7% (0.4~0.9%) (26名/4,685名)	
ギャンブル等依存が疑われる者 (SOGs5 点以上、生涯)	推計値	3.6% (3.1~4.2%) (158名/4,685名)	4.8% (4.2~5.5%) (※2)
	(内訳(※5))パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	2.9% (2.4~3.4%) (123名/4,685名)	調査していない

(※1) SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12 項目 (20 点満点) の質問中、その回答から算出した点数が 5 点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

(※2) 数値は年齢調整後の値。
() 内は 95% 信頼区間: 同一の標本調査を 100 回行った場合、そのうち 95 回で推計値がこの範囲内となる区間

(※3) () 内は実数

(※4) 過去 1 年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

(※5) 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

(4) 横浜 I R を考えるシンポジウムの実施【令和 2 年 12 月】

I R を推進する意義や、I R を構成する施設の一つであるカジノに起因するギャンブル等依存症や治安悪化等の懸念事項への対策をテーマとして、有識者による講演やパネルディスカッション等のシンポジウムを実施しました。

シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響により、YouTube 専用サイトにおいてライブ配信（特別講演及び基調講演は事前収録）し、当日の配信内容を横浜市 YouTube 公式チャンネルにおいて後日、公表しました。

【図表 51】横浜 I R を考えるシンポジウム概要

実施日	令和 2 年 12 月 20 日
特別講演	「日本におけるカジノを含む I R（統合型リゾート）：横浜の考察」 ダグラス・ウォーカー 氏 (米国チャールストン大学教授・元ハーバード大学医学大学院 客員教授)
基調講演	「シンガポールにおけるギャンブル依存症の対策及びその効果」 ゴマシナヤガン・カンダサミ 氏 (シンガポール国家依存症管理サービス機構 (NAMS) 精神科医)
パネルディス カッション	「ギャンブル等依存症対策の現状と課題」 池田 文隆 氏 (グレイス・ロード甲斐サポートセンター センター長) ゴマシナヤガン・カンダサミ 氏 (シンガポール国家依存症管理サービス機構 (NAMS) 精神科医) 高橋 英彦 氏 (東京医科歯科大学大学院 教授) 松下 幸生 氏 (久里浜医療センター 副院長) 三原 聡子 氏 (久里浜医療センター 臨床心理士)
	「治安等対策の現状と課題」 アンソニー・キャボット 氏 (米国ネバダ大学ラスベガス校 客員教授) 三枝 守 氏 (元岩手県警 本部長) 渡邊 雅之 氏 (三宅法律事務所 弁護士)

(5) I R（統合型リゾート）懸念事項対策検討調査の実施【令和2年10月～令和3年3月】

市の過去の調査結果と国内外の懸念事項対策の報告書等を抽出・整理するとともに、「I R（統合型リゾート）設置に伴う懸念事項対策の検討・実施に係るヒアリング」等での有識者の意見を参考に内容を分析し、区域整備計画の策定等の参考とすることを目的として実施しました。

(6) I R（統合型リゾート）設置に伴う懸念事項対策の検討・実施に係るヒアリングの実施【令和3年2月】

今後のギャンブル等依存症や治安等の懸念事項に係る対策を検討・実施していくにあたり、有識者からご意見をいただくことを目的に実施しました。

【図表 52】 意見をいただいた有識者

有識者	依存症	池田 文隆氏 (一般社団法人グレイス・ロード グレイス・ロード甲斐サポートセンター統括センター長)
		高橋 英彦氏 (東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授)
		松下 幸生氏 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター副院長)
		三原 聡子氏 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター主任心理療法士)
	治安等	三枝 守氏 (元岩手県警本部長)
		渡邊 雅之氏 (弁護士法人 三宅法律事務所 弁護士)

(7) 横浜 I Rを考える有識者対談の実施【令和3年7月】

I Rを構成する施設のひとつであるカジノに起因するギャンブル等依存症について、市民の理解促進を図ることを目的に、ギャンブル等依存症に関わっている有識者の対談を実施しました。

有識者対談は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対談の様子を事前に収録の上、横浜市 YouTube 公式チャンネルにおいて公表しました。

【図表 53】 有識者対談の配信日及び参加いただいた有識者

配信日	令和3年7月19日
有識者	池田 文隆 氏 (一般社団法人 グレイス・ロード グレイス・ロード甲斐サポートセンター 統括センター長)
	三原 聡子 氏 (独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター主任心理療法士)

(8) I Rに伴う懸念事項対策に係る費用

I Rの整備・運営に伴う、依存症対策や治安悪化対策などの懸念事項対策の費用については、どのようなI R施設が整備・運営されるか、また、市と事業者との役割分担や費用負担が決まらなければ、市が負担すべき費用が明らかになりません。そのため、事業者選定後に事業者と共同で作成する区域整備計画の中でそれらを算定し、市民に説明する予定でした。

しかし、市のI R事業が中止となったため、事業者の選定や区域整備計画の策定は実施されておらず、そのため、横浜I Rに伴う懸念事項対策に係る費用については、算定されていません。

(9) 負の影響・社会的コストについて

市では、平成27年度の「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）」において、ギャンブルに関する負の影響・社会的コストに関して、これまでどのような研究・調査が実施されているかを調査しましたが、国内においては、そうした調査は確認されませんでした。海外においては、17件確認されましたが、調査対象国・地域における社会的コストに含まれている項目を比較してみると、各調査・研究において社会的コストの項目として含まれる内容が異なっていることが分かりました。

ギャンブルに関する負の影響・社会的コストの考え方については、その算定に当たり、社会的コストの定義、定量化の範囲、及び推計モデルについて標準化されていないため、体系的に確立された社会的コストの定量化のモデルが存在していないとされています。

図表54に、平成27年度の「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）」の抜粋を掲載します。

【図表 54】「IR（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）」から
 抜粋

4. 負の影響・社会的コストに関する調査・研究

I. 本調査で確認できた調査・研究

本調査では、17 件のギャンブルまたはカジノによる負の影響・社会的コストの調査・研究が確認できた。調査対象国・地域であるシンガポール、ネバダ州、ビクトリア州、マカオ、韓国では7件であったが、それ以外にも10件の調査・研究が確認できた。

本調査で確認できた調査・研究

No.	ID (国・地域)		
1	シンガポール/マカオ		
	文献名	発行年	発行者
	The social, economic, and environmental impacts of casino gambling on the on the residents of Macau and Singapore	2014年	<ul style="list-style-type: none"> • Shou-Tsung Wu • Yeong-Shyang Chen
	概要		
	<ul style="list-style-type: none"> • マカオとシンガポールにおいてカジノによってもたらされる社会・経済への負の影響について調査した民間の研究論文。 • ギャンブル依存症患者の増加や犯罪の増加、家族への影響、生活の質の低下等、カジノの設置による社会的な負の影響について挙げている。 • サンプリングで選ばれたマカオ在住の480人、シンガポール在住の450人を対象としたアンケート調査を実施し、両国の違いを比較した。 • アンケートの結果、マカオ、シンガポール在住者は共にカジノによる経済的な便益を享受しているものの、負の影響は避けられないこと認めており、マカオ在住者がシンガポール在住者よりカジノによる負の影響を感じていることが確認された。 		

No.	ID (国・地域)		
2	ネバダ州		
文献名	発行年	発行者	
Beyond the Limits of Recreation: Social Costs of Gambling in Southern Nevada	2003年	<ul style="list-style-type: none"> • R. Keith Schwer • William N. Thompson • Daryl Nakamuro 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • ネバダ州南部においてギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストを推計した民間の研究論文。 • ラスベガスメトロポリタンエリア在住のギャンブラーズアノニマスのメンバー99人を対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施した。 • ネバダ州南部のカジノによりギャンブル依存症患者によってもたらされる社会的コストは、1人当たりでは年間19,085USD (2,309,285円)、地域全体では年間約470百万USD (569億円) (高位) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
3	ビクトリア州		
文献名	発行年	発行者	
Counting the Cost - Inquiry into the Costs of Problem Gambling 【政府調査】	2012年	<ul style="list-style-type: none"> • Victorian Competition and Efficiency Commission 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • ビクトリア州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストをビクトリア州政府から Victorian Competition and Efficiency Commission に依頼し推計した調査報告書。 • ビクトリア州在住の15,000人を対象とした電話質問調査等を元に経済的、社会的コストの推計を実施した。 • ビクトリア州のギャンブルにより発生する社会的コストは、地域全体では年間27億AUD (2,376億円) と見積もられた。 <p>※この調査・研究は州政府の公式見解ではないと記載されている。</p>			

No.	ID (国・地域)	
4	マカオ①	
文献名	発行年	発行者
Social impacts of casino gaming in Macao: A qualitative analysis	2010 年	<ul style="list-style-type: none"> • Yim King Penny Wan • Xin Crystal Li • Weng Hang Kong
概要		
<ul style="list-style-type: none"> • マカオにおいてカジノ運営権開放後のカジノの社会に対する効果と影響を調査した民間の研究論文。 • カジノが社会に対して与える負の影響の項目を過去の論文から引用し、マカオにおける影響について考察した。 • マカオへの影響として、ギャンブル依存症患者及び犯罪の増加、公共レジャーや緑地の不足、交通渋滞及び交通渋滞、高等教育での高い退学率、ギャンブル依存症のカウンセリング及び治療の需要増加、生活の質の低下等を挙げている。 		

No.	ID (国・地域)	
5	マカオ②	
文献名	発行年	発行者
The social cost of gambling in Macao: before and after the liberalisation of the gaming industry	2011 年	<ul style="list-style-type: none"> • Davis K. C. Fong • Hoc Nang Fong • Shao Zhi Li
概要		
<ul style="list-style-type: none"> • マカオにおいてカジノ運営権開放前後（2003 年と 2007 年）の社会的コストを推計し比較した民間の研究論文。 • マカオにおける各種統計データ等を引用し社会的コストの推計を実施した。 • マカオのカジノにより発生した社会的コストは、地域全体では年間約 106 百万 MOP（15.9 億円）（2007 年）と見積もられた。 		

No.	ID (国・地域)		
6	韓国①		
文献名	発行年	発行者	
賭博問題の社会・経済的費用推計研究最終報告書 【政府調査】	2010年	• 射幸産業統合監視委員会	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> 韓国においてギャンブル産業によってもたらされる社会的影響を検証し、社会的コストを推計した調査報告書。 ギャンブル依存症患者 142 人を対象としたアンケート調査、当事者・家族インタビュー、研究論文等を元に社会的コストの推計を実施し、韓国のギャンブルにより発生する社会的コストは国全体では年間約 78.3 兆 KRW (7.8 兆円) と見積もられた。 また、社会的コストは経済効果 (運営事業者の売上高) を上回るため、韓国におけるカジノ産業は社会的に負の影響があると結論づけている。 <p>※この調査・研究は射幸産業統合監視委員会の公式見解ではないと記載されている。</p>			

No.	ID (国・地域)		
7	韓国②		
文献名	発行年	発行者	
Residents' Perceptions of Casino Development in Korea: The Kangwon Land Casino Case	2005年	<ul style="list-style-type: none"> • Ki-Joon Back • Choong-Ki Lee 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> カンウォンランドにおいて、カジノの社会や地域住民に対する負の影響を調査した民間の研究論文。 カンウォンランドの地域住民 567 人を対象としたインタビュー調査や研究論文等を元に社会的な負の影響について調査を実施した。 カジノの社会的な負の影響についてギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族問題、破産及び自殺等の負の影響を挙げている。社会的な負の影響として、カンウォンランドにおいて事業者と政府は、負の社会的要因を最小限にし、住民からの支援が必要な場合は社会的、経済的利益を最大化するための努力をすべきであると結論づけている。 			

No.	ID (国・地域)	
8	アメリカ合衆国①	
文献名	発行年	発行者
Gambling Impact and Behavior Study	1999 年	• National Opinion Research Center (NORC)
概要		
<ul style="list-style-type: none"> • アメリカ合衆国においてギャンブルによってもたらされる国民 1 人当たりの社会的コストをアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会から National Opinion Research Center (民間機関) に依頼し推計した調査報告書。 • ギャンブルに関する問題等について全米 2,417 人を対象とした電話調査や参考文献等を元に社会的コストの推計を実施し、アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する 1 人当たり社会的コスト (病的ギャンブラー) は、生涯 10,550USD (1,276,550 円)、年間 1,195USD (144,595 円) と見積もられた。 		

No.	ID (国・地域)	
9	アメリカ合衆国②	
文献名	発行年	発行者
National Gambling Impact Study Commission - Final Report 【政府調査】	1999 年	• National Gambling Impact Study Commission (アメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会)
概要		
<ul style="list-style-type: none"> • アメリカ合衆国においてアメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会法に基づいて、アメリカ合衆国ギャンブル影響調査委員会がギャンブルによってもたらされる社会的、経済的な負の影響を調査した調査報告書。 • 社会的コストの推計は NORC の調査結果を引用している。 • ギャンブルによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、及びアルコールや薬物等の問題や犯罪の増加、家族への影響等を挙げている。 • 負の影響の発生を踏まえ、青少年に対するギャンブル教育の啓発、注意喚起等のギャンブル依存症対策等について提言している。 		

No.	ID (国・地域)		
10	アメリカ合衆国③		
文献名	発行年	発行者	
Gambling in America: Costs and Benefits	2009 年	• Earl L. Grinols	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • アメリカ合衆国においてギャンブル産業によってもたらされる経済的効果と社会的コストを推計した民間の研究論文。 • 他の研究論文の社会的コストの項目の推計結果を元に、年間の社会的コストの推計を実施した。アメリカ合衆国のギャンブルにより発生する 1 人当たり社会的コストは、年間 10,330USD (1,249,930 円) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
11	アメリカ合衆国④		
文献名	発行年	発行者	
Why Casinos Matter - Thirty-One Evidence-Based Propositions from the Health and Social Sciences	2014 年	• Institute for American Values	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • 1990 年代以降、アメリカ合衆国で新たにカジノの合法化が進んだことから、カジノが社会に与える役割や影響について整理した民間の研究論文。 • 健康や経済、政治、社会等 31 の観点について考察し、カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、家族への影響及び青少年への影響等を挙げている。 			

No.	ID (国・地域)		
12	ウィスコンシン州・コネチカット州		
文献名	発行年	発行者	
Social Costs Of Gambling: A Comparative Study Of Nutmeg And Cheese State Gamblers	2000年	<ul style="list-style-type: none"> • William N.Thompson • Ricardo Gazel • Dan Rickman 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • ウィスコンシン州とコネチカット州においてギャンブルによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。 • コネチカット州ではギャンブル依存症治療グループで治療を受けている患者 112 人、ウィスコンシン州では州内のギャンブラーズアノニマスの会員 98 人を対象とした調査を元に社会的コストの推計を実施し、ギャンブルにより発生する 1 人当たりの社会的コストはウィスコンシン州では年間 15,994USD (1,935,274 円)、コネチカット州では年間 8,681USD (1,050,401 円) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
13	マサチューセッツ州		
文献名	発行年	発行者	
Projecting and Preparing for Potential Impact of Expanded Gaming on Commonwealth of Massachusetts	2008年	<ul style="list-style-type: none"> • Spectrum Gaming Group 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • マサチューセッツ州においてカジノの合法化に際し、カジノ新設による効果最大化による諸施策を検討するために、カジノによってもたらされる経済効果や社会への負の影響をマサチューセッツ州から Spectrum Gaming Group (民間機関) に依頼し調査した調査報告書。 • 他の参考文献より社会的に懸念される項目を挙げ、それぞれ様々な視点でその影響度合いについて論じている。 • カジノによる社会に対する負の影響として、ギャンブル依存症患者の増加、犯罪の増加、破産等を挙げている。 			

No.	ID (国・地域)		
14	ニューハンプシャー州		
文献名	発行年	発行者	
Final Report of Findings May 18, 2010 【政府調査】	2010年	<ul style="list-style-type: none"> New Hampshire Gaming Study Commission (ニューハンプシャー州ゲーミング研究委員会) 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> ニューハンプシャー州の政府機関であるニューハンプシャー州ゲーミング研究委員会においてカジノを合法化するか判断するために経済効果と社会的コストを推計した調査報告書。 経済効果は、既存産業のカニバリゼーションについて検討がなされ、州外顧客を取りこめない場合のカニバリゼーションの可能性について触れられている。 社会的コストは、NORC が推計した 1 人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施し、ニューハンプシャー州南部のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間 60.1 百万 USD (72.7 億円) (高位) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
15	フロリダ州		
文献名	発行年	発行者	
Gambling Impact Study	2013年	<ul style="list-style-type: none"> Spectrum Gaming Group 	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> フロリダ州においてカジノ合法化の検討に際し、フロリダ州が Spectrum Gaming Group (民間機関) に依頼し合法化によってもたらされる経済波及効果や社会的コストを推計した調査報告書。 過去の研究論文の 1 人当たり社会的コストを元に年間の社会的コストの推計がなされ、フロリダ州のカジノにより発生する社会的コストは、地域全体では年間 1,188 百万 USD (1,437 億円) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
16	ニューヨーク州		
文献名	発行年	発行者	
Impacts of Wilmot Casino on Primary Impact Area - Emphasis on Socioeconomic & Public Safety	2014年	• Center for Governmental Research	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • ニューヨーク州セネカ郡において、事業者が提案したカジノ構想による社会的影響を検討する為に、タイア市が Center for Governmental Research (民間機関) に依頼しカジノによってもたらされる社会的コストを推計した調査報告書。 • NORC が推計した 1 人当たり社会的コスト等を元に年間の社会的コストの推計を実施しており、ニューヨーク州セネカ郡のカジノにより発生する社会的コストは、病的ギャンブラー 1 人当たりでは年間 1,700USD (205,700 円)、地域全体では年間 70 万 USD (84.7 百万円) と見積もられた。 			

No.	ID (国・地域)		
17	オーストラリア		
文献名	発行年	発行者	
Productivity Commission Inquiry Report 【政府調査】	2010年	• Australian Government Productivity Commission	
概要			
<ul style="list-style-type: none"> • オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる経済的便益と社会的コストをオーストラリア政府の独立機関である Australian Government Productivity Commission が 1999 年に推計した調査報告書。 • ギャンブルの影響に関してオーストラリア国民を対象にした全国調査を元に社会的コストの推計を実施しており、オーストラリア国内におけるギャンブルによってもたらされる社会的コストは、国全体では年間 9,765 百万 AUD (8,593 億円) と見積もられた。 			

II. 県別分類

本調査で確認できた 17 件を、調査目的別、調査手法別に分類して整理する。

(調査目的別)

調査目的別に分類すると、以下のとおりであった。

- 合法化の検討材料の一つとして調査・研究した事例が 3 件
- 事業者選定の検討材料の一つとして調査・研究した事例が 1 件
- ギャンブルの影響を調査・研究した事例が 11 件、うちカジノのみが対象となっている事例が 4 件
- マカオにおけるカジノ運営権解放後の影響を調査・研究した事例が 2 件

なお、合法化の検討を行った 3 件のうち、マサチューセッツ州は、雇用創出と新たな税収による財源確保を理由に 2011 年に合法化しているが、ニューハンプシャー州では、2013 年と 2015 年に州議会では合法化を否決した。これは、先に合法化したマサチューセッツ州との競合等により、州外からの来訪客があまり見込めない等の理由からであると言われている。また、フロリダ州では現在も合法化の検討が進められている。

調査目的別の分類

実施時期	目的	対象	件数	No. ID (国・地域)
カジノ合法化以前	カジノ合法化可否の検討	カジノ	3件	13.マサチューセッツ州 14.ニューハンプシャー州 15.フロリダ州
ギャンブル (またはカジノ) 合法化後	事業者選定の検討	カジノ	1件	16.ニューヨーク州
	社会に与える負の影響の調査	ギャンブル 全般	7件	3.ビクトリア州 6.韓国① 8.アメリカ合衆国① 9.アメリカ合衆国② 10.アメリカ合衆国③ 12.ウィスコンシン州・コネチカット州 17.オーストラリア
		カジノ	4件	1.シンガポール/マカオ 2.ネバダ州 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④
	カジノ運営権開放の影響の調査	カジノ	2件	4.マカオ① 5.マカオ②

(調査手法別)

調査手法別に分類すると、社会的な負の影響を検討した調査・研究と社会的コストを推計した調査・研究の2種類に分類される。

社会的な負の影響についての調査・研究では、ギャンブルやカジノが社会に与える影響について定性的に整理されている。

社会的コストを推計した調査・研究は、11件確認され、そのうち2件が国・地域全体及び1人当たり社会的コストを推計、6件が国・地域全体での社会的コストを推計、3件が1人当たり社会的コストのみを推計するものであった。

調査手法別の分類

調査手法		対象	件数	No. ID (国・地域)
【定性】 社会的な負の影響の検討		ギャンブル 全般	1件	9.アメリカ合衆国②
		カジノ	5件	1.シンガポール/マカオ 4.マカオ① 7.韓国② 11.アメリカ合衆国④ 13.マサチューセッツ州
【定量】 社会的コストの推計	国・地域全体、 1人当たり 年間社会的コスト	カジノ	2件	2.ネバダ州 16.ニューヨーク州
	国・地域全体の 年間社会的コスト	ギャンブル 全般	3件	3.ビクトリア州 6.韓国① 17.オーストラリア
		カジノ	3件	5.マカオ② 14.ニューハンプシャー州 15.フロリダ州
1人当たり 年間社会的コスト	ギャンブル 全般	3件	8.アメリカ合衆国① 10.アメリカ合衆国③ 12. Wisconsin州・コネチカット州	

III. 社会的コストの定義

ギャンブル（またはカジノ）における社会的コストを推計する調査・研究において、社会的コストは、それぞれ異なった分類・定義がなされており、統一して定義されていない。

調査対象国・地域における社会的コストに含まれている項目を比較してみると、各調査・研究に応じて社会的コストの項目として含まれる内容が異なっている。

社会的コストに含まれる項目の比較

No. ID (国・地域)				
2.ネバダ州	3.ビクトリア州	5.マカオ	6.韓国①	8.7/16.韓国② 16.ニューヨーク州
1.雇用費用 (失職、(従業員)の退職、解雇による)生産性の損失、失業補償費用) 2.不良債権及び民事裁判 (破産債務損失、裁判費用(破産/負債/離婚)) 3.刑事司法関連費用 (監禁費用、逮捕費用、裁判費用、投獄費用、執行刑費用) 4.治療及び社会的サービス関連費用 (治療費用、福祉費用、フードスタンプ)	1.直接サービス費用 (州政府負担の治療費用、地方政府負担の直接費用) 2.その他の間接費用 (転職費用、仕事外における生産性の損失、破産費用、離婚及び別離による財務費用) 3.司法制度に関連する費用 (警察の取締り費用、裁判所費用、刑務所費用) 4.ビジネスに関連する費用 (職場での生産性の損失、ギャンブル関連犯罪、規制費用、自主的なギャンブル依存症への取組費用) 5.過剰損失の財務費用 (過度のギャンブル支出による消費者の損失) 6.精神的及び物理的福利に関連する費用 (精神的苦痛 (関係破壊、家庭内暴力、自殺念慮、自殺未遂)、福祉に係る費用)	1.治療及び予防費用 2.法的費用 3.レントシーキング費用 (ギャンブルに関連する運動活動費用) 4.規制費用 5.研修、プロモーション及び研究に係る公共費用	1.ギャンブル投資費用 2.ギャンブルによる借金の利子費用 3.職場での生産性の低下による費用 4.失業補償費用 5.犯罪費用 6.家庭内暴力関連費用 7.児童虐待関連費用 8.裁判関連費用 9.警察関連費用 10.行政関連費用 11.医療費用 12.自殺関連費用 13.個人における基礎生計費用 14.家族における基礎生計費用 15.失業時再就職に係る費用 16.ギャンブル依存症の治療費用 17.個人におけるギャンブル依存症の治療費用	1.雇用関連費用 (仕事喪失に係る費用) 2.破産、債務、失業保険及び福祉に係る費用 (失業補償費用、福祉手当、破産費用) 3.犯罪司法関連費用 (逮捕費用、更生費用) 4.健康管理費用 (賭博費用、健康費用、精神健康費用) 5.ギャンブル依存症治療費用

No. ID (国・地域)				
10.アメリカ合衆国③	12.ワイオミング州・コネチカット州	14.ニューハンプシャー州	15.フロリダ州	17.オーストラリア
1. 犯罪に係る費用 (逮捕関連費用、裁判(刑事と民事司法)費用、監禁及び監督費用) 2. ビジネス及び雇用に係る費用 (生産性の低下による損失、時間の損失及び失業) 3. 破産費用 4. 自殺費用 5. 病気に係る費用 6. 社会サービス費用 (セラピー/治療費、失業及びその他社会サービス費(福祉とフードスタンプ費用が含まれる)) 7. 政府における直接規制費用 8. 家族費用 (離婚費用) 9. 乱用費用(知合等から盗んでギャンブルに使用した金銭等)	1. 雇用費用 (労働時間の損失、失業補償費用、生産性の損失/失業) 2. 不良債権 3. 盗難 4. 民事裁判に係る費用 5. 犯罪司法関連費用 (逮捕費用、裁判費用、執行猶予費用、投獄費用) 6. 福祉費用 (フードスタンプ費用、扶養児童への援助費用) 7. 治療費用	1. (NORC (8.7アメリカ合衆国①)の研究における)社会的コスト (1) 雇用関連(仕事喪失) (2) 破産、債務、失業保険及び福祉 (失業補償費用、福祉手当、破産費用) (3) 犯罪司法関連費用 (逮捕費用、更生費用) (4) 健康管理費用 (離婚費用、健康費用、精神健康費用) 2. 規制修正等に係る費用 3. 治療費	1. 雇用 (労働時間の損失、失業補償費用、生産性の損失/失業) 2. 不良債権 3. 民事裁判 (破産裁判、その他の民事裁判) 4. 刑事司法 (監禁費用、逮捕費用、裁判費用、執行猶予費用、投獄費用) 5. 治療費用 6. 福祉費用 (扶養児童への援助費用、フードスタンプ費用)	1. ファイナンシャル費用 (破産) 2. 生産性と雇用 (仕事上における生産性の損失、仕事外における生産性の損失、仕事を変更することに伴うコスト(収益の損失、従業員の求人検索、雇用スタッフの交換費用)) 3. 犯罪及び法的に係る費用 (警察の事件に係る費用、裁判費用、刑務所費用) 4. 個人と家族に係る費用 (家族の精神的苦痛、両親の精神的苦痛、関係破綻に伴う費用、離婚による金融費用、離婚による感情的費用、暴力費用、うつ病費用、自殺念慮、自殺未遂、家族への影響、両親への影響) 5. 治療費用 (ギャンブルカウンセリングサービス費用)

出所：各国・地域の研究論文・調査報告書をもとに有限責任監査法人トーマツ作成

4 経済的社会的効果

(1) I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査【平成 26 年度】

平成 26 年度に実施した「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」では、委託先とともに、横浜市に I Rを導入した場合の経済効果について、産業連関分析を用いて定量効果の算出を実施しました。経済効果の算出にあたっては、毎年発生する運営段階の「I R売上・観光消費による経済効果」と、施設整備段階の「建設による経済効果」について、それぞれ算出しました。

ア I R売上・観光消費による経済効果（毎年発生）

総合効果*1：4,144 億円（直接効果：2,561 億円、波及効果：1,583 億円）

就業者の増加：41,030 人

税収*2：61 億円

*1 博報堂が平成 26 年春に各都道府県 100 サンプルを対象に実施したインターネット調査（日本国内「I R受容性」の最新動向）の回答（20 歳以上 I R訪問客数、利用意向、年間利用回数、カジノ平均使用額）、横浜市観光客の消費単価を参考に推計算出

平成 22 年みなとみらい 21 地区の経済効果（約 1 兆 7,556 億円）の 4 分の 1 程度（23.6%）

*2 税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

イ 建設による経済効果（期間中のみ発生）

総合効果*1：3,922 億円（直接効果：2,500 億円、波及効果：1,422 億円）

就業者の増加：30,904 人

税収*2：55 億円

*1 各国主要 I R施設を参考に延床面積を 500,000 m²と仮定し算出

*2 税収効果は、個人市民税と法人市民税の和

(2) I R (統合型リゾート) に関する事業者への情報提供依頼 (R F I) 【平成 30 年～令和元年】

ア 平成 30 年度に実施した R F I で示した経済的社会的効果

日本型 I R の大枠が示された I R 整備法成立を踏まえ実施した「I R (統合型リゾート) 等新たな戦略的都市づくり検討調査 (その 4)」では、日本の制度に基づき、横浜で I R を実施した場合の経済的社会的効果について、事業者へ情報提供依頼 (R F I) を実施しました。その結果、横浜での I R に意欲のある 12 者・グループから調査票が提出されました。市では、その情報を委託先である監査法人とともに整理し、事業者の示した定量的な効果を下限・上限という形でまとめました。

【施設規模】

- I R 施設面積 (全体)
 - ・約 670,000 m²～約 1,500,000 m²
- M I C E 施設
 - ・約 70,000 m²～約 229,000 m²
- 宿泊施設
 - ・約 270,000 m²～約 600,000 m²
 - ・約 2,700 室～約 5,000 室

【投資見込み・売上見込み等】

- 投資見込額 (建設費等*1)
 - ・約 6,200 億円～約 1兆 3,000 億円
- 売上見込額
 - ・約 3,500 億円～約 8,800 億円/年
- E B I T D A *2
 - ・約 800 億円～約 2,100 億円/年

*1 土地取得費用も加算した事業者も含まれている

*2 純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益

企業の収益力を分析、比較するのに適した指標と言われている

【観光客数・訪問者数見込み】

- I R 設置後の横浜への観光客数
 - ・約 4,400 万人～約 7,800 万人/年
- I R への訪問者数
 - ・約 800 万人～約 5,200 万人/年
- 国内・海外観光客の割合
 - ・国内観光客：約 4 割～約 9 割 海外観光客：約 6 割～約 1 割

<参考：横浜市の観光集客実人員（年間）>

3,631万人（平成29年見込）

<参考：テーマパーク年間入場者数（平成29年）>

東京ディズニーランド 1,660万人

東京ディズニーシー 1,350万人

ユニバーサルスタジオジャパン 1,494万人

※出典：THEME INDEX MUSEUM INDEX 2017

【経済効果見込み】

■ I R 建設時

・直接効果 約4,700億円～約1兆1,900億円

・全体効果 約6,700億円～約1兆8,000億円

■開業後事業運営時

・直接効果 約4,900億円～約9,100億円／年

・全体効果 約7,700億円～約1兆6,500億円／年

<参考：みなとみらい21地区の経済波及効果（昭和58年度～平成28年度）>

みなとみらい21地区における建設投資（累計） 約2兆625億円

横浜市内への経済波及効果（累計） 約2兆8,827億円

【雇用者数見込み】

■ I R 建設時

・雇用者数 約4.3万人～約10万人

■開業後事業運営時

・直接雇用者数 約1.0万人～約5.6万人

・間接雇用者数 約0.7万人～約14.9万人

<参考：みなとみらい21地区の就業者数>

約103,000人（平成28年度末）

【地方自治体の増収見込み】

■地方自治体への増収効果（開業後、安定運営した平年度ベースの見込み）

・約 600 億円～約 1,400 億円／年

（カジノ入場料、カジノ納付金、消費税、市民税、固定資産税等）

<参考>

横浜市 市税歳入 7,271 億円（平成 29 年度）

横浜市 法人市民税 570 億円（平成 29 年度）

みなとみらい 21 地区における市税収入 約 155 億円（平成 27 年度）

イ IR 誘致の意思表示時（令和元年 8 月）に示した経済的社会的効果

平成 30 年度に、情報提供にご協力いただいた事業者から、平成 31 年 4 月に施行された IR 整備法施行令など、新たな情報を踏まえ、具体性や精度を高め、再度情報提供を受けました。提供された情報については、委託先である監査法人とともに、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認した上で、下限・上限という形で整理しました。

【IR 区域全体の施設規模・初期投資】

■施設規模（総延床面積）：77 万㎡～100 万㎡

■建設費等の初期投資※：7,000 億円～1 兆 3,000 億円

※人材確保・人材育成にかかる費用、什器・備品調達、資金調達費用等を含む

<参考：海外事例>

施設名	敷地面積	施設規模	開発費用※
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	約 19ha	約 60 万㎡	約 4,870 億円
リゾート・ワールド・セントーサ（シンガポール）	約 49ha	約 34 万㎡	約 5,220 億円
シティセンター（ラスベガス）	約 27ha	約 167 万㎡	約 8,556 億円
ギャラクシー・マカオ（マカオ）	約 28.5ha	約 100 万㎡	約 4,518 億円

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

※開発時のおおよそのレートで換算。人材確保・人材育成に係る費用なを含むかは不明

【MICE施設の規模】

- 総延床面積 : 138,000 m²～192,000 m²
- 最大国際会議室の収容人数 : 3,000人～6,000人
- 展示等施設面積 : 60,000 m²～120,000 m²

<参考：事例>

施設名	総延床面積	最大会議室の収容人数	展示等施設面積
パシフィコ横浜（横浜）	約 167,700 m ²	5,002 人	20,000 m ²
東京国際フォーラム（東京）	約 145,000 m ²	5,012 人	—
東京ビッグサイト（東京）※	316,990 m ²	—	115,420 m ²
マリーナ・ベイ・サンズ（シンガポール）	約 12 万 m ²	8,000 人	31,750 m ²
マンダレイベイ（ラスベガス）	約 19 万 m ²	12,000 人	105,734 m ²

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び各運営会社HP等より

※東京ビッグサイトは拡張工事後の面積

【宿泊施設の規模】

- 宿泊施設の部屋数 : 2,700 室～4,800 室
- 最小客室面積 : 40 m²～45 m²
- スイートルームの最小客室面積 : 70 m²～80 m²
- スイートルームの割合 : 約 2 割

<参考>

	世界的なブランドの宿泊施設	諸外国の I R の宿泊施設	日本を代表する宿泊施設	日本の大規模な宿泊施設
スイートルームの最小客室面積の平均	67.0 m ²	65.6 m ²	58.7 m ²	64.1 m ²
最小客室面積の平均	39.7 m ²	40.0 m ²	29.0 m ²	17.7 m ²
総客室数の平均	273 室	2,495 室	930 室	1,554 室
スイートルーム数の平均	35 室	617 室	47 室	28 室
スイートルーム割合の平均	14.8%	19.2%	5.3%	2.3%

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

【インバウンドを含む I R への訪問客数】

- 訪問客数:2,000 万人～4,000 万人/年(ゲーミング利用者の割合は約 2 割～4 割)
うち国内観光客割合：66%～79%

○ I R への延べ訪問者数の見込み方 (国内)

- ・事例 1：I R 及びカジノへの来訪意向と回数をアンケートし、その割合により推計
- ・事例 2：M I C E、エンタメ、ショッピング、カジノなどの目的別の訪問者数をアンケート調査等により推計

○ I R への延べ訪問者数の見込み方 (海外)

- ・事例 1：外部コンサルにより、観光庁データなどを元に、今後の訪問者数の伸びを推計
- ・事例 2：外国人旅行者の意識調査や国際会議統計などを活用して推計

<参考：海外事例>

施設名	年間延べ訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)	約 4,500 万人
リゾート・ワールド・セントーサ (シンガポール)	約 2,000 万人
ギャラクシー・マカオ (マカオ)	約 2,000 万人

※出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料及び事業者より提供

【I R 区域内での消費額 (年間売上)】

- I R 区域内での消費額 (年間売上)：4,500 億円～7,400 億円/年
- 事業者の多くは、訪問客数に、1 人当たりの G G R※ (海外実績等) を掛け合わせて算出していました。※G G R (カジノ行為粗収益: 掛け金総額-顧客への払戻金)

【経済波及効果・雇用創出効果】

- 経済波及効果 (間接効果含む)

建設時：7,500 億円～1 兆 2,000 億円 運営時：6,300 億円～1 兆円/年

- 雇用創出効果 (間接効果含む)

建設時：85,000 人～136,000 人 運営時：77,000 人～127,000 人

- 事業者から情報提供された「建設費等の初期投資額」や「I R 区域内での消費額 (年間売上)」の数値を基に、平成 23 年横浜市産業連関表を用いて委託先である監査法人が整理しました。

【増収効果】

■市への増収効果：820億円～1,200億円

(カジノ納付金収入、入場料収入、その他税収(法人市民税、固定資産税、都市計画税))

○事業者から情報提供された「GGR」、「ゲーミングへの日本人等入場者数」、「整備コスト」、「損益予測」等を基に委託先である監査法人が整理しました。

(3) (仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(I R)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC) 【令和元年10月～令和2年6月】

I R整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、令和元年10月に募集要項を公表し、山下ふ頭(約47ha)を予定区域とする特定複合観光施設(I R)設置運営事業に係るコンセプト提案を募集しました。その中で、改めて想定する効果(数値)について提供を受けました。事業者から示された効果(数値)については、再度、市と委託先である監査法人において、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認した上で、下限・上限という形で整理しました。

【MICE施設】

■展示場

・60,000 m²～120,000 m²

■会議室収容人数

・4,000人～20,000人

【宿泊施設】

■施設規模

・約160,000 m²～約750,000 m²

■客室数

・約2,500室～約5,200室

【観光の振興】

■インバウンドを含むI Rへの訪問者数

・2,100万人～3,900万人/年(国内観光客割合：67%～80%)

■I R区域内での消費額

・4,900億円～6,900億円/年

【地域経済の振興】

■経済波及効果（間接効果含む）※

- ・建設時：1兆1,000億円～1兆6,000億円
- ・運営時：7,400億円～9,700億円／年

■雇用創出効果（間接効果含む）※

- ・運営時：91,000人～119,000人

※事業者から情報提供された「建設費等の初期投資額」や「IR区域内での消費額（年間売上）」の数値を基に、平成23年横浜市産業連関表を用いて委託先である監査法人が整理しました。

【財政改善への貢献】

■地方自治体の増収効果※

- ・860億円～1,000億円／年

（カジノ納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税）

※事業者から情報提供された「GGR」、「ゲーミングへの日本人等入場者数」、「整備コスト」、「損益予測」等を基に委託先である監査法人が整理しました。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

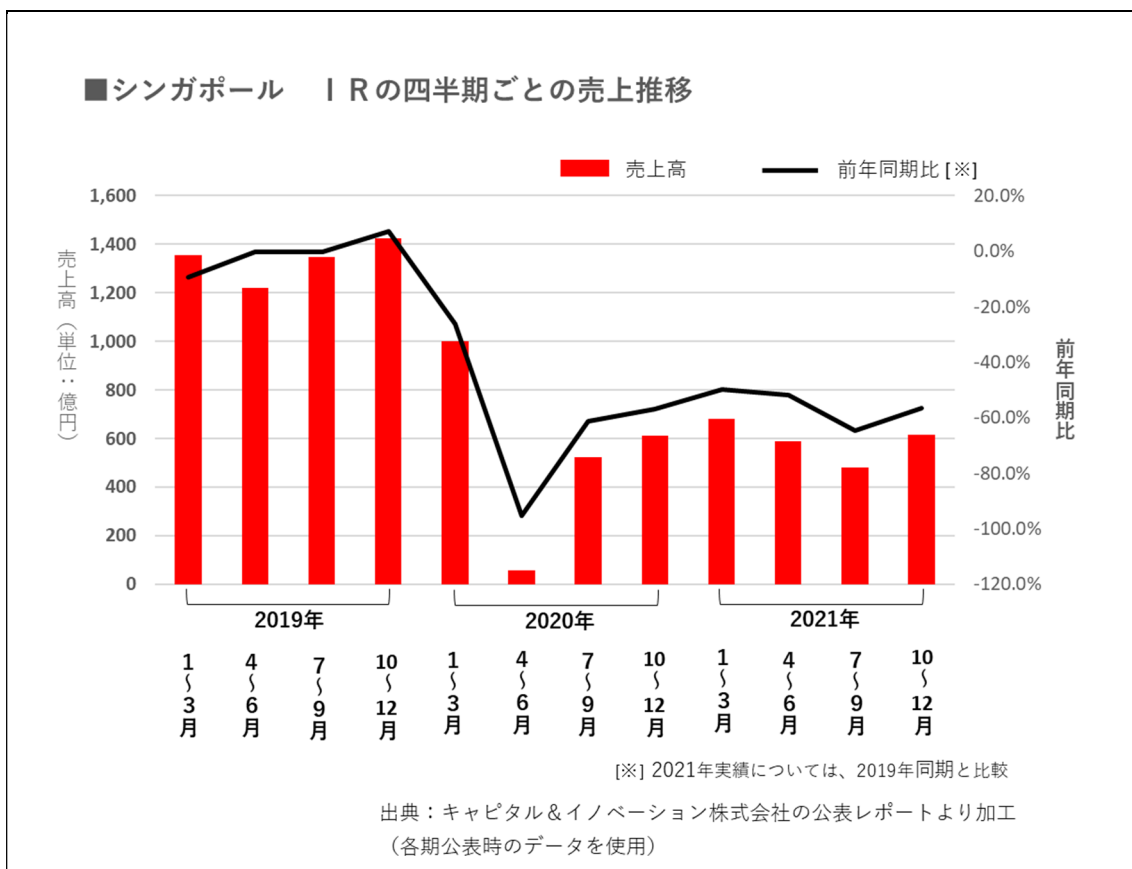
前述の経済的社会的効果は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値となっており、今後、公募により選定された事業者と共同で区域整備計画を作成するなかで、改めて効果を算定し、市民へ説明する予定でした。

新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を表明し、その後、世界的に感染が拡大、各国のIR施設についても、影響を受けました。

シンガポールについては、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大による出入国制限、施設閉鎖や部分的な施設営業停止の影響から、2020年第一四半期以降大きくカジノ売上が落ち込みました。2021年は2020年よりカジノ売上が回復しているものの、コロナ禍の影響を受けていない2019年と比べると約5割程度の売上水準となっています。

シンガポールのIRについては、海外からの渡航客も多いため、出入国制限の影響を強く受けていると考えられます。

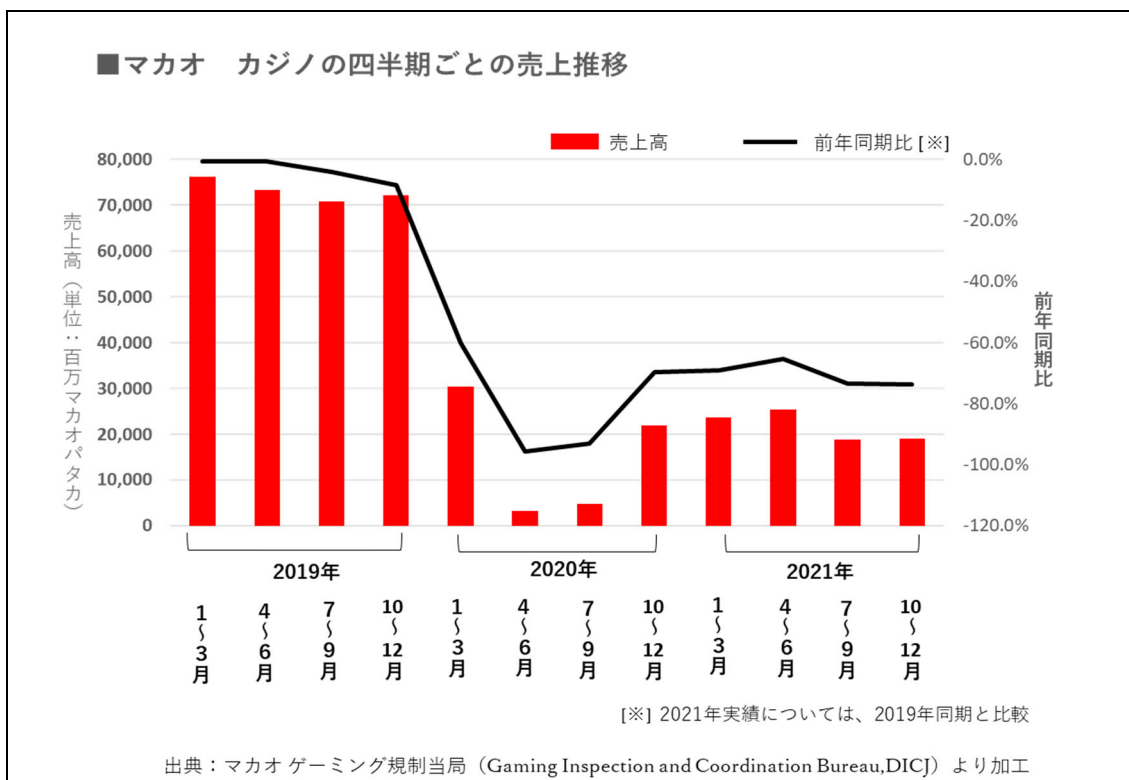
【図表 55】 シンガポール IRの四半期ごとの売上推移



マカオについては、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大による出入国制限、施設閉鎖や部分的な施設営業停止の影響から、2020年第一四半期以降大きくカジノ売上が落ち込みました。2021年は2020年よりカジノ売上が回復しているものの、コロナ禍の影響を受けていない2019年と比べると約3割程度の売上水準となっています。

マカオのカジノやIRについては、海外からの渡航客が多いため、出入国制限の影響を強く受けられていると考えられます。

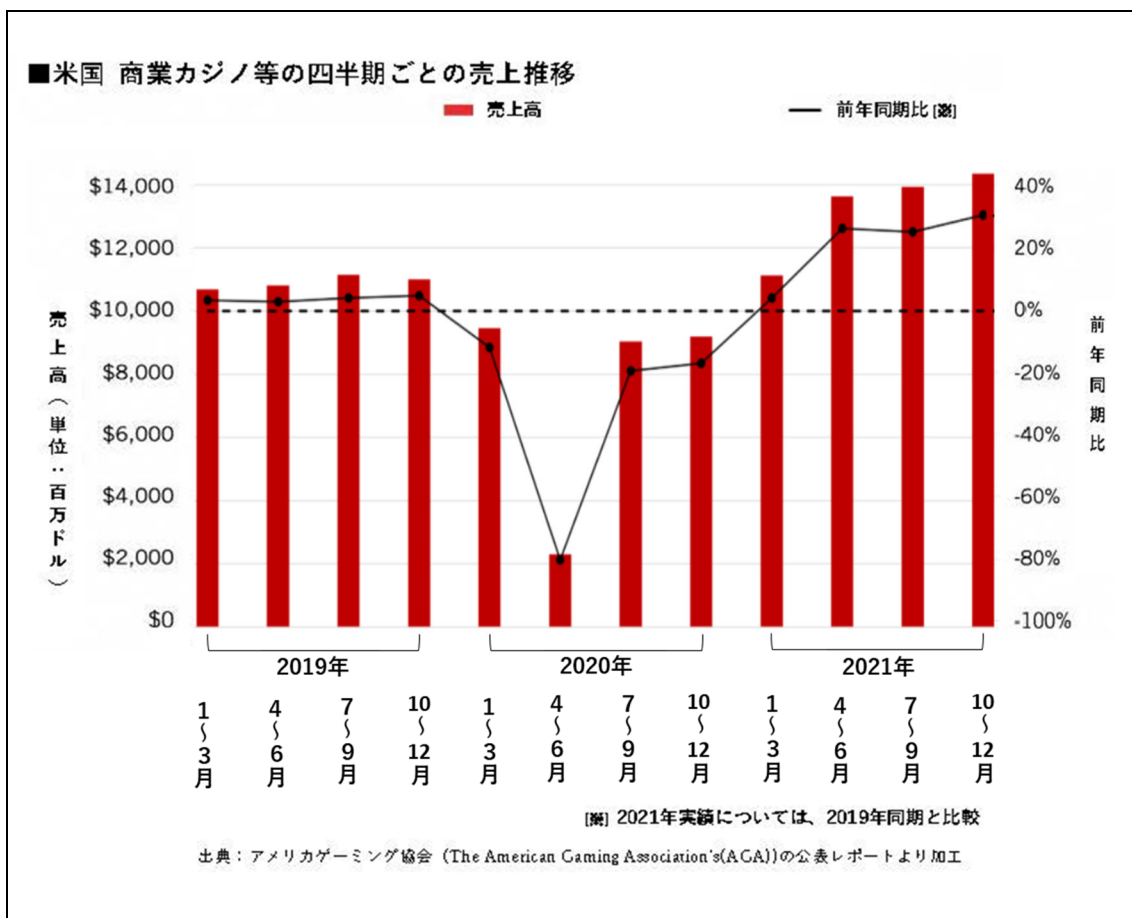
【図表 56】マカオ カジノの四半期ごとの売上推移



米国については、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大による出入国制限、施設閉鎖や部分的な施設営業停止の影響から、2020年第2四半期については大きく売上が落ち込みました。その後、施設閉鎖等の措置が解除されたことにより売上は回復し、2021年第2四半期以降はコロナ禍の影響を受けていない2019年を上回り、過去最高水準の売上となっています。

米国のカジノについては国内利用者が多いため、出入国制限の影響を受けにくかったと考えられます。

【図表 57】米国 商業カジノ等の四半期ごとの売上推移

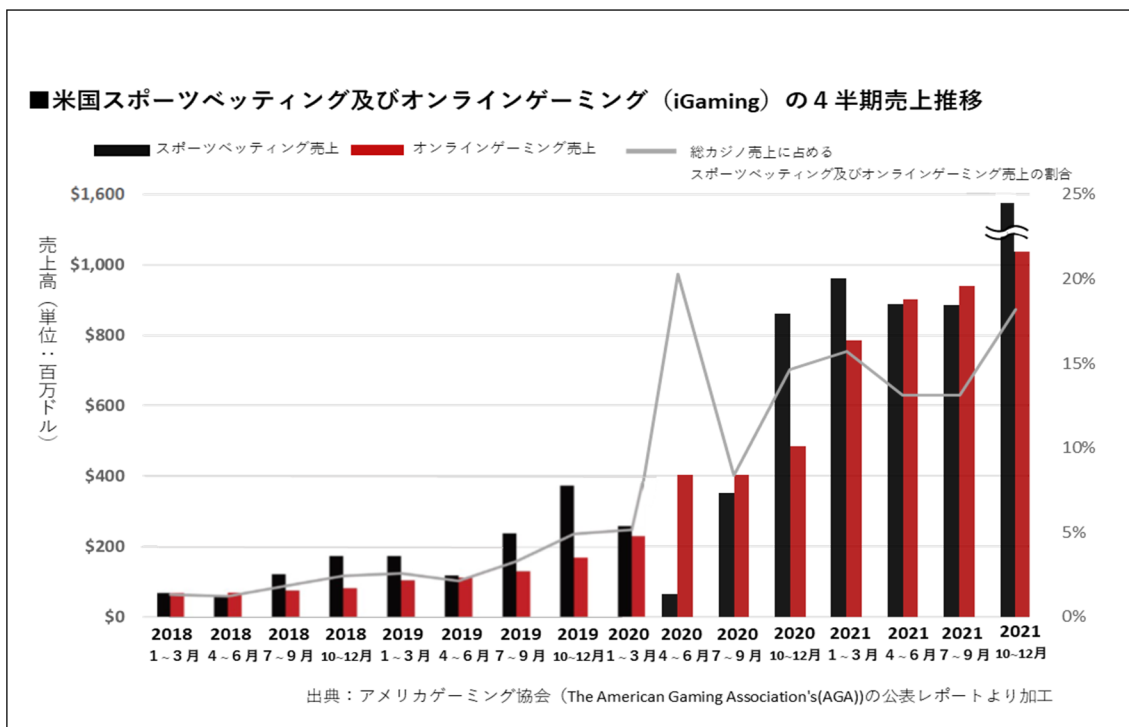


(5) オンラインカジノ等の状況 (米国)

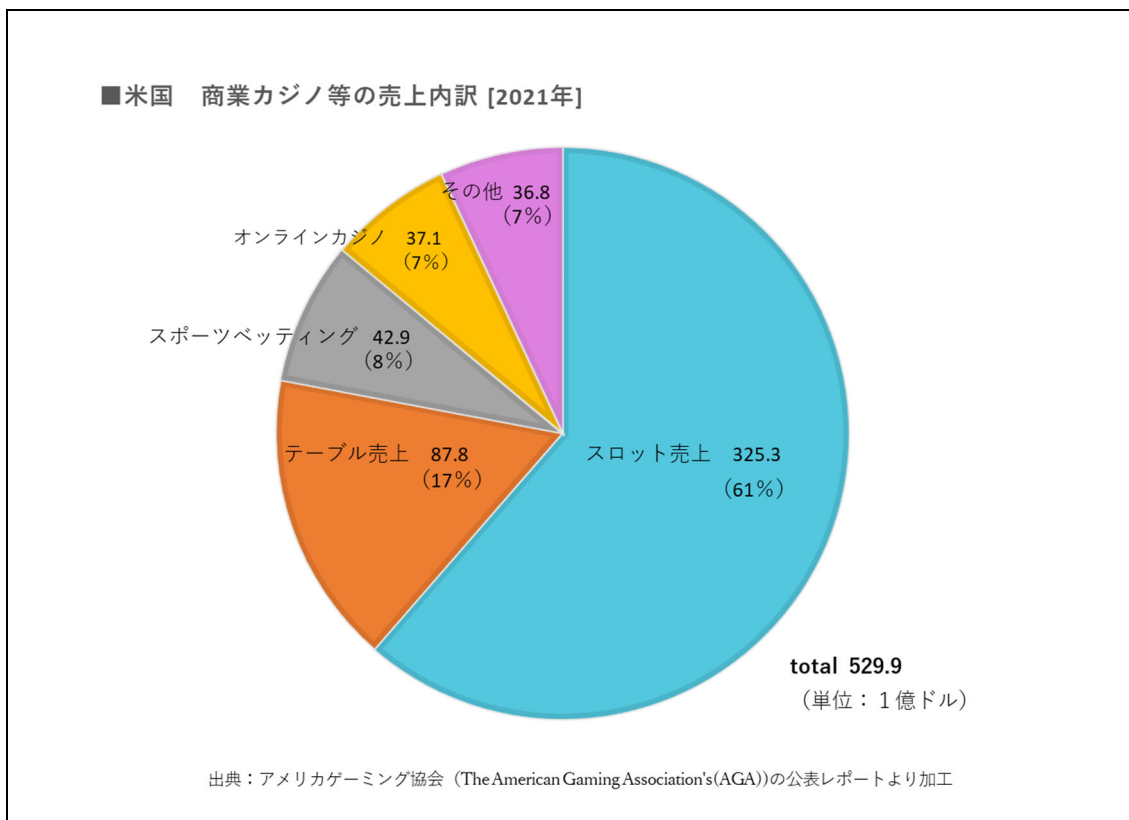
近年、オンラインカジノが普及し、そのシェアを拓けています。

米国においては、2020年第2四半期に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通常のカジノが売上を下げた一方、オンラインカジノ等が売上を伸ばし、そのシェアは約20%になりました。その後、通常のカジノが売上を戻し、2021年第2四半期以降は過去最高水準の売上を記録しています。そのため2021年以降、オンラインカジノ等のシェアは10%台で推移しています。

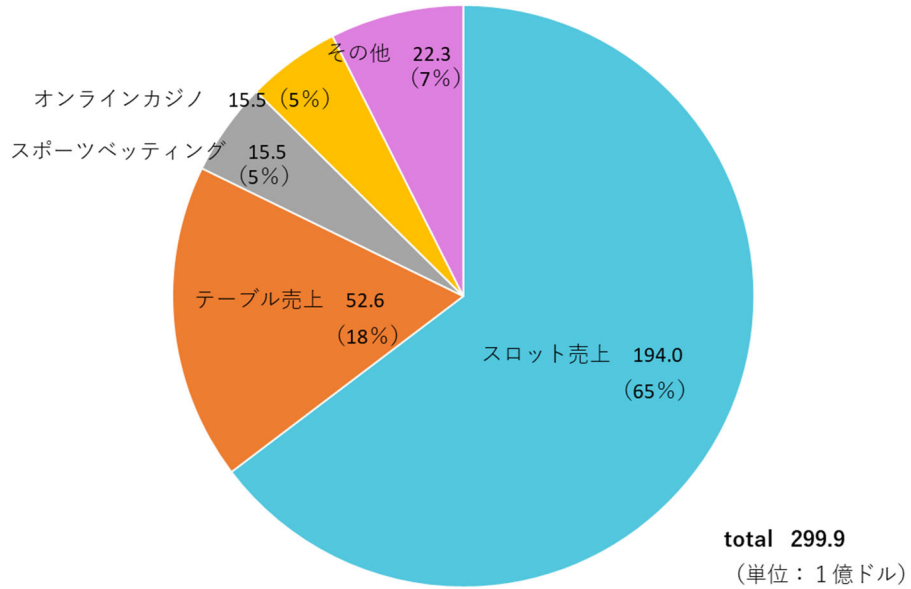
【図表 58】米国 スポーツベッティング、オンラインゲーミング（iGaming）の4半期売上推移



【図表 59】米国 商業カジノ等の売上内訳

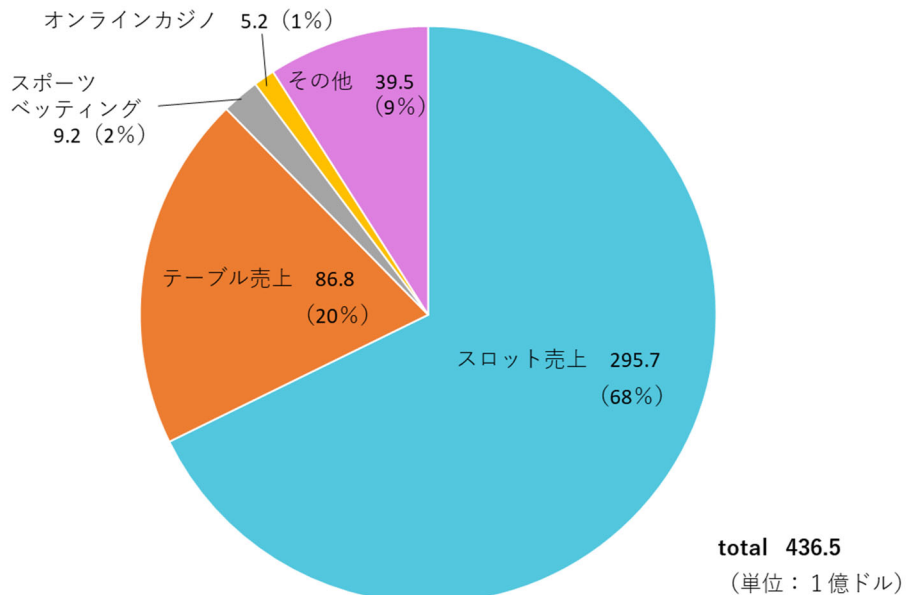


■米国 商業カジノ等の売上内訳 [2020年]



出典：アメリカゲーミング協会 (The American Gaming Association's(AGA))の公表レポートより加工

■米国 商業カジノ等の売上内訳 [2019年]



出典：アメリカゲーミング協会 (The American Gaming Association's(AGA))の公表レポートより加工

第4 外部有識者による考察

横浜市におけるIR誘致に係る取組について、外部有識者6者による、第三者的視点及び専門的見地からの考察を掲載します（氏名50音順に掲載）。

I 井上 光昭 氏（公認会計士） P. 228～

II 幸田 雅治 氏（神奈川大学法学部教授） P. 244～

III 田中 紀子 氏（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表） P. 256～

IV 福田 敦 氏（関東学院大学経営学部教授） P. 268～

V 藤原 静雄 氏（中央大学法科大学院教授） P. 278～

VI 有限責任 あずさ監査法人（監査法人） P. 292～

※各有識者の考察文中で「本報告書の○ページ」「本件報告書○頁」等として示しているページは、令和4年2月16日に公表した「横浜IRの誘致に係る取組の振り返り」（中間報告）におけるページを示しています。本報告書におけるページとの対照については、次ページをご参照ください。

※各有識者の考察文中で示している図表等の番号は、「本報告書の図表○」等の断りのないかぎり、本章におけるそれぞれの有識者の考察文内の図表を示しています。

外部有識者名	掲載ページ	中間報告におけるページ	⇒	本報告書におけるページ
II 幸田 雅治 氏	253	p76	⇒	<u>p100</u>
		p21～	⇒	<u>p22～</u>
		p125	⇒	<u>p150</u>
		p150	⇒	<u>p175</u>
		p128	⇒	<u>p154</u>
		p136	⇒	<u>p161</u>
		p76～88	⇒	<u>p100～112</u>
		p103～	⇒	<u>p125～</u>
		p127	⇒	<u>p152</u>
		p153	⇒	<u>p191</u>
IV 福田 敦 氏	273	177～180 頁	⇒	<u>215～219 頁</u>
	275	58 頁	⇒	<u>59 頁</u> ※中間報告 58 頁の図表 16「I Rの実現に向けて」は、本報告書 62 頁以降の、右肩に「資料 2」と書かれたスライド「I Rの実現に向けて」と対応しています。
		64～69 頁	⇒	<u>88～93 頁</u>
		68 頁	⇒	<u>92 頁</u>
V 藤原 静雄 氏	286	150 頁	⇒	<u>175 頁</u>
	289	118 頁	⇒	<u>142～143 頁</u>
VI 有限責任 あずさ監査法人	293	174 ページから 181 ページ	⇒	<u>212 ページから</u> <u>219 ページ</u>
	299	179 ページ	⇒	<u>218 ページ</u>
	300	174 ページから 181 ページ	⇒	<u>212 ページから</u> <u>219 ページ</u>

I 井上 光昭 氏（公認会計士）

1 趣旨

2019年8月22日、横浜市（以下、本稿において「市」とする）は、「観光の振興」「地域経済の振興」「財政の改善への貢献」など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、市が抱える諸課題の有効な対応策になり得ると考えられることを判断理由の一つとして、令和元年8月にIR誘致の意思を市は表明した。

IRによる経済的社会的効果としては、法人市民税収（2018年決算：620億円）を大きく上回る820億円～1,200億円の増収効果（年間）など、これまでの事業では見られない規模の効果が示された。しかしながら、これらの効果は、横浜でのIR整備・運営に強い意欲を示す事業者が示すものであり、その根拠について市民に対して示されることはなかった。

そのため、議会や市民・団体等からは数値の詳細な内訳や根拠を求める声や効果に対する疑問、事業が失敗したときの不安の声があがった。市はそれらの声に対し、事業者のノウハウ等が含まれていることから示すことはできないと答え、事業者選定後の区域整備計画を策定した段階で示すと説明した。確かに、公募前の段階で、それらのノウハウを含んだ情報を公にするのでは、事業者から情報提供は受けられないだろう。しかしながら、例えば、外部の視点を追加するなどにより、海外におけるIR事業者の情報や国内における観光、レジャー産業、公営競技やパチンコ産業などの状況を踏まえて、それらの数値の検証を行い、市民に対して説明することはできなかつたのだろうか。

IRは日本においては初めての事業であり、海外でうまくいっているからといって日本でうまくいくとは限らない。海外においても失敗事例があり、日本においても失敗するリスクは少なからず存在するはずである。仮に失敗とならなくても、市民に説明してきた増収効果が大きく下振れし、こんなはずではなかったということもあり得たのではないだろうか。

日本型IRで想定される事業規模は我が国においては過去最大級のものであり、海外のIR事業と比してもかなり大きなものになることが想定された。それが故に、仮に事業が失敗した場合、周辺地域も含め市に与えるダメージも大きなものになっただろうし、市民からは事業者の赤字を市税で穴埋めするようなことを危惧する声まで上がっていた。

このようにIRは、地域への経済効果を期待できる施策である一方で、リスクを伴う施策でもある。しかし、市はIR誘致の意思表示に際して、これらのリスクについて十分な説明を行ってきたのだろうか。新たな施策の導入を判断する以上、そこから得られるメリットとデメリットをならべ、比較検討の上でその是非を判断する必要があり、また、それらをしっかりと市民に説明の上で、判断するべきであつただろう。

結果として、2021年8月22日に実施された市長選挙においてI R反対を掲げ当選した山中市長により、市のI R事業は中止された。

本稿では、市がI R誘致を意思決定するにあたり、もっとも大きな要素となったと推察され、なおかつ、市民・団体、議会からも否定的な意見が多く上がった経済的社会的効果のうち増収効果（820億円～1,200億円）について焦点をあてて検証を行うこととする。

また、I Rを推進するなかでは、市の費用負担も発生する。増収効果を図る上では費用負担についてもあわせて整理するべきものと考えられるためその点についても検証のなかで言及したい。

増収効果については、現状においても市民・団体等からの疑問や否定的な意見がある。これらの声に応え、しっかり振り返りを行うという市の考えを踏まえ、検証にあたっては、公にされている海外I R事業者の状況や、国内の情報を利用して実施しているが、限られた情報のなかでも、幅広い視点での検証が必要と考え、同じ方法によっても、敢えてミニマムな数値を採用することなどにより、下振れリスクの観点から検証を行っている。

2 増収効果（820億円～1,200億円）の検証

(1) 検証の概要

市がこれまで示してきた増収効果は、以下のア～ウとなっている。

- | | | |
|---|----------|-------------------------|
| ア | カジノ納付金収入 | [カジノ行為粗収益 (GGR) ×15%] |
| イ | カジノ入場料収入 | [日本人等のカジノ訪問客数×3,000円/人] |
| ウ | 税収 | |

ア～ウ各々について、これまで市は数値を示していないため、本稿では、これらを独自に試算するなどして検証を行う。

試算に必要な要素については、海外のI R事例や過去に行われたアンケート結果などを参考にしながら、それぞれ仮定を置きながら算定する。

なお、より幅広い視点を持ち、有益な検証となるよう、「ア カジノ納付金収入」及び「イ カジノ入場料収入」については、以下の2つのアプローチで試算を行う。

試算1

- 海外のI R事例や過去に行われたアンケート調査結果などを基に検証する。
- 「ア カジノ納付金収入」は、海外I R事例から「一人当たりのカジノ単価」を求め、「カジノ入場者数」を掛け合わせてGGRを試算のうえ、算定する。
- 「イ カジノ入場料収入」は、市の公表数値である「I Rへの訪問客数」などから日本

人等のカジノ入場者数を試算のうえ、算定する。

項目	参照元
①一人当たりのカジノ単価	海外 I R 事例
② I R への訪問客数	市の公表数値
③カジノ利用割合	過去のアンケート調査結果
④国内客の割合	国内類似施設の実績値

$$\text{ア カジノ納付金収入} = \text{GGR} \times 15\%$$

$$\begin{aligned} \text{GGR} &= \text{① 一人当たりのカジノ単価} \\ &\times \text{② I R への訪問客数} \\ &\times \text{③ カジノ利用割合} \end{aligned}$$

$$\text{イ カジノ入場料収入} = \text{日本人等のカジノ入場者数} \times 3,000 \text{ 円/人}$$

$$\begin{aligned} \text{日本人等のカジノ入場者数} &= \text{② I R への訪問客数} \\ &\times \text{③ カジノ利用割合} \\ &\times \text{④ 国内客の割合} \end{aligned}$$

試算 2

- ・日本にカジノは存在しないため、基本的に海外の I R 事例の数値を基に検証する。
- ・ア カジノ納付金収入は、海外 I R 事例から「カジノ面積 1 平方メートル当たりの GGR」を求め、「市において想定されるカジノ面積」に掛け合わせて GGR を試算のうえ、算定する。
- ・イ カジノ入場料収入は、上記アで算出した GGR を、海外の I R 事例から求めた「一人当たりのカジノ単価」で除し、国内客の割合を掛け合わせて「日本人等のカジノ入場者数」を試算のうえ、算定する。

項目	参照元
① GGR/m ²	海外 I R 事例
②市において想定されるカジノ面積	市の公表数値を基に算出
③一人当たりのカジノ単価	海外 I R 事例
④国内客の割合	国内類似施設の実績値

$$\text{ア カジノ納付金収入} = \text{GGR} \times 15\%$$

$$\text{GGR} = \text{① GGR/m}^2 \times \text{② 市において想定されるカジノ面積}$$

$$\text{イ カジノ入場料収入} = \text{日本人等のカジノ入場者数} \times 3,000 \text{ 円/人}$$

$$\begin{aligned} \text{日本人等のカジノ入場者数} &= \text{GGR} \\ &\div \text{③ 一人当たりのカジノ単価} \\ &\times \text{④ 国内客の割合} \end{aligned}$$

試算 1 及び試算 2 の算定式をまとめると次のとおりとなる。

■ 「試算 1」 及び 「試算 2」 の算定式の比較

	試算 1	試算 2
ア カジノ納付金収入 [GGR × 15%]	「GGR」の算定式	
	① 一人当たりのカジノ単価 × ② IRへの訪問客数 × ③ カジノ利用割合	① カジノ面積 1㎡当たりのGGR × ② 市において想定される カジノ面積
イ カジノ入場料収入 [日本人等のカジノ 入場者数 × 3,000 円/人]	「日本人等のカジノ入場者数」の算定式	
	② IRへの訪問客数 × ③ カジノ利用割合 × ④ 国内客の割合	GGR ÷ ③一人当たりのカジノ単価 × ④ 国内客の割合

(2) 試算結果

試算結果は次のとおりとなった。試算過程は後述する。

	試算 1 ^{【※】}			試算 2	【参考】 過去の市の 公表数値
ア カジノ納付金収入	278 億円	118 億円	238 億円	359 億円	—
イ カジノ入場料収入	130 億円			195 億円	—
ウ 税金	61 億円				—
増収効果 合計	469 億円	309 億円	429 億円	615 億円	820～1,200 億円

【※】 「ア カジノ納付金収入」 について、3 パターンを試算（後述参照）

試算の結果、増収効果について、「309 億円～615 億円」という数値となった。

試算 1、試算 2 のいずれも、IR 誘致の意思表示時に市から示された数値である

「820 億円～1,200 億円」に満たない数値となった。

(3) 「試算1」及び「試算2」の試算過程

試算1

海外のIR事例や過去に行われたアンケート調査結果などを基に検証する。

ア カジノ納付金収入

海外のIR事例から「一人当たりのカジノ単価」を求め、「カジノ訪問客数」を掛け合わせてGGRを試算のうえ、算定する。

【算定式】

$$\text{カジノ納付金収入} = \text{GGR} \times 15\%$$

$$\text{GGR} = \begin{array}{l} \text{① 一人当たりのカジノ単価} \\ \times \text{② IRへの訪問客数} \\ \times \text{③ カジノ利用割合} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{① 一人当たりのカジノ単価} \\ \times \text{② IRへの訪問客数} \\ \times \text{③ カジノ利用割合} \end{array}} \right\} \text{カジノ訪問客数}$$

以下、試算にあたって必要な数値を説明する。

①一人当たりのカジノ単価

一人当たりのカジノ単価は、これまで市から示されていない。

そこで今回の試算では、2013年5月にMorgan Stanleyが公表した資料（2012年時点）から、複数の単価を採用し、それぞれ算定することとする。

■一人当たりのカジノ単価（国別）

国名	一人当たりのカジノ単価 ^[※]
シンガポール	38,615 円
韓国	16,364 円
米国（ラスベガス・ストリップ地区）	13,506 円
オーストラリア	63,723 円
マカオ	117,229 円

（出典：Morgan Stanley「Gaming Revenue per Visitor 2012」）

^[※] 調査時点のおおよそのレートで円換算

これらのうち、3種類の単価を採用する。

単 価	採用の考え方
シンガポール 38,615 円/人	日本が I R 制度を構築する際に参考にしており、成功事例として目標にもされているため
韓国 16,364 円/人	地理的・経済的に日本に近く、過去にはパチンコが流行するなど、国民のギャンブルに対する嗜好も似ている面もあると思われるため
各国の平均単価 33,052 円/人	マカオの金額は他国と比べて突出して高いため、マカオを除いて算定する $(38,615 + 16,364 + 13,506 + 63,723) \div 4 = 33,052$ 円/人

② I R への訪問客数

市は I R 誘致の意思表示時に、「I R への訪問客数」を「2,000 万人～4,000 万人」と示している。

海外事例は、これまで公表されている市や国の資料から、以下の数値を確認することができる。

■海外の I R 施設の訪問客数

国 名	施設名	年間訪問客数
シンガポール	マリーナ・ベイ・サンズ	4,500 万人
	リゾート・ワールド・セントーサ	2,000 万人
マカオ	ギャラクシー・マカオ	2,000 万人
	シティ・オブ・ドリームズ	1,200 万人
オーストラリア	クラウン・メルボルン	1,700 万人

カジノについては抵抗感を持っている人も多く、カジノ利用者数が伸びないリスクが存在すると思われるが、I R 全体の訪問客数については、テーマパークやショッピングモール、エンターテインメント施設など、魅力的な施設が多く設置されることから、ある程度の数が見込まれると考えられる。

上記の海外事例の数値や、首都圏人口（2019 年：4,428 万人）、首都圏への国内宿泊旅行者数（2019 年：7,948 万人）、首都圏への海外客数（2019 年：2,971 万人）、市の観光集客実人員（2019 年：3,634 万人）等を鑑みても、市が意思表示時に示した数値は特別に大きなものではないと考えられる。

そのため、本検証における「I R への訪問客数」については、市が意思表示時に示した数値の中央値である 3,000 万人を採用するものとする。

③カジノ利用割合

市はIR誘致の意思表示時に、「カジノの利用者の割合」を「IR訪問客数のうち、2割～4割」と示している。

日本においては、カジノ設置に対する反対の意見が多く、抵抗感を持っている人が一定数存在すると考えられ、また、市においてIR誘致の中止に至ったことからしても、カジノ利用率は伸びないということはあると推察する。また、近年、米国ではオンラインカジノが普及し、そのシェアを拡大しており、リアルでのカジノ利用者数への影響を指摘する声もある。

本検証における「カジノ利用割合」については、そもそも日本にはカジノが存在しておらず、参照できる国内実績値はないことから、過去に実施された「カジノへの訪問意向」についてのアンケート調査結果から求めることとする。

しかしながら、これらのアンケートについては、

- ・設問が統一されていないこと、実施時期が古いものが多いこと、
- ・これらのアンケート調査が、そもそも日本に存在しないカジノへの訪問意向を聞いたものであり、根拠として脆弱な面があるとも考えられること

更に、日本においてはカジノへの抵抗感が一定数あること、特に横浜においては、市民のカジノに対する反対の動きが強いと考えられることなどから、これらのアンケートをそのまま、横浜におけるIRでのカジノ利用者数の根拠とするのは、あまりにも不安であるため、これらのアンケートの結果において、より強い訪問意向が示された回答の数値を採用することとする。

■カジノ訪問意向に関するアンケート調査結果

調査結果		調査概要
日本にカジノが設置された場合に行ってみたいか		<ul style="list-style-type: none"> ・H18.12実施 ・(株)博報堂 ・インターネット調査 ・全国の20～60代の男女 ・8,166サンプル
ぜひ行ってみたい	15.0%	
やや行ってみたい	38.8%	
全く行ってみたくない	46.2%	
カジノ利用意向		<ul style="list-style-type: none"> ・H26.3実施 ・(株)博報堂 ・インターネット調査 ・全国の20～69歳の男女 ・4,700サンプル
利用すると思う	7.8%	
たぶん利用すると思う	14.7%	
たぶん利用しないと思う	13.7%	
利用しないと思う	14.5%	
国内にカジノができれば遊びに行きますか		<ul style="list-style-type: none"> ・H30.11実施 ・(株)エアトリ ・インターネット調査 ・10代～70代の男女 ・1,021サンプル
遊びに行く	14.7%	
行かない	55.9%	

もし日本にカジノができた場合、あなたは遊びに行きたいですか		<ul style="list-style-type: none"> ・R1.11 実施 ・日本カジノ研究所 ・インターネット調査 ・20～59歳の男女 ・1,200 サンプル
はい	26.3%	
いいえ	73.7%	
マーカ部分の平均値		16.0%

本検証に当たっては、マーカ部分の回答の平均値 16.0% を採用する。

なお、前述のとおり、市が示した数値は「2割～4割」だが、アンケート調査結果からの算定では、その数値を下回っていることとなる。

上記で求めた①～③の数値から、上記【算定式】のとおり「GGR」及び「カジノ納付金収入」を求めると、次のとおりとなる。

項目	採用数値			参照元
①一人当たりの カジノ単価	シンガポール	韓国	各国平均	海外 I R 事例
	38,615 円/人	16,364 円/人	33,052 円/人	
② I R への訪問客数	3,000 万人			市の公表数値の中央値
③カジノ利用割合	16%			過去のアンケート調査結果の平均値
GGR [①×②×③]	1,854 億円	785 億円	1,586 億円	
カジノ納付金収入 [GGR×15%]	278 億円	118 億円	238 億円	

イ カジノ入場料収入

市の公表数値である「I R への訪問客数」などから、日本人等のカジノ入場数を試算のうえ、算定する。

【算定式】

$$\text{カジノ入場料収入} = \text{日本人等のカジノ入場者数} \times 3,000 \text{ 円/人}$$

$$\begin{aligned} \text{日本人等のカジノ入場者数} &= \text{② I R への訪問客数} \\ &\quad \times \text{③ カジノ利用割合} \\ &\quad \times \text{④ 国内客の割合} \end{aligned}$$

「② I R への訪問客数」、「③ カジノ利用割合」については上記アで求めた数値を採用するものとし、「④ 国内客の割合」について、以下説明する。

④国内客の割合

市は I R 誘致の意思表示時に、「国内観光客の割合」を「I R 訪問客数のうち、66%～79%」と示している。

本検証における「国内客の割合」については、I Rには大規模なテーマパークなども設置される想定であることから、国内類似施設である東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパンの国内客の割合である 90%を採用するものとする。

上記で求めた②～④の数値から、上記【算定式】のとおり「日本人等のカジノ入場者数」及び「カジノ入場料収入」を求めると、次のとおりとなる。

項目	採用数値	参照元
② I R への訪問客数	3,000 万人	市の公表数値の中央値
③カジノ利用割合	16%	過去のアンケート調査結果の平均値
④国内客の割合	90%	国内類似施設の実績値
日本人等のカジノ入場者数 [②×③×④]	432 万人	
カジノ入場料収入 [日本人等のカジノ入場者数 ×3,000 円/人]	130 億円	

試算 2

日本にカジノは存在しないため、基本的に海外の I R 事例の数値を基に検証する。

ア カジノ納付金収入

海外 I R 事例から「カジノ面積 1 平方メートル当たりの G G R」を求め、「市において想定されるカジノ面積」に掛け合わせて G G R を試算のうえ、算定する。

【算定式】

$$\text{カジノ納付金収入} = \text{G G R} \times 15\%$$

$$\text{G G R} = \text{① カジノ面積 1 平方メートル当たりの G G R} \\ \times \text{② 市において想定されるカジノ面積}$$

①カジノ面積1平方メートル当たりのGGR (GGR/m²)

海外の複数のIR施設における「GGR」と「カジノ面積」から、「カジノ面積1平方メートル当たりのGGR」を求める。

この検証における海外事例の採用に当たっては、試算1と同様に、マカオの事例を除いた4地域の平均値を採用するものとする。

■海外のIR施設の状況

(出典：「IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査」等)

	シンガポール 2施設平均	ウィン・ラスベガス [ラスベガス]	クラウン・メルボルン [オーストラリア]	カンウォンランド [韓国]
敷地規模	32ha	87ha	7ha	—
施設規模	470,000 m ²	480,000 m ²	414,000 m ²	—
カジノ面積[①]	15,000 m ²	10,000 m ²	31,000 m ²	13,000 m ²
GGR[②]	2,150 億円	700 億円	1,400 億円	1,420 億円
一人当たりの カジノ単価	38,615 円/人	13,506 円/人	63,723 円/人	16,364 円/人
GGR/m ² [②÷①]	14,333 千円/m ²	7,000 千円/m ²	4,516 千円/m ²	10,923 千円/m ²
GGR/m ² の平均値	9,193 千円/m ²			

②市において想定されるカジノ面積

市はIR誘致の意思表示時に、IRの施設規模(総延床面積)を「77万m²～100万m²」と示している。これに日本のIR制度で定められているカジノ面積の上限値「総延床面積の3%」を掛け合わせると、想定されるカジノ面積は「23,100m²～30,000m²」となる。

本検証に当たっては、「23,100m²～30,000m²」のほぼ中央値である「26,000m²」を採用する。

上記で求めた①、②の数値から、上記【算定式】のとおり「カジノ納付金収入」を求めると、次のとおりとなる。

項目	採用数値	参照元
①カジノ面積1平方メートル当たりのGGR	9,193千円/m ²	海外事例から算出
②市において想定されるカジノ面積	26,000 m ²	市の公表数値を基に算出
GGR [①×②]	2,390 億円	
カジノ納付金収入 [GGR×15%]	359 億円	

イ カジノ入場料収入

上記アで算出したGGRを、海外のIR事例から求めた「一人当たりのカジノ単価」で除し、国内客の割合を掛け合わせて「日本人等のカジノ入場者数」を試算のうえ、算定する。

【算定式】

$$\begin{aligned}
 \text{カジノ入場料収入} &= \text{日本人等のカジノ入場者数} \times 3,000 \text{ 円/人} \\
 &= \frac{\text{日本人等のカジノ入場者数}}{\text{カジノ入場者数 (GGR} \div \text{③ 一人当たりのカジノ単価)}} \\
 &\quad \times \text{④ 国内客の割合}
 \end{aligned}$$

③一人当たりのカジノ単価

一人当たりのカジノ単価は、試算1でも記述したが、これまで市から示されていない。

そこで、今回の試算では、試算1と同様に、2013年5月にMorgan Stanleyが公表した資料（2012年時点）を採用するものとし、突出して高いマカオの単価を除いた平均値 33,052 円 を採用する。

■一人当たりのカジノ単価（国別）

国名	一人当たりのカジノ単価 ^{【※】}
シンガポール	38,615 円
韓国	16,364 円
米国（ラスベガス・ストリップ地区）	13,506 円
オーストラリア	63,723 円
マカオ	117,229 円

（出典：Morgan Stanley「Gaming Revenue per Visitor 2012」）

【※】 調査時点のおおよそのレートで円換算

各国の平均単価（マカオ除く）	33,052 円
----------------	----------

④国内客の割合

試算1でも記述したとおり、市はIR誘致の意思表示時に、「国内観光客の割合」を「IR訪問客数のうち、66%～79%」と示している。

本検証における「国内客の割合」については、試算1と同様に、IRには大規模なテーマパークなども設置される想定であることから、国内類似施設である東京ディズニーリゾート、ユニバーサルスタジオジャパンの国内客の割合である90%を採用するものとする。

上記で求めた③、④の数値から、上記【算定式】のとおり「カジノ入場料収入」を求めると、次のとおりとなる。

項目	採用数値	参照元
GGR	2,390 億円	上記【ア】において算出
③一人当たりのカジノ単価	33,052 円	海外IR事例の平均値
④国内客の割合	90%	国内類似施設の実績値
日本人等のカジノ入場者数 [GGR ÷ ③ × ④]	6,507,927 人	
カジノ入場料収入 [日本人等のカジノ入場者数 × 3,000 円/人]	195 億円	

(4) 税金について

ウ 税金

税金については、法人市民税や固定資産税・都市計画税等が見込まれるが、市が I R 誘致の意思表示時に示した数値や参考データだけでこれらを試算することは困難であり、また、これまで行ってきたような海外事例を使うことも、税制度が異なるため適当ではない。

そこで、この検証にあたっては、市が平成 26 年度に実施した「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」において示している「税金効果 61 億円」を採用することとする。

(5) 増収効果のまとめ

本検証は、市が I R 誘致意思表示時点で示し、市民や議会等から様々な意見や疑問があがった増収効果（820 億円～1,200 億円）について、市の依頼に基づき、横浜での I R におけるリスクの可能性を検証することを目的として、下振れリスクの観点で 2 つのアプローチにより検証を行った。

その結果、増収効果について 309 億円～615 億円という値が得られた。いずれも I R 誘致の意思表示時に市により示された数値の 820 億円～1,200 億円に満たない数値となった。

《試算結果》

	試算 1			試算 2	【参考】 過去の市の 公表数値
ア カジノ納付金収入	278 億円	118 億円	238 億円	359 億円	—
イ カジノ入場料収入	130 億円			195 億円	—
ウ 税金	61 億円				—
増収効果 合計	469 億円	309 億円	429 億円	615 億円	820～1,200 億円

試算で得られた数値は、市の依頼に基づき、横浜での I R におけるリスクの可能性を検証することを目的として下振れリスクの観点で仮定を置き、あくまで一つの可能性を提示したものであり、その発生可能性について論じることは困難であるが、

- ・ I R、とりわけカジノに対する嫌悪感を持つ人が今の日本に一定数存在すること
- ・ 日本にはパチンコ・パチスロ、競馬等のギャンブル等が既に多く存在するが、このような状況は他国にはあまり見られないこと
- ・ I R は日本で初めて実施される事業であることから、このようなマイナス要因がどう働くかは未知数であり、海外での I R の成功が、日本の I R の成功を保証す

るものではないこと

- ・昨今、世界情勢はより不安定さを増しており、期待されるインバウンドの効果にも不安要素が存在すること

など、I Rに関するマイナス要因は数多く存在しており、これらを考慮した場合、I Rにより得られる経済的社会的効果が、下振れするリスクは十分にあると推察する。

さらに、新型コロナウイルス感染症の収束も未だ見通せないということも、今後の不安要素であり、経済的社会的効果の下振れリスクとして存在する。

以上のように、本検証において、横浜におけるI Rの増収効果が、市がこれまで示してきた効果より、大幅に下振れするリスクがあることを示す結果となった。

もちろん、本検証は、市の依頼に基づき、下振れリスクの観点等で仮定を置き、あくまで一つの可能性を提示したものであり、その情報の正確性や完全性を保証するものではないが、市が示してきた経済的社会的効果が下振れする可能性があったことが示された。

3 I Rに伴う費用負担

(1) インフラ整備や経済・観光活性化に関する費用

I Rは、I R事業者による巨額の投資により、I R施設が整備・運営されることで経済効果が生み出される施策であるが、I R整備法では、I R整備の推進に関する費用については、設置自治体が負担することとなっている。例えば、I R区域外のインフラ整備や周辺地域の交通環境の整備に関する費用、I R周辺の地域の経済・観光の活性化に関する費用などである。

そのため、設置自治体はこれらの費用を一定程度負担することが前提となっている。市民からは、これらの費用がいくらかかるのかについての疑問も多かった。市の負担する費用が経済効果より大きければ、市は税金を投入してこれらの費用を負担しなければならなくなるからである。これに対し、市は事業者が整備するI R施設がどのようなものか、どのような運営が行われるかにより、市の行うインフラ整備や経済の活性化策も異なるものになるため、選定される事業者の計画を踏まえ、区域整備計画を策定するなかで費用負担を明らかにするとして、明確な回答をしてこなかった。

(2) 依存症対策・治安悪化対策に関する費用

I R整備法では、これらのギャンブル依存症や治安悪化等の負の影響を防止するための規定がなされている。例えば、入場回数制限、日本人への入場料徴収、自己

排除や家族による排除などである。これらの懸念事項対策は、日本の I R のお手本とされてきているシンガポールの取組を参考とするものである。

当然であるが、I R を設置する自治体においても、懸念事項対策を行うことが義務付けられている。そのため I R を設置する自治体は、このような依存症対策や治安悪化対策に関する費用についても負担が発生する。市はこれらについても、インフラ整備費用などと同様に、区域整備計画を作成するなかで明らかにするとし、明確にしてこなかった。

また、I R の議論のなかでは、依存症対策・治安悪化対策に関する直接的な費用の他に、社会的経済的コスト、負の影響というものも議論になった。これは、依存症対策・治安対策に直接かかる費用ではなく、例えば、ギャンブル依存症の患者さんの医療費や自己破産した場合の裁判費用など、ギャンブル依存症により生じる社会的経済的コストのことを指すものである。

市の過去の調査報告書には韓国、米国など海外のいくつかの事例について記載があるが、負の効果については明確な定義がなく、影響の捉え方等もそれぞれ異なるものであったことや、日本における事例がないことから、これについて見解を述べるのは難しい。

しかしながら、どの程度の影響が出るかは別として、カジノができれば、どれだけ懸念事項対策を実施したとしても、少なからず影響がでることは明白であっただろうし、市が I R 誘致の判断理由を経済効果としたことを踏まえれば、負の影響、社会的コストとあわせて説明する必要があったと考える。

(3) 費用負担まとめ

以上のように、I R 事業においては、区域外に関するインフラ整備費、懸念事項対策に関する費用など、市にも費用負担が発生する。本来、増収効果を示すのであれば、これらの費用負担を差し引いて示すべきではなかっただろうか。仮にこの負担が大きくなれば、市が得られる増収効果は小さくなり、I R 誘致に係る判断に影響する可能性があったからである。

市は、これらの費用負担については、区域整備計画を策定するなかで明らかにし、議会で審議をいただくとしていたが、市民や議会からもこの点については、多くの意見や疑問があがっていたことを踏まえれば、I R 誘致を判断する時点でこのような声に対して丁寧に誠意をもって対応すべきであったと考える。

4 まとめ

I R事業は、我が国においても最大規模の事業であり、プラスにしる、マイナスにしる、市政へのインパクトが非常に大きい事業である。まして、失敗すれば市政に大きな影響を及ぼすことになったと考えられる。また、ギャンブル依存症や治安悪化などの不安要素もあり、市民の反対の声が強い事業である。現に、住民投票では19万筆を超える署名が集まった。

このような状況を踏まえ、市は、市民の意見に耳を傾け、複数の外部の意見などを聴くなどして、しっかりとした検証を実施するべきではなかっただろうか。新規事業の立ち上げは、判断が非常に難しく、幅広く、深く、様々な検証・検討を積み重ねて判断するものである。まして、これだけ市民の間に反対の声が大きかったI R誘致の判断にあたっては、見込まれるプラス要素、マイナス要素をそれぞれ市民や議会に丁寧に情報提供し、議論を尽くし、判断を行うべきであったと考える。

横浜のI R事業は、市長交代による政策転換により事業中止となった。これだけの大規模事業が途中で中断することはまれなことであり、その影響は極めて大きい。市はこのような事実や本検証を含むI R事業の振り返りを通じて得られた意見等を真摯に受け止め、今後、このようなことが起こらないよう、今後の市政運営に活かしていく必要があると考える。

本稿は、経済的社会的効果について、市民・団体等からの検証を求める声に対し、疑問や否定的な意見に応え、しっかり振り返りを行うという市の考えを踏まえ、下振れリスクに焦点をあて、一つの可能性を提示したものである。そのため、今回の検証の結果得られた数値の情報の正確性や完全性を保証するものではない。

Ⅱ 幸田 雅治 氏（神奈川大学法学部教授）

『「横浜 I R の誘致に係る取組の振り返り（案）中間報告」への意見及び評価』

1 全体を通しての意見及び評価

「横浜 I R の誘致に係る取組の振り返り（案）中間報告」（以下「中間報告」という。）の作成の目的について、「第 1 はじめに」では、「横浜における I R の中止に伴い、これまで積み上げてきた検討・準備を無駄にしないよう、I R の誘致決定に至る市の意思決定の経過や検討内容等を改めて振り返るとともに、それらを庁内及び市民にフィードバックするため、本報告書を作成することとしました。」と記述されており、「意思決定の経緯や検討内容等」を振り返ることとされている。

しかし、中間報告は、I R の誘致決定に関する市の取組を羅列し、I R 当時の市長及び市役所が主張していた I R 誘致を正当化する根拠を肯定しつつ、一方的に主張するものとなっている。今後に生かすためには、中間報告で、I R 誘致に関する施策について、これだけの時間・予算・労力をかけながら、なぜそれらが実を結ばなかったかということについての自己反省・自己批判が重要であるが、それらの記述はない。これは、推進した当事者である市当局の「振り返り」の限界であり、第三者検証委員会による検証作業が欠かせないことが明らかになったと言える。

地方自治において重要なのは、市民に責任を負う市長及び市当局が誠実に市民の声に向き合って政策形成に努めたかという点である。そして、政策形成は E B P M（Evidence based Policy making：エビデンスに基づいた政策決定）の観点を踏まえたものでなければならない。政策決定までのプロセスが十分に可視化され、ロジックが明快であることが重要であり、I R 誘致にあたってそれがなされていたかどうかの検討が必要である。中間報告ではいくつか「証拠」というワードがみられる（例えば、経済効果の計算）が、それらが真に「証拠」と言えるかどうか（政治性を可能な限り排除しつつ、十分な科学性をもち、民主的正統性を確保できていたか）、I R 推進という政策の大方針のためにいわば後付けされた「証拠」になっていなかったか等についての「振り返り」が必要であるが、それはなされていない。

2 以下で詳述するように、横浜市が I R 誘致の根拠とした内容は、根拠に乏しく、また、市の市民に対する説明も不十分なものであった。E B P M においては、代替案の検討が重要とされているが、港運協会をはじめとする住民側からの代替案の提案があったにも関わらず、検討は一切行われていない。前市長の I R 誘致は、E B P M に基づいたものではなく、P B E M（Policy based Evidence making：政策に基づいてエビデンスを作りあげること）に陥っていたと言える。なぜ、対案に対する検討作業が行われなかったのか、前市長や当時の市当局幹部の聞き取り調査が必要である。

また、I R 誘致の撤回までの経緯を振り返るとき、特に終始住民の反対が強かった

ということには相当の重みがある。中間報告の中では、住民に対する広報・広聴の取り組みや説明会等での主な住民の意見（賛否双方）について紹介されているが、市として住民への説明が真に「丁寧」であったかや住民の声への対応が適切であったかどうか、政策形成・決定における民主的正統性、住民との合意形成という観点から、一步踏み込んで分析すべきである。

中間報告では、I Rに関する国の施策の動向についても言及されているが、こうした動きが横浜市の政策形成・決定にどう影響したか、具体的な振り返りが欲しい。I R政策は国政でも地方レベルでも政党・政治家によって賛否が明確に分かれる対立争点であった。市の政策形成・決定に国、政党、政治家らがどう具体的に関与・介入し、市の政策形成・決定に影響したのかについて、可能な限り言及すべきである。また、こうした国との関係性に関連して、I Rをめぐる一連のプロセスにおいて、前市長が「国が、国が」という発言を繰り返したことに見られるように、日本最大の都市でありながら自治体としての主体性が欠如していた。I R誘致を市の将来的発展のための中心政策の1つとして位置付けたことが妥当であったのかについての反省が必要と思われる。

以上から言えることは、I R誘致に関する市の取組みを「振り返り」、市の取組の問題点を的確に把握、分析し、今後の市政に活かしていくことが必要不可欠と考えられるが、中間報告では、これらへの言及はまったくと言ってよいほどなく、中間報告が本来目的としていることが達成できているとは到底言えない。つまり、中間報告は、「振り返り」としての内実をまったく伴わないものと言わざるを得ない。改めて、「振り返り」を的確に行うとともに、市の取組みの検証を一からやり直すべきである。そのためには、第三者による検証機関の設置が必要と思われる。

2 I R誘致に係る横浜市の取組みに関する意見及び評価

(1) I R誘致はEBPM（エビデンスに基づいた政策決定）に合致していたか

内閣府HPでは、EBPMは「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする」と定義されている。「エビデンス」は、政策目的の明確化に関わる「現状把握のためのエビデンス」とロジックモデルに関わる「政策効果把握のためのエビデンス」で構成される。後者は、「政策形成における論拠の正当性」と言い換えることができる。つまり、データを集めるだけではエビデンスと呼ぶことはできず、政策効果を把握することが可能で、かつ、それが政策形成の根拠となって初めて「エビデンス」と呼べる。

EBPMでは、代替案（Alternative）の検討、メリット、デメリットの比較分析も非常に重要である。横浜市は、メリットについては非常に強く発信していく一方で、デメリットについての説明はあまり行われていない。依存症や治安への影響

はもとより、I R施設内で集客や雇用が増える分、周辺の商店街などの空洞化や雇用の減少などの想定についての説明も行われるべきであったが全く欠如していた。

E B P Mでは、「もし条件が変わったら」(What if) の検討も重要とされている。社会的な状況が変化した場合に、それをきちんと分析するということである。コロナ禍が発生している状況の中で、アフターコロナにおいて、観光客がどこまで戻るのかといったようなことについても、1つの社会環境の変化ということで検討が必要である。特に、コロナ禍真っただ中での事業者選定であったため、初期投資がしぼむ可能性についても考慮が必要であった。コロナ後の社会を想定した中での施設全体の収益分析や経済波及効果などを検証して市民に示す必要があったが、全くなされていない。

E B P Mにおいては、政策形成の健全性と透明性、真実性と誠実性が重要である。市民の様々な声がある中で、エビデンスの民主的正統性という観点が、このI R誘致にあっても極めて重要であり、本来は、誘致を表明する前に、市長が住民との対話を重ねながら、政策立案にあたっての強く正統性あるエビデンスを探るべきであったが、それはなされていない。また、透明性、公開性が低ければ、政策形成の健全性を損なうことになる。特に、決定されるまで公開されない政策決定では、政策形成の健全性を担保することは不可能である。公開されなければ、政策決定での情報の真実性も担保されない。公開されないと、政策決定で誠実に仕事に取り組む必要もなくなる。しかし、I R誘致の過程では、横浜市政がこのような政策形成における不健全性と不透明性、非真実性と非誠実性に陥ってしまい、極めて深刻な事態となっていたと言わざるを得ない。

以下、項目に沿って、I R誘致に関するエビデンスの正当性についてコメントする。「I Rの実現に向けて」市長説明スライド（令和元年8月）の順番（「想定される横浜I Rの事業性。経済波及効果等」（観光の振興、地域経済の振興、財政の改善への貢献）、「懸念事項に対する取組」（ギャンブル等依存症などへの対策）に沿って記述し、その後、「広報・広聴の取組」、「市長の発言」などについてコメントする。

(2) 経済的社会的効果

経済的社会的効果の試算は事業者が提供した情報に基づくもので、その値の詳細や根拠については明らかにされていなかった。このようにして示された効果をあたかも実現する可能性が高い効果として市が喧伝することは問題である。例えば、施設別の売上げの内訳などといった詳細は開示されておらず、事業者の提案書は一切開示されていないので、この数字がどう算出されたのか、あるいは妥当なのかどうか検証できる材料がない。

本来、経済的社会的効果は、根拠を示して、それが正しいかどうかを検証するこ

とができるものでなければならない。横浜市は、I Rを正当化するために「結論ありき」で効果を作っており、反証可能な形でのエビデンスが示されていないため、効果があるかどうか評価ができない状態となっていた。事業者の提供した情報を市が主体的に検証もせず、また、市当局自らの推計作業もせず、経済的社会的効果を一方的に強調する姿勢について検証されなければならない。

また、シンガポールを成功事例として挙げるが、シンガポールは都市国家で、横浜とは置かれている環境がかなり異なる。個人情報取締りなどが厳しい国家体制の違いなどもあり、推進の根拠として挙げるためには、より精緻な比較分析が必要であるが、それはされていなかった。以下、項目ごとにコメントする。

ア 観光の振興

第一に、観光に関するデータでは、横浜市を、東京都、大阪府、全国と数値比較しているが、そもそも、政令指定都市と都道府県とを並べて比較するのは適切とは言えない。また、横浜市は、首都圏の中核都市である東京都とは都市の性格が異なる。横浜市のデータ比較は、十分に科学的ではなく、データの理解・解釈において恣意性がみられる。

第二に、観光振興という目的のために複数の手段を比較する（I Rを含む手段とI Rを含まない手段の比較など）ことが大原則であるが、それがなされていない。また、観光振興の効果について費用対効果を地域全体で見ても分析することが必要であるが、それもなされていない。

第三に、I Rへの訪問者の見積りが極めて楽観的となっている。年2,000万人から4,000万人の来訪が予想されるとするが、ディズニーランド(3,000万人強)を超える人が来るという根拠のない数値となっている。この数値は、I Rに関心のある複数の事業者が出した数字をそのまま市が引用したものであり、その算出根拠が示されていない。

イ 地域経済の振興

I Rを含むMICEとI Rを含まないMICEとで、どの程度の直接効果や間接効果の違いが出るのかを比べる必要があるが、それは行われていない。I R以外の部分の投資が大きいという前提であるが、その規模が明確ではない。

ウ 財政の改善への貢献

第一に、市税の増収効果の多くはI R施設の中でもカジノによるものとなっているが、どれだけの売上げになるかが開示されていない。

第二に、財政へのマイナス要因等を十分見していない。今後の状況変化によっては、さらに減税や補助金などの恩典を求められて、財政支出が増加する可能性がある。

第三に、横浜市によれば、IRの増収効果の額と根拠については、「事業者のノウハウや戦略が含まれるため、示せない。」という。具体的な説明を避ける上に、どのような方法を用いて評価したのか明らかではなく、検証・反証可能性に欠けている。

(3) ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組

第一に、林前市長は依存症を抑え込めると発言していたが、その根拠が不足している。例えば、横浜市の実施方針で、20歳未満の者がゲーミングに触れる機会を限定するための措置や入退場時の本人確認の徹底などを上げているが、シンガポールの場合は21歳未満に加えて、破産した人や国の財政支援助給者らの入場の禁止のほか、本人、家族だけではなくて、第三者の判断による入場制限も行っており、第三者機関であるNCPGがカジノに複数回入場した人の審査により、利用制限措置を判断している。横浜市の依存症対策には、このような踏み込んだ制限措置はない。

第二に、前市長は、シンガポールで効果が上がっているということは何回も述べていて、だから横浜でも効果が上がるとしていたが、根拠も薄弱であるし、依存症対策をやる気が全く感じられなかった。また、前市長はビデオで、日本は3分の2が国内客だという計画を平気で述べており、これでは、依存症患者が激増することを懸念せざるを得ない。

(4) 広報・広聴の取組

ア 市民説明会

第一に、6区での説明会はオンラインで実施可能であるにも関わらず、コロナ禍を理由に市長動画の視聴の形で行われた。林前市長が個別に何か市民に応答するような場面はなく、市民の意見を真摯に聴く姿勢が感じられなかった。広く市民説明会ができなかったことでエビデンスが不十分であり、本来、政策判断を留保すべき事態であった。

第二に、説明会において行われたアンケートのタイトルが、「IRの実現」に向けてのアンケートとされていて、IRの魅力について市が熱心に説いた後に行われたアンケートであり、バイアスがかかっている。また、アンケートの設問方法も不適切（「IRをどの程度知っていたか」では知っている内容が何か分からないなど）なものが含まれており、アンケートはエビデンスとして信頼に足りるとは言い難い。

第三に、「説明を聞いて理解が深まった」という人は回答者の半分に達していない。しかも、説明を通じて理解を深めた点は、「横浜の現状」、「横浜が目指すIRの姿」が1位、2位となっており、説明を聞いても分からなかった点は、「依存症への具体的な対策」「治安への具体的な対策」となっていた。要は、市がど

れだけ丁寧に説明をしたかということが回答に単に反映されているだけで、これをもって「理解を深めた」と市が判断していることは不適切である。

第四に、説明を聞いて理解を深めた点として3番目に回答者が多い選択肢は、「該当なし」であり、また、I Rの魅力に感じる部分は何ですかという質問への一番多い回答は「該当なし」となっているが、横浜市が集計しまとめたグラフでは、この両者の「該当なし」を取り上げていない。恣意的なまとめ方と言わざるを得ない。

詳しくは、「横浜市のI R推進を考えるシンポジウム(2021年6月26日実施)資料集」(以下、「法研資料集」という。)が神奈川県法学研究所HP：
(http://www.law.kanagawa-u.ac.jp/institute/pdf/symposium_20210702.pdf)
に掲載されているので、法研資料集の230頁～238頁を参照されたい。

イ 2021年3月発行の『広報よこはま』のI R特集号(以下「I R特集号」という。)

I R特集号において、中立性に欠ける表現及び極めて雑な(不正確な)記述が多々見受けられた。例えば、「民間事業者の投資により、税金を使わずにI Rが整備されるんですね」と記載されているが、I R区域外の道路などのインフラ整備は市が負担する予定であるし、市の財政的持ち出しがないかどうかは、カジノの運営が計画どおりいくことが大前提となっている。I R整備に伴って税金が使われないと断定することはできない。市民に対する広報として不適切である。

また、「主なポイント」にはカジノの言葉が全く出てこない、「世界水準」や「世界最高水準」といった言葉が出てくるが、その根拠の説明がないなど、広報としての公平性に欠ける表現が随所に見られる。

I R特集号を含め広報誌などでなされた主張が正しかったのか、市民を情報操作するものであったのかについて、すべての広報媒体での市の広報を対象に客観的に評価するための検証が必要である。

ウ 2020年3月の「I R等戦略的都市づくり検討調査(その4)報告書」概要版

有識者ヒアリングについて、報告書の概要版に掲載されているまとめは、中立性に欠けていた。例えば、観光振興などの「I Rの効果について」という項目では、I Rの効果がある、あるいは魅力的、利点があるといった意見が7件、課題を指摘した意見が11件、その他が5件で、課題を指摘した意見が多かったが、まとめでは、効果があるなどとした意見2件しか抽出されていない。ほかの項目も抽出手法に偏りが見られる。意見によっては、否定的表現を含むコメントは否定的な表現を圧縮して引用しているものもあった。できるだけ否定的表現を薄めようという恣意性がみられる。概要版では、引用を抽出された有識者の意見のみのまとめしか載っていない。これでは市民をミスリードする。

エ 大学の授業でのアンケート

I R 特集号の中でインタビューを受けた大学教授が、大学生たちは過半の人が I R 推進に賛成していて、ポジティブな意見が出ていると語っている。横浜市は、2020 年に市内の大学で、I R をテーマにしたオンライン授業を実施し、延べ約 680 人が参加し、アンケートを取った。その結果は、「市内 5 大学における「I R (統合型リポート)」をテーマとしたオンライン授業について (4 大学のアンケート結果)」として市 HP にアップしていた。ただ、I R 誘致のメリットを強調した後の学生アンケートでは好意的な意見に傾くことは容易に想像できる。

また、講師である市職員が自分の講義の効果を知るためにアンケートを取るといふことまでは問題ないが、その結果を自らの政策の PR のために使用するというのは、大学の授業を目的外に利用することで許されず、非常識と言わざるを得ない。中間報告では、この点について全く触れられていないが、非常識な市の広報について隠ぺいしていることは不適切である。また、I R 特集号では、反対の多い世代についての言及は特にされておらず、公平性に欠けている。

(5) 市民の声の反映

ア パブリックコメント

パブリックコメントの結果は、賛成が約 3 割で、反対が 6 割強などであった。パブコメの性質上、賛成、反対が何割という数字自体には意味はないが、市がこれらの意見に中立的に応答しているのかという点は重要である。素案の変更にどう反映したのか、意見の傾向ごとに分類したところ、387 件の意見について、実際に表現や文言の修正に反映させていたが、修正の 7 割以上が賛成意見に基づいているものとなっていた。もともと意見の過半を占めていた反対意見は修正に反映された部分は 13%に過ぎなかった。市の中立性には疑問が残るとともに、市民の意見に対する応答性が欠如している。詳しくは、法研資料集の 199 頁～203 頁を参照されたい。

イ 住民投票への対応

林市長は I R 誘致に対して、態度を白紙としていた姿勢を 2019 年夏に転換し、突然誘致表明した。市民には賛否を問う機会が与えられていないという思いが強く、2020 年 12 月には法定数の 3 倍超に当たる約 19 万 3,000 筆の有効署名が集まって、住民投票条例の制定が請求された。これに対して、林前市長は請求前に行われた記者会見では、議会で条例案が可決され、住民投票が実施されて、そして I R への反対が多数を占めた場合には、その結果を尊重すると述べていたが、2021 年 1 月、林前市長は住民投票の実施について「意義を見いだしがたい」と反対意見をつけた上で条例案を市議会に提出し、自民党、公明党の反対によって否

決された。

前市長の住民投票の意義を見いだしがたいという姿勢は、多くの市民にとって納得しがたいものであった。前市長の姿勢は、市民を欺くものであり、容認できない。

(6) 政策形成の透明性

ア 政策形成過程の公開性

事業者選定に当たって関係者と協議する横浜 I R 協議会は、ほとんどの協議が非公開で、議事録も主な発言などをまとめた簡易なものにとどまっている。また、事業者選定のための有識者委員会も大部分が非公開となっていて、重要な方針がどういった議論を経て決定されているのか、外部から検証することができない。

イ 情報公開請求への対応

横浜市の I R 推進の政策がどう決定されてきたかを検証するため、1つは、市長、副市長と担当部局である都市整備局の幹部職員との説明のやり取りの記録（2019年の誘致決定時と2021年初の実施方針の策定時の2つ）を請求した。市は「非開示」の決定をし、記録すらないという回答だった。これは、EBPMからすると、議論の証拠がない、あるいは決定を支える根拠がないという解釈になる。そもそも、市長が重要な決定を行ったとされる会議に議事録が存在しないというのは論外であるが、これは、市長決定を支える物的証拠がないということになり、正統性もない。正統性のある決定が存在していないため、その後の市長や市当局の提案は全て根拠がないということになる。

もう1つは、市が I R 誘致に当たって行った事業者へのヒアリング内容などについて情報公開請求した。試算の根拠などに関わる重要な部分は、公開によって事業者の事業活動が損なわれるおそれなどといった理由から非開示とされて、ほぼすべてが黒塗りであった。市が事業者の提案内容に対して、波及効果や投資額などについて追加質問をしたときのやり取りについても質問の個別具体的な内容は黒塗りとなっていて、市との間でどういった議論を経て数字がまとめられたのかはまったく分からない。政策決定を支える根拠が公開できないということは、政策決定自体に根拠がないということになる。

横浜市が I R 誘致による効果を示すうえで拠り所としてきた事業者からの情報提供に関する資料は、真っ黒な状態ということで、客観的な検証が全くできない状態であった。前市長及び横浜市役所は情報開示に極めて消極的で、これは不適切であった。

(7) 林前市長の発言

林前市長の発言や行動から見た政策議論のスタンスという観点では、市としての自主的スタンスが欠けている発言に終始していた。例えば、前市長は2020年市会本会議で、カジノなしのIRをなぜ検討しないのか問われた際に、国の制度設計の中で大型MICE施設が民設民営で経営を成り立たせるにはカジノなしでは困難という検証結果が出ているからという趣旨を答えていた。市がなぜ代替案を考えないのかについて、国の制度設計を理由に明確な回答を避けていた。

EBPMでは、オルタナティブ、つまり代替案の検討が重要である。横浜市IRの代替案としてカジノ無しのIRの案が出されているが、代替案の検討について林前市長は、国のIR法ではカジノを前提としたIRなので、代替案を検討する必要はないと発言している。国のIR法はカジノを必須としているが、横浜市の観光振興やMICE、あるいは財政強化という目的を達成するためにIRを採用するか、しないかは横浜市の判断となる。しかし、あたかも国のIR法制定において、カジノのないMICEは日本では採算が取れないかのごとき結論が出たかのようなことを言っている。これは、国の法制度や政策決定自体を正確に理解せずに、市民に間違った認識を発信しているものである。また、代替案が出されているにも関わらず、それを市長、市役所が検討もしないというのは、エビデンスベースを無視する姿勢とともに、市長、市役所は市民からの案は市政の埒外であるというように考えていると言わざるを得ない。前市長の会見や市会での市長発言では、「国が、国が」という言葉が非常に多く出てくる。市民から選ばれた市長、首長であるという意識が大変希薄であった。

なお、前市長の市会での答弁では、政策決定の根拠となる文書を残していないことについて、情報公開条例に違反していないと発言しているが、これは論外であるし、法的にも問題がある。

(参考) 法研資料集の263頁～307頁の前市長答弁を参照されたい。

(8) IRのリスク

民間事業者が関係する事業については、リスクの把握とリスク分担が大変重要である。IR事業は初めてのことであり、行政はしっかりと事業特有のリスクに関する情報を開示して、どこまで分担するのかということを明確にする必要がある。しかし、IR事業において想定されるリスクケースに応じた市側の負担の可能性の有無などリスクに関する横浜市の説明は具体性に欠けているものであるとともに、リスク分担については公開できないとしていた。例えば、市の税収の増収効果の大きな源泉となるカジノについて、想定した集客が得られなかった場合のリスク、IR全体の収支が想定を下回った場合のリスクなどについて税金を納める側の市民はどう考えるかなどについて、説明が不十分で、このままでは不測の事態が発生し

た場合に、行政が負担を背負う結果となりかねない。また、事業者に甘いリスク分担となれば、市民の負担、犠牲の上に事業者がもうけるということになりかねず、これは市民にとって大きなリスクである。

3 中間報告の記載に関する意見及び評価

I R誘致に関する内容面に関する問題点は、2で詳述したので、ここでは、主として、形式面を中心に記述する。

「第2 これまでの主な経緯」

ここでは、「市等の動き」として、市（市会を含む）の動きを中心としつつ、カジノのための法整備の要望を行った東京都、I Rを推進する要望を行った横浜商工会議所、横浜青年会議所などについて記載している。また、「国等の動き」として、国の法律制定などの動きに加え、I Rを誘致する動きをしていた府県の動きなどを記述している。

しかしながら、市に対する要望等を行ったのは推進側の商工会議所等に限られるものではなく、I R誘致に反対する団体からの要望、要請等もあったところであり、これらの動きも併せて記述しなければ、公平性を欠くと言わざるを得ない。I Rに関するあらゆる団体の動きを丁寧に記述するべきである。

「第3 主な取組・動き」

以下の通り、同じ内容の記述が繰り返し出てくる。読みにくい上に、強調したい箇所を読み手に刷り込む（いわゆる印象操作）ことになっており、報告の記述として不適切である。

p16、p25、p40、p76で同じ内容の記述。p17、p25、p47で同じ内容の記述。p21～、p55～で同じ内容の記述。p125、p150で同じ内容の記述。p128、p136で同じ内容の記述となっている。

p76～88、p103～の箇所では、市会での議論が整理されているが、日付が入っていない上に、質問者及び答弁者の氏名が入っていない。これでは、読み手が、議事録を確認するのに時間を要し、不親切極まりない。また、市会での質疑での重要な質疑は、ほとんど記載されていない。市が主張している観光に関するデータ等に関する質疑も行われているが、それらも取り上げられていない。林前市長は、市長としての資質に疑問を持たれる答弁を多くしているが、一切抽出されていないと言っても過言ではない。さらに、p118では、住民投票に関する直接請求の内容を記載せず、市長の意見、市長の答弁のみを記載している。住民投票に関する質疑も引用されておらず、偏った中間報告となっている。

p127やp153では、パブコメの状況について説明があるが、パブコメ結果に関する

記載はない。パブコメでは、その応答性が重要であるが、このようなまとめ方では意味がない。

4 おわりに

市長及び市当局は、市民の声を踏まえた「市民自治」を体現することが、真の意味で、地域の発展と地方自治の充実強化につながっていくことを認識してほしい。また、EBPMが効力を発揮するためには、エビデンスの科学性と民主的な正統性が確保されることが重要である。IR誘致においては、政策形成、立案に当たってのエビデンスの科学性、あるいは民主的正統性の確保が不十分であった。中間報告は、「振り返り」として不十分であるのみならず、不適切かつ有害なものと言っても過言ではないものとなっている。先に述べたように、第三者による検証機関の設置は必要不可欠である。

IR誘致では、政策決定過程が「結論ありき」になっていた。今後は、山中市長及び横浜市役所は、政策形成にあたってエビデンスを明らかにするとともに、市民に正面から向き合って、その論拠を説明していくように取り組んでほしい。山中市長におかれては、地方自治及びEBPM（エビデンスに基づく政策形成）を大事にしていただき、前市長の誤った市政運営を改めることを宣言し、市行政の健全化に取り組むべきである。今後は、横浜市の透明性ある政策形成と中立的な情報発信を期待したい。

(参考資料)

「横浜市のIR推進を考えるシンポジウム（2021年6月26日実施）資料集」神奈川県
法学研究所：http://www.law.kanagawa-u.ac.jp/institute/pdf/symposium_20210702.pdf
「エビデンスに基づいた政策決定（EBPM） 横浜市のIR推進から考える」神奈川県
法学研究所編、公人の友社、2021年10月

Ⅲ 田中 紀子 氏（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表）

『横浜市のギャンブル依存症対策について』

1 はじめに

2016年特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（通称：IR推進法）が成立し、日本版カジノが現実化した。と同時に、にわかにギャンブル依存症に対する懸念の声が高まると、政府はギャンブル依存症対策も同時に推進するとして、2018年ギャンブル等依存症対策基本法を成立させた。

横浜市ではカジノ誘致を早期より掲げていたが（市長が明言したかどうかは別として）、残念ながらギャンブル依存症対策についてはおざなりであったとしかいいようがない。本稿では、横浜市のギャンブル依存症対策について振り返りをしたいと思う。

2 当会のスタンス

当会では終始一貫して、カジノを建設するのであれば、ギャンブル依存症対策を盤石なものにするという条件つきで、カジノに対しては賛成でも反対でもないというスタンスを貫いてきた。それはカジノ推進派の議員の皆様が仰ってきた「シンガポールのように、カジノ開設前にギャンブル依存症対策を盤石にして、相対的に既存のギャンブル依存症患者まで減らすことに貢献する。」という方式に我々も共感していたためだ。

しかし結果としてIR（カジノ）法案成立以降は、シンガポールの政策には、足下にも及ばない骨抜き対策となってしまった。横浜市も独自策が打ち出せないままであり、当会としては、現在横浜市を含むどの自治体もカジノ誘致には懸念を抱いている。

3 シンガポール方式は日本では不可能

図表1は、横浜市が作成したもので、IR推進派の方々が、度々口にしたシンガポールのギャンブル依存症有病率の推移だ。私も実際、シンガポールに設置されたギャンブル依存症対策をになう中心的機関、National Council On Problem Gambling 通称NCPGを視察したが、この対策をそのまま日本で取り入れることは不可能であるという結論に達した。

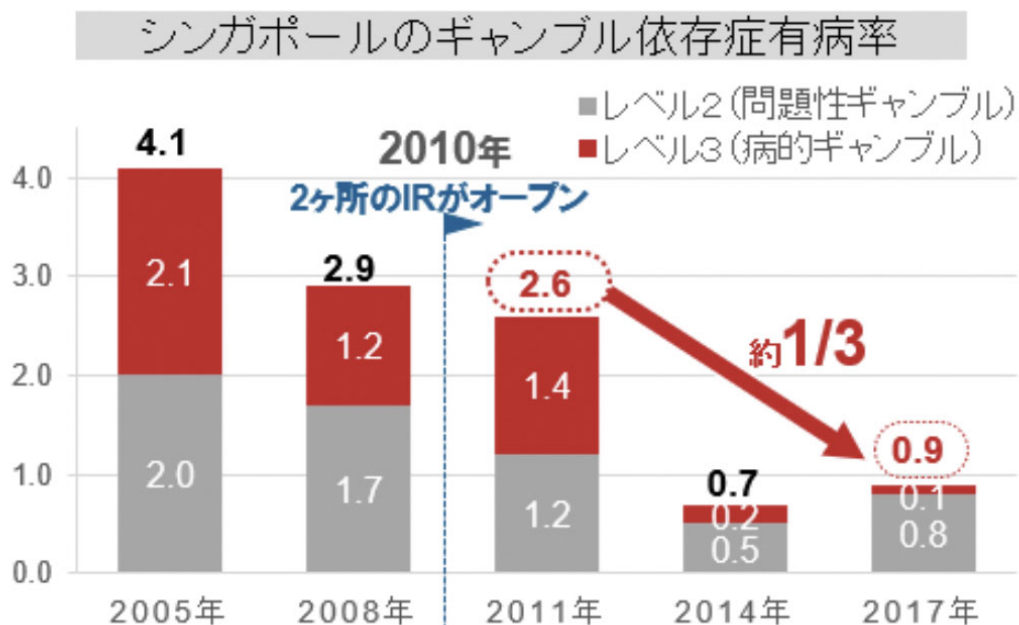
まず何よりも日本とシンガポールでは、国の成り立ちも、規模も全く違う。シンガポールの人口は570万人（うち自国民は350万人）と非常に少なく、兵庫県（人口542万人：2022年3月1日現在）と大体同程度となっている。面積は728.6km²と、東京23区より1割強広い程度に過ぎない。

シンガポールはNCPGによるワンストップ型のギャンブル依存症対策を取っており、ここに来れば相談から医療やカウンセリング等の治療まで無料で受けられ、ここが国民に向けた啓発や予防教育も行っている。

つまりシンガポール方式は日本に照らし合わせれば1県分の対策であり、日本でこのような支援機関を作るのであれば、NCPGと同規模のものを47都道府県に作らねば行き届かないのだが、後述するが予算だけを照らし合わせても1県分すら及んでいない。

【図表1】

- 2010年に2つの大規模なIR施設が設置されたシンガポールでは、設置前からギャンブル依存症対策を実施した結果、ギャンブル依存症の有病率が減少する傾向にあります。



またシンガポールという国の成り立ちを、日本人はあまり意識していないかもしれないが、シンガポールは独裁国家であり、徹底した管理社会である。そのためギャンブル依存症対策をやるとなれば、かなり強硬なことができてしまう。

例えばシンガポールは、住居は公営の賃貸住宅か、駐在員が借りるような高級コンドミニアムしかない。一度でも自己破産をすると公営住宅に住めなくなるというルールがあり、破産したら人生は終わってしまう。そのため日本のように簡単に借金ができるようなシステムになっていない。

また警察権力が強く、オンラインカジノのような違法なものは見つけ次第、次から次へと国がブロックしてしまう。現在、日本ではオンラインカジノは違法と国会で見解がだされているにも関わらず、何の対策もせず放置しているのが実際である。そのためこのコロナ禍で、オンラインカジノは日本国内で無法地帯とばかりにはびこり、なんと2021年9月には日本からのアクセスが3年前よりも100倍にも増えたと発表された。にもかかわらず、日本の警察はなんの策も講じていない。その上、日本ではいわゆるインターネットカジノ、インカジと呼ばれているものも摘発されどもされども、いたちごっこでこれを撲滅することなどすでに不可能となっている。

その上、シンガポールはチューインガムを捨てただけでも厳重に処罰されるような厳しい管理社会であることから、ギャンブル広告も徹底して制限されている。少しでもギャンブルが楽しいものという印象を抱かせるようなCMやテレビは一切禁止されており、TVやYouTubeでギャンブル番組が数多く作られ、ギャンブル広告が新聞、TV、ネット、公共交通機関等でひっきりなしに流される日本とは大違いである。

予防も徹底しており、シンガポールでは宝くじを買おうと思ったら、子供と手をつないで買うことすらできない。日本では公営競技などは、夏休み企画として、「お子さん連れの人と来たら、金魚すくいをただでやらせてあげます」とか、「お菓子をプレゼントします」といった、小さい頃からギャンブル好きに育てるような教育が盛んにおこなわれている。

よってカジノ推進派の方々は、シンガポールのデータだけを都合よく切り抜いて利用しているが、日本でシンガポールのような徹底した依存症対策に踏み込むことは実際には非常に困難であり、事実カジノ法案が通過してからは、殆どの推進派がシンガポールのような徹底した依存症対策を口にしなくなった。

4 IR（カジノ法案）のためのギャンブル等依存症対策基本法

私たち、ギャンブル依存症の当事者家族にとって、ギャンブル等依存症対策基本法の成立は悲願であったが、残念ながらカジノを作るための口実に利用された感が否めない。

その証拠に、基本法成立後の基本計画策定の関係者会議はギャンブルに先駆けて成立した、アルコール健康障害対策基本法に比べて、内容も回数もメンバーも、非

常におざなりであった。(図表2)

アルコール健康障害対策基本計画の策定時には、当事者、家族、有識者、酒造酒販団体を含むアルコール健康障害対策関係者会議が招集され、3つのワーキンググループを各4回、本会議14回、計26回の討議を経て、基本計画をまとめた。そして、2016年に閣議決定がされ、その後、基本法の附帯事項に従って、所管は内閣府から厚生労働省に移管され、そのときに依存症対策費というのは1.1億から5.1億に増えた。

一方、ギャンブル等依存症対策基本法は、わずか4回の会議、たった2か月で終了し、閣議決定されてしまった。4回ということは、1回目は自己紹介、2回目は官僚が策定した法案のたたき台が発表され、3回目に意見交換、4回目に取りまとめで終了である。またギャンブル依存症の関係者会議のメンバーには、当事者家族の全国を組織する民間団体はメンバーから除外され、選ばれた当事者、家族は一個人、関係者会議のメンバーにばちんこから支援を受けている回復施設が入るという利益相反の概念など全くないままに選出されるという圧倒的にギャンブル産業側におもねったメンバーで会議が開催された。現場の声は何も反映されず、議論に参加することもできず、官僚の描いた作文どおりで、策定されてしまった。

国に続き横浜市も政令指定都市として、ギャンブル等依存症対策基本計画を策定したが、横浜市は、理由は明確ではないが、それぞれの基本計画を打ち出すのではなく、アルコール、薬物、ギャンブルをまとめて「横浜市依存症対策地域支援計画」として取りまとめた。その内容は、国の基本計画と殆ど変わることなく、カジノ推進に向けて独自の先駆的取り組みなどが何も打ち出されず、こちらもわずか5回で終了となった。

【図表2】

アルコール健康障害対策基本法の場合	
2013	全会一致の議員立法で策定
2014	・当事者・家族・有識者・酒造酒販団体を含む「アルコール健康障害対策関係者会議」が招集。 ・3つのワーキンググループを各4回、本会議14回、計26回の討議を経て基本計画をまとめる。 ・2016年5月に閣議決定
2017	基本法附帯事項に従い、所管は内閣府から厚生労働省に移管 厚労省依存症対策費 1.1億→5.1億

ギャンブル等依存症対策基本法の場合

2018	ギャンブル等依存症対策費基本法が成立 賛成 229 反対 183
2019	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議当事者家族の全国組織 民間団体はメンバーから除外。 当事者、家族は1個人を会議メンバーに。 回復施設代表者はパチンコから支援を受けている団体が入るた った4回でわずか2ヶ月で終了。 閣議決定 所管は内閣官房のまま

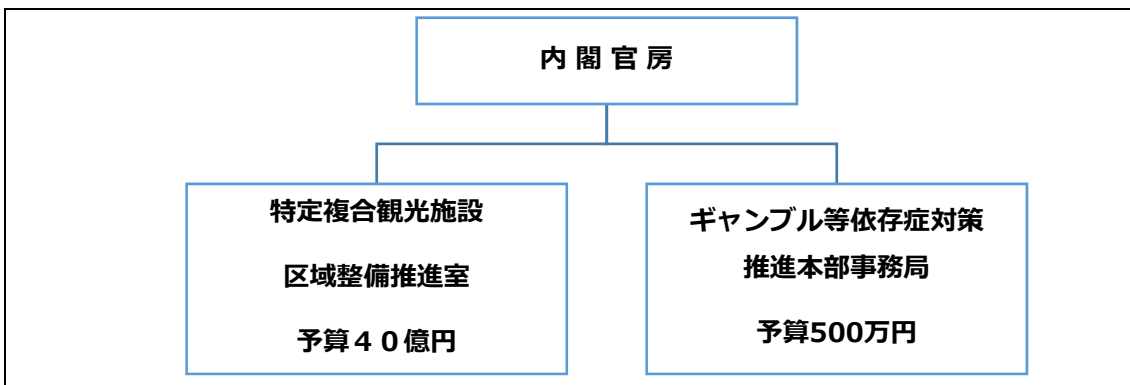
5 我が国のギャンブル依存症対策予算状況

私たちが、「国や横浜市はカジノを推進する気があっても、ギャンブル依存症対策を本気でやる気はない」と落胆した一番大きな現実、ギャンブル依存症対策費の予算が殆ど増えなかったことである。

ギャンブル依存症対策推進室と同じく内閣官房に所轄がある「特定複合観光施設区域整備推進室」という、要するにカジノ開業を推進する部署の予算は年間40億である。それに対して、ギャンブル等依存症対策推進本部事務局予算はわずか500万円である。

(図表3)

【図表3】



依存症対策の大部分は厚生労働省が担っており、厚生労働省の依存症対策予算は2021年度で9.4億円しかない。これはアルコール、薬物、ギャンブル、さらにはゲーム依存を含めた、4つの依存症対策費全てを合わせた予算である。このうち全国規模で活動する民間団体への助成金は合計4,000万円で、アルコール、薬物、ギャンブルの10数民間団体が申請している。

一方、カジノ推進派の方々が引き合いに出したシンガポールの予算はどうなっているのか。図表1にある通り、シンガポールではカジノ開業の5年前の2005年からギャンブル依存症対策に本腰を入れた。公開されている資料が少ないのだが、2005年にシンガポールがギャンブル依存症の予防教育予算は300万シンガポールドル（約2億6,971万円）で、民間団体に拠出された金額は15万シンガポールドル（約1,348万円）である。（出典：https://www.ncpg.org.sg/docs/default-source/publications/ncpg-term-report/annual_report_07_08.pdf）

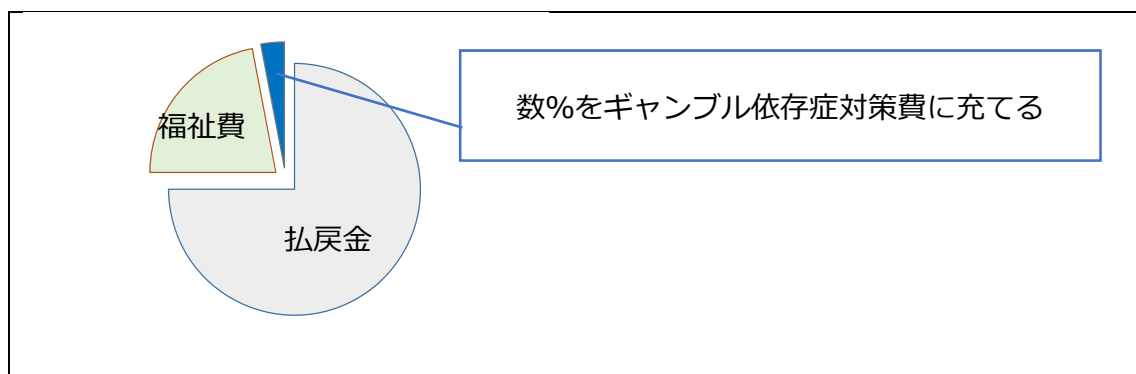
前述したように、シンガポールの規模感は日本で言えば兵庫県1県分である。これを日本の人口規模で考えると、シンガポールの人口の約22倍であるため、およそ59億3,362万円であり、民間団体への助成金は、2億9,565万円である。しかもこれは依存症対策費のうちの「予防教育」と「民間団体への助成金」だけである。これだけの予算をかけ、大規模にギャンブル依存症対策を行ったからこそ、シンガポールのギャンブル依存症者は1/3に減少したのである。

では、ここで諸外国のギャンブル依存症対策に対する予算の仕組みを見てみたい。

6 諸外国のギャンブル依存症対策費

図表4に示した通り、世界のギャンブル依存症対策はギャンブルから吸い上げた国庫納付金の一部をギャンブル依存症対策費に回すという仕組みになっている。

【図表4】

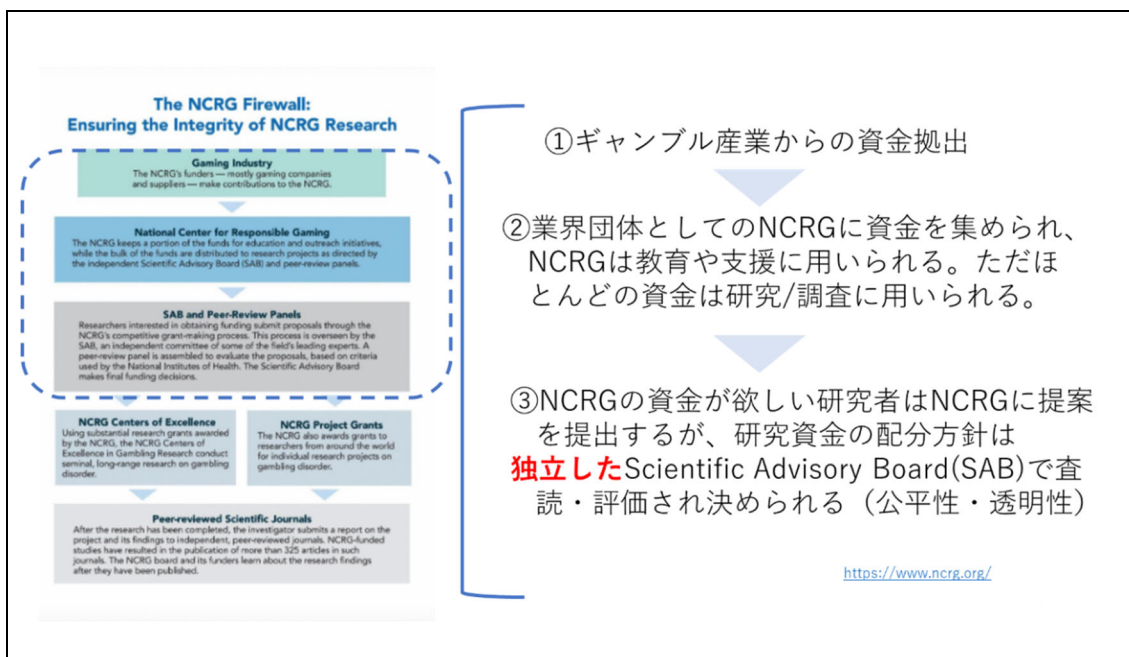


例えば、ギャンブルで集めた金額の25%を福祉費として国庫に納付し、そのうちの0.5%は依存症対策費にするなどの基準がある。米国やシンガポールはもちろんのこ

と、ギャンブル依存症対策が失敗していると言われている韓国ですら同じような仕組みになっている。

たとえば図表5は米国ネバダ州ラスベスの、NCRG (National Center For Responsible Gaming)の仕組み(民間団体助成)だが、ギャンブル産業が資金を拠出して、民間団体などに助成しようといったときに、第三者機関が設けられて、独立したScientific Advisory Board(SAB)で査読・評価され、公平性、透明性を持って依存症対策費を分配すると決められている。

【図表5】



しかし日本はこの目的税が規定されていない上に、基本法でギャンブル産業側が直接依存症対策を行う団体の財政支援をするという文言が明文化されてしまった。つまりギャンブル産業と利益相反への規範がない団体が依存症対策をやるという、まさにマッチポンプが成立してしまっている。

そしてシンガポールもそうだが、世界のギャンブル依存症の対策費は桁が違う。カナダではおよそ70億円。そのためカナダの依存症の罹患率というのは0.9%程度に抑えられている。ラスベガスがあるネバダ州でも、およそ52億円。依存症対策が失敗していると言われている、韓国ですらおよそ22億円の依存症対策費が使われている。

【図表 6】

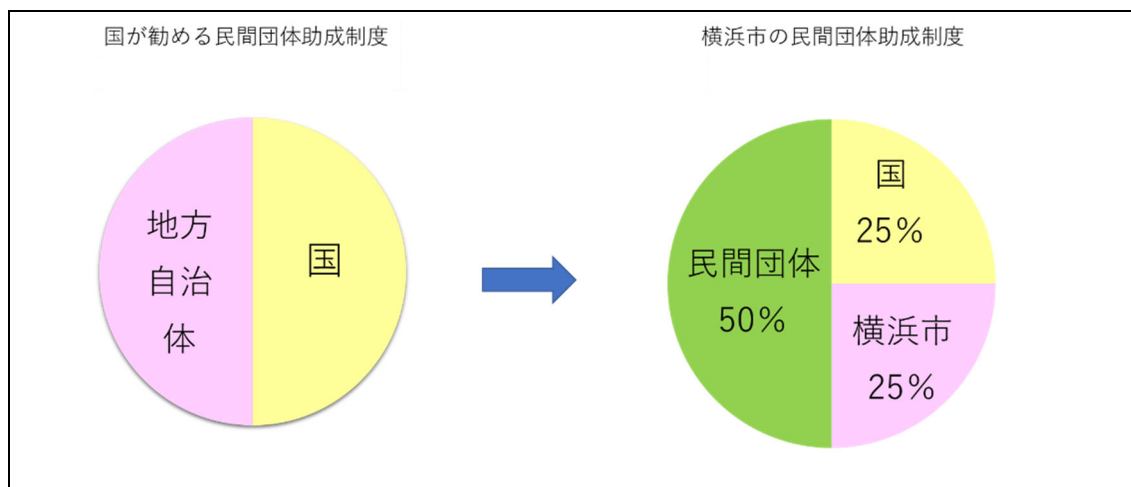
国名	金額
カナダ	およそ70億円
ネバダ州	およそ52億円
韓国	およそ22億円

日本は、「カジノを作ってギャンブル依存症対策をしっかりとやる」という口約束だけで、IR（カジノ）法案を通過させてしまったが、実際には口約束は反故にされた形である。また、横浜市もギャンブル依存症対策で先駆的取り組みを行うことができず、横浜市のギャンブル依存症対策予算は6,252万円にとどまった。（うち3,000万円が国の補助金）

その上、横浜市は、国が掲げるギャンブル依存症対策に尽力する民間団体へ経済的支援で、国と地方自治体が折半で補助金を拠出するという制度を、独自の判断で事業の半額しか出さないと決めてしまった。

そのため横浜市でギャンブル依存症対策を行うには、民間団体が最も費用を負担しなくてはならないといういびつな体系が生まれてしまった。これはカジノを推進しようとする政令指定都市としてはあり得ないと、何度も抗議を申し入れたが十分に受け入れられなかった。横浜市は、カジノ推進を掲げた政令指定都市として、ギャンブル対策費に割く予算が少なすぎる上に、民間団体が担う役割に対しリスクトのない姿勢が非常に残念であった。

【図表 7】

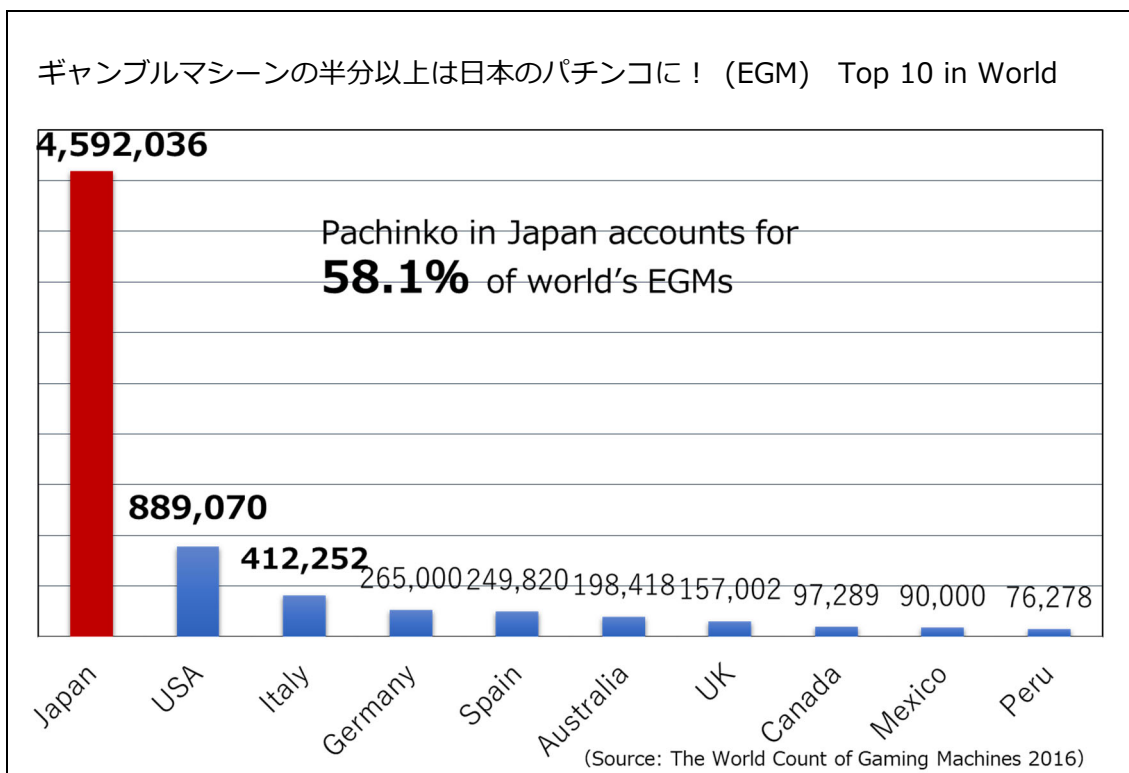


7 負の社会コスト

ところでカジノの税収は本当に市政に貢献するのであるだろうか。アルコールにはこんな調査がある。平成20年の調査だが、アルコールを飲んでいる方々が納められた酒税がおよそ1兆4,613億、それに対しアルコール関連問題による社会負担費は、4兆1,483億にも上ると算出された（出典「酒税制度の概要及び論点について」アルコール関連問題及び経済理論からの視点—財政金融課、梶善登：レファレンス平成25年7月号）。つまりアルコール依存症になってしまった方々による事件や事故、または自殺などの問題や、就労不能、医療費の増加が社会負担費として酒税を大きく上回っていることがわかった。

日本はすでにギャンブル大国であり、ギャンブルマシンの世界シェアの58.1%。それが日本のパチンコに使われている。これ以上、ギャンブル産業を増やすことは、果たして本当に市政に貢献することになったのか検証する必要があると思われる。

【図表 8】



またもう一つの懸念材料は、慶應義塾大学の研究で「自宅から3キロ以内にパチンコ店ができると、男性ではギャンブル依存症を疑われる確率が高まる」という結果が出たことである。(出典：Geographical accessibility to gambling venues and pathological gambling: an econometric analysis of pachinko parlours in Japan Hiroataka Kato Rei Goto (International Gambling Studies pp111-123, Published online 12 Oct 2017) つまり近くにギャンブル場ができれば、ギャンブル依存症に罹患する率が高まるということが明らかになったわけで、カジノができれば当然横浜市民のカジノ依存症の罹患率が高まったと思われる。

上記は、研究の一例だが、現在のところ、国内においてギャンブル依存症における負の社会コストについて、体系的に確立された定量化のモデルが存在するとは言い難い。しかし、海外においては、負の社会コストに関する報告書がいくつもある。

例えば、韓国では、カジノのオープン後、破産、家庭崩壊、売春、離婚、犯罪など負の社会コストに関する問題が増加したことが報告されている。(出典：Residents' Perceptions of Casino Development in Korea: The Kangwon Land Casino Case (2005)) また、アメリカでは、ギャンブル依存症に関連する破産、離婚、犯罪、失業による家族やコミュニティへの推定社会的費用は、2013年に約70億ドル(約9,100億円)と報告されている。(出典：Statement of Keith S. Whyte, Executive Director National Council on Problem Gambling (2014))

これらの影響は、当然、依存症者本人や家族だけでなく、友人、職場など広く社会全体へ波及していくと考えられるため、影響の大きさは測りかねない。

8 どこが世界最高水準だったのか

このように横浜に「世界最高水準のカジノを作る」が謳い文句であったが、一体どこが世界最高水準だったのか不明である。

最後に、打ち出されていたカジノ依存症対策についてこれまでの支援の経験値から私見を述べる。

【図表 9】

具体的な依存症対策

- 国内のIR施設は上限3つに設定、ゲーミング区域の面積はIR施設床面積の3%以内
- カジノ事業等に関する広告物は、IR区域外では空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続きを完了するまでの部分に限定
- 20歳未満の者等への広告及び勧誘の規制
- 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- マイナンバーカード等による本人・年齢確認
- 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料
- カジノ内へのATMの設置禁止
- 入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備
- 本人が申告することによる入場制限
- 本人以外の家族が申告することによる入場制限

- ・ギャンブル場の面積と依存症罹患率は関係ない。しかも、3%は十分に広い。
- ・広告制限による効果は限定的です。カジノの広告だけを規制しても、あまり意味がない。

- ・ 20歳未満の人の目に触れない具体的な対策とは何かが打ち出されていない。
- ・ 7日間で3回、28日で10回は十分依存症レベル。規制があっても、行かれない日は闇カジノやネットカジノ、オンラインカジノに行くだけ。むしろそういった闇ギャンブルが増える。
- ・ マイナンバーカードによる年齢の確認と同時に、入場年齢をもっと引き上げるべき
- ・ 入場料は意味がない。逆に元を取ろうとして粘ってしまう。
- ・ ATMを置かなくとも、コンビニでもカジノの外にでもATMはいくらでもある。シンガポールもカジノの中には置かないとしているが、カジノの入り口には置いてある。
- ・ 当事者で相談できる人は援助希求行動ができる軽症者に限られる。
- ・ 本人制限、家族制限は多少効果があると思うが、公営競技などは家族にギャンブル依存症の証明を出せというギャンブル依存症にたいし無理解な基準が設けられ、実際には機能していない。

以上、このような対策は真のギャンブル依存症対策とは言えないというのが私の見解である。

Ⅳ 福田 敦 氏（関東学院大学経営学部教授）

1 はじめに

横浜市では、平成 25 年の I R 推進法案の提出を踏まえ、平成 26 年度から I R に関する基礎的な調査に着手した。その後、平成 30 年の I R 整備法の成立を踏まえて本格的な調査検討が進められた。令和元年 8 月には、前市長が I R 誘致を意思表明するとともに、区域整備計画の策定に向けた検討準備を開始した。令和 3 年 1 月には事業者の募集を開始し、夏頃には事業者を選定するスケジュールとなっていた。

こうした中で、令和 3 年 8 月 22 日に実施された横浜市長選挙において、山中竹春氏が市長に当選し、9 月 10 日、令和 3 年第 3 回市会定例会で I R 誘致の撤回を表明、I R の取組を中止した。

本稿では、これまで横浜市が進めてきた I R 誘致の取組を振り返り、それらを今後の施策にどのように活かしていくか、地域経済の循環と広報・広聴のあり方を中心に立場にとらわれずに述べてみたい。

2 I R の目的

振り返りにあたり、I R 整備法第一条に示されている I R の目的を確認しておく。筆者が付した下線部分はその要旨である。

【I R 整備法第一条（目的）】

この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業などを監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

すなわち、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用し、地域の創意工夫と民間の活力を生かして I R を整備・推進することにより、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することで、観光及び地域経済を振興し、財政の改善に資することが I R の目的ということである。

横浜市においては、I R の判断要素の一つとなる、こうした観光及び地域経済の振興や財政改善に資する経済的社会的効果などを予測するため、平成 26 年度以降、複数回にわたって調査を実施した。平成 30 年度には、I R 整備法の成立を契機に、事業者への情報提供依頼（R F I）を実施し、I R によりこれまでにない経済的社会的効果が見込まれることを確認している。そして、翌年（令和元年）8 月、こうした調査結果や日本型 I R の枠組み、懸念事項対策の準備状況等を踏まえた上で、I R 誘致の意思を表明した。

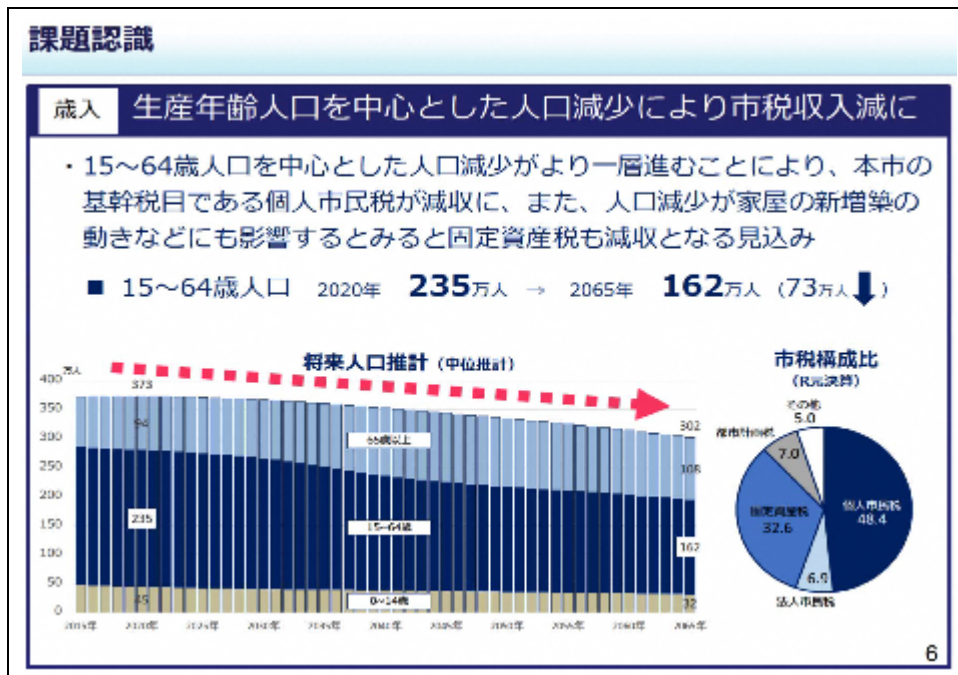
3 横浜市の I R 誘致決断の背景

横浜市は、I R で国内外から多くの人を惹きつける世界最高水準の施設を、民間の活力を最大限に生かして一体的に整備することにより、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、財政基盤の強化など、これまでにない経済的社会的効果が見込まれ、横浜市が抱える諸課題の有効な対策になりうると判断した。しかし、一方ではギャンブル等依存症や治安悪化、資金洗浄などカジノの影響を強く懸念する市会や市民の声も高まっていた。こうした懸念に対し、横浜市は最高水準のカジノ規制といわれる I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法など、依存症を増やさないために取組む環境が整ったとして、I R 誘致に踏み切った。

その背景をもう少し詳しくみると、以下のように説明している。

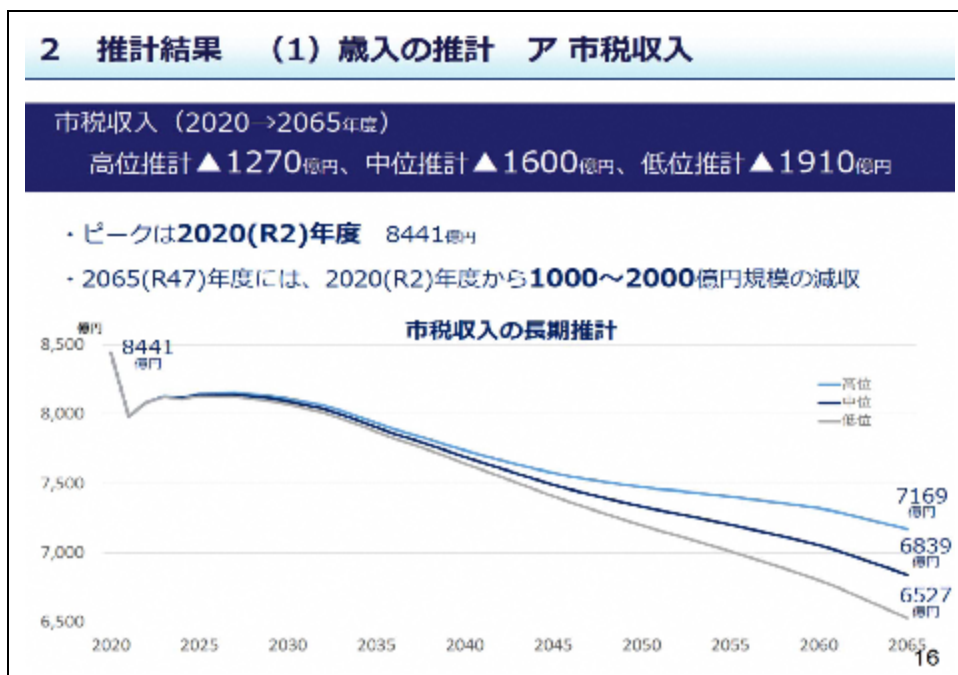
横浜市は、人口 377 万人を抱える日本最大の基礎自治体であり、日本有数の都市の一つに数えられる。しかしながら、高度成長期、東京のベッドタウンとして成長してきた横浜市は、税収の半分近くを個人市民税が占めており、一方で、法人市民税は他の大都市と比べると見劣りする状況にある。今後は少子高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、経済活力の減退、税収減など、経済・財政上の危機感を持ち、その対策を推進することが必要と判断した。

横浜市はこうした厳しい状況を市民と共有するために、従来の 10 年程度の財政見通しを基本に、令和 2 年 9 月に初めて「横浜市の長期財政推計」を公表し、2065 年までの長期推計を示した。主要項目の見通しは以下のとおりである。



15～64歳人口が2020年は235万人であるところ、2065年には73万人減の162万人と推計されており、それに応じて、市税の48.4%（令和元年度決算）を占める個人市民税が減収になることが示されている。

また、人口減少が家屋の新增築の動きなどにも影響するとみると、市税の32.6%（令和元年度決算）を占める固定資産税の減収も見込まれている。



市税収入全体では2020年度の8,441億円をピークに、中位推計では2065年度に6,839億円となることが示されており、▲1,600億円の減収と推計されている。

課題認識

歳出 増大する財政需要

・超高齢社会の進展により、社会保障経費の増加が確実視

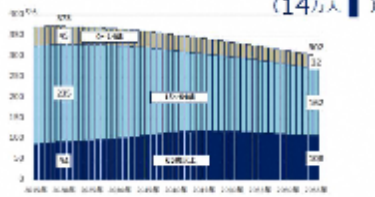
■ 平均寿命 (全国)

	2000年	2018年	2040年(推)	2065年(推)
男性	75.90歳	81.25歳	83.27歳	84.85歳
女性	81.00歳	87.32歳	89.63歳	91.35歳

※国立社会保障・人口問題研究所「人口推計(2025年版)」より

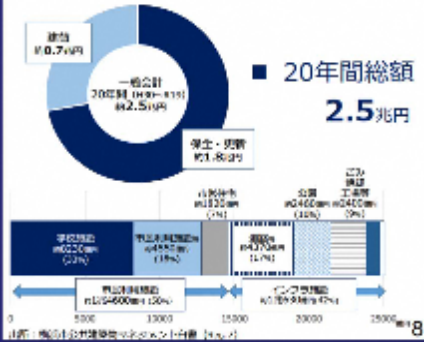
■ 65歳以上人口 (横浜市)

2020年 **94万人** → 2065年 **108万人**
(14万人↑)



・老朽化が進む市立学校・市営住宅の建替えや、ごみ焼却施設の更新など公共施設の保全・更新への対応も必要

※第20年度に建築した場合の事業費(約)2兆円(32年間総額)
「横浜市立小・中学校施設の維持・更新に関する基本方針(19年)」



一方、歳出面では、超高齢社会の進展により、65歳人口が2020年は94万人であるところ、2065年には14万人増の108万人と推計され、それにより社会保障経費の増加が見込まれている。

また、老朽化が進む市立学校・市営住宅の建替えや、ごみ焼却施設の更新など公共施設の保全・更新に平成30年度から令和19年度までの20年間総額で約2.5兆円かかることが見込まれている。

2 推計結果 (2) 歳出の推計 イ 歳出総額

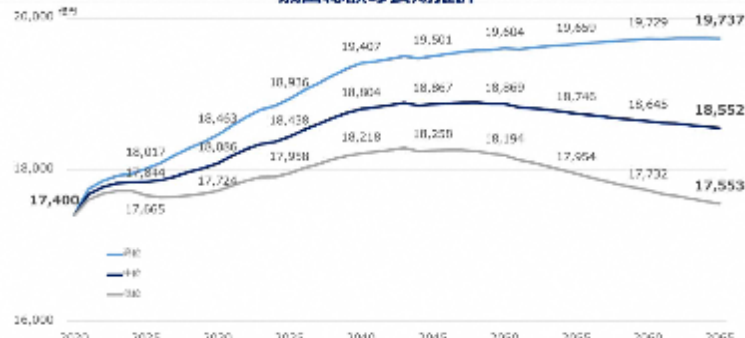
歳出総額 (2020→2065年度)

高位推計 + 2330億円、中位推計 + 1150億円、低位推計 + 150億円

・歳出総額は、人口が高位で推計した場合で毎年度平均51.9億円の増

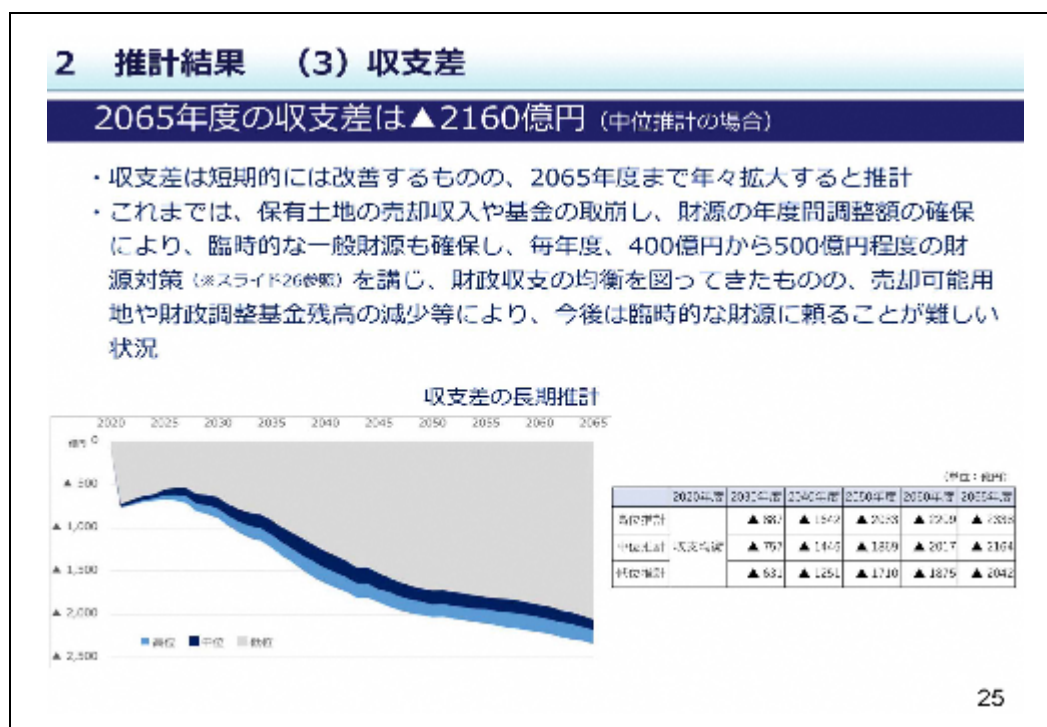
中位推計では25.6億円の増、低位推計では3.4億円の増

歳出総額の長期推計



【注】入・出人口推計は「推計人口」2020年：46,540,000人、2065年：58,548,000人(高位)、61,547,000人(中位)、63,547,000人(低位)

歳出総額では、中位推計で毎年度平均 25.6 億円増となり、2020 年度の 1 兆 7,400 億円が 2065 年度には 1 兆 8,552 億円と示され、+1,150 億円となることが推計されている。



歳入・歳出を合わせた収支差について、中位推計では▲2,160 億円と推計されている。これまで、保有土地の土地収入や基金の取崩しなどで、財政収支の均衡を図ってきたものの、売却可能用地や財政調整基金残高の減少などにより、今後は臨時的な財源に頼ることが難しい状況となっている。

このような厳しい長期財政見通しを背景に、片や懸念事項についてはギャンブル等依存症対策基本法を含む国家的プロジェクトの枠組みが整っているとして、横浜市は I R による増収効果を活かして、行政サービスと横浜の魅力をさらに高める施策を進めることで、横浜の持続的な発展・成長を実現するべく、I R 誘致を判断したということである。

横浜市では、I R 誘致の必要性や他都市の誘致の動向、新型コロナウイルスの感染拡大が事業に与える影響について市会での議論とともに、市民向けに広報誌や動画、説明会やシンポジウムの開催など、さまざまな広報活動を展開してきた。こうした広報活動を通じ、市民の間に横浜 I R の情報が共有された。

4 横浜市が示した経済的社会的効果

本報告書 177～180 頁に記載があるが、横浜市が I R 誘致の意思表示時（令和元年 8 月）に示した経済的社会的効果は、以下のとおりである。

(1) I R 区域全体の施設規模・初期投資

■施設規模（総延べ床面積）	77 万 m ² ～100 万 m ²
■建設費等の初期投資額	7,000 億円～1 兆 3,000 億円

(2) M I C E 施設の規模

■総延べ床面積	138,000 m ² ～192,000 m ²
■最大国際会議室の収容人数	3,000 人～6,000 人
■展示等施設面積	60,000 m ² ～120,000 m ²

(3) 宿泊施設の規模

■宿泊施設の部屋数	2,700～4,800 室
■最小客室面積	40 m ² ～45 m ²
■スイートルームの最小客室面積	70 m ² ～80 m ²
■スイートルームの割合	約 2 割

(4) インバウンドを含む I R への訪問客数

■訪問客数	2,000 万人～4,000 万人/年
■ゲーミング利用者の割合	2 割～4 割
■国内観光客割合	66%～79%

(5) I R 区域内での消費額 4,500 億円～7,400 億円/年

(6) 経済波及効果・雇用創出効果

■経済波及効果	建設時（間接効果を含む）	7,500 億円～1 兆 2,000 億円
■経済波及効果	運営時（ " ）	6,300 億円～1 兆円/年
■雇用創出効果	建設時（ " ）	85,000 人～136,000 人
■雇用創出効果	運営時（ " ）	77,000 人～127,000 人

(7) 市への増収効果 820 億円～1,200 億円

（カジノ納付金収入、入場料収入、法人市民税・固定資産税・都市計画税）

横浜市では、これらの数値は委託先とともにヒアリングなどを行い、根拠に基づき算出したものであることを確認している。また、いずれの事業者も、我が国にこれまでにないスケールとクオリティを兼ね備えた世界水準の施設という、日本型 I R の制度趣旨を踏まえ、大規模な集客施設を想定している。

宿泊施設については、ワールドクラスのラグジュアリーなクラスを想定し、周辺の既存ホテルとのターゲットを差別化し、競争を避けながら横浜に新たな客層を誘導するものになっている。

雇用創出については、魅力ある I R を実現することで、国内外から新たな働き手が集まり、人口増加や教育機関との連携などを想定する事業者もみられた。

市の増収効果としては、現行の法人市民税（570 億円）やみなとみらい 21 地区における市税収入（155 億円）を上回る増税効果が期待される。

一方で、市民や議会等において、数値の詳細な根拠等を示してほしいという声があったが、事業者からの了解が得られていない等の理由から、市からそれらは一切示されなかった。また、I R は日本には未だない特殊な産業であり情報の蓄積がないこと、新型コロナウイルスによる I R 事業の影響も見極めが難しいため、これらの数値については市民から懐疑的な意見も多く寄せられている。さらに、市民や一般の事業者の方にはこれらの効果がどの程度のものであるか、理解が得られにくい可能性がある。

5 I R による地域経済への影響

横浜市は I R 意思表明時や R F C の提案概要の公表にあたり、事業者から情報提供された「建設費などの初期投資」や「I R 区域内での消費額（年間売上）」などの数値を基に、横浜市産業連関表を用い、横浜市における経済波及効果を算出している。

産業連関表は一定期間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表であるが、あくまでその統計表は、過去の産業のデータの蓄積である。そのため、横浜市から示されたこれらの経済波及効果、雇用創出効果などについては、あくまで産業連関分析による統計に基づいた推計値であり、その効果を保証するものではない。

I R では大規模な M I C E 施設や数千室規模のホテルが設置されることになっていたが、仮に 3000 室のホテルが整備されれば、宿泊者の食事を賄うための大量の食材の調達や、シーツなどのリネンのクリーニングなどの大規模な受注が発生する。まさにこれが経済効果となるが、これらの受注を市内の事業者が受けられなければ、地域経済への効果は限定的となってしまう。

また、M I C E などへの訪問者を I R 区域外に誘導し、回遊させ、地域での消費を喚起させなければ、訪問者の消費は I R の中で完結してしまい、地域の経済効果はむしろマイナスになることも想定される。こうした状況を回避するには、市と地域、事業者がしっかりと連携し、地域経済における循環を促進する仕組みを丁寧に議論する必要があった。

このように、単に I R 事業者を誘致するだけでは、I R 整備法が目指す、I R によって得られる経済的社会的効果は限定的となる。「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」92～93 頁において示されているように、I R の経済効果を市内に拡がり循環させ、その効果を市として最大限享受するためには、誘致する自治体や地域においても様々な取組が必要であったと考える。

以下では、事業を振り返り、これまでの取組を今後の施策にどのように活かしてい

くかを述べてみたい。

6 振り返りを通じて今後の施策に活かすべき視点

前市長が誘致を表明した際に作成した本報告書 58 頁の図表 16「I R の実現に向けて」は、I R の概要が分かりやすく説明されているが、I R 事業を加味した長期的な財政見通しは示されておらず、横浜 I R の事業の本質的な意義が市民に十分に伝えきれなかったことは否めない。この点については、上述のとおり、長期財政見通しで中位推計を採ったとしても収支バランスは予測であること、また I R の経済的効果については日本での蓄積がないこと、I R 事業者によって施設の運営ノウハウに差が大きく、事前の数値の精緻化が困難であること、さらに世界的コロナ禍の影響が収束していないことなどから、I R 事業を取り込んだ財政見通しを作成することは困難であったことは推察できる。このこと自体が I R 事業の妥当性を判断する際の不安定要素と解釈された可能性もある。

また、経済波及効果については、企業や市民がどの程度期待できるのか見通しがつけづらかった。さらに、財政収支バランスを改善したうえで各局の課題を解決する事業見通しに関する資料が作成されなかった点も、住民サービスの維持・向上を読み取ることができなかった一因として考えられる。

I R の議論については、外部のメディアやプラットフォームを通じてさまざまな情報が共有・拡散されている。メディアの利用状況は年代によって異なる傾向があるため、行政広報のありかたとしては、年代ごとにアクセスしやすい方法を研究する必要があると思われる。一般論として、世代によりメディアの利用状況が異なることが指摘されており、ソーシャルメディア時代の消費者行動モデルとして知られる、共感 (Sympathize) → 確認 (Identify) → 参加 (Participate) → 共有・拡散 (Share & Spread) という流れに沿った広報のあり方について研究する必要がある。

本報告書 64～69 頁には、公募に向けた取組として R F C の提案概要があり、広報冊子などで M I C E、ホテル、文化芸術、エンターテインメントなどの施設計画と運営計画が紹介された。ここでもイメージの具体化には一定の効果はあったが、市民一人ひとりの生活の質 (Quality of life = Q O L) にどのように関連するのか、市の施策を通じて分野ごとに市民感覚で共感が得られるようなメッセージの発信が十分にできていなかったことも考えられる。

本報告書 68 頁に、横浜に拡がる I R の効果 (域内取引額を含む) について、記載がある。また、横浜 I R (統合型リゾート) の方向性」92～93 頁には、横浜が持続的に成長し、拡がり循環する I R の効果について、循環図を示している。

例えば、京都市では「京都らしい M I C E 開催支援補助制度」を設け、一定の要件を満たす団体に対し、京都らしい文化プログラム (レセプションで活用する舞・和太鼓・茶道・着付け・鏡開きなど) の体験や京都らしい伝統産業品 (伝統産業製品の工

場見学・体験費用、製品など)の購入に補助金が活用できる支援事業に取り組んでいる。このように地域の文化や伝統産業製品の購入支援にまで結びつける支援制度を用意することで、訪問する団体等にインセンティブ(誘因)を与えるだけでなく、市民、企業・団体が自分事として期待できる施策として評価することができる。

具体的なペルソナ設定や参加者・受け入れ団体などの声を発信することなども波及効果が高まると考えられる。このように、産学官民の連携により、経済効果だけでなく社会的効果(コミュニティの再生、教育・文化・芸術の振興、伝統産業の振興など)についても議論する必要があると思われる。

観光地域づくりの舵取り役としてDMOがマーケティングやターゲティングなどの戦略を策定し、全国の観光資源と連携を図っていくことも議論されていたようだが、DMOについては、横浜市のファンを顧客データベース化して活用する仕組みを構築してこれらを活用できれば企業の収益力向上に貢献することが期待できる。これ以外にも鉄道駅のリアルな乗降客数の動向、ビーコン技術によるマーケティングへの活用、予想顧客に応じた材料調達、ダイナミックプライシングによる収益性向上、フードロス対策など、時代のキーワードに応じた最先端のサービス環境を支援するプラットフォームの構築を目指して、ビジネスとコミュニティ、アメニティ、安全性を訴求する横浜モデルを事業者の声も取り上げて広報する方法もある。

このようなプラットフォームをデジタル技術でデザイン、設計、実用化するために、社会実装を期待できる企業・個人を対象に、革新的な製品・サービスを開発する企業を支援する制度を創り、ニーズを抱える企業に橋渡しをする事業をフィージビリティスタディとして事業化することも一案であろう。

2065年までの歳入・歳出の推計があるとおおり、IRは向こう40年超の展望を見据えている。この時代を見届け、責任が持てるのは若者世代である。とくに現在10代~20代のZ世代と言われる人たちはデジタルネイティブな感性を持っている。Z世代の特徴としては、現実主義である、多様な価値観・考えを尊重し他者を受け入れる度量がある、排除を好まないインクルーシブを重視するといった傾向がある。行政の広報・広聴などの進め方もこうした世代間による情報アクセスの違いを理解し、市民・若者に届く行政広報のあり方を研究する必要がある。

7 むすび

IRは中止されたが、生産年齢人口の減少等に伴う税収減など、横浜市の将来世代にわたり解決しなければならない課題は依然として存在している。このような課題は横浜市だけの問題ではないが、IRに代わる経済的社会的効果が見込まれるオプションを早急に議論し、今回の取組を梃子に、横浜らしい、横浜だからできる提案を産官学民あげて議論する必要がある。中でも集客施設のコンテンツ開発やナイトタイムエコノミーの充実という、横浜経済が抱える弱点を克服し、成長戦略の中核となるよう

な観光・MICEを牽引していく方策についての議論は、多様な意見を尊重するかたちで継続していくべきである。

そうした観点からも、SDGs未来都市横浜らしく、持続可能な社会を目指すために、ステークホルダーとの対話を重視し、相互に信頼を高めていくことが大事である。

横浜市には、望ましい未来像のビジョンを描き、わかりやすく共感できるアクションを多数あげ、アクションのつながりを念頭に、バックキャストिंगの思考で各主体が参加・貢献できる目標を提示し、それらを拡散したくなるような取組を期待したい。

V 藤原 静雄 氏（中央大学法科大学院教授）

『横浜市における I R 事業の振り返りについて』

1 はじめに

我が国における I R 事業は、平成30（2018）年の特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「I R 整備法」という。）の制定を受けて、本格的な都市間競争が始まり、I R 誘致を目指す各都市は、同法第9条に規定する、国内3か所を上限とする区域整備計画の認定を目指し、令和4（2022）年4月期限の国土交通大臣への申請に向けた準備を進めているところである。

横浜市は、平成26年度の I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（以下「検討調査」という。）を皮切りに、毎年度、予算を計上し、I R に関する基礎的な調査・研究を続け、令和元年8月22日に林文子前市長が横浜市として I R（統合型リゾート）の誘致を行うことを正式に表明、同年11月1日には都市整備局に I R 推進室を設置して、本格的な誘致の推進へと舵を切った。

そして、約2年後、令和3年9月10日の山中竹春市長による I R の誘致撤回の所信表明を受け、横浜市として I R 誘致を撤回する方針転換がなされた。

横浜市における I R 誘致撤回は、市民の中で賛否が分かれる事業を進める上での課題や、大規模計画を推進するに当たっての市民とのコミュニケーションの課題、憲法が謳う地方自治の制度としての二代表制のあり方など、地方自治の根幹に係る複合的な課題を内包するものであり、市としての判断はこれまでにない大変難しいものであったと言えよう。

今回、横浜市では、I R 検討から誘致の意思決定までの経過、市の広報・広聴の取組、ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組、I R の経済的社会的効果などについて、事業の振り返りを「横浜 I R の誘致に係る取組の振り返り」（以下「本件報告書」という。）としてまとめ、市民へ広く公表することとしている。そこで、本稿は、横浜市からの依頼を受け、市が振り返りを行った内容を基に、I R 事業そのものに対する賛否を離れた中立的・客観的立場から、行政法学の研究者としてこの間の行政過程等の分析を行うものである。

2 本稿の構成について

本件報告書の本編は、「第1 はじめに」、「第2 これまでの主な経過」、「第3 主な取組・動き」の3部構成であるが、本稿は、横浜市からの依頼に基づき、「第3 主な取組・動き」を中心に法的視点からその行政過程を振り返るとともに、とりわけ、I R 検討から誘致の意思決定までの経過、市民への情報提供と市民意見の把握は適当であったか等の論点について考察するものである。

3 横浜市における I R 誘致の検討について

(1) 横浜市における I R 誘致の検討については、本件報告書 2 頁以降に記載されているとおりであるが、ここでは、意思決定過程を振り返る上での前提となる主な事実経過について、簡単な年表を用いながら今一度、整理することとする。

【図表 1】 I R 誘致の検討から意思表明に至るまでの主な事実経過

年月日	実施主体	主な動き
平成23年2月4日	市会	都心部活性化特別委員会報告書「全国初となる特区を活用した外国人専用のカジノの導入」等について、市に調査検討の実施を求める提言
平成24年5月10日	市会	横浜経済活性化特別委員会報告書 カジノの導入に向けた調査研究の実施を市に求める
平成25年9月4日		横浜商工会議所 平成26年度横浜市政に関する要望書（※新規要望事項に I R の推進等）を市に提出
平成25年12月5日	国	I R 推進法案が衆議院に提出される（※平成26年11月の衆議院の解散に伴い廃案となる）
平成26年1月30日	市	計画 I R の検討を初めて計画に記載した「新たな中期計画の基本的方向」を公表
平成26年4月18日	市	I R 検討プロジェクト（庁内検討チーム）を設置
平成26年12月26日	市	計画 横浜市中期4か年計画2014～2017の確定
平成27年2月23日	市	計画 横浜市都心臨海部再生マスタープランを策定
平成27年3月31日	市	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査報告書 平成26年度予算主要事業
平成27年9月14日	市	計画 横浜山下ふ頭開発基本計画を策定
平成28年3月31日	市	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）報告書 平成27年度予算主要事業
平成28年12月5日	市	特定複合観光施設区域の導入に向けた検討について横浜市経営会議に付議（検討の継続を確認）
平成28年12月15日	国	I R 推進法成立 ※附帯決議16項目
平成29年3月31日	市	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その3）報告書 平成28年度予算主要事業
平成29年7月30日	その他	横浜市長選挙で林文子氏が当選
平成30年7月6日	国	ギャンブル等依存症対策基本法成立
平成30年7月20日	国	I R 整備法成立 ※附帯決議31項目
平成30年7月23日	市	I R（統合型リゾート）に関する事業者への情報提供依頼（RFI）の実施を公表
平成30年10月4日	市	計画 横浜市中期4か年計画2018～2021の確定
平成31年2月	市	有識者ヒアリングを実施
平成31年3月31日	市	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書 平成30年度予算主要事業
平成31年4月1日	国	I R 整備法施行令 施行
令和元年6月	市	説明会 市民向け説明会を4方面で開催〔検討調査（その4）報告書を踏まえて〕
令和元年7月18日	その他	横浜商工会議所「横浜 I R（統合型リゾート）の申請表明に関する要請について」を市に提出
令和元年8月21日	市	意思決定 「横浜市における I R（統合型リゾート）の方針について」方針決裁
令和元年8月22日	市	意思表明 I R 誘致の意思を表明し、「I R の実現に向けて」を発表

(2) 横浜市議会（以下「市会」という。）では、平成11年の東京都におけるカジノ導入の動きを契機として、平成12年以降、各地域の自治体や経済・観光団体等のカジノ導入に向けた研究・提言活動の取組が全国に広がったのと時期を同じくして、カジノに関する議論が見られるようになった。

その後、平成25年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第105号。以下「I R 推進法」という。）案が衆議院に提出されると、平成26年1月には横浜市も I R の検討を盛り込んだ「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、平成26年度から基礎的な調査を実施するなどしている。

4 地方自治体としての意思決定（令和元年8月のIR誘致の意思表示に至る経過）について

(1) 横浜市では、平成26年度の検討調査以降、数年にわたり、IRについての検討を重ねている。検討調査は、平成27年度及び平成28年度にも継続して行われ、他国におけるIR導入の背景や目的、設置プロセス、IRの導入効果、懸念事項対策などIRの基礎的調査が実施されている。この間、横浜市では、平成26年4月に、庁内に政策局担当副市長をプロジェクトリーダーとする検討チーム「IR検討プロジェクト」を設置し、検討調査の結果や国・他都市の動き等について、継続的に情報共有・検討がなされている。また、平成28年12月には、横浜市における重要な事業等の政策判断や庁内意思決定を行う場である、市長、副市長等が出席する横浜市経営会議において、IRの導入に向けた検討が付議され、「国の法案等の動向を踏まえながら引き続き検討を進めること」が確認されている。

(2) その後、平成30年度には、同年7月のIR整備法の成立を受け、横浜市がこれまで判断を保留としていた、IRを導入する・しないについての判断材料の一つとすることを目的とする、検討調査（その4）が行われ、事業者への情報提供依頼や有識者ヒアリングなどIRの調査検討が実施されている。当該調査結果は、令和元年5月の令和元年第2回市会定例会政策・総務・財政委員会にて報告され、また、同年6月には、4方面で市民向け説明会が実施されている。さらに、同年7月の市長説明を経て、同年8月21日の市長の方針決裁を受け、翌22日に、IRの実現に向けた、横浜市としての方針が明らかにされている。

横浜市は、IRの実現に向けて方針決定した具体的な背景として、①平成30年7月のギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）やIR整備法の可決・成立、平成31年4月の特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）の施行等により、国の制度設計が明らかになりつつあったこと、②横浜市が平成30年度に実施した、検討調査（その4）において、横浜でのIRについて、事業者が横浜において民間による大規模な開発投資を伴うIRの事業性を見込んでいること、観光や地域経済の振興、財政改善への貢献などの面から、これまでになかった経済的社会的効果が見込まれること、また、懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験やIR整備法を踏まえた様々な対応策が想定されていることが示されたこと、③令和元年6月に開催され、延べ350人が参加した市民向け説明会のアンケートにおいて、約4割がIRの理解が深まった・やや深まったと回答しており、説明会の実施など、丁寧な説明を通じて、市民理解を深めていけると考えられたこと、④令和元年7月に、横浜商工会議所から、IR整備法に基づく認定申請の実行を決断・表明するよう強く要請する文書が市に提出されたことなどを挙げている。

(3) これら一連の事実経過を振り返ると、横浜市では議会の賛同を得つつ、段階ごとに議論を積み上げてきたことがうかがえる。

5 I R整備法に基づく法定手続の履行（I R誘致の意思表示後の経過）について

(1) 図表2は、令和元年8月22日のI R誘致の意思表示後の主な事実経過である。横浜市が、I R整備法第9条に規定する区域整備計画の認定を目指し、同法に基づく法定事項を中心に手続を進めてきたことが判る。

【図表2】I R誘致の意思表示後の主な事実経過

年月日	実施主体	主な動き
令和元年8月22日	市	意思表示 I R誘致の意思を表明し、「I Rの実現に向けて」を発表
令和元年9月20日	市会	令和元年9月補正予算議決 令和元年度補正予算
令和元年11月1日	市	都市整備局I R推進室を設置
令和元年11月19日	国	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（基本方針）（案） I R整備法第9条第10項の期間を定める政令（申請期間を定める政令）（案）等を公表（令和3年7月30日までの期限）
令和元年11月20日	市	I R推進プロジェクトを設置
令和2年2月21日	市会	令和2年第1回市会定例会で横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例案の議決
令和2年3月6日	市	「横浜I R（統合型リゾート）の方向性（素案）」を公表、パブリックコメント実施（3/6～4/6）
令和2年3月12日	市会	令和2年第1回市会定例会で実施方針（案）骨子の説明
令和2年3月24日	市会	令和2年度予算議決 令和2年度予算
令和2年4月10日	市	横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査実施結果を公表
令和2年8月28日	市	「横浜I R（統合型リゾート）の方向性」を公表
令和2年10月13日	市	民間事業者からのコンセプト提案募集（R F C）の提案概要を公表
令和2年11月17日	市	第1回横浜イノベーションI R協議会を開催
令和2年11月30日	市	第1回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
令和2年12月	市会	令和2年第4回市会定例会で「実施方針（案）」を説明
令和2年12月14日	市	第2回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
令和2年12月18日	国	基本方針の修正、申請期間を定める政令の閣議決定（令和4年4月28日までに期限を修正）
令和2年12月21日	市	第2回横浜イノベーションI R協議会を開催
令和3年1月6日	市会	令和3年第1回市会臨時会開会（住民投票条例の制定に関する議案 ⇒ 1/8否決）
令和3年1月14日	市	意思決定 実施方針の策定及び公募開始について横浜市経営会議に付議
令和3年1月21日	市	意思決定 実施方針の策定及び公募開始について方針決裁、追加R F C提案概要を公表、 横浜特定複合観光施設設置運営事業者予定者の公募を開始
令和3年3月23日	市会	令和3年度予算議決 令和3年度予算
令和3年5月31日	市	横浜特定複合観光施設設置運営事業者予定者の公募における資格審査通過者数を公表
令和3年6月11日	市	横浜特定複合観光施設設置運営事業者予定者の公募における提案審査参加者数を公表
令和3年7月12日	市	第3回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
令和3年7月16日	市	第4回横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を開催
令和3年8月22日	その他	横浜市長選挙で山中竹春氏が当選
令和3年9月10日	市	意思表示 I R誘致撤回（令和3年度第3回市会定例会において所信表明）

(2) I R整備法第6条（実施方針）について

ア 同法第6条第1項は、「都道府県等・・・は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、・・・当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない。」と規定している。また、同条第4項では、「都道府県等は、実施方針を定めようとするときは、第12条第1項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。」と規定されている。さらに、同条第2項は、実施方針で定める事項を掲げており、同条第6項では、実施方針を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない旨を定めている。

イ 横浜市は、令和3年1月に横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針を策定し、公表している。当該実施方針は、当該特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項等を定めるものであり、I R整備法第6条第2項各号に規定する法定要件を全て満たすものであった。

また、実施方針の策定に当たっては、令和2年第1回市会定例会建築・都市整備・道路委員会で案の骨子の説明、令和2年第4回同常任委員会で案の説明、民間事業者の選定等を目的として設置された横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）での審議が行われている。方針については、さらにI R整備法第12条の規定に基づき設置された横浜イノベーションI R協議会（以下「協議会」という。）での協議、神奈川県及び神奈川県公安委員会の同意等、I R整備法に基づく手続が実施され、横浜市経営会議への付議、決裁を経て、これが令和3年1月に公表されている。

(3) I R整備法第8条（民間事業者の選定）について

ア 同法第8条第1項は、「都道府県等は、実施方針に即して、次条第1項の規定により同項に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定するものとする。」と規定している。また、同条第2項では、「都道府県等は、前項の規定による選定をしようとするときは、第12条第1項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。」と規定されている。

イ 横浜市では、同法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を公平・公正に行うため、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例（令和2年3月横浜市条例第1号）を制定し、選定等委員会において、市長の諮問に応じて、民間事業者の選定等に関する事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申す

ることとしている。選定等委員会は、令和2年11月から令和3年7月までに4回開催されており、民間事業者の募集及び選定に関する事項について調査審議している。

ウ その他、横浜市では、上述（5（2）イ）のように、神奈川県や神奈川県公安委員会等との円滑な連携を図るため協議会を設置し、横浜イノベーションIR協議会運営要綱（令和2年11月17日施行）を制定している。令和2年11月の第1回協議会では、協議会運営要綱の制定、実施方針及び募集要項についての協議を、同年12月の第2回協議会では、実施方針及び募集要項についての協議を行い、各回の会議録を横浜市ホームページにて公表している。

エ なお、IR誘致撤回に伴い、民間事業者の選定には至らず、横浜市は令和3年9月30日をもって、選定等委員会への諮問取下げ及び協議会の廃止を行っている。

6 市会におけるIRに係る予算の議決及び議論の経過について

(1) IRに係る予算案の質疑を含む、市会における質疑等への対応状況は、図表3のとおりである。

【図表3】市会における質疑等への対応状況

単位：件

	第1回定例会	第2回定例会	第3回定例会	第4回定例会	臨時会	合計
平成12年から平成25年まで	10	2	4	3	0	19
平成26年	44	3	35	5	0	87
平成27年	31	7	3	0	0	41
平成28年	4	1	4	0	0	9
平成29年	26	0	24	0	0	50
平成30年	6	7	30	3	0	46
令和元年(平成31年)	32	0	183	19	0	234
令和2年	237	19	82	20	0	358
令和3年	89	8	28		69	194
合計	479	47	393	50	69	1,038

※本会議、予算特別委員会、決算特別委員会でのIRに直接関わると思われる質問・発言の集計

(2) 図表3からは、第1回目の検討調査に係る予算案が審議された平成26年以降、多くの質疑が行われていることがうかがえる。

念のため、予算成立までの一般的な過程について簡単に触れておくと、まず、①予算案が議会に提出される予算上程、市長による予算の説明、②予算案に対して、議員が質問をし、市長などがこれに答える予算質疑、③予算特別委員会などを開き、予算等を専門的かつ詳しく審査する委員会審査、④再び本会議を開き、予算案に賛否の意思決定を行い、これらの過程を経て、本会議で可決されると予算が成立する。

上記手続は、地方自治の制度として、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての長による二元代表制の下で、十分に議論が尽くされるような仕組みであり、I Rに係る予算についても、当然に、これら所定の手続を経て可決・成立されたものである。

また、市会では、令和元年8月のI R誘致表明以降、ほぼ全ての定例会でI Rに関連した報告が横浜市側からなされ、所属の常任委員会において質疑・審査が行われている。質疑・審査は予算や附属機関の設置に関する条例案等の審議を含めると、おおよそ1,000件に及ぶものとなっていた。

7 市民への情報提供及び市民意見把握のための取組実績について

(1) 広報、説明会等の主な実施状況について

市民への情報提供は、横浜市がI Rの誘致表明を行った令和元年度から本格的に実施されている。既述のように、I Rの誘致表明前の令和元年6月には、検討調査（その4）に関する報告書の内容を踏まえた説明会が4方面で実施され、また、誘致表明後の令和元年9月の補正予算議決後は、同年12月に広報よこはま特別号が発行され、I R誘致を判断するに至った背景や日本型I Rの制度等について市長自らが説明する市民説明会が同年12月から各区で行われている。

令和2年4月には、市民がI Rについてイメージできるよう、横浜がI Rを誘致する理由や懸念事項対策の説明のほか、海外のI R施設を紹介する広報動画がホームページや横浜市YouTube公式チャンネル上に公表された。以降、図表4のとおり、横浜市は、市公式ウェブサイト、SNS、イメージポスター等の交通広告などで様々な広報展開を行っている。

また、図表5にある説明会等のほかにも、横浜市町内会連合会の毎月の定例会等で、横浜市からI Rの誘致に向けた取組についての情報提供がなされている。

【図表4】広報等の主な経過

実施年度	内容	
平成30年度	7月	・「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくりの検討」に関するホームページを開設
令和元年度	6月	・市民向け説明会を開催 ※図表5(1)
	10月	・横浜I Rの基本的な考え方を公表
	12月	・広報よこはま特別号を発行（I Rの実現に向けた市の考え方やI Rを誘致する理由等）
	12月～	・I R（統合型リゾート）市民説明会を開催 ※図表5(2)
令和2年度	4月	・横浜I R（統合型リゾート）の広報動画を公表
	7月	・市長説明動画を公表 ※図表5(3)
	8月	・横浜IノベーションI R公式ウェブサイトを開設
	11月	・広報よこはま特別号を発行（日本型I Rの仕組みやI Rで体験できること、R F Cの提案概要等）
	12月	・横浜IノベーションI R公式Facebookを開設
	12月	・横浜I Rを考えるシンポジウムを開催（カジノに起因する懸念事項への取組等）
	2月～	・I R（統合型リゾート）事業説明会を開催 ※図表5(4)
	3月	・横浜IノベーションI Rのイメージポスターやサイネージ動画を作成し、横浜駅で展開
	3月	・横浜IノベーションI R特別対談（岸博幸氏×平原副市長）を公表
	3月	・広報よこはま特別号を発行（実施方針の内容や有識者へのインタビュー等）
	3月	・横浜IノベーションI Rオンラインシンポジウムを開催
3月	・横浜IノベーションI R広報冊子を発行（日本型I Rの概要や、市が実現を目指すI Rの概要等）	
令和3年度	7月	・イメージポスターを18区の駅に掲示し、市全域に広報展開
	7月～	・横浜IノベーションI R企画展示を開催（市庁舎2階のプレゼンテーションスペースほか）
	7月	・横浜I Rを考える有識者対談を公表（カジノ施設に起因する懸念事項への取組について）
	7月	・横浜IノベーションI RのP R動画を公表（横浜I Rで体験できること）

【図表5】説明会等の実施状況

実施時期	実施内容		参加数
令和元年6月	(1)	市民向け説明会 「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）」の報告書の内容を踏まえた説明。4方面の会場で実施。	350人
令和元年12月～ 令和2年2月	(2)	市長による市民説明会 I Rの誘致を判断するに至った背景や日本型I Rの制度等について市長自らが説明。12区で実施。	3,815人
令和2年7月	(3)	市長説明動画 (ホームページ配信) 新型コロナウイルス感染症の影響による、市民説明会未開催6区向けに、市長の説明と過去の会場での質問に回答する動画を作成し、公表。	2,435人 (申込者数)
令和3年2月～ 令和3年3月	(4)	事業説明会 (オンライン開催) 実施方針の公表及び設置運営事業予定者の公募に当たって、横浜I Rに対する理解を更に深めるための説明。オンライン形式で6回開催。	271人
		合計	6,871人

(2) 広聴等の実績について

ア 図表6の広聴の受付件数の推移からは、国や市のIRに関連する動向に合わせて、市民からの働きかけ・市民の関心の増加傾向が顕著であることがうかがえる。本件報告書150頁以降によれば、IR誘致の表明がなされた令和元年8月から10月までにかけて、誘致の表明に関連する意見・要望が1,000件以上寄せられ、カジノに関連するネガティブな意見のほか、市長選挙でカジノ誘致を争点とすべきだったというものや、住民投票を求める意見等があったということである。

【図表6】IRに関する広聴（※）の状況（うち、市長陳情等の状況）

単位：件

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
83(10)	67(10)	121(17)	1,758(54)	984(81)	168(15)	3,181(187)

※平成28年4月1日～令和4年1月31日に「市民の声」事業として受け付けたもの

イ 市民団体などからは、IRを構成する施設の一つであるカジノ施設に起因する懸念事項への不安や、多くの市民が反対している中でIR誘致の取組を進めることの是非に関連する意見等が寄せられる一方で、経済団体などからは、IRによる市内経済の活性化に期待する意見等が寄せられている。

また、令和2年3月、横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）のパブリックコメントでは、基本コンセプトや4つの方向性、取組の背景、IR実現の効果、地域の理解促進・合意形成、スケジュール等に対して、多くの意見があり、意見提出者数は横浜市が実施したパブリックコメントとして過去最高の延べ5,040人・団体から、合計9,509件の意見が提出されている。

8 行政側が発信する情報と市民の受け止めの齟齬について

(1) 順を追って振り返ると、第4章から第6章までのとおり、行政内部の意思決定手続、IR整備法に基づく法定手続、二元代表制の下での議会との関係など、横浜市が行ってきた行政過程における手続に特段の瑕疵がないことは明らかである一方、今回は所定の手続を経て推進された事業が覆るという異例の結果となっており、本章及び次章では、その要因はどこにあったのか、以下、分析することとする。

(2) 一つの論点として、情報発信の問題を取り上げておきたい。令和元年8月当時、IRに慎重な姿勢を見せていた前市長が、突然「白紙」からIRの誘致表明へと舵を切ったかのように報道されていたと筆者は記憶しており、「横浜市側が意図するところと市民の受け止めとの間に齟齬が生じているのではないか」という印象を受けた。そこで、この齟齬がどのように生じたものであるかを過去の事実関係とともに振り返ることとしたい。

(3) 前市長は、平成28年第4回市会定例会（12月9日）において、「IRは、国内外から多くの人を惹きつける、世界最高水準の文化芸術、エンターテインメント、MICE、ホテルなどの施設を、民間の活力を最大限に活かし、一体的に整備・運営することができる有効な手法です。都心臨海部の機能強化、観光MICEや文化芸術をより一層推進し、横浜経済の活性化、新たな雇用の創出、さらには、横浜市の財政基盤の強化を図っていかなければなりません。横浜の成長をより一層確かなものとしていくために、IRの導入は必要と考えています。」と、前向きな答弁をしている。その後の平成29年第1回市会定例会（2月22日）では、「IR推進法の成立を契機に、現在、国においてギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議等が設置され、検討が行われています。まずは、依存症をはじめ、懸念事項対策について国においてしっかりと議論し、国民に説明していただくことが重要と考えていますので、横浜市としても国の動向を見極めながら、この件についてしっかりと調査、研究を進めていきます。」と答弁をしている。

その後、平成29年6月21日の市長定例記者会見において、前市長は、「統合型リゾートを継続的に運営していく上で、カジノというのが有効ではないかということが言われています。インバウンドの要素になるのではないかなと言われながら統合型リゾートが考えられ、日本型の統合型リゾートを導入しようではないかというお声がありました。そこは私自身も良く理解をしていますし、確かに当初、有効な一つの手段ですということは申し上げました。しかし、依存症の問題がとて大きくクローズアップされてきて、国民や市民の皆様が大変ご懸念されているということは国も横浜市としても大変理解しています。そのような考え方の中で十分慎重に考えていかななくてはいけないと思っています。今この時期に、果たして統合型リゾートがどの時期にどのような形で導入していかなければならないのかという考え方の中で、私の中では、今は白紙というか判断できないということをおっしゃっている」と発言した。この会見については、翌日に、「IRは白紙」「IRありきではない」「カジノ判断できない」という見出しで報道されたとのことである。

また、平成29年7月の横浜市長選挙では、「林文子10のお約束」と題する公約が掲げられており、同公約の「【お約束9】 観光・MICE」では、「IR（統合型リゾート）の導入検討」として、「依存症対策やIR実施法案など、国の状況を見ながら、市として調査・研究を進め、市民の皆様、市議会の皆様の意見を踏まえたうえで方向性を決定」としている。

さらに、平成29年第3回市会定例会（9月13日）で、前市長は、「IRについては、現在国において検討が進められておりますが、全体像が明らかになっていないということで、私自身は白紙の状態です。したがって、誘致する、しないといった考えを現段階では持っていないということです。引き続き国の動向を見極めながら、市民や市会のご意見も踏まえて、検討していきます。」、また、平成30年第2回市会

定例会（5月25日）では、次期中期計画素案での記載内容を問われ、「IRの整備に必要な法制上の措置となるIR整備法案が国会に提出されました。こうした状況を踏まえ、前回計画と同様に、『法の制定等、国の動向を見据えた検討』と記載しました。IRについては、白紙ではございますが、様々な受け止め方がありますので、引き続き、国の動向を見据えながら検討していきます。」と答弁している。

- (4) これらの答弁等について、それぞれに微妙な含意があることは理解できないものではない。また、平成29年2月以降、表現上はトーンダウンしているものの、横浜市としては国の状況を見ながら検討を続ける旨の答弁をしており、その後の平成29年7月横浜市長選挙の公約以降も同様である。

これらの経緯について横浜市側に確認したところ、依存症をはじめ、懸念事項対策についての市民からの不安の声を受け、まずは、ギャンブル等依存症対策など国の動向を見極めながら、調査、研究を進めていく必要があるとの考えからの答弁であった旨の説明があった。

この点について、市民とのコミュニケーションの過程において、一般論として、市側の意図するとおりに正しく理解されない可能性があることは十分想定し得るところであり、今回は、結果として、「白紙」という言葉が独り歩きをし、市民の中に市長選挙に伴い市側がトーンダウンしているように感じる者が生ずるであろうことは、致し方のない一面もあったと思われる。

さらに、メディアに関しても同様の趣旨で報道することはあり得ることであり、情報発信の難しさに課題が残るところである。これらは本件や横浜市という地方自治体に限った話ではなく、行政側と市民やメディアとの間における同種の齟齬やミスコミュニケーションは往々に生ずる問題であると言える。したがって、とりわけ、人によって捉え方に差異が生ずるような情報については、行政側は特に留意をし、市民にとって、より明瞭な伝え方を意識するとともに、現代型のものも含め多種多様なメディアが存在する中で、それらメディアとの適切なコミュニケーションのあり方についても熟考していく必要がある。

9 政策検討過程における情報提供のあり方及び広報展開について

- (1) 第7章にある広報、広聴等の実績からは、横浜市側として市民に対し積極的な情報提供を行い、市民意見の把握に努めてきたという見方もできなくはないが、あえて指摘をするならば、第一に、本格的な広報の実施時期がIRの誘致表明以降に大幅に偏っているようにも読み取れること、すなわち、IRに関する広報等は、検討過程で積極的に市民へ情報提供されたというよりは、政策確定後の決定事項について市民を説得しているように見ることができる。

この点について横浜市に確認したところ、IR整備法第9条に基づく区域整備計

画の認定申請スケジュールを考慮に入れる必要があり、結果としてタイトなスケジュールとなった旨の説明があった。国と地方とでいわば協働でなされる行政施策において、このような事情はやむを得ない部分があるにしろ、横浜市における I R の検討は、少なくとも、市会等において、平成26年から本格的に議論されていたものであり、例えば、国で検討されている日本型 I R 制度、諸外国における I R の事例、横浜市の財政状況など、法の成立を待たずとも発信できる情報は少なからずあったものと言える。横浜市の将来のためにも、対話型行政運営の実質化ということに配慮が必要であると思料する。

- (2) また、第二の視点として、約377万人の横浜市民に伝わる広報を行っていたかという点に触れておきたい。市民に I R についての理解を深めてもらうための様々な取組が行われていたことは第7章のとおりであるが、本件のように説明会の参加者数が延べ約7,000人となるなど関心度が高い事業であったとしても、I R 誘致に当たっての議論に参画している市民は、約377万人の人口からすればごく少数と言える。横浜市では、令和2年度以降、SNS等を活用した広報を徐々に展開してきたが、令和元年度の説明会時点で I R を構成する施設の一つであるカジノ施設に対する嫌悪感、治安や依存症などの懸念事項に関する市民意見が多くあったということであり、横浜市として、これらのイメージを払拭するには、既に簡単には越えられない大きな壁があったものと言える。現代においてこの種の事業を行う行政のあり方としては、行政側は結果の如何にかかわらず、もう少し早期の段階で SNS をはじめとする様々な現代的媒体を活用するなど、幅広い広報展開を行うこともできたのではないだろうか。

- (3) なお、令和2年12月、I R 誘致の賛否を問う住民投票に関する条例制定の直接請求が市民団体から19万3,193筆の署名をもって市長あて提出され、令和3年第1回市会臨時会での令和3年1月6日から2日間の審議を経て、同月8日に否決されている。

本件報告書118頁のとおり、今回、代表民主制の下で、市も議会も、従来の枠組の中で当該直接請求を否定することとなったが、19万筆を超える署名数があったという事実はやはり存在し、従来以上に、丁寧な対応が必要であったのではないか。I R 事業について住民投票を実施することのメリット・デメリット等について、市の考える I R 事業の全体像を示しつつ対話を重ねてもよかったのではないか。

住民投票は、広い意味で捉えれば、制度設計によって多種多様なものが構築できるのであるから、今後のためにも今回の件をモデルとして議論を整理しておくことは有意義であろう。

10 むすびに

本稿各章で述べたように、I R検討から誘致表明の意思決定等の経過からは、横浜市は政策形成の過程で、国の動向等を注視しながら慎重に検討を積み重ね、あるいは議会と対話していたことがうかがえる。

しかし、市民への説明という点では、政策確定後の決定事項についての説得にも見えなくはないということは、前章で触れたとおりである。背景として、国の法整備を待つなどの考慮すべき事情があったとしても、横浜市として本当に議論したかったのであれば、本来は、「この方向で決めてほしい」という政策確定前の早い段階からの情報発信が必要であっただろう。少なくとも、日本型I R制度の検討概要など、従前から議論されていた事項は多くあり、横浜市としては、市民を巻き込んだ、いわゆる対話型行政を模索すべきであったのではないかと考えられる。早い段階で市が情報を出すことにより、様々な議論が起こり、賛成派、反対派のみならず、サイレントマジョリティーにアプローチして、市民意識の醸成につなげることも可能となろう。これが、市が、国・地方自治体が、情報公開制度を置いている所以でもある。

また、政策形成過程における市会での横浜市側の答弁は、I Rの誘致に関して国の動向等を踏まえて微妙なニュアンスを含む表現となっていたのに対し、横浜市側の意図するところと市民が受け取るものとの間に差異が生じていたであろうことは、第8章で述べたとおりである。このように横浜市側がトーンダウンしていると市民に受け止められている可能性のある中で、令和元年8月に横浜市としてI R誘致の意思表示が行われたため、市民の中には唐突感と共に、これまでの認識の相違が横浜市に対する疑念や不信感へとつながった一面があったのではないかと考えられる。

なお、令和2年12月の住民投票条例の制定を求める直接請求に関して、横浜市及び市会が、従来の枠組の中でその必要性がないと判断したことは、代表民主制の一般的捉え方としては理解することができる。一方で、結果として、19万筆を超える署名数があったという事実については、これまでの一般論にはとどまらない状況にあったという見方ができるとも考えられる。

横浜市におけるI R事業を振り返ってきた中で、行政過程における節目ごとの手続について、市が関係法令等を遵守し、通常行われるべき手続を適正に行っていたことは言うを俟たないが、そういった手続上の問題の有無にかかわらず、市民の中で賛否が分かれる大規模計画を進めることは、行政にとって様々なリスクを伴うものである。横浜市としては、政策転換により、最後にこのような結末があり得ることが改めて分かった初めての経験だったのではないかと考えられる。しかし、長期的な視点に立てば、多様化する価値観の中で、今後もまた同種の事例が生じないとも限らない。その意味では、今回の経験は大変に貴重なものであると受け止めることもできよう。

本件報告書では横浜市における I R 事業の一連の経過が詳細に記録されており、様々な議論の過程などが明らかになった。これらが、横浜市の行政運営や政策形成過程において活かされることで、今後の横浜市政の更なる発展に寄与することを期待する。

VI 有限責任 あずさ監査法人（監査法人）

1 趣旨

特定複合観光施設（以下、本稿において「IR」とする）の目的は特定複合観光施設区域整備法（以下、本稿において「IR整備法」とする）第一条において、「…観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。」と規定されている。そのため、IRにより創出される経済的社会的効果はIRの誘致の是非を判断するうえで非常に重要な判断材料になっている。横浜においても、IRにより創出される経済的社会的効果の実現可能性とその規模が議論となった。横浜市（以下、本稿において「市」とする）は、市民向けの説明会や広報紙など様々な形で、IRにより創出されると期待される経済的社会的効果について市民に示すべく様々な取り組みを行ってきた。このIRにより創出される経済的社会的効果については、地元経済界を中心に肯定的な意見もあったが、一方で、これらの効果に対する懐疑的な意見も多かったのは事実である。

そもそもIRという施策自体、日本においては初の試みであり、視点を世界的に向けても、その数は限定的であること、これらの情報の詳細について明らかにされていないこと、また、IRを構成する施設の一つであるカジノに対する不安や嫌悪が大きいことから、示された経済的社会的効果の数値をそのまま受け入れることが困難であったことは否めない。

また、折からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光客はおろかビジネス目的の渡航さえままならない状況が2年近くも続いており、観光業を始め様々な産業に多大な負のインパクトを与えていることから、インバウンドの取り込みがその成否を左右するIRという施策においては、大変厳しい状況が続いていると言える。更に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年、オンラインゲームなどが急速に浸透するなかで、その手軽さから諸外国ではオンラインカジノのシェアが拡大している。こうした状況からも、IRという施策が安定的に地域の経済に貢献できるのか、またカジノに対する不安や嫌悪は排除され得るのかという漠然とした疑問が市民にあると想定される。

これまで、横浜IRでの経済的社会的効果については、議会、説明会、市民からの広聴等において大きなテーマの一つになってきた。そのため、本稿では、有限責任あずさ監査法人が、経済的社会的効果のなかでも注目されてきた市における増収効果を中心に振り返り・検討を行う。

なお、これまで市が示してきた経済的社会的効果の数値については、事業者のノウハウも含まれており、その詳細の根拠等については示されていない。そのため、事業者から提供された情報を開示し、数値の正確性を検討するという事は困難である。また、仮に事業者から提供された数値の根拠が開示されたとしても、事業者の戦略及

びノウハウを含むものであり、かつ、かなり先と想定される事業開始時点での競争環境によって大きな影響を受ける性質から、客観的に評価することは難しいと考える。

これらを踏まえ、I R整備法をはじめとした制度、海外のI Rの状況、及び他の自治体による調査結果等、これまで公表されているI Rに関するデータ等を用いながら、市が示してきた、市長によるI R誘致意思表示時点での経済的社会的効果等について振り返り・検討を行う。

2 市が示してきたI Rにより見込まれる経済的社会的効果

本報告書の174ページから181ページでも経済的社会的効果について記載されている通り、市がこれまでに公表してきたI Rに関する経済的社会的効果について以下の一覧表に整理する。

(1) 市がこれまでに示してきたI Rにより想定される経済的社会的効果（数値）

指標	調査① 【平成26年度】	調査② 【平成30年度】	調査③ 【令和元年度】	調査④ 【令和元年度 ～令和2年度】
施設規模 (総延床面積)		約67万㎡～ 約150万㎡	77万㎡～ 100万㎡	
建設費等の 初期投資		約6,200億円～ 約1兆3,000億円 ※土地取得費用も 加算した事業者 も含まれる	7,000億円～ 1兆3,000億円 ※人材確保・人材 育成にかかる費 用、什器・備品 調達、資金調達 費用等を含む	
MICE施設の規模				
総延床面積		約70,000㎡～ 約229,000㎡	138,000㎡～ 192,000㎡	
宿泊施設の規模				
総延床面積		約270,000㎡～ 約600,000㎡		
宿泊施設の部 屋数		約2,700室～ 約5,000室	2,700室～ 4,800室	
I R設置後の 横浜への観光客数 (年間)		約4,400万人～ 約7,800万人		

I R 訪問者数				
訪問者数(年間)		約 800 万人～ 約 5,200 万人	2,000 万人～ 4,000 万人	2,100 万人～ 3,900 万人
カジノ利用者割合			約 2 割～ 4 割	
国内観光客割合		約 4 割～約 9 割	66%～79%	67%～80%
I R 区域内での消費額(年間売上)		約 3,500 億円～ 約 8,800 億円	4,500 億円～ 7,400 億円	4,900 億円～ 6,900 億円
E B I T D A (年間)		約 800 億円～ 約 2,100 億円		
経済波及効果				
建設時(全体効果)	3,922 億円	約 6,700 億円～ 約 1 兆 8,000 億円	7,500 億円～ 1 兆 2,000 億円	1 兆 1,000 億円～ 1 兆 6,000 億円
建設時(直接効果)	2,500 億円	約 4,700 億円～ 約 1 兆 1,900 億円		
運営時(全体効果)※毎年発生	4,144 億円	約 7,700 億円～ 約 1 兆 6,500 億円	6,300 億円～ 1 兆円	7,400 億円～ 9,700 億円
運営時(直接効果)※毎年発生	2,561 億円	約 4,900 億円～ 約 9,100 億円		
雇用創出効果				
建設時(全体効果)	30,904 人	約 43,000 人～ 約 100,000 人	85,000 人～ 136,000 人	
運営時(全体効果)	41,030 人	約 17,000 人～ 約 205,000 人	77,000 人～ 127,000 人	91,000 人～ 119,000 人
運営時(直接効果)		約 10,000 人～ 約 56,000 人		
地方自治体への増収効果	(運営時) 61 億円/年 (建設時) 55 億円 ※いずれも個人市民税と法人市民税の合計	約 600 億円/年～ 約 1,400 億円/年 ※カジノ納付金収入、入場料収入、消費税、市民税、固定資産税等	820 億円/年～ 1,200 億円/年 ※カジノ納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税	860 億円/年～ 1,000 億円/年 ※カジノ納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税

調査③は今回、振り返り・検討を行う I R 誘致意思表示時点での経済的社会的効果(数値)である。

(2) 数値の前提条件等

これらの数値は、市が契約した調査委託先や事業者などから情報提供を受けることを通じて算出した調査に基づくものである。

調査②～④の数値については、複数の事業者から提供された情報について、市と市が契約した調査委託先とで確認・整理し、一つの数値に絞らず、幅をもって示したものとなっている。

調査①：IR(統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査の実施(その1)

【平成26年度】

<調査内容・前提条件等>

市にIRを導入した場合の経済的社会的効果について、産業連関分析等を用いて定量効果の算出を実施している。経済的社会的効果の算出にあたっては、毎年発生する運営段階の「IR売上・観光消費の経済効果」と、施設整備段階の「建設による経済効果」について、それぞれ算出(税収効果は、個人市民税と法人市民税の合計)している。

ア IR売上・観光消費の経済効果(毎年発生)

博報堂が平成26年春に各都道府県100サンプルを対象に実施したインターネット調査(日本国内「IR受容性」の最新動向)の回答(20歳以上IR訪問客数、利用意向、年間利用回数、カジノ平均使用額)、横浜市観光客の消費単価を参考に推計算出

イ 建設による経済効果(期間中のみ発生)

各国主要IR施設を参考に延床面積を500,000㎡と仮定し算出

本調査の実施年度は平成26年度であるため、平成25年12月にIR推進法が衆議院に提出され、IRの法整備に向け国全体で様々な動きが出始めた時期であった。この時期においては、法整備が未了であったことから、詳細の制度・条件が明らかにされていない前提で、海外のIRの事例を参考として、仮に横浜でIRを整備した場合の効果を産業連関分析等により推計、算出したものである。

調査②： I R (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査の実施(その4)
I R (統合型リゾート)に関する事業者への情報提供依頼(R F I)の実施
【平成30年度】

<調査内容・前提条件>

日本型 I R の大枠が示された I R 整備法成立を踏まえ実施した「I R (統合型リゾート)等新たな戦略的都市づくり検討調査(その4)」では、I R 整備法に基づき、横浜で I R を実施した場合の経済的社会的効果について、事業者へ情報提供依頼(R F I)を実施しており、事業者から示された定量的な効果について幅をもって示している。

【参考】 I R 整備法の概要 (経済的社会的効果に大きな影響のあるもの)

- カジノ納付金収入：
カジノ行為粗収益 (以下、本稿において「GGR」とする) の15%ずつが国及び認定都道府県等に収入
- 入場料納入金：
日本人入場者の入場料収入 (一人、6,000円) が、国及び認定都道府県等に3,000円ずつ収入
- 日本国内における I R の数の上限は3か所

調査③： I R 誘致の意思表示時 (平成元年8月) に示した経済的社会的効果
【令和元年度】 ※今回、振り返り・検討を行う経済的社会的効果

<調査内容・前提条件等>

平成31年4月に具体的な施設の要求水準が I R 整備法施行令で示され、経済的社会的効果が精緻化できるようになったことを踏まえ、②の調査に協力された事業者から、経済的社会的効果について、追加で情報提供依頼(R F I)を実施しており、事業者から示された定量的な効果について幅をもって示している。

【参考】 I R 整備法施行令の概要 (経済的社会的効果に大きな影響のあるもの)

- 国際会議場施設：最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること

- 展示等施設：以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること
 - ・ 「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満)である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設(床面積の合計がおおむね12万㎡以上)であること
 - ・ 「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満)である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの(床面積の合計がおおむね6万㎡以上)であること
 - ・ 「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設(最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上)である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの(床面積の合計がおおむね2万㎡以上)であること
- 宿泊施設：全ての客室の床面積の合計が、おおむね10万㎡以上であること。また、「客室のうち最小のもの床面積」、「スイートルームのうち最小のもの床面積」、「客室の総数に占めるスイートルームの割合」が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること
- ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の総床面積の合計の3%

調査④：(仮称)横浜・山下ふ頭における特定複合観光施設(IR)設置運営事業に係るコンセプト募集(RFC)の実施 【令和元年度～令和2年度】

<調査内容・前提条件等>

IR整備法に基づき策定する実施方針の参考とするため、IR整備法、IR整備法施行令、基本方針等の日本型IRの条件等に則して、コンセプト提案募集を実施しており、事業者から示された定量的な効果について幅をもって示している。

なお、今回の振り返り・検討は調査③を対象としており、調査①②④は検討対象からは除外している。

3 増収効果（見込）について

(1) 議会、説明会、市民からの広聴等での質疑

本報告書にも示されているが、横浜の I R では、議会、説明会、市民からの広聴等、様々経済的社会的効果に関する質疑や意見があり、例えば「経済効果の根拠は?」、「コロナでカジノは成り立たない」、「市はいくら税金を使うのか?」、「うまくいかなかったら市が赤字補填するのか?」、「海外にお金を吸い上げられるのでは?」といった趣旨の質問が多くみられたようである。

なかでも増収効果に関するもの、特に、市長が I R 誘致の意思表示をした際の説明にあった 1,200 億円などの数値やその根拠に関する質疑応答が多くあった。

増収効果の根拠が不明確（例示 1：I R 事業説明会での問答より抜粋）

問	市会や事業説明会等でもたびたび取り上げられていますが、市への増収効果についてお伺いします。報じられているところでは、市への増収効果が年間 800 億円から 1,200 億円と試算されていますが、根拠は民間事業者の試算であると聞きます。市独自で調査の上、試算するつもりはないのでしょうか。
答	令和 3 年 1 月から I R の事業者公募（R F P）を開始しましたが、これに先立ち、平成 30 年度に R F I、令和元年度に R F C と 2 回にわたり、公募に意欲がある事業者にご協力いただき、サウンディング調査を実施してきました。この中で、事業者からの情報提供をもとに委託先の監査法人が整理・確認したのものとして、地方自治体（横浜市）の増収効果、年間 860 億円～1,000 億円をお示ししました。 この増収効果は、カジノ収益に係る納付金、入場料収入のみならず大規模な施設整備に伴う固定資産税、都市計画税、法人市民税なども含めたものです。なお、これらの数値は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の数値となっています。 I R による増収効果等については、現在実施している事業者公募の中で応募者から、その根拠も含めて求めており、選定等委員会の審査でしっかりと確認します。その上で区域整備計画の作成までに明確化し、市民の皆様にお伝えしていきます。 ～省略～

増収効果の根拠が不明確（例示２：横浜市会での問答より抜粋）

問	<p>税収額等の効果が非公開とされているため検証ができないことに対する受け止め</p>
答	<p>これは、繰り返しご説明していると思うのですが、もう一度ここでご説明しますが、市民説明会でお示ししている、増収効果については、令和元年度までに実施した事業者への情報提供依頼で提供された数値をもとに、監査法人与横浜市で整理・確認したものです。</p> <p>これら数値などの情報については、事業者のノウハウや戦略に含まれるために、情報提供を依頼する際に、対外的に公表をしないことを前提として提供されたものでございます。</p> <p>このため、増収効果の根拠になる事業者の利益等について、お示しすることができない状況でございますので、今後、数値や根拠については、現在、実施している事業者からのコンセプト提案などを参考にしながら、事業者を選定したうえで、区域整備計画で最終的にお示ししていきます。そういう意味ではきちっと数字が出たら、ご説明をしますのご理解いただきたいと思います。</p>

上述したとおり、この増収効果の数値は、令和元年度に実施した調査③の結果に基づくものである。本報告書の179ページにも示されているが、820億円～1,200億円と幅をもって示されている。

上記の例示にある質問の通り、増収効果の根拠を求める質問が多くあったようだが、市は事業者から提供された情報であり、事業者のノウハウや戦略が含まれるため、お示しできないとしており、IRの区域整備計画を策定した段階でそれを公表し、説明すると答えている。

確かに、これらの数値の根拠は、事業者がどのようなIRを整備・運営するか、その戦略やノウハウを基礎とするものであり、その後に実施されるかもしれない公募を踏まれば、公表を望まない事業者側の意図も理解できる。また、公募の公平性の観点からも、その時点でその内容について開示する訳にはいかなかった市の判断はやむを得なかったものと思料される。

また、仮に一定の根拠が明らかになったとしても、それは事業者の戦略・ノウハウを含むものであり、かつ、かなり先と想定される事業開始時点での競争環境によって大きな影響を受ける性質から、客観的に評価することは困難であったと考えられる。

次に、市が示してきたIRへの訪問客数やカジノ利用者の割合等の数値について、海外のIRの状況や過去に示されている民間の調査結果や他の自治体による調査結果等との比較などにより検討するとともに、これらの示されている数値等を利用して増収効果の見込を機械的に算出し、市が示してきた増収効果の見込について検討を試みる。

(2) 市の示した数値

市は、本報告書 174 ページから 181 ページのとおりこれまで4回、数値を示している。

調査①の数値は、I Rを整備・運営することにより、個人市民税や法人市民税が発生するため、税収効果として運営時（毎年）に発生するものとして約 61 億円（40 億円～75 億円）、建設時に発生するものとして約 55 億円（45 億円～63 億円）の増収効果が見込まれるとしていた。この時点では、I R整備法などの制度が示されていないなかで、I R施設が整備・運営されることによる、個人市民税や法人市民税だけを見込んでいるため、それほど大きな増収効果にはなっていないが、本来カジノ納付金収入や入場料も増収効果として見込まれるべきであるため、この時点の見積もり確度は高くないと考えられる。

調査②の数値は、平成 30 年度に成立した I R整備法に基づき、日本型 I Rの制度を踏まえて初めて実施した調査により得られたものである。また、調査にあたっては事業者への情報提供依頼（R F I）を実施している。この調査では、I R整備法でカジノ納付金収入、日本人の入場料収入が規定され、これにより数百億円以上の大きな増収効果が見込めることが明らかになった。I Rの効果を図る上では、重要な要素となったと考えられる。

調査③の数値は、平成 31 年 4 月に、I Rの施設要件など重要な基準を示す I R整備法施行令が示されたことを踏まえ、それらの条件を反映し、追加で R F I を実施して得られた数値となっている。市は I R誘致の意思決定時の説明において、この数値を説明している。

調査④の数値は、令和元年度に、I Rの実施方針の策定に向けてコンセプト提案募集（R F C）を実施して得られた数値となっている。

これまで4つ数値が示されているが、今回は I R誘致の意思決定時に示された調査③の数値について振り返り・検討を行う。

(3) 増収効果（見込）の機械的試算

調査③では、増収効果（見込）が 820 億円～1,200 億円という数値で示されているが、内訳は示されていないため、市から調査③で示された、I Rへの訪問客数やカジノ利用者の割合等の数値を利用して機械的に算出を試みる

この数値については、カジノ納付金収入（G G Rの 15%）、入場料収入（日本人一人当たり 3,000 円）、I Rの整備・運営に伴う法人税や固定資産税等が含まれる。

増収効果（見込）＝以下の①から③の総計

- ① カジノ納付金収入（GGRの15%）
- ② 入場料収入（日本人入場者数×3,000円）
- ③ 税金（法人市民税、固定資産税等）

① カジノ納付金収入（設置自治体分）

I R整備法で、カジノ納付金収入はGGRの30%、そのうち15%がI Rの認定都道府県等（ここでは市）に納められることになっている。

$$\text{カジノ納付金収入} = a. \text{ GGR} \times 15\%$$

GGRは、カジノ利用者数と一人あたりの利用金額を掛け合わせたものとする。

$$a. \text{ GGR} = b. \text{ カジノ利用者数} \times c. \text{ 一人あたり利用金額}$$

カジノ利用者数をどのように見込むかは、いくつか方法があると考えられるが、調査③において、I Rへの訪問者数とカジノ利用者の割合が示されているので、これをかけ合わせて、カジノ利用者数を算出する。

$$b. \text{ カジノ利用者数} = d. \text{ I Rへの訪問者数} \times e. \text{ カジノ利用者の割合}$$

I Rへの訪問者数については、調査③において以下のとおり示されている。

$$d. \text{ I Rへの訪問者数} : 2,000 \text{ 万人} \sim 4,000 \text{ 万人}$$

I Rへの訪問者数を想定するにあたり参考となる数値として、日本型I Rが参考としたシンガポールのマリーナベイサンズでは約4,500万人、リゾートワールドセントーサでは約2,000万人、マカオのギャラクシー・マカオでは約2,000万人の訪問客があると公表されている。

また、横浜、東京など首都圏は、世界有数の居住人口に加え、非常に多くの観光客が訪れており、大きなポテンシャルを有している。

観光庁により実施された「訪日外国人消費動向調査（令和元年度）」によると、東京都及び神奈川県からの海外からの観光客数は令和元年度に約1,640万人となっており、更に、国主導の政策により、海外客数は大きく伸びることが当時見込まれていた（国の目標値は2020年の4,000万人から2030年には6,000万人と1.5倍

に増加)。羽田空港や海外観光客の滞在の拠点となる東京中心部から公共交通機関で30分から45分ほどの山下ふ頭に世界水準のI Rが整備されれば、これまで横浜を訪問していなかった外国人を含め、訪問者数が増加する可能性は高い。仮に令和元年度における東京都・神奈川県海外観光客1,640万人が2030年に1.5倍に増加すると2,460万人となり、これにシンガポールの海外観光客に占めるI R訪問者割合である42% (Singapore Tourism Board「Tourism Receipts Statistics」(2021年5月17日公表)より2015~2019年のデータを抽出し平均値を算出)を掛け合わせると1,033万人の訪問者数が見込めることとなる。

また、博報堂が平成26年度に実施したI Rに関する国内の意向調査においても、行きたい(17.3%)、やや行きたい(33.3%)という調査結果が出ている。首都圏の人口(4,428万人：令和元年)及び首都圏への国内宿泊旅行者(7,948万人：令和元年)に、上記の「I Rに行きたい」と回答した割合(17.3%)を掛け合わせると、約2,141万人の訪問客数が見込まれることとなり、ここで示された訪問者数は過大な数値とは言えないと思料される。

I Rでのカジノ利用者の割合については、調査③において以下のとおり示されている。

e. カジノ利用者の割合 : 2割~4割

この割合はI Rやカジノが存在していない日本においては実績がなく、標準的な数値というようなものは存在しない。また、過去に実施された日本人のカジノへの訪問意向調査等はいくつかあるものの、これらの数値は調査結果の幅も広くでていることや、調査の前提条件や実施方法等がそれぞれ異なるものとなっており、標準的な数値といえるようなものではない。

また、カジノ利用者の割合は、各事業者の戦略やノウハウによっても左右されると考えられるため、意向調査では把握できない要素も多く含まれると考えられる。例えば、I Rの売上の多くは、カジノが占めており、事業者はカジノの利用金額の単価が高い海外客や大口顧客(以下、本稿において「VIP」とする)へのプロモーションに力をいれると考えられる。結果として、I Rへの訪問者に対するカジノ利用者の割合や一人あたりの利用金額は上がると考えられる。

いずれにしても、事業者の示したカジノ利用者の割合を検討することは非常に困難と考えられるが、これまでのアンケート調査の結果等との比較においては、調査③で示された2割から4割という数値は想定される範囲の数値と考えられる。

【参考】過去に実施された日本人のカジノへの訪問意向調査

No.	調査元	調査時期	調査結果
1	(株)博報堂	H26. 3	カジノ利用意向 利用すると思う 7.8% たぶん利用すると思う 14.7% 合 計 22.5%
2	(株)博報堂	H18. 12	日本にカジノが設置された場合に行ってみたいか ぜひ行ってみたい 15.0% やや行ってみたい 38.8% 合 計 53.8%
3	(株)電通、 (株)日経 BP	H26. 2	日本で I R が開業した場合の利用意向 ぜひ行ってみたい・行ってみたい ・国内居住者 54.7% ・香港在住者 96.0% ・中国在住者 84.0% ・シンガポール在住者 78.0% 日本の I R で利用してみたい施設は何か カジノ ・国内居住者 74.5% (1位) ・海外居住者 6割前後
4	千葉市	H27. 1	幕張新都心に I R ができた場合に、利用したい施設 カジノ 42.1% (2位) (24人)
5	(株)ちばぎん 総合研究所	H31. 2	幕張新都心の I R で利用したい施設 カジノ 26.3% (3位)
6	(株)エアトリ	H30. 11	国内にカジノができれば、遊びに行きますか 遊びに行く 14.7%

<調査概要>

1：(株)博報堂：「統合型リゾート（IR/MICE）に関する全国調査」

- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査対象：日本国内在住の20～69歳 男女
- ・ サンプル数：全国47都道府県×100サンプル＝4,700サンプル
- ・ 調査実施時期：H26. 3. 26～3. 28

- 2 : (株)博報堂 : 「カジノに関する生活者意識調査」
- ・ 調査方法 : インターネット調査
 - ・ 調査対象 : 全国の 20~60 代の男女
 - ・ 有効回収数 : 8,166 人
 - ・ 調査実施時期 : H18.12
- 3 : (株)電通、(株)日経 BP : 「日本版統合型リゾートに対する国内外ビジネス層の意識調査」
- ・ 調査方法 : インターネット調査
 - ・ 調査対象 : 日本、中国、香港、シンガポールのビジネス層
(国内 : 日経ビジネスオンライン読者で年収 500 万円以上の有識者、国外 : 世帯年収上位 20% に属する有識者)
 - ・ 有効回答数 : 日本 1,089 人、国外 各 100 人
 - ・ 調査実施時期 : H26.2.12~2.28
- 4 : 千葉市 : 幕張新都心における I R (統合型リゾート) 導入可能性調査
(平成 26 年度実施) の調査結果に関する市民報告会におけるアンケート
- ・ 調査方法 : 市民報告会においてアンケート用紙を配付、回収
 - ・ 調査対象 : 市民等
 - ・ 総回答数 : 57 人
 - ・ 調査実施時期 : H27.1
- 5 : (株)ちばぎん総合研究所 : 「カジノを含む統合型リゾートに関する県民 WEB アンケート」
- ・ 調査方法 : インターネット調査
 - ・ 調査対象 : 千葉県民、千葉市民
 - ・ サンプル数 : 1,000 人
 - ・ 調査実施時期 : H31.2
- 6 : (株)エアトリ 「『カジノ』に関するアンケート調査」
- ・ 調査方法 : インターネット調査
 - ・ 調査対象、回答数 : 10 代~70 代の男女 1,021 名
 - ・ 調査実施時期 : H30.11.20~11.25

一人あたりの利用金額は、これまで市からは示されていない。よって、今回の検討では、過去のコンサルティング会社等の調査結果を利用する。

株博報堂：

c. 国内客の利用金額（一人あたり）：42,150円

D B J、J T B Fの調査結果を基に便宜的に加重平均額を算出：

c'. 海外客の利用金額（一人あたり）：95,000円

一人当たりの利用金額については、国内客と海外客と大きく異なってくると考えられる。これらの数値はカジノ利用者の割合と同様に、カジノの利用金額の単価が高い海外客やVIPへのプロモーションによって大きく左右されると考えられる。事業者の企業秘密であるため、明らかになることはないが、VIPの利用金額は一般の利用客とは桁違いに大きくなると見込まれるため、VIP利用金額の想定により、カジノの売上は大きく動くことが考えられる。

今回の増収効果（見込）の試算においては、事業者の戦略やVIPに対する売上等については考慮せず、また、アンケート調査の結果についても低めの数値を利用して保守的に見込む。

【参考】国内客に関する調査結果

No.	調査元	調査時期	調査結果																		
1	株博報堂	H18.12	リゾート型カジノへの来場時に1回当たりどの程度のお金を使いたいか（平均想定消費額） カジノ：42,150円																		
2	株エアトリ	H30.11	海外旅行先のカジノで遊んだ際に、一度で使った最高金額を教えてください <table border="0"> <tr> <td>3万円未満</td> <td>69.7%</td> </tr> <tr> <td>3万円以上～10万円未満</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>10万円以上～100万円未満</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>100万円以上</td> <td>3.0%</td> </tr> </table> <p>→ 今回、検討のため、便宜的に中央値[※]での加重平均額を算出：113,890円</p> <p>[※]：3万円未満は15,000円、100万円以上は100万円、その他は各中央値で算定</p>	3万円未満	69.7%	3万円以上～10万円未満	15.7%	10万円以上～100万円未満	11.6%	100万円以上	3.0%										
3万円未満	69.7%																				
3万円以上～10万円未満	15.7%																				
10万円以上～100万円未満	11.6%																				
100万円以上	3.0%																				
3	日本カジノ研究所	R1.11	あなたが海外のカジノで遊んだ際に1日で使った最高金額はどれくらいですか <table border="0"> <tr> <td>1万円未満</td> <td>47.89%</td> <td>(102名)</td> </tr> <tr> <td>1万円以上～5万円未満</td> <td>32.86%</td> <td>(70名)</td> </tr> <tr> <td>5万円以上～10万円未満</td> <td>11.74%</td> <td>(25名)</td> </tr> <tr> <td>10万円以上～50万円未満</td> <td>4.23%</td> <td>(9名)</td> </tr> <tr> <td>50万円以上～100万円未満</td> <td>1.41%</td> <td>(3名)</td> </tr> <tr> <td>100万円以上</td> <td>1.88%</td> <td>(4名)</td> </tr> </table> <p>→ 今回、検討のため、便宜的に中央値[※]での加重平均額を算出：63,075円</p> <p>[※]：1万円未満は5,000円、100万円以上は100万円、その他は各中央値で算定</p>	1万円未満	47.89%	(102名)	1万円以上～5万円未満	32.86%	(70名)	5万円以上～10万円未満	11.74%	(25名)	10万円以上～50万円未満	4.23%	(9名)	50万円以上～100万円未満	1.41%	(3名)	100万円以上	1.88%	(4名)
1万円未満	47.89%	(102名)																			
1万円以上～5万円未満	32.86%	(70名)																			
5万円以上～10万円未満	11.74%	(25名)																			
10万円以上～50万円未満	4.23%	(9名)																			
50万円以上～100万円未満	1.41%	(3名)																			
100万円以上	1.88%	(4名)																			

【※】 これまでに海外のカジノで使った金額のため、参考として掲載

<調査概要>

- 1：株博報堂：「カジノに関する生活者意識調査」
- ・ 調査方法：インターネット調査
 - ・ 調査対象：全国の20～60代の男女
 - ・ 有効回収数：8,166人
 - ・ 調査実施時期：H18.12

2：(株)エアトリ『カジノ』に関するアンケート調査

- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査対象、回答数：10代～70代の男女1,021名
- ・ 調査実施時期：H30.11.20～11.25

3：日本カジノ研究所「カジノに関する意識調査」

- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査対象：20歳～59歳の男女 1,200名（各年代男女 各150名）
- ・ 調査実施時期：R1.11.8～11.15

【参考】海外客に関する調査結果

	調査元	調査時期	調査結果																										
1	DBJ、 JTBF	H18.12	<p>カジノでいくら使いたいですか</p> <table> <tr><td>10,000米ドル以上</td><td>2%</td></tr> <tr><td>5,000～9,999米ドル</td><td>2%</td></tr> <tr><td>3,000～4,999米ドル</td><td>2%</td></tr> <tr><td>1,000～2,999米ドル</td><td>8%</td></tr> <tr><td>750～999米ドル</td><td>5%</td></tr> <tr><td>500～749米ドル</td><td>8%</td></tr> <tr><td>400～499米ドル</td><td>8%</td></tr> <tr><td>300～399米ドル</td><td>8%</td></tr> <tr><td>200～299米ドル</td><td>11%</td></tr> <tr><td>100～199米ドル</td><td>15%</td></tr> <tr><td>50～99米ドル</td><td>16%</td></tr> <tr><td>50米ドル未満</td><td>9%</td></tr> <tr><td>分からない/答えたくない</td><td>5%</td></tr> </table> <p>→ 今回、検討のため、便宜的に中央値 [※] での加重平均額を算出：95,021円 ≒ 95,000円 (1米ドル=110円で換算) [※]：50米ドル未満は25米ドル、10,000米ドル以上は10,000米ドル、その他は各中央値で算定</p>	10,000米ドル以上	2%	5,000～9,999米ドル	2%	3,000～4,999米ドル	2%	1,000～2,999米ドル	8%	750～999米ドル	5%	500～749米ドル	8%	400～499米ドル	8%	300～399米ドル	8%	200～299米ドル	11%	100～199米ドル	15%	50～99米ドル	16%	50米ドル未満	9%	分からない/答えたくない	5%
10,000米ドル以上	2%																												
5,000～9,999米ドル	2%																												
3,000～4,999米ドル	2%																												
1,000～2,999米ドル	8%																												
750～999米ドル	5%																												
500～749米ドル	8%																												
400～499米ドル	8%																												
300～399米ドル	8%																												
200～299米ドル	11%																												
100～199米ドル	15%																												
50～99米ドル	16%																												
50米ドル未満	9%																												
分からない/答えたくない	5%																												

<調査概要>

1 : DB J、J T B F 「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査
(平成 29 年度版)」

- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査地域：韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、アメリカ、オーストラリア、イギリス、フランスの 12 地域
- ・ 調査対象：20～59 歳の男女、かつ、海外旅行経験者
- ・ 有効回収数：6,274 人
- ・ 調査実施時期：H29.6.29～7.12

国内客の利用金額と海外客の利用金額が異なることから、GGR 全体を推計するためには、カジノ利用者のうち、国内客、海外客の人数の内訳が必要になる。調査③では、国内客、海外客の割合が以下のとおり示されている。

f . 国内客の割合：66%～79%

f' . 海外客の割合：21%～34%

国内客と海外客の割合については、他に比較対象の参考となるような実績データはないが、大阪府・市による IR 基本構想では国内客の割合が約 73%と試算されており、また和歌山県による IR 基本構想では、国内客の割合が約 68%と試算されている。

これらの割合は、事業者がどのような IR を整備・運営するか、まさに事業者の戦略によるものと考えられる。例えば、国内のファミリー層をターゲットとするか、海外の富裕層をターゲットにするかによって、これらの数値は大きく変わってくる。

そのため、利用金額等と同様に、一人あたりの利用金額の大きい海外客、VIP へのプロモーションにより、海外客の割合も高まると考えられ、調査③で示された数値についても、想定される範囲の数値であると考えられる。

No.	公表元	公表時期	公表内容
1	大阪府・ 大阪市	R1. 12	「大阪 I R 基本構想」 日本人カジノ利用者数 入場料収入 130 億円 ÷ 3,000 円 = 433 万人 カジノ利用者総数 590 万人 国内客割合 433 万人 ÷ 590 万人 = 約 73% 海外客割合 100% - 国内客割合 73% = 約 27%
2	和歌山県	H30. 10	「和歌山県 IR 基本構想 (改訂版)」 国内客カジノ利用者数 245 万人 海外客カジノ利用者数 113 万人 国内客割合 245 万人 ÷ 358 万人 = 約 68% 海外客割合 100% - 国内客割合 68% = 約 32%

これらの数値を表にまとめると以下のとおりとなる。

GGR			
国内客のゲーミング利用人数			
d. I R への訪問客数	2,000 万人 ～4,000 万人	市の調査③で示された数値	
e. カジノ利用者数の割合	2 割～4 割	市の調査③で示された数値	
f. 国内客の割合	66%～79%	市の調査③で示された数値	
国内客の利用金額(一人あたり)		42,150 円	参考：過去のアンケート調査
海外客のゲーミング利用人数			
d. I R への訪問客数	2,000 万人 ～4,000 万人	市の調査③で示された数値	
e. カジノ利用者数の割合	2 割～4 割	市の調査③で示された数値	
f' . 海外客の割合	21%～34%	市の調査③で示された数値	
海外客の利用金額(一人あたり)		95,000 円	参考：過去のアンケート調査

これまで述べてきたとおり、市が調査③で示してきた数値については、海外の事例やこれまでに公表されているアンケート等の調査結果との比較においては、概ね想定される範囲の数値と考えられる。

それを踏まえ、調査③で示された数値（I R の訪問客数、カジノ利用者の割合等）はそれぞれ幅で示されているため、試算においては中央値を使用する。また、一人あたりの利用金額については、市の調査では示されていないため、先に示したアンケート調査等の数値を使用してカジノ納付金収入を試算する。

指標	数値	中央値
d . I R への訪問者数	2,000 万人～4,000 万人	3,000 万人
e . カジノ利用者の割合	2 割 ～ 4 割	3 割
f . 国内客の割合	66% ～ 79%	72.5%
f' . 海外客の割合	21% ～ 34%	27.5%

国内客のゲーミング利用人数

$$= d. 3,000 \text{ 万人} \times e. 3 \text{ 割} \times f. 72.5\% = 652.5 \text{ 万人}$$

海外客のゲーミング利用人数

$$= d. 3,000 \text{ 万人} \times e. 3 \text{ 割} \times f'. 27.5\% = 247.5 \text{ 万人}$$

G G R

(国内客のゲーミング利用人数 652.5 万人×国内客の利用金額 42,150 円)

+ (海外客のゲーミング利用人数 247.5 万人×海外客の利用金額 95,000 円)

$$= 5,101.5 \text{ 億円}$$

G G R		5,101.5 億円	
国内客のカジノ利用人数		652.5 万人	$d \times e \times f$
d . I R への訪問客数		3,000 万人	市の調査③で示された数値の中央値
e . カジノ利用者数の割合		3 割	市の調査③で示された数値の中央値
f . 国内客の割合		72.5%	市の調査③で示された数値の中央値
国内客の利用金額(一人あたり)		42,150 円	博報堂調査
海外客のカジノ利用人数		247.5 万人	$d \times e \times f'$
d . I R への訪問客数		3,000 万人	市の調査③で示された数値の中央値
e . カジノ利用者数の割合		3 割	市の調査③で示された数値の中央値
f' . 海外客の割合		27.5%	市の調査③で示された数値の中央値
海外客の利用金額(一人あたり)		95,000 円	D B J 調査

また、GGRの15%が設置自治体の収入となるので、GGR5,102億円に15%を乗じる。

カジノ納付金収入（設置自治体分）

$$= \text{GGR } 5,102 \text{ 億円} \times 15\% = \boxed{765.3 \text{ 億円}}$$

市へ収入が見込まれるカジノ納付金収入は、約765億円と算出される。

② 入場料収入（日本人の入場者数×3,000円）

続いて、入場料収入を試算する。入場料収入の計算式は以下のとおり。

入場料収入

$$= d. \text{ IRへの訪問者数} \times e. \text{ カジノ利用者の割合} \times f. \text{ 国内客の割合} \\ \times 6,000 \text{ 円} / 2 \text{ (国と認定都道府県等で折半)}$$

調査③で示されたそれぞれの数値の中央値を利用して機械的に試算する。

指標	数値	中央値
d. IRへの訪問者数	2,000万人～4,000万人	3,000万人
e. カジノ利用者の割合	2割～4割	3割
f. 国内客の割合	66%～79%	72.5%

入場料収入（認定都道府県等分）

$$d. 3,000 \text{ 万人} \times e. 3 \text{ 割} \times f. 72.5\% \times 3,000 \text{ 円} = \boxed{195.8 \text{ 億円}}$$

市へ収入が見込まれる入場料収入は、約196億円と算出される。

③ 税収（法人市民税、固定資産税等）

税収については、毎年の法人市民税や固定資産税等が見込まれるが、事業者から提供された数値だけで推測するのは難しいため、市が26年度調査で毎年発生する税収として示されている数値 $\boxed{61 \text{ 億円}}$ を利用する。

26年度の調査においては、施設規模が50万㎡で試算されているが、調査③で示された施設規模は77万㎡～100万㎡となっているため、調査③で見込まれている税収額については、26年度の調査で示された数値より大きくなることも想定されるが、他に利用可能な情報がなく、また過大な見込みにならないよう、26年度の調査で示された数値を利用する。

(4) 機械的試算の結果

以上の① カジノ納付金収入、② 入場料収入、③ 税収を合算すると、

$$\text{① 765 億円} + \text{② 196 億円} + \text{③ 61 億円} = 1,022 \text{ 億円}$$

市が調査③で示した 820 億円から 1,200 億円の中央値と概ね近似する試算結果となった。算出にあたり、一人あたりの利用金額は過去のアンケート調査の結果を利用したが、I R への訪問客数、ゲーミング利用割合、国内客の割合については、事業者から示された数値の中央値をとり、あくまで機械的に算出した。また、他都市において示された数値とも近い数値となっている。

また、調査③で示された 820 億円から 1,200 億円という数値は、今回の試算結果である 1,022 億円という数値に対し、上下約 2 割の幅におさまる結果となった。それぞれの事業者の戦略等により一定の幅が生じるものであることを踏まえれば、これらの増収効果の見込（820 億円から 1,200 億円）は過少あるいは過大に示されていたという事実は検出されていないことがわかる。

4 まとめ

これまで触れてきた通り、I Rという事業は、日本においては初の試みであり、世界的に見ても、それほど多くの事例があるわけではなく、また、事業者の戦略やノウハウだけでなく、かつ運営開始がかなり先でその事業開始時点での競争環境によって大きな影響を受ける性質から、客観的に評価することは難しいと考える。

今回の検討にあたっては、I R整備法をはじめとした制度、海外のI Rの状況等これまでに公表されているI Rに関するデータ等を用いながら、調査③で示された経済的社会的効果について振り返り・検討を行った。

I Rにより見込まれる増収効果については、令和元年度に実施した調査③で示されたI Rへの訪問者数、カジノ利用者の割合、国内客の割合等の数値について、他のデータとの比較等により確認した上で、それぞれの中央値を利用して機械的に算出を試みた。なお、一人あたりの利用金額については、市から数値が示されていないため、公表されている過去のアンケート調査の結果を利用した。

一定の条件と仮定のもとで機械的に試算した数値であるものの、試算の結果として、調査③において示された820億円から1,200億円の中央値に近い値が得られている。また、今回得られた数値は、他都市で示されている同様の数値と比較しても大きく乖離するものではなく、想定される範囲内の数値であると考えられる。

一方、調査③で示された820億円から1,200億円という数値は、今回の試算結果である1,022億円という数値に対し、上・下、約2割の幅におさまる結果となった。それぞれの事業者の戦略等により一定の幅は生じるものであることを踏まえれば、これらの増収効果の見込が過少あるいは過大に示されていたという事実は検出されていないと思慮される。

しかしながら、今回の試算においては一人あたりの利用金額を、民間のアンケート調査の結果に基づき、国内客は42,150円、海外客は95,000円とした。仮に、一人あたりの利用金額を2割増で設定すれば、増収効果は約1,170億円となり約150億円上振れすることとなる。逆に2割減で設定すれば、増収効果は約870億円となり約150億円下振れすることとなる。このように、こうした試算により得られる数値は、条件設定や仮定の置き方によって大きく増減するものである。また、選定される事業者の戦略により影響を受ける可能性があるほか、運営開始がかなり先でその事業開始時点での競争環境を見通した試算にはなっていない点は十分に理解しておく必要がある。

横浜I Rの議論においては、このような数値が独り歩きをし、その数値だけがクローズアップされてきたことは否めない。公民問わず、事業の意思決定においては、こうした数値が判断材料になりうるが、上記の前提を適切に理解して、一定の幅をもって数値を扱う必要があると考えられる。

今回の検討においても、試算の結果、ひとつの数値が得られたが、あくまで一定の条件設定のもとで機械的に得られた数値であり、これまで市が示してきた数値を検討する際の参考とするために算出した数値である。

こうしたことから、示された数値だけ表面的に評価するのではなく、数値を得るための条件設定や社会経済情勢、事業者の戦略などによって数値の増減があり得るということを十分理解し、一定の幅をもって、これらの数値を扱うべきである。

加えて、これらの数値を示す場合には、こうした数値の意味をしっかりと説明することが非常に重要である。

市においては、平成 26 年度の I R に関する基礎的な調査を開始して以降、紆余曲折のなか、I R 事業を推進されてきた。結果として、I R 誘致は撤回することとなったが、今後も、市において、再び、このような難しい判断が迫られるような場面も想定される。これまで I R 事業を推進するなかで蓄積した知識や経験、今回の振り返り・検討で得られた結果を組織で共有し、今後の市政運営に活かしていただけることを期待している。

なお、本稿は、市の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した検討結果を取りまとめたものである。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めているが、本調査報告書の内容は、本検討の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではない。そのため、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではない。

第5 今後の施策への活用等

1 検討の経過と今後の活用

I Rの実現に向けた本格的な検討・準備のための令和元年9月補正予算の議決以降、R F IやR F C等による情報収集やI R推進室での検討に加え、I R推進プロジェクトや観光M I C E経済部会、安全安心・まちづくり部会、依存症対策部会等の部会やワーキンググループを設置するなど、全庁的にI Rに関連する検討を進めてきました。

これらを通じて庁内外で検討した内容については、パブリックコメントを経て確定した「横浜I R（統合型リゾート）の方向性」や設置運営事業予定者公募のために策定した「横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針」等に反映してきました。

また、これらの検討内容は、公募により選定された事業者とともに提案内容とあわせて「特定複合観光施設区域整備計画」に盛り込む予定でした。

市としてI Rの誘致を撤回しましたが、そもそもI Rは市が抱える様々な課題の解決のために検討してきた施策であるため、これまでの検討内容は決して無駄になるようなことはありません。これまでの検討内容が今後の施策に活かされるよう、しっかりと関係局へ引き継いでいきます。

なお、ここで記載している施策等は、I Rを想定した事業規模や財源、I R事業者による市施策への協力等を前提として、区域整備計画の作成に向けて検討したものであるため、市を取り巻く情勢の変化やその必要性を踏まえ実施について判断していくこととなります。

2 観光・経済の活性化に関する事項

庁内における検討において、観光MICE関連では、国の観光ビジョンへの貢献、DMO機能や体制、既存の観光施設やホテルとの連携など、地域経済・地域貢献関連では、市内中小企業の受注機会の確保などについて議論されました。

さらに、上記等について、「横浜IR（統合型リゾート）の方向性」の作成過程やRFCなどを踏まえ、より具体的な事業内容の全庁的な検討を進めました。

(1) 観光MICE関連における検討

ア オール横浜での観光MICE推進体制の構築

IRの実施方針では、新たに整備を求めるMICE施設と、既存施設や観光・交通・MICE・関連事業者と連携・協力をIR事業者に求めました。

将来にわたり横浜を観光MICE都市

として発展させていくための方策として、市内観光・MICE戦略の舵取り役となる組織（DMO等）がマーケティングやターゲティングなどの戦略を策定し、首都圏、東日本、全国の観光資源との有機的な連携をはかり、横浜をゲートウェイとする新たな日本観光のゴールデンルートをつくっていくことなどが議論されました。



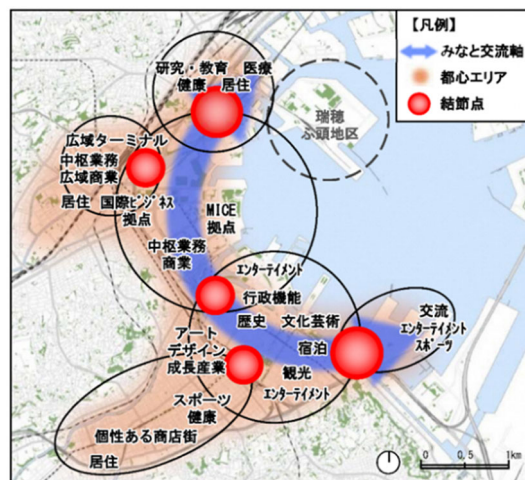
また、このようなDMOに、世界的な人脈や経営ノウハウを有する人材を招聘し、マーケティングに基づきJNTO、観光事業者などと連携しながら、インバウンド獲得を進めることや、MICE分野でも、テクニカルビジットやアフターコンベンションプログラムの提供を行うことなども議論されました。

イ 都心臨海部の既設施設が一体となった国際規模の展示会等の誘致

国の要求水準では、世界水準の国際見本市・展示会を誘致することが求められていました。このため、IRの実施方針では、6万㎡以上の展示等施設を設置し、パシフィコ横浜の展示場（約2万㎡）とのコラボレーションをIR事業者に求め

ました。

近年、観光のみならず世界的な国際展示会誘致に成功している事例として、ラスベガスでは、公共展示施設と民間所有のMICE・イベント施設が一体となって、各施設間を結ぶシャトルバスを運行し、CESなど先端産業の大規模展示会を開催しています。横浜においても、パシフィコ横浜をはじめ既設のMICE施設、MM地区に新設されるコンサート・イベントホールや民間R&D施設、関内地区のスポーツ施設やイノベーション誘導機関など、都心臨海部に集積する機能をMICEの資源と捉え、相互に連結することで、世界水準の見本市、現代アートフェア、国際的スポーツイベントなどのBtoCイベント、BtoBのMICE誘致につなげるポテンシャルがあるといった議論が行われました。



ウ 都心臨海部における世界に類を見ない連続する水際景観による

観光都市としての情報発信

世界に類を見ない連続する水際オープンエリアを活かした魅力づくりとして、歩行者空間の整備を将来にわたり進め、来街者の回遊性を高めるとともに、夜間はイルミネーションによる「光の道」として現地体験型ナイトタイムコンテンツを提供することなどが議論されました。



エ 世界のハイエンドトラベラーを魅了できる環境の整備

横浜が観光MICE都市として将来にわたり国内外の観光客に選択されるためには、アート、食、建築など、特別な体験や上質なコンテンツの提供によつ

て、ハイエンドトラベラーを魅了するディスティネーションを目指していくことも求められます。

このため、客船、プライベートジェット、ヘリコプターを含むあらゆる交通手段での移動の起点となるターミナル機能、一般公開されていないエリアでの食事やサービスに特化したプログラム、既存観光資源の磨き上げや差別化、国際的な文化芸術イベントや大規模スポーツイベントの誘致などについて議論が行われました。

(2) 地域経済・地域貢献における検討

ア 観光MICE等の経済波及を市内に還元していくための取組

MICEは参加者の消費単価が高く、経済波及のすそ野が広い産業と言われていますが、関連産業が東京都に集積されているため、市内での経済効果の還元をより高めていくことが望まれています。

大規模な新たなMICE、ホテル、エンターテインメント施設などを民間事業者が整備する際には、食材・物品・サービス等の調達が発生するため、IRの実施方針では大規模需要への対応として、ICT等の活用を含めた市、経済団体等と連携した安定的で良質な受注体制の構築などを求めました。

今後も、横浜が観光MICE都市として発展していくためには、事業者による市内調達、地産地消や地域特産品の取扱いを高めていくためのオール横浜での仕組みづくりが必要と考えられます。



イ 観光MICE関連産業の人材育成と雇用創出



横浜での大学・教育機関の集積の進展を踏まえ、学部やコースの新設を誘導するなど、観光MICE分野での質の高い人材を国内外から集め、市内で育成していくことや、障害の有無、年齢・性別・人種等に関わらず働きやすいインクルーシブな雇用環境を整え、市内在住の多国籍人材を活用していくことなどが議論されました。

サービス分野においても、DXにおけるロボテックス、AIやICTの活用促進や、多彩な人材が活躍できる語学教育などの雇用・労働環境の向上、就業者居住環境を民間事業者に求めていく仕組みづくりなどについても議論されました。

ウ 横浜の特性と街と魅力を生かした産業の振興

Y-PORTによる情報発信等を活用し、大規模な国際会議や産業展の開催機会を捉え、技術・新製品発信の場、顧客獲得、商談、技術交流、交流ネットワークの機会を創出していくことが産業の振興につながります。このため、その場づくりや技術開発、実証実験を支援する取組についても議論されました。

また、インバウンド客が回遊できるモノ・コト消費の場として、都心臨海部やその周辺の商店街の魅力向上や情報発信を支援していくこと、中央卸売市場本場や南部市場、横浜マイスターの技術披露をインバウンド向けに発信できる場となるよう、市内ホテルや飲食店、商店街と連携して観光資源に磨き上げてくことなどについても議論されました。

3 懸念事項への対策（犯罪の発生の予防等、ギャンブル等依存症対策）に関する事項

犯罪の発生の予防等については、平成 16 年中に過去最高を記録した刑法犯認知件数などを受け、地域防犯力の向上を目指して「自分たちのまちは、自分たちで守る」を防犯対策の基本とした「よこはま安全・安心プラン」を策定し、地域の皆様や神奈川県警察など関係団体の皆様と連携しながら防犯対策を進めてきました。

そのような中で、I R 誘致を契機に、国内外からの来訪者が増大することなどの環境変化を踏まえながら、犯罪の発生の予防に万全を尽くすべく、具体的な施策を検討してきました。

一方、ギャンブル等依存症対策については、平成 28 年度に市内の依存症者支援団体などの社会資源の現状調査や、令和元年度に「横浜市民に対する娯楽と生活習慣に関する調査」を実施するなど、ギャンブル等依存症の実態把握を行いました。また、令和 2 年度に「横浜 I R を考えるシンポジウム」、令和 3 年度に「横浜 I R を考える有識者対談」など市民等への啓発も行ってきました。

ギャンブル依存症対策は、予防と早期対応がとりわけ重要であり、学齢期からの切れ目ない予防教育・啓発や、ギャンブル等依存症に関する正確かつ継続的な情報発信、依存症全般を対象とした総合的な依存症対策など、重層的に進めていくべき具体的な施策を検討してきました。

上記経過を経て検討された施策について、以下に示します。

(1) 犯罪の発生の予防等における検討

市が今後も国際観光 M I C E 都市として発展し続けるために、また、山下ふ頭において検討が進められている再開発を契機とする環境変化を見据えた犯罪の発生の予防等の対策を検討してきました。

犯罪の発生の予防等の対策については、市民や国内外からの来訪者の犯罪被害のリスクを減らし、市民や来訪者の滞在の安心感を高め、ひいては市のまちな魅力を高めることが求められます。

そこで、既存事業の付加価値向上や相乗効果の発揮を促進し、犯罪の発生の予防効果を強化するため、巡回活動と防犯カメラとの連動など現在実施している既存事業間の連携による、新たな仕組みの創出について検討しました。

なお、具体的な施策・取組については今後検討を予定していました。

(2) ギャンブル等依存症対策における検討

I R 推進法の成立を契機にギャンブル等依存症全般について包括的な対策を推進することを目的に議論が重ねられ成立した、ギャンブル等依存症対策基本法やこれに基づき策定された神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画等の関係法令に加え、横浜市依存症対策地域支援計画の策定等を踏まえた検討が進められてきました。

た。

ギャンブル等依存症対策については、アルコールや薬物等の依存症への対策も含め、関係機関・団体などとも連携しながら、総合的に取組を進めることが求められます。

特に、予防と早期発見・支援の視点から、実効性を高めるための施策を推進するとともに、関係機関との連携により基盤環境の強化等に取り組むことなどが有効であると考えられます。

ア ライフステージに応じたきめ細かい予防教育・啓発の実施

市において、初めてギャンブル等をした年齢は、4割以上が20歳代以前となっています（「横浜市娯楽と生活習慣に関する調査（令和元年度）」より）。また、依存が懸念されるゲームやネットについては、年齢が若いほど、利用時間が長くなる傾向がみられます。こうしたことから、若い年代からライフステージに応じたきめ細かい予防教育及び啓発を検討してきました。

イ 横浜市立大学との連携協力体制

総合的な依存症対策を進めるうえで、依存症治療に携わる人材の育成・確保や、依存症治療に対応できる医療機関の拡充など、地域の課題解決に向けた取組の実効性を高めるため、横浜市立大学（以下「市大」という。）との連携協力体制が有効だと考えられます。

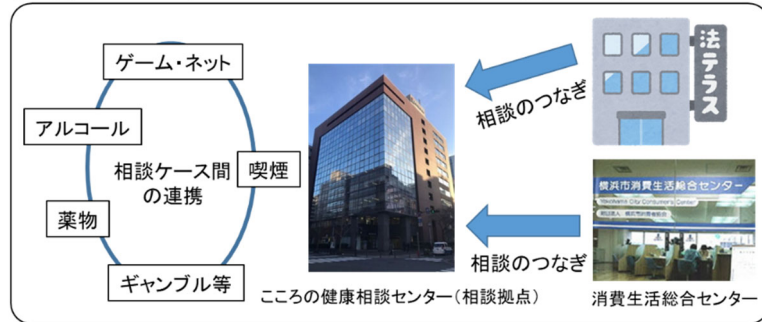


ウ 関係機関との連携による総合的な依存症相談支援体制の強化など

依存症相談支援の実効性を高めるため、身近な相談機関や、司法や消費生活相談センターなどの関係相談機関から相談拠点機関等へつなぐとともに、ギャンブル等依存症だけでなく、依存症全般における相談支援に関する情報を関係機関で共有することにより、依存症の早期発見・早期支援及びトリートメントギャップ^(※)の解消を目指すことが重要です。

(※) 治療が必要な潜在的な患者数と、実際に治療を受けている患者数との差

関係機関との連携による総合的な依存症相談支援体制の強化の取組例



エ その他

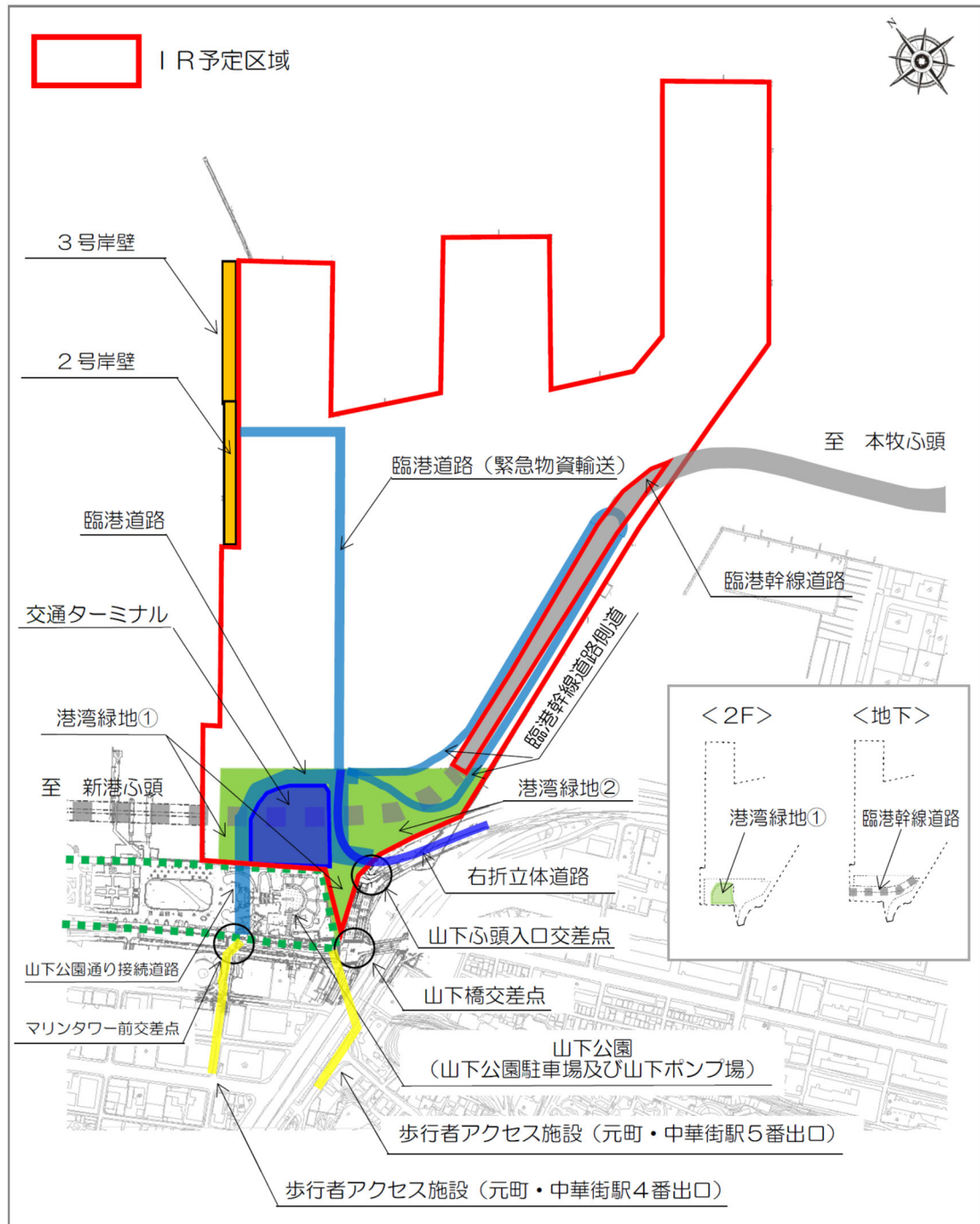
ア～ウの施策のほかに、I Rを設置しているシンガポールで行われているギャンブル依存症対策を参考に、以下のような取組も考えられます。

- 各区役所における依存症専門相談窓口の設置
- 身近な相談窓口における依存症相談の実施
- 市大附属病院での専門外来の設置及び専門医療機関の認定
- 民間支援団体や自助グループに対する一層の活動支援強化
- 依存症支援に関わる支援者の育成・サポートのさらなる拡充

4 山下ふ頭周辺のインフラ整備に関する事項

I R誘致において検討を行ったインフラ計画は図表 60 の通りです。

【図表 60】都市基盤施設設計図



(1) 交通関係

山下ふ頭の周辺にはみなとみらい線や首都高速道路等が整備されており、交通アクセスの利便性が高い立地ですが、I Rは山下ふ頭全体を一体的に開発することを前提としており、I Rの整備により年間約2,100万^(※)から3,900万人^(※)の訪問者が見込まれていたことから、混雑に対して改善方策を検討していました。今後、山下ふ頭の開発計画を検討する際は、開発規模や手法を踏まえて課題を整理し、それに応じた適切な交通対策を実施する必要があります。

(※) R F Cにおいて得られた数値（令和2年10月公表）による

ア 最寄駅からの歩行者アクセス

隣接する山下公園からは、柵で閉じられ通行できない状況となっており、山下ふ頭への歩行者動線は、山下ふ頭入口交差点の1か所となっています。また、山下ふ頭より約300mに位置する「元町・中華街駅」が最寄駅となりますが、そこからの動線には十分な歩行者空間が確保されていません。

これらの改善方策として、山下公園から山下ふ頭への動線や、元町・中華街駅からの歩行者アクセス施設の整備等を検討していました。

なお、歩行者アクセス施設の整備にあたっては、既存の街との融合を図るため、周辺地域への回遊性向上に配慮することが重要です。

イ 自動車交通

山下ふ頭の周辺には山下本牧磯子線などの都市計画道路が整備されています。また、羽田空港や東名高速道等の広域ネットワークと接続する首都高速道路の出入口が近傍に整備されています。一方、山下ふ頭への自動車の流出入箇所は一か所であり、交通集中による周辺交差点の混雑が懸念されます。

これらの改善方策として、臨港幹線道路（山下ふ頭～本牧ふ頭区間）や山下ふ頭と山下公園通りを結ぶ道路の整備、これらと既存の交差点を結ぶ山下ふ頭内の道路整備、混雑が懸念される周辺交差点の改良等を検討していました。

ウ その他の施策

円滑な交通処理を行うために、最先端のテクノロジーを使用した誘導等のソフト面の交通対策や、ハード、ソフトの両面から周辺地域を回遊できる交通ネットワークの構築などを検討することが重要です。

(2) 山下ふ頭の防災

既存市街地に隣接する山下ふ頭での開発は、来訪者が安全に安心して滞在できるだけでなく、防災上の拠点の機能も兼ね備えたまちづくりが求められます。

特に、周囲を海に囲まれた山下ふ頭においては、津波・高潮・高波の際に、浸水しない地盤高や2階レベルでの歩行者動線の確保、大規模地震に備えた対策を想定した開発が必要となります。

(3) 山下ふ頭における景観形成

山下ふ頭は市の都心臨海部に残された唯一大規模開発が可能な土地であり、山下ふ頭の開発により生み出される景観は、市の都市景観において大変重要な意味を持ちます。

「横浜 I R 景観デザインノート」は、山下ふ頭を I R で開発する場合の考え方をまとめたものですが、「長く愛され、何度も訪れたい都市・横浜をつくる」や「インナーハーバーの一員として横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる」などのコンセプトや30のアイデアの中には、今後の開発においても、市の都市景観の魅力をより一層高めるために活用できる視点や要素が多く含まれています。



(4) 山下ふ頭の周辺地域のまちづくり

山下ふ頭は既存市街地に隣接しているため、周辺地域においても、山下ふ頭の開発により生じうる変化をも据えたまちづくりが求められます。

特に、山下ふ頭との結節点を含む関内エリアは、これまでも様々なまちづくりに取り組み、活性化を図ってきたエリアであり、山下ふ頭の開発とあわせた賑わい・回遊性の誘導策を地元の方々とともに考えていく必要があります。

また、同じく山下ふ頭に隣接する新山下地区は住宅が多く立地していることから、住環境の保全という視点も考慮しながら、地元の方々と目指す姿を共有しまちづくりを進める必要があります。

5 広報・広聴の取組に関する事項

I R誘致の取組を推進する中で、広報や広聴の取組は重要なものでした。

これまでの取組を踏まえ、今後の広報及び広聴にどのように生かしていくか、以下のとおり検討しました。

(1) 多様な広報媒体の活用及びタイムリーな情報発信

ライフスタイルの多様化が進む現代においては、市民それぞれの情報の入手方法が異なります。これを踏まえ、広範な広報に加え、適切な広報媒体を選択し、ライフスタイルや趣向等に合わせ、市民一人ひとりに対して直接、正確に情報が届く仕組みを構築するための検討が必要と考えられます。

また、市民に対して情報をタイムリーに伝えるための仕組みの構築も求められます。この仕組みの構築にあたっては、従来の広報に加え、即時性・拡散性の高いSNSなど、世の中のトレンドを把握・分析し、積極的に活用していくことも重要です。

併せて、市と市民が市の現状について共通認識を持てるよう、市を取り巻く状況について、常日頃から発信することで、市政への興味を持ってもらうことも施策の理解への一助につながると考えられます。

(2) コンテンツの工夫

市として寄せられる意見を踏まえ、様々なコンテンツにより可能な限り分かりやすく情報を発信するよう努めてきましたが、結果的に分かりにくさ等のなんらかの課題があったと考えられます。

広報の実施にあたっては、受け取り手となる市民にとって、分かりやすいものであることが求められ、市民の目線でコンテンツを作成する必要があります。そのためには、伝えるべきメッセージを明確すること、ポイントをわかりやすくすることなどの工夫に加え、アクセスしたくなるような工夫が求められます。

また、より質の高い広報に向け、PDCAサイクルの活用も重要です。発信するコンテンツの効果検証にあたっては、市民意見の把握が求められます。この取組の中では、行政と市民の双方向での発信が可能なSNSを従来よりも積極的に活用することが考えられます。

なお、SNSについては、リスクもあるため、取扱いには細心の注意が必要とされることに留意が必要です。

(3) メディアリテラシー等の向上

広報の戦略的かつ効果的な展開においては、メディアを含めた多様な広報媒体の活用やコンテンツの工夫が求められると考えられます。今後の運用にあたっては、

職員自らの情報収集力や分析力の向上、メディアリテラシーの向上、市民に理解共感してもらい行動につなげるための表現力の向上、市民の目線に立った良好なメディアリレーションの構築などの自主的な取組を実施する必要があります。

また、ライフスタイルや価値観などが多様化する現代において、こうした取組を推進するためには、専門的な見地からのアドバイスを積極的に取り入れていくことも必要となってくると考えられます。

第6 市における I R 誘致の取組の振り返り

横浜での I R の取組みを振り返って

-なぜ、横浜市において I R は市民の理解を得られなかったのか-

1 趣旨

市では、平成 26 年度予算で「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査費」を計上して以降、8 年にわたり I R の調査・検討等を進めてきた。特に、令和元年 8 月 22 日の I R 誘致に向けた意思表示後は、本格的な検討・準備を進めるための予算を計上するとともに、I R 推進室を設置し、様々な取組を進めてきた。

令和元年 12 月からは、前市長自らが各区に出向き説明を行った市民説明会（令和 2 年 2 月 24 日以降の 6 区は、新型コロナウイルス感染症の流行のため中止し、市長による説明動画で代替）を実施。令和 2 年 3 月には、横浜における I R の方向性を示す「横浜 I R の方向性（素案）」を公表。令和 3 年 1 月には、実施方針等を公表し、事業者公募を開始した。そして、事業者選定を進めている途中、市長が交代し I R 誘致を撤回することになった。

これほど大きな事業が公募の途中で中止になることは市においても例がない。他都市、国においても決して多くはないと思われる。それでは、なぜ横浜での I R 事業は中止となったのか。

本章では、今後の市政運営に生かしていくため、I R を推進するなかで議論の大きかった、「経済的社会的効果」、「懸念事項対策（ギャンブル等依存症対策）」、「I R 事業の進め方・市民のご理解」の 3 つの側面から、外部有識者の意見をふまえ、I R 事業がなぜ市民の理解を得られなかったかを考察する。

2 経済的社会的効果

I R による経済的社会的効果は、I R 誘致の判断において、重要な要素の一つであった。地元経済界においては、民間事業者による大規模な投資による観光・経済の起爆剤として大きな期待が集まった。また、I R 整備法に基づき見込まれる国・自治体への収入は大きく、地方自治体にとっては大変な魅力であった。

日本の I R 事業は、国が法令、規則、基本方針を定め、それに基づき、自治体が、実施方針の策定、公募による事業者選定、公募により選定された事業者とともに区域整備計画の作成、国への認定申請を行うことになっている。区域整備計画は、自治体と公募により選定された民間事業者が共同で作成する、いわゆる I R の事業計画書であり、具体的な施設計画や運営計画、懸念事項対策、収支や売上、経済効果の見込み、リスク対応などが盛り込まれる。そして、この区域整備計画を作成し、国に認定申請する際には、市長、県知事、公安委員会、学識経験者、市民代表などからなる協議会での協議や、県、公安委員会の同意、公聴会、最終的には議会での議決など、地域に

おける合意形成の手續が定められている。市は、これらの流れに基づき、経済効果の根拠や市の負担すべき費用などについて、公募により選定された事業者と区域整備計画を作成するなかで明らかにし、市民に丁寧に説明し、市会に諮る予定であった。

一方、IRは日本で初めての試みであり、不確定要素が多く、効果について期待通りにならない事業リスクがあった。例えば、

- ・外部有識者が行った試算によれば、経済効果（増収効果）は、一人当たりのカジノ利用単価、IRへの訪問客数やその中のカジノ利用割合などの設定に依存し、コロナ禍前で約300億円まで下振れするリスクがあることが示された。
- ・市の経済効果の試算は、いずれもコロナ禍前を想定して行われたものだが、オンラインカジノの台頭とあわせたリアルカジノのシェア縮小、新型コロナウイルス感染症の流行によるIR・カジノ施設を営業中止した諸外国の事例など、コロナ禍以前に期待されていた効果を望むことが大変厳しい状況となっており、ポストコロナにおける観光産業への影響など考慮すべき状況があった。
- ・周辺地域のインフラや交通環境の整備に関する費用、IR周辺地域の経済・観光への影響対策に要する費用など、市が負担する費用について示すべきという指摘があった。
- ・諸外国ではギャンブル依存症対策費用は、例えばカナダでは70億円、ラスベガスのある米国ネバダ州では52億円と、ギャンブル依存症に関連する諸費用は膨大なものとなることが指摘されている。

これらを踏まえ、外部有識者から「IR事業において想定されるリスクケースに応じた市側の負担の可能性の有無などリスクに関する横浜市の説明は具体性に欠けている」、「コロナ後の社会を想定した中での施設全体の収益分析や経済波及効果などを検証して市民に示す必要があったが、全くなされていない」と指摘されており、市としても、IR誘致の判断根拠のひとつである経済効果について、想定されるあらゆる考慮事項を精査した上で、これらの疑問にしっかりと、かつ早い段階で向き合っていく必要があったものとする。

3 懸念事項対策について

IRに対する否定的な意見として非常に多かったのが、カジノによるギャンブル依存症や治安悪化に対する懸念や不安である。

日本においては、パチンコ、競馬、競艇、競輪、更には宝くじなど、いわゆる射幸産業が盛んであり、そのため、それらに起因する依存症が存在する。この依存症がIRの推進とあわせて大きくクローズアップされた。また、カジノによる周辺地域の治安の悪化や風紀の乱れなどへの不安も高まった。

平成28年のIR推進法の成立にあたっては、懸念事項対策など16項目の附帯決議

が付された。また、その後の I R 推進会議においては、これらの懸念事項対策の検討が進められ、I R 整備法令には世界水準を謳うカジノ規制が盛り込まれた。

<日本型 I R における主なカジノ規制>

- ・ I R 区域のなかでカジノ施設を 1 に限定
- ・ カジノ行為を行うことのできる面積は、I R 施設の延床面積の 3 %
- ・ カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）
- ・ 日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、連続する 28 日間で 10 回に制限。本人・入場回数を確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- ・ 20 歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対してもこれらの者を入場させてはならないことを義務付け

これらの I R 整備法等に基づくカジノ規制は、I R の成功事例として、日本の I R 推進のお手本とされたシンガポールの対策を参考としたものである。シンガポールでは、入場制限や本人・家族排除のほか、国が設置した依存症対策の機関による徹底したギャンブル依存症対策が実施されている。そして、これらの対策の財源は、I R により得られる収入の一定割合が充てられている。

一方、日本における I R の懸念事項対策は、I R 整備法令、基本方針、カジノ管理委員会規則等で定められるほかは、それぞれの事業者や設置自治体に委ねられており、その時点では具体的な対策は明らかになってはいなかった。

市としては、ギャンブル等依存症だけでなく、アルコール、薬物、ネット・ゲーム障害を含めた依存症対策に総合的に取り組んでいくことを、「横浜 I R の方向性」等に示し、年に 1 千万円程度であった依存症関連の予算を I R の本格的な検討開始後には約 6 千万円に増額して取組を強化したほか、国で実施された調査を参考に横浜市民を対象としたギャンブル等依存症の実態調査や有識者シンポジウムの実施など、依存症対策に着手した。

さらに、今後、公募により選定された事業者と区域整備計画を作成するなかで、より具体的な対策を明らかにし、進めていく予定であったが、こうした取組状況は外部有識者の目から見て、十分ではなかった。

外部有識者とのやりとりの中では、対策を進めると前向きな姿勢を示しておきながら、実際に具体的な取組は全く進んでいない。I R をやるのであれば、ギャンブル等依存症対策を実施している現場の苦勞に目を向け、ギャンブル等依存症対策にしか

りと財源を充てて取り組むべきという趣旨の意見もあった。

市民からも、カジノに起因するギャンブル依存症や治安悪化に対して、懸念や不安の声が寄せられていた。

そのため、先に記載したとおり、市は懸念事項対策の強化に徐々に取り組みはじめていたが、具体的な対策が明らかになっている状況ではなく、市民の不安を払拭し、理解を得られるまでには至っていなかった。

4 事業の進め方・市民の理解について

(1) 事業進捗にあわせた情報発信と正確な情報の共有

平成 28 年度、I R 推進法の議論が進められるなかで、カジノに起因するギャンブル依存症や治安悪化などに対して、不安や懸念の声が高まり、I R 推進法には懸念事項対策等 16 項目の附帯決議が付された。市としては、国における懸念事項対策や今後の制度設計の議論の状況を注視しながら、市内部で検討を続ける旨の姿勢を示していた。3 期目の市長選挙を控えた平成 29 年 6 月の定例記者会見においては、前市長は「今は白紙というか判断できない」と表現した。この表現は、メディアでも大きく取り上げられることになり、「白紙」= I R 中止、と認識した市民も相当数いたと予想され、「白紙」の認識において、市と市民との間に齟齬が生じたと考えられる。

翌平成 30 年 7 月 20 日、I R 整備法が成立。市は I R 整備法を基に本格的な調査を実施し、令和元年 6 月末には、調査結果の市民説明会を市内 4 か所で実施した。こうした経過の中で、令和元年 8 月 22 日、市は前年度に実施した調査結果を踏まえ I R 誘致に向けて意思表示を行った。

意思表示に対する反応は大きかった。意思表示した当日には、I R に反対する市民が市庁舎に集まった。また、市の I R 事業の進め方について批判的な広聴が数多く寄せられるなど、「白紙」から唐突に I R 誘致の意思表示が行われたように受け止めた市民も数多くいたと思われる。

外部有識者からは、「もう少し早期の段階で SNS をはじめとする様々な現代的媒体を活用するなど、幅広い広報展開を行うこともできたのではないだろうか」といった意見をいただいた。

しかし、I R 事業は、国の認定を受けなければ実施できない事業であるため、国のスケジュールを見据えて進めていく必要があった。そのため、早い段階で市民への丁寧な説明を行うなど、余裕を持って事業を推進することが難しかった。

I R 誘致の意思表示においては、早い段階での市民への丁寧な説明や、正確な情報の共有ができなかったことで、市民の反発や不信感を招くことになり、その後の市の I R 推進において大きな影響を与えたと考える。

(2) 住民投票条例制定を求める直接請求への対応

令和2年12月23日、法定数（有権者数の50分の1）を超える署名（有効数19万3193筆）をもって、市民団体から条例制定請求書が市長あてに提出された。

市は請求を受け、令和3年第1回市会臨時会（令和3年1月6日～1月8日）に、市第100号議案「横浜市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致についての住民投票に関する条例の制定」を市長名による意見とともに市会へ提出した。

<市が提出した意見の趣旨>

- ・一般的な制度化は現在でもなされていないこと
- ・条例に基づく住民投票には法的拘束力がないこと
- ・IR整備法において民意を反映させる制度が法定されている中で、加えて住民投票を実施することには意義を見出しがたいこと
- ・住民投票の実施はこれまでの議論の棚上げを意味すること
- ・IRの全体像は、事業者とともに作成する区域整備計画において具体化していくので、市民の皆様に丁寧に説明を行うとともに、議会における議論を基本として法定の手續を着実に進めていくことが重要と考えていること

市会においては、令和3年1月6日の本会議で議案関連質疑、7日の常任委員会での審議を経て、8日の本会議で本条例案は否決となった。（詳細については、報告書142ページから145ページまでを参照）

こうした市の対応について、外部有識者からは、「19万筆を超える署名数があったという事実はやはり存在し、従来以上に、丁寧な対応が必要であったのではないか」、「IR事業について住民投票を実施することのメリット・デメリット等について、市の考えるIR事業の全体像を示しつつ対話を重ねてもよかったのではないか」などの意見をいただいた。

住民投票条例制定を求める直接請求に関して、市が進めた手續は法令で定められた手續を瑕疵なく進めたものではあるが、外部有識者の意見は、市にとって、非常に厳しいものとなった。

市としても、約19万筆の署名が集まったことを、市民の理解が得られていないと受け止め、広報よこはま特別号の発行、市庁舎2階での事業者の提案内容のパネルや施設の模型展示、オンラインでの市民説明会など様々な形で広報を実施した。しかし、これらの広報活動によっても市民の理解を得るには至らなかった。住民投票条例制定を求める直接請求の結果や市の対応については批判的な意見も多く、IRに対する市民感情を悪化させた可能性もあったと考える。

5 横浜市において、IRはなぜ市民の理解を得られなかったのか

市はIR事業を推進するなかで、市民に対して様々な広報活動等を実施し、情報発信を行ってきた。しかし、それらは市民が納得できる情報発信や、市民との間における正確な情報共有とはなっていなかったと考える。

また、住民投票条例制定を求める直接請求への対応、新型コロナウイルス感染症の流行やそれに伴う社会経済環境の激変により、市民感情は更に厳しくなっていたのではないだろうか。

こうしたことが市や市が進めるIRへの反発や不信感を招き、結果として、市民の理解を得るには至らなかったものとする。

今回の振り返りは、市が様々な施策や事業を進めるうえでは、市民の理解は欠かせないものであり、それを得るためには、市民が求める適時・適切な情報発信・共有が重要であることを改めて認識するものとなった。

今後、これら振り返りの中で得られたこと、IR事業を進めるなかで学んだことをしっかりと生かし、より一層信頼される市政運営を実現していく必要があると考える。

＜参考＞本報告書で使用している略語

本報告書で使用している略語は、以下のとおりです。

略語	意味
横浜 I R	I R 推進法及び I R 整備法に基づき、I R を横浜の都心臨海部の街と一体的に整備する横浜イノベーション I R
I R	I R 整備法第二条第一項で規定されている「特定複合観光施設」
I R 推進法	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）
I R 整備法	特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）
実施方針	I R 整備法第六条第一項の規定に基づき、都道府県等が定める特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針 （市では「横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針」を作成）
区域整備計画	I R 整備法第九条に基づき設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して作成する特定複合観光施設区域の整備に関する計画
基本方針	I R 整備法第五条の規定に基づき、国土交通大臣が定める「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」
I R 整備法施行令	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成31年政令第72号）
I R 推進本部	I R 推進法第十四条の規定に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、設置された「特定複合観光施設区域整備推進本部」
I R 推進会議	I R 整備法第二十一条の規定に基づき、I R 推進本部の下、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議するため、設置された「特定複合観光施設区域整備推進会議」

印刷・発行

横浜市都市整備局総務課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話

045-671-4135

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotousei/IR/irfurikaeri.html>

<令和4年9月>